

## 令和4年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次	1
第1号(2月17日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	7
○地方自治法第121条により出席した説明員	7
○職務のために出席した職員	7
○開議	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会議期間の決定	10
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	10
○請願・陳情	26
4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について	
4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願	
4請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願	
○報告第1号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)の専決処分に係る報告について	27
○諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	29
○議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	30
○議案第4号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	32

○議案第 5 号	矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について	3 3
○議案第 6 号	特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	3 4
○議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 5
○議案第 8 号	矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	3 7
○議案第 9 号	行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について	3 8
○議案第 1 0 号	矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例について	3 9
○議案第 1 1 号	矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例について	4 1
○議案第 1 2 号	矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	4 4
○議案第 1 3 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	4 6
○議案第 1 4 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	4 7
○議案第 1 5 号	令和 3 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 1 号）について	4 8
○議案第 1 6 号	令和 4 年度矢巾町一般会計予算について	4 9
○議案第 1 7 号	令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	4 9
○議案第 1 8 号	令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	4 9
○議案第 1 9 号	令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	4 9
○議案第 2 0 号	令和 4 年度矢巾町水道事業会計予算について	4 9
○議案第 2 1 号	令和 4 年度矢巾町下水道事業会計予算について	4 9
○発議案第 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	5 1
○発議案第 2 号	矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について	5 2
○休 憩		5 3

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 5
○欠席議員	5 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5 5
○職務のために出席した職員	5 6
○再開	5 7
○議事日程の報告	5 7
○議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について	5 7
○散会	5 8

### 第 3 号 （3月3日）

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	5 9
○職務のために出席した職員	6 0
○開議	6 1
○議事日程の報告	6 1
○代表質問	6 2
1 藤原信悦議員（町民の会）	6 2
2 山崎道夫議員（一心会）	7 6
3 長谷川和男議員（矢巾明進会）	1 0 1
○散会	1 1 9

### 第 4 号 （3月4日）

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 1

○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 2 1
○職務のために出席した職員	1 2 2
○開 議	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○一般質問	1 2 3
1 昆 秀 一 議員	1 2 3
2 村 松 信 一 議員	1 5 5
3 赤 丸 秀 雄 議員	1 8 0
○請願・陳情	2 0 2
4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願	
○散 会	2 0 3

第 5 号 (3月7日)

○議事日程	2 0 5
○本日の会議に付した事件	2 0 5
○出席議員	2 0 5
○欠席議員	2 0 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 0 5
○職務のために出席した職員	2 0 6
○開 議	2 0 7
○議事日程の報告	2 0 7
○一般質問	2 0 7
1 水 本 淳 一 議員	2 0 7
2 小笠原 佳 子 議員	2 3 0
3 藤 原 梅 昭 議員	2 5 0
4 谷 上 知 子 議員	2 7 4
○散 会	2 9 4

第 6 号 (3月8日)

○議事日程	2 9 5
○本日の会議に付した事件	2 9 5
○出席議員	2 9 5
○欠席議員	2 9 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 9 5
○職務のために出席した職員	2 9 6
○開 議	2 9 7
○議事日程の報告	2 9 7
○一般質問	2 9 7
1 小 川 文 子 議員	2 9 7
2 川 村 よし子 議員	3 2 3
○散 会	3 4 3

第 7 号 (3月17日)

○議事日程	3 4 5
○本日の会議に付した事件	3 4 6
○出席議員	3 4 6
○欠席議員	3 4 6
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 4 6
○職務のために出席した職員	3 4 7
○開 議	3 4 9
○議事日程の報告	3 4 9
○請願・陳情の審査報告	3 4 9
3 請願第3号 矢巾町営火葬場(斎苑)の誘致に関する請願	
4 請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について	
4 請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願	
4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願	
○議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について	3 5 6
○議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	3 5 6

○議案第18号	令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	356
○議案第19号	令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	356
○議案第20号	令和4年度矢巾町水道事業会計予算について	356
○議案第21号	令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について	356
○議案第22号	副町長の選任について	368
○議案第23号	矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について	370
○議案第24号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	371
○議案第25号	矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	374
○議案第26号	矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について	375
○議案第27号	令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)について	376
○議案第28号	令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	376
○議案第29号	令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	376
○議案第30号	令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	376
○議案第31号	令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について	376
○議案第32号	令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について	376
○発議案第3号	矢巾町営火葬場(斎苑)の誘致に関する意見書の提出について	379
○発議案第4号	徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について	381
○発議案第5号	安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	382
○発議案第6号	水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について	383
○発議案第7号	ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について	384
○休憩		386
第8号(3月17日)		
○議事日程		387

○本日の会議に付した事件	387
○出席議員	387
○欠席議員	387
○地方自治法第121条により出席した説明員	388
○職務のために出席した職員	388
○再開	389
○議事日程の報告	389
○議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について	389
○議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について	389
○議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につ いて	389
○議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に ついて	389
○議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	389
○議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について	389
○町長挨拶	392
○散会	393
○署名	395

# 議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会3月会議

1. 請願・陳情
  - 4 請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について
  - 4 請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願
  - 4 請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願
2. 報告第 1号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について
3. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第 4号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
6. 議案第 5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について
7. 議案第 6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について
11. 議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例について
12. 議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例について
13. 議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
14. 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
15. 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて



- 16. 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
- 17. 議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について
- 18. 議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 19. 議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 20. 議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 21. 議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について
- 22. 議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 23. 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 24. 発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 25. 請願・陳情
  - 4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願
- 26. 議案第22号 副町長の選任について
- 27. 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 28. 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 29. 議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 30. 議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 31. 議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について
- 32. 議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 33. 議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 34. 議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 35. 議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 36. 議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 37. 発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出について
- 38. 発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について
- 39. 発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
- 40. 発議案第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

4 1. 発議案第 7 号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について



令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

令和4年2月17日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情
  - 4 請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について
  - 4 請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願
  - 4 請願第3号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願
- 第 5 報告第 1号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 8 議案第 4号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について
- 第10 議案第 6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例について

て

- 第15 議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する  
条例について
- 第16 議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に  
関し議会の議決を求めることについて
- 第17 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第18 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第19 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
- 第20 議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について
- 第21 議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第22 議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第23 議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第25 議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第26 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第27 発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	17番	高橋七郎	議員

18番 藤原由巳議員

欠席議員（1名）

16番 廣田光男議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	総務課長 兼防災安全室	藤原道明君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司君	税務課長	花立孝美君
町民環境課長	吉田徹君	福祉課長	浅沼圭美君
健康長寿課長	村松徹君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	田村英典君
農業委員会 事務局長	高橋保君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君	教育長	和田修君
学校教育課長	田中館和昭君	子ども課長	田村昭弘君
農業委員会 会長	中川和則君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		



---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和4年矢巾町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 昆 秀 一 議員

11番 藤 原 梅 昭 議員

12番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

---



## 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は、2月8日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から3月17日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の会議期間は本日から3月17日までの29日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、令和4年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 本日、ここに令和4年矢巾町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、私の所信を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の災禍にあつてその治療や感染拡大の防止に携わる皆様、そして私たちの暮らしを支えていただいております全ての皆様に改めて敬意と感謝の意を表します。

新型コロナウイルスの変異株は想定を超えるスピードで感染拡大し、その猛威は現在も予断を許さない状況にあります。町は、これまで国や県、紫波郡医師会、町内医療機関と連携し、ワクチン接種を早期に行うことで感染拡大防止につなげてまいりました。現在進めております3回目のワクチン接種につきましても、昨年12月から医療従事者の接種を開始しており、今からは一般高齢者、3月からは64歳以下の接種を前倒しで行い、希望する全ての町民の皆様が安全かつ迅速に接種できるよう強力に進めてまいります。

これまでの新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして本町の基幹産業でありま

す農業者、商工事業者等への支援を行ってまいりました。農業関連では持続的な経営継続を促進するための収入保険加入支援補助金、矢巾町米生産農家緊急支援給付金を実施しております。また、中小企業者等の商工関連では、町独自の家賃給付金や飲食店応援給付金、中小企業者等事業継続支援金による助成のほか、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を矢巾町商工会と連携して実施し、地域経済循環の促進につなげてまいりました。引き続き、関係者の皆様の声に寄り添いウィズコロナ、ポストコロナ時代の経済活性化に向けたまちづくりを進めてまいります。

一方、明るい話題といたしましては、アルペンスキーの高橋幸平選手が、北京パラリンピックに出場いたします。高橋選手は、平昌大会に続き2大会連続出場の快挙であり、本人はもちろんのこと、支えてこられたご家族や関係者の皆様にとってもこの上ない喜びと存じます。「スポーツのまち やはば」の出身者が日本代表として世界の大舞台で活躍することは、町民に夢を与え、コロナ禍の閉塞感に光を差してくれるものであり、町を挙げて応援してまいります。

第7次総合計画・後期基本計画（2020～2023）の3年目であります令和4年度は、全世界の共通目標であるSDGsの理念の下、誰一人取り残すことなく、「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現に向け、本町がこれまで培ってきたフューチャー・デザインのノウハウを生かしながら、未来への持続可能なまちづくりを進めてまいります。

それでは、施策の推進に当たりまして重点的に取り組む7項目について述べさせていただきます。

1つ目は「観光産業の活性化」であります。西部地区では、矢巾町のシンボルである南昌山において展望台を整備し、宮沢賢治とゆかりのある温泉郷エリアの観光振興に努めるほか、花と緑を基軸にした取組として、煙山ひまわりパーク、和味フラワーパークに加えて各エリアで花壇整備を行い、町内の観光拠点として一体的にプロモーションしてまいります。東部地区では、国指定史跡徳丹城跡の整備を、令和2年度から5か年計画で進めており、来訪者が歴史を身近に感じ憩える場としての魅力を高めてまいります。

2つ目は「子育てに優しいまちづくり」であります。これまで本町では、全世代に優しいまちづくりを進めてきているところであり、子育てに関してはヘルパーを派遣した家事支援による産後の生活サポートや高校生までの医療費助成等による子育て応援の施策を展開してまいりました。令和4年度は、それらに加えて新たに町立煙山保育園における医療的ケア児の受入れ体制の整備、病児・病後児保育の実施に向けた取組、ヤングケアラーの相談環境の

整備を進めるとともに赤ちゃん子育て応援給付金を創設し、地域全体で子育てを見守り支える環境を整え、子育てに優しいまちづくりを進めてまいります。

3つ目は「ゼロごみ6Rの推進」であります。町民憲章に掲げております、みどり豊かな自然を愛し清らかな町づくりを進めるため、ごみを減らすのではなくごみを発生させないゼロ・ウェイストを心がけ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に加え、2R（リフューズ、リペア）さらに1R（プリサイクル）を加えた6Rを推進します。令和4年度は、ごみを資源とするため地域におけるリサイクル拠点回収事業を環福連携の手法を取り入れ展開してまいります。また、使用済紙おむつをはじめとした使用済プラスチック等のアップサイクルの取組を、町民、事業者、大学、行政が一体となって進めてまいります。

4つ目は「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」であります。

自治体DX推進計画の方針に基づき、行政サービスのデジタル化により、町民の利便性を向上させるためマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、マイナポータルを核とした電子申請プラットフォームの充実による行政手続のオンライン化に取り組んでまいります。

地域社会において、日常生活でのデジタル化は急速に進んでおり、日々の暮らしを豊かで便利なものにしております。その恩恵を多くの町民が受けることができるよう、大学や企業等と連携を図りながら「人に優しいデジタル化」の支援を進めてまいります。

また、デジタルトランスフォーメーションの流れが加速する中で、町民が暮らしやすい生活環境の構築に向けて産学官連携によるスマートタウン構想の具現化を図ってまいります。

5つ目は「新たな地域コミュニティの構築」であります。町民憲章に掲げるまちの実現のため昭和55年7月に全国に先駆けてコミュニティ条例を制定し、住民自治の発展に努めてまいりましたが、制定から41年が経過し、社会環境が大きく変化する中で近年、自治会活動への参加者の固定化や減少といった問題が顕在化しております。地域の皆様の思いを大切にし、行政と自治会が互いに補完し合いながら地域課題の解決に取り組めるよう、新たな地域コミュニティの構築を進めてまいります。

6つ目は「町民との対話を通じたまちづくり」であります。これまでも様々な機会を通じて対話のまちづくりを進めてきたところではありますが、令和4年度は新たに各地域を訪問してのコミュニティ懇談会を開催し、町民の皆様と意見を交わすことで埋もれている地域課題を洗い出し、次期総合計画への反映に努めてまいります。また広報・広聴の在り方としてICTを活用したリモート懇談会の開催など、ウィズコロナに対応した新しい形のコミュニケーションの在り方を検討してまいります。

7つ目は「財政の健全化」であります。本町の歳入は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞等により、今後町税や各種交付金の減収が避けられない状況にあります。また、歳出では扶助費、物件費、公債費などの経常的経費が増加し、財政の硬直化が課題となっております。町政運営を安定的かつ持続可能なものにするために財政の健全化は最重要課題であり、徹底的に事務事業の見直しを行い、令和8年度を目標として財政の健全化に努めてまいります。

続きまして、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、令和4年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第1に『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、健康に生活できる環境の整備を進めるとともに、高齢者については本人の意思と個人の尊厳を保持し、その高齢者を支えるご家族のため、高齢者それぞれの能力に応じ、健康で自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

そのために、「人生100年時代を健幸に暮らせるまち やはば」の実現を目指し、第8期介護保険事業計画の中間年度として、ニーズと地域資源の状況を常時的確に把握し、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者を支えるネットワークの構築を推進するとともに、介護予防・認知症施策の推進施設「矢巾町えんじょいセンター」を拠点として、おれんじボランティアや介護・福祉得事業者と協力、連携し、介護予防・日常生活支援事業、認知症施策を展開してまいります。

また、岩手県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図り、高齢者の心身の多様な課題に対応するきめ細かな支援として、高齢者お一人お一人の医療、介護、健康診査等の情報を的確に把握し、高齢者の社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた疾病予防と重症化予防の取組を、より一層推し進め、健康寿命の延伸を目指してまいります。

今後においては、介護保険事業者の人材不足が全国的にも懸念されているところではありますが、事業者とともに人材育成・確保施策に取り組み、さらにはボランティア団体と連携を図りながら、2025年、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの実現と地域共生社会の構築を図ってまいります。

子育て支援策といたしましては、家族が増える喜びを実感し、安心して子育てができる環境を整えるため、不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成及び医療費助成を継続実施してまいります。

子どもの健やかな成長を見守り育むため、妊娠、出産、子育て期における母子保健対策の充実として、新たに妊産婦健診等への移動支援を実施してまいります。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応し、切れ目なくきめ細やかに支援する子育て世代包括支援センターの円滑な運営を通じて、町内宿泊施設を活用した産後ケア事業の実施など安心して子育てができる支援体制を構築してまいります。

健康づくりにつきましては、メディカルフィットネス施設と連携し、運動習慣の定着に加え、運動をするきっかけづくりとして「健康チャレンジ事業」を進めてまいります。また、紫波郡医師会や健診機関の協力をいただくとともに、最新の行動経済学の知見を活用し、国保特定健診の受診率の向上を図ります。特定保健指導につきましても、生活習慣病の発症、重症化の予防への取組等を積極的に進めてまいります。さらに大腸がん検診等に、官民が連携してその課題の解決を図っていくPFS（成果連動型民間委託方式）の手法を採用し、受診率の向上を図ります。町民の健康づくりには、地道な取組が極めて重要であります。それらに加え効果が高いとされるデジタル技術等も取り入れ、年を重ねても健康を維持し元気に生活できる町民を増やす取組を進めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、令和3年度から開始した「重層的支援体制整備事業」の取組をより一層強化し、地域における共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制を整備し、第2期地域福祉計画に基づく「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」を押し進めてまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がい児や障がい者の方々が、身近なところで相談でき、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、緊急時の受入れ対応や医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターとの連携を密にし、サービス提供体制を強化するとともに、2年目を迎える第6期障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づき、「障がいのある人もない人も、地域社会で共に暮らす社会づくり」を目指してまいります。

自殺対策につきましては、自殺対策計画に基づき「生きることの包括的な支援」という視点で、町内外の関係機関との連携を強化するとともに地域の様々な資源を総動員する仕組みづくりに努め、取組をより一層強化してまいります。また、最終年となる同計画の検証を行い、総合的な「いのちを支え合う」次期計画の策定を進めてまいります。

第2に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、青少年の健全育成や教育振興運動につきましては、次世代を健やかに育むという考え方を大切に、子どもたち

を「明るく 賢く たくましく 育てていく」という考えの下、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が互いに連携し役割を果たしていけるよう、全ての町民に参加を呼びかけてまいります。子どもたちを健やかに育む教育振興運動をはじめとして、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援することで、みんなで行う愛情を込めたあいさつ運動、思いやりのあるふれあい運動など、人と人がつながり、地域社会全体の結びつきを強めながら、町内全体での家庭学習の充実や地域社会での体験学習の推進などを行い子どもの成長に結びつけてまいります。また、多世代交流を通じて地域内のつながりを強めるため、「寺子屋」事業などに取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、町公民館を拠点としながら町民お一人お一人の関心に対応できるよう、自発的、自主的に学び、自己を高める意欲の向上につながる情報や研修会、講座等の情報発信を積極的に推進してまいります。

スポーツ・レクリエーション環境の充実につきましては、「スポーツのまち やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する、みる、ささえる」ことで感動と喜びを分かち合えることから、令和3年に開催した矢巾町長杯中学生ハンドボール大会に続き、町民の皆様が町民スポーツ大会をはじめ、各種スポーツイベント、プロスポーツ団体との交流及び各種競技大会などに様々な形で関わり合える環境を整備してまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、「音楽のまち やはば」の理念に基づき、町内にいつでも音楽があふれるまちづくりを進めるため、駅ピアノや公民館のホールピアノなど音楽が自然に奏でられる環境を整備するとともに、矢巾町音楽祭などを継続しながら、令和3年度には東日本学校吹奏楽大会で金賞に輝いた煙山小学校、全日本合唱コンクール全国大会で金賞に輝いた矢巾北中学校、同じく高校部門で金賞に輝いた県立不来方高等学校など、全国に向けて音楽のまち矢巾町の情報を発信することや、町公民館や田園ホールを中心とした、各種イベントも積極的に推進してまいります。

また、多種多方面にわたる芸術団体の主体的な活動や、小中高校生の芸術・文化活動に対する支援に努め、芸術文化のさらなる振興と活動の継続を促してまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等の周知活動等を通じて町民の皆様が文化財に触れ、親しむ機会を増やすことや、貴重な史跡を観光資源として活用し、人と人の交流の場としながら、にぎわいの場の創出を図ってまいります。

また、郷土芸能は、先達の暮らしの文化伝承という大切な役割を担っていることから、1

月の岩手県民俗芸能フェスティバルに出演された北郡山さんさ踊りなど、伝承活動を地域振興に結びつけ、継続的なまちづくりの視点から、保存団体や地域における伝承活動の活性化を図ってまいります。

さらに、歴史民俗資料館や佐々木家曲家の活用につきましては地域と連携を図り、国指定史跡徳丹城跡と併せて整備しております駐車場、多目的利用地と複合的に活用しながら、にぎわいの創出に努めてまいります。

なお、学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町の教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、教育委員会と一層の連携強化を図ってまいります。

第3に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいて、引き続き市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を推進し、流通事業者から要望が多い業務系用地の確保に向け、関係機関との協議を進めてまいります。また、かねてから進めております市街化区域の拡大については、今春に都市計画決定となる見込みとなっており、今後も関係機関と調整を行い一日も早い住宅用地の確保に努めてまいります。

活動交流センター「やはばーく」につきましては、これまでも活動の拠点として多くの皆様にご利用いただいております。今後も各種自主イベントを開催し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出に努めてまいります。

矢幅駅多目的ホールの利活用につきましては、観光のみならず町のあらゆる最新の情報を発信する場として、また、軽食や特産品を購入できるスペースを設け、町の玄関口として駅利用者及び地域の皆様が交流できる場所として整備してまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、児童・生徒の安全を確保するため、町道島線、田中縦道線の歩道整備を引き続き推進してまいります。また、利用台数が増加しております矢巾スマートインターチェンジ周辺道路につきましても、交通安全確保並びに利便性の向上を図るため、歩道整備を含む拡幅工事について、引き続き整備を進めてまいります。

踏切の拡幅につきましては、上杉踏切が令和元年の7月、白沢踏切が令和2年の8月から供用開始したところであり、南矢幅踏切につきましても、令和3年度から事業着手し、令和4年度の完成に向けて、引き続き取り組んでまいります。

一般国道4号盛岡南道路につきましては、都市計画道路藤沢永井線としてルートが示されたところであり、広域的な地域連携を支える道路ネットワークの強化、安定した救急搬送ルートの確保、円滑な物流ルートの確保など、まさに「いのちの道」である重要な道路として

早期の実現が待たれるところであります。国による新規事業採択を期待しつつ、引き続き関係機関と連携し、関連する都市計画道路や周辺道路網の再構築を図ってまいります。

第4に『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、町内の1級河川5河川のうち太田川、芋沢川については、基幹河川改修事業として引き続き事業の推進を図ってまいります。大白沢川につきましては、鹿妻幹線用水路との交差点を令和4年度から2か年をかけ整備することで今進めているところであります。岩崎川におきましては、令和2年度に床上浸水対策特別緊急事業区間が完成し、その上流部について引き続き整備を行ってまいります。町管理河川の逆堰については、令和2年度から緊急浚渫推進事業により土砂の撤去を進めており、町内全域の防災・減災に努めるとともに国土強靱化を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

また、岩崎川の水位周知河川への指定や中小河川の洪水浸水想定区域の見直しが行われることから、防災マップの更新を行い各家庭や事業所に配布を行うとともに、地域の防災訓練やワークショップなどで周知を図り、地域ぐるみで取り組む防災体制の強化と防災意識の高揚をさらに図ってまいります。

消防体制の充実強化につきましては、消防団の新団員確保施策として処遇改善や積極的な募集活動を実施するほか、備蓄品や災害対処用の各種資機材の運用を踏まえた効率的な各種訓練や研修を進め、これまでに育成した防災士と自主防災組織との連携を図りながら、地区単位を主体とした講習会や訓練を行ってまいります。

交通安全政策につきましては、事故のない明るいまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動をさらに推進してまいります。特に、交通安全施設の整備に関しては、各関係機関と連携を図りながら、今後の交通の流れをしっかりと見極めつつ、県公安委員会や道路管理者に対し要望を継続するとともに、通学路の交通安全対策としてゾーン30プラス等の設置事業に積極的に取り組んでまいります。

防犯政策につきましては、町の発展に伴う交流人口の増加が防犯上のリスクを上げているという側面もあることから、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現のため、これまで以上に町民一人一人の防犯意識を高めることが重要であり、防犯講話等の地域と一体となった防犯活動に努めるほか、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、引き続き紫波警察署等との情報共有、連携を密にしつつ、犯罪が発生しないようにパトロールを強化してまいります。また、令和4年4月から成人年齢が18歳となることから、若年層を狙った詐欺被害が懸念されることや特殊詐欺の事案が後を絶たないことから、若者から高齢者まで犯罪



被害の防止に関係機関と連携して取り組み、犯罪に強いまちづくりを進めます。

住宅政策につきましては、民間活力を活用した整備手法による町営矢巾住宅と高田住宅の集約化の検討を矢巾町住宅マスタープランに基づき引き続き進めるとともに、長寿命化を念頭に修繕を行いながら町営住宅の住環境の整備に努めてまいります。また、空き家対策につきましては、危険空き家の発生を抑制するよう、土地・建物等の状況把握をさらに行い、建物の用途変更や農地つき空き家制度をPRしながら、その解消に努めてまいります。

上水道事業につきましては、安全・安心な水道水の安定供給のため、アセットマネジメント計画に基づき計画的な管路及び設備の更新を進めてまいります。また、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備の充実・強化に努めてまいります。

下水道事業につきましては、管路・処理施設とも老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を進めてまいります。また、公共用水域のさらなる水質改善を図るため、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及のための活動を継続的に推進してまいります。

上水道及び下水道事業ともに将来にわたり安定的に事業を運営するため経営戦略に基づき着実に実施し、併せて技術継承の体制構築に取り組んでまいります。

第5の『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきましては、令和2年度事業認可となった矢次地区の実施設計及び一部工事に着手いたします。広宮沢地区については令和3年度事業認可申請を行い、令和4年度採択予定となっていることから、調査事業等に向けた準備を進めてまいります。また、県事業のいきいき農村基盤整備事業等を活用し、暗渠排水設備の整備等を進めるほか、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

平成25年8月豪雨のような被害を流域全体で少なくするという流域治水の考えに基づき、煙山ダム2杯分の貯水効果のある田んぼダムの取組を進めるとともに、たまった土砂の排除等を行う煙山ダムの大規模改修事業につきましては、令和3年度から国営事業によるしゅんせつ工事が実施されており、引き続き国と一体となって確実に推進してまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、国の新規就農者支援制度、町の事業であるやはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援していくとともに、福祉事業所による農業への参入や、農業者とのマッチング支援等による農福連携を図ります。

また、需要に応じた米生産のための転作を推進し、経営基盤強化のため引き続き高収益作

物への転換を推進するとともに、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についても併せて支援するほか、電気柵導入助成などにより有害鳥獣対策を実施してまいります。

各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランにつきましては、町農業委員会と連携しながら支援を行ってまいります。

町産農産物につきましては、病院内で提供される農産物の町内自給率を高める医食連携などを通じ、産地の見える化、販路の見える化により、地産地消を推進してまいります。

林業関係につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により活動組織を支援するとともに、森林環境譲与税を活用し森林の整備に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、令和3年6月に制定した中小企業振興基本条例を基に、基本計画を策定し、地域経済の好循環を図り、中小企業の基盤強化及び健全な発展のための具体的な施策を実施してまいります。

アフターコロナを見据えた町のにぎわい創出を図るため、今後は新たな生活様式でのイベントとして「や市」を定着させ盛り上げるべく、町内事業者とともに魅力的なにぎわい事業を推進してまいります。

企業誘致の推進につきましては、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、地区計画制度による企業誘致事業を推進していくほか、企業立地に係る優遇措置を拡大し、積極的な誘致の促進を図ってまいります。

第6の『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、プラスチック全般の再資源化をはじめとしたゼロごみ6Rの推進に加え、2050年までの脱炭素社会に向けた取組を進めてまいります。脱炭素に向けた施策を展開する上で必要となる、地域における再生可能エネルギー導入について、基礎的な情報の収集と分析を行い、将来の温室効果ガス削減と脱炭素化に向けたシナリオの作成に取り組んでまいります。

新たなエネルギーを活用した循環型社会の形成につきましては、バイオマスの活用を視野に入れて関係各機関と連携を図りながら事業を推進してまいります。

また、環境問題を解決していく上では一人一人が自分事、我が事として考えて取り組むことが重要であり、SDGsの学習会やワークショップを通じて広くその必要性を認識してもらう機会を創出することで機運の醸成を図り、個人にとどまらず関心のある企業等と連携して「やはばSDGsプラットフォーム」の活動を加速させてまいります。

本町の環境政策は、ゼロごみ6Rなど資源分野を起点とする取組とエネルギー分野を起点とする取組のハイブリッド方式が特徴であります。それぞれの取組の好循環を地域脱炭素ロ

ードマップにつなげるよう強力に推進してまいります。

第7の『安心と信頼が寄せられる行政経営』につきましては、町民の利便性の向上を図るため、住民異動に関連する各種手続を署名のみで完結できるよう、異動受付支援システムを導入するとともに、マイナンバーカードを利用した証明書発行が可能となる端末を設置いたします。

また、町税等の納付環境を整備するため、スマートフォンを利用した決済を導入し、いつでもどこからでもスムーズに納付できるよう、納付者の利便性の向上を図ってまいります。

今後、多くの施設が老朽化による更新期を迎えるところですが、令和4年度から地域事業者の事業機会拡大をはじめとした地域経済の好循環を発生させることができるよう、地域連携型PPP/PFI方式調査検討事業に着手し、町内事業者への官民連携勉強会の開催や、事例研究、官民共同事業体の設立可能性調査を行い、公有不動産の利活用に係る町内事業者との官民連携について、引き続き検討を進めてまいります。

なお、効果的で効率的な町政を運営する観点に立ち、町の戦略を確実に進めるための施策や事務事業の推進状況等の評価を進めるとともにEBPM（証拠に基づく政策立案）に取り組むことで、限られた予算と人員を最大限有効に活用し、未来に向けたより高い成果志向の行政経営を実現してまいります。

以上、令和4年度の重点的な取組と主要な事業の方向性について申し上げます。

続きまして、令和4年度の当初予算について申し上げます。

一般会計は、113億1,510万円で前年度と比較し5.8%の増。

国民健康保険事業特別会計は、23億1,576万2,000円で前年度と比較し0.3%の減。

介護保険事業特別会計は、23億9,037万7,000円で前年度と比較し3.0%の増。

後期高齢者医療特別会計は、2億5,456万円で前年度と比較し11.9%の増。

これによりまして一般会計及び特別会計の総予算額は、162億7,579万9,000円で前年度と比較し4.6%の増となっております。

次に企業会計の予算規模についてご説明申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が10億2,726万2,000円で前年度と比較し0.7%の増、収益的支出と資本的支出の総額が14億2,101万2,000円で前年度と比較し1.2%の増。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が16億511万3,000円で前年度と比較し5.1%の増、収益的支出と資本的支出の総額が20億1,683万6,000円で前年度と比較し5.2%の

増。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が26億3,237万5,000円で前年度と比較し3.3%の増、支出総額が34億3,784万8,000円で前年度と比較し3.5%の増となっております。

令和4年度予算編成に当たりましては、コロナ禍により町税をはじめとする自主財源の収入見通しが不透明であることに加え、過去の大規模事業に伴い借り入れた町債の償還がピークとなることから、返済に必要な財源を確保するため、経常的・継続的な事業についても積算の方法の見直しなどを徹底的に実施し、経費の削減に努めたところであります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、感染拡大の影響を受けている町民の皆様様の生活を支援するための経費やワクチン接種に係る経費、生活に直接影響する防災や道路などのインフラ補修、整備に係る経費など、町の責務として確実に実施しなければならない事業につきましては、緊急性や費用対効果を精査した上で着実に実施できる経費を計上いたしました。

令和4年度に重点的に取り組む項目、そして、まちの将来像の実現に向けた施策の方針はいずれも7項目であります。それぞれの7項目が七色の虹のように次世代に続く希望の架け橋となるよう「令和4年度レインボー大作戦」と名づけ、課題解決に向けた挑戦を進めてまいります。

以上、議員各位をはじめ町民の皆様のお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして、令和4年度教育行政方針演述を行います。

和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 令和4年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和4年度の矢巾町

教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

私たち教育・保育の現場は、2年以上も新型コロナウイルス感染症対応に大きな影響を受けています。そして、それは児童生徒の学習機会の確保や子どもの見守りなどの在り方について、根本から見直す機会にもなりました。しかし、方法を変えたとしても、子どもたちを誰一人として取り残さない取組を大切にすることには変わりはありません。さらに、教育・保育の現場を持続させていく取組は、SDGsにもつながります。SDGsの目標である「質の高い教育をみんなに」を達成するために、今こそ子どもを守るために、教育委員会を含めた関係機関の連携がより必要とされているのです。

それでは、第7次矢巾町総合計画後期基本計画に掲げられた、まちづくりの方針のうち「健やかな生活を守るまちづくり」「時代を拓き次代につながる人づくり」の実現のに向けた、教育委員会としての新年度の主な施策の方針について、『児童福祉の充実』及び『学校教育の充実』に大別して述べさせていただきます。

最初に『児童福祉の充実』については、「子ども・子育て支援の充実」及び「児童虐待防止体制の充実」に分けて述べさせていただきます。

「子ども・子育て支援の充実」についてですが、社会情勢の変化により多様化する子育てニーズに対応するため、子育て支援ネットワークによる関係機関と連携し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援により、地域全体で子育てを支える体制づくりをより一層強化いたします。

また、今後も子育て支援を所管する部署が教育委員会に統合された利点をさらに生かし、小・中学校教育との連携体制を推進してまいります。

令和3年度に設置した町立保育所あり方検討委員会において提案いただいた意見を踏まえ、煙山保育園が担うべき役割として、医療的ケア児や病児等の配慮が必要な児童の受入れ及び支援体制を関係機関と連携して整備してまいります。

加えて、関係機関と連携し、ヤングケアラーの相談環境の整備を進めるとともに、コロナ禍における子育て世帯を応援するため「赤ちゃん子育て応援給付金」を創設し、地域全体で子育てを見守り支える環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、保育施設に保育支援員を配置し、保育体制の強化を図るほか、保育士等を対象とした処遇改善臨時特例事業による賃金改善及び奨学金助成制度による処遇改善や子育て支援員

の育成を進め、引き続き待機児童の解消に努めるとともに、保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援を行ってまいります。

さらに、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対してきめ細やかに支援するため、ファミリー・サポート・センターの会員数の拡充についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業については、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所をつくりながら、児童の健全育成の充実に努めてまいります。また、児童館における施設の維持補修やICT化を進め、施設環境を改善し、業務の効率化と児童や保護者の利便性の向上に努めます。

今後も、感染症対策を徹底した新しい生活様式を取り入れながら、「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て支援を総合的かつ計画的に実施してまいります。

次に「児童虐待防止体制の充実」についてですが、「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」において、関係機関との連携や専門的な支援体制を拡充することにより、早期に児童虐待を発見するとともに、その発生を予防するため、支援が必要な子どもや家庭に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。これからも、子どもを守る権利条約の理念の下、「子どもが子どもらしく自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

続きまして『学校教育の充実』については、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」に分けて述べさせていただきます。

「確かな学力の育成」についてですが、児童生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを効果的に活用し校内における研究や研修の充実を図りながら授業改善に取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想で整備した児童生徒への1人1台端末の活用を広げ、子どもたちの情報活用能力を身につけさせていくためには、誰もが日常的に活用することができるよう、教員全体の活用レベルを高めていく必要があることから、校内研修の強化や各校の活用事例を共有できる体制を構築するとともに、県と共同で実施するGIGAスクール運営支援センター事業を活用し、支援体制の強化を図ってまいります。

児童生徒を支える教育環境について、学びを継続させるための経済的支援については、小

中学校における要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給や部活動での各種大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向かって活動できる環境を整えてまいります。奨学金制度については、現在、貸与型及び給付型の奨学金事業を運用しておりますが、事業の安定的な運用を行うため事業者等からの寄附金の募集などを行いながら、経済的な困窮によって学びの継続を諦めることのない制度としてまいります。通学支援については、遠距離通学の児童生徒への通学費の補助を継続するとともに、令和2年度から運行を開始したスクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善しながら、引き続き、小学校での冬期間の運行を基本にして取り組んでまいります。

学校を支える教育環境の充実については、学校での学習面・生活面の支援を強化できるよう進めてまいります。また、様々な理由で不登校となっている児童生徒が通う適応指導教室「こころの窓」では、生活体験や作業学習等を通じて基本的な生活習慣の形成を図りながら学校復帰を目指すほか、学校と連携を図りながら民間のフリースクール等を利用している児童生徒の学びの場も保障してまいります。さらに、幼児言語通級指導を行っている「幼児おはなし教室」では、“正しい発音をする”“聞く”“話す”“理解する”などのことばの課題について指導を行っております。これからも子どもたちが自己肯定感や自己有能感を持てるように、各相談業務及び教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

安全な学校施設管理と運営については、令和2年度に策定した矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。教材備品などの更新についても計画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実に努めてまいります。

学校規模適正化の検討については、全国的に少子化が社会現象となる中、本町においては、各学校における児童数の偏りが生じていることから、矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について、昨年6月に矢巾町立学校通学区域審議会に対して諮問したところであり、審議会からの答申を受けて令和4年度には教育委員会として矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について決定することとしております。今後は、この決定内容に基づいて将来の学校教育環境を整備してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてですが、一人一人が、高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要

であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たすことから、心を耕す教育の実践として、道徳指導研修会を実施し、道徳科の指導の在り方について、研究授業、授業研究会、講義等を通して道徳教育の推進と教員の指導力の向上を図ってまいります。

いじめ・不登校対策への対応については、定期的なアンケートや教育相談などあらゆる機会を捉えて児童生徒が発信するサインを見逃さず素早く対応するため「いじめの見逃し0」を合い言葉にいじめを許さない学校づくりをしてまいります。

また、学校と教育委員会との連携による組織的な取組だけでなく、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体の連携も図ってまいります。

さらに、中学生を対象に毎年行っている「SOSの出し方教室」について、令和2年度から小学校1校が追加されており、継続して実施していくほか、保護者や教職員を対象とした精神科医による講演会についても引き続き開催し、より幅広く意識の向上に努めてまいります。

そのほか、児童生徒の周りで起きる問題や困り事など、心理面への対応や家庭環境による問題について支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や教育研究所への相談員の配置により、児童生徒やその保護者が相談できる窓口を複数設けることで、つながりが途切れることのないようにして、様々な心の問題に引き続き対応してまいります。

また、児童生徒一人一人の特性が多様化しており、個々の状況に応じた指導の充実を図るため、支援員研修会や支援員面談を実施し支援スキルの向上を図りながら適応支援員及び特別支援教育支援員の配置を引き続き行ってまいります。

次に「健やかな体の育成」についてですが、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めます。また、児童生徒の心身の健康保持増進のため、各種健診による結果を基に事後指導の充実に努めます。

学校給食については、成長期の子どものための身体づくりを支える大切なものであり、様々な食べ物や料理に出会いながら食事への知識を身につけていくよい機会でもあることから、多様な食材を適切に組み合わせ工夫しながら、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供してまいります。

食材には、町内産農産物を優先的に取り入れ、「郷土食」や「行事食」を提供することで、学校給食を通して、児童生徒が地域に受け継がれてきた文化や伝統に対する関心を深め、郷土愛を育むきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。食について学ぶことは生涯にわたる健康保持にもつながることから、成長過程に合わせた食育を学校と一体となって



積極的に行ってまいります。

さらに、給食だより「すこやか」を毎月発行し、食に関するより多くの情報を児童や生徒、保護者に届けて食育の啓発に努めてまいります。

食物アレルギーへの対応では、保護者、学校、関係機関との密接な連携を図りながら、対象者の情報を共有し、できる限り除去食等を提供するとともに、関係者一丸となって危機管理、事故防止に努めてまいります。

令和2年度から実施しております学校給食費の公会計化については、その制度も関係者に浸透してきており、納入については、個々の事情に配慮しながら寄り添った対応をしてまいります。

令和4年度から実施する学校給食調理等業務委託につきましては、民間活力を導入しながら、学校給食の質の向上を図るとともに、将来にわたって安定した学校給食を提供できる体制の整備に努めてまいります。

施設管理については、安全・安心な給食を安定的に供給するため、経年劣化が見られる箇所や機器、備品の修理、更新を計画的に行ってまいります。

次に「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、令和2年度に矢巾町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を立ち上げ、活動を始めておりますが、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画いただける体制が確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を進めており、地域人材の発掘とその活用など新たな課題にも取り組みながら家庭・地域と連携した学校経営を推進してまいります。

また、学校ではいっどこで発生するか分からない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を、いわての復興スクールや海洋学習を引き続き実施しながら防災・環境教育、交通事故・犯罪被害に遭わないようにするための防犯・安全教育を通して育成してまいります。

以上のように、未来を生きる子どもたちのために教育委員会としては、乳幼児期から青年期までの子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様のお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の教育行政方針といたします。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

---

日程第4 請願・陳情

- 4 請願第 1 号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について
- 4 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願
- 4 請願第 3 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、日程第 4、請願・陳情を議題とします。

2月8日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。4 請願第 1 号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願については、会議規則第 92 条第 1 項の規定により産業建設常任委員会に付託することとし、4 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願については、会議規則第 92 条第 1 項の規定により教育民常任委員会に付託することとし、4 請願第 3 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願については、会議規則第 92 条第 1 項の規定により総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、4 請願第 1 号については産業建設常任委員会に、4 請願第 2 号については教育民生常任委員会に、4 請願第 3 号については総務常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

日程第 5 報告第 1 号 令和 3 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第 5、報告第 1 号 令和 3 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第 1 号 令和 3 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、町内の保育施設や小中学校、福祉施設等におけるクラスターの発生を未然に防ぐため、施設等において抗原検査の回数を増やし、自ら検査を実施できる体制を強化する必要があり、緊急に抗原検査キットの追加購入に係る予算を計上する内容となっております。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,742万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億3,762万3,000円とするものであります。

これらのことについては、令和4年1月27日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第3号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 報告第1号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細について説明いたします。

9ページへお進みます。今回の補正は、歳入歳出とも新型コロナウイルス、オミクロン株の感染急拡大に伴いまして、福祉施設等での抗原検査の回数の増加による検査キットを緊急に追加購入する必要があったことによる補正の内容となっております。

まず、歳入の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入、18款繰入金、2項基金繰入金1,742万円、今回の補正の財源につきましては財政調整基金で対応する内容となっております。これによりまして、財政調整基金の残高は10億4,478万7,000円となります。

続いて、歳出に参ります。13ページにお進みください。歳出の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費1,742万円、感染症総合対策事業の増で、抗原検査キット追加購入経費を計上した内容となっております。

以上で報告第1号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。オミクロン株で、町内、子どもたちを中心にいろいろ発生しているように伺っているのですけれども、町内の状況……

○議長（藤原由巳議員） よし子議員、今の議案の説明とは関係ない部分です。

○13番（川村よし子議員） 補正予算に入っているのですけれども、保育園の状況とかをちょっと聞きたいと思ひまして質問しました。

それから、2点目に入ります。今回は福祉施設ということなのですけれども、教育施設はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 2点目についてお答えさせていただきます。

今回の抗原検査キットは、9月から実施しているものについて拡充したものでございます。ですので、教育施設、町内の教育機関7施設も入ってございます。町内の福祉施設には高齢者、障がい者、児童福祉、合計で117施設がございまして。職員の方々1,680人を対象として、今まで9月から実施しておりますが、そのときは2週間に1回の抗原検査キットの配付でございましたが、このたび1週間に1回実施できるように拡充したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。今も質疑がありましたが、この質疑の内容につきましては、本日は本会議終了後、議会運営委員会の村松委員長からいろんな説明がありますけれども、この後いろんな質疑があります、議案によって。いずれ本来の質疑の形の中でこの会議を進めてまいりたいと思ひますので、ひとつご協力をお願い申し上げます。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から3年を任期とし委嘱されており、平成28年7月1日から2期お務めいただいております矢巾町大字————、高橋裕喜子さんの任期が本年6月30日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

高橋裕喜子さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第7 議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めらるこ

とについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、任期は3年となっており、平成28年3月25日から2期お務めいただいております矢巾町大字————、秋篠孝一さんの任期が本年3月24日までとなっていることから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として任命いたしたく、議会にご同意を求めるものであります。

秋篠孝一さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方です。ありますことから、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、正午には若干時間がありますが、昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き議案を進めてまいります。

---

日程第 8 議案第 4 号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例  
の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第 8、議案第 4 号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第 4 号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、平成 29 年の地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

主な内容は、職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合において、町長や職員等の職責その他の事情を考慮して、最低額以上で損害賠償責任の限度額を定めることとしており、その限度額について 1 年分の給与に相当する基準給与年額に 1 倍から 6 倍までの乗数を掛けて算定される額とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項において、普通地方公共団体の議会 は前項の条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと定められております。あらかじめ聴取した監査委員の意見は、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14 番、小川文子議員。

○14 番（小川文子議員） 過去に大きな損害賠償を求められた例があるということを伺いましたけれども、それはどのような例で、金額はどれくらいだったものなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 他県の他市町村の例ですので、詳細についてまで

は分からないのですが、数十億円というケースがあったと聞いております。すみません、詳細は分かりませんが。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、国指定史跡である徳丹城跡について、史跡指定地域の西側に新たに設置した駐車場及び多目的スペース用地と併せて観光資源や町民の憩いの場としての活用を進めるため、文化財保護の観点から、管理運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、史跡徳丹城跡等の管理範囲、行為の許可のほか、行為の禁止等の事項を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とい



たします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、この件につきましても先般の全員協議会での説明もありましたので、それを含めまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、町長等の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国においては官民較差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き下げることから、町長等の特別職の

期末手当の支給月数を1.675か月分から1.625か月分と0.05か月分引き下げる改定を行うものであります。また、令和3年度の引下げ分に相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することとし、その減額すべき調整額の割合を167.5分の10と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任

期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の職員の給与に関する法律等を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員等の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国における一般職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の支給月数について、一般職の職員は1.275か月分から1.2か月分と0.075か月分を、再任用職員は0.725か月分から0.675か月分と0.05か月分を、任期付職員は1.675か月分から1.625か月分と0.05か月分をそれぞれ引き下げる改定を行うものであります。

また、令和3年度の引下げ分に相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することとし、その減額すべき調整額の割合について、一般職の職員は127.5分の15、再任用職員は72.5分の10、任期付職員は167.5分の10とそれぞれ定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） コロナ禍によって、いろいろ民間の給与がなかなか厳しいということで、それに準じて公務員関係のほうの給料を下げるということでもありますけれども、日々努力されている一般職については、むしろ大変な作業をしている中で下げるべきではないと思います。これについて、労働組合等との話し合いはなされたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） こちらにつきましてですが、基本的には矢巾町は、毎回ですけれども、人事院勧告に準じて改定をしているということで、この件に関して特別に労働組合と話し合いしたわけではございませんが、いずれそういった形でずっと続けておりましたので、労働組合にも理解されているものと捉えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 確認ですが、これは12月のものについて、次回の6月で相殺するというような説明でありましたが、例えばもう辞められている職員、もしくは3月いっぱいまで辞める職員に対する扱いはどうなるか、ここだけ確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 今のご質問ですが、基本的には今回の人事院勧告は3年度までにいた職員に対しては適用がされないというふうな、基準日が12月1日とかになっていますので、その基準日以降の話になりますと、権利としては基準日、12月1日時点での権利があるということで、支給は既にされていますし、退職した場合はそこからお金を集めるというふうなことにもなりません。ただ、継続して再任用した職員については引かれるというふうな扱いとなります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、消防団員の処遇改善を図るため、国が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬の引上げのほか、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。班長及び団員の年額報酬を引き上げるとともに、災害等出動や警戒、訓練等の職務に従事した場合において、出動報酬及び費用弁償を新たに支給するものであり、また機能別消防団員の増員に合わせ、消防団員の定員を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第8号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 日程第13、議案第9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、コミュニティ組織に関する協議会であります行政区長協議会、コミュニティ会長連絡協議会及び自治公民館連絡協議会の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。行政区再編審議会及び矢巾町立学校通学区域審議会を組織する委員について、矢巾町コミュニティ条例第3条第1項に規定するコミュニティ組織を代表する者等を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 行政区再編審議会条例及び矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を  
改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第14、議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、子育て世代活動支援センターの一時預かり事業及び子育て世代の交流事業について、町内利用者へのサービス向上と利用促進を図るため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。生後6か月から小学校就学前までのお子さんの一時預かり事業について、兄弟や姉妹など複数のお子さんが同時に利用する場合、2人目以降の利用料金を半額とし、複数のお子さんがある子育て世帯の負担軽減を図るものであります。また、子育て世代の交流事業、いわゆるあそびの広場につきましては、町外に住所を有する方の利用について、新たに1人当たり100円を負担いただくものであり、町内の子育ての利用者のさらなる利用促進を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町子育て世代活動支援センター条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾  
設置条例を廃止する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第15、議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾は、令和元年度から地方創生推進交付金を活用しながら、町民の皆さんが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりましたが、今年度で交付金の事業期間が完了することから、公の施設として役割を終えるものであります。

令和4年度からは、民間事業者が主体となり事業を実施してまいります。引き続き事業者と連携を図りながら、町民の皆さんの健康増進活動をサポートしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このウェルベースの総事業費は約2億6,000万円で、国の補助が半分、町の財政支出が半分ということになります。内装に関しては、矢巾町が約6,000万円、そして機械設備についても約6,000万円だったと記憶しております。機械に関しては3年で償却するというので、残存価格をゼロにして無償貸与すると。施設の内装については、引き続き矢巾町の財産として今後も存続するということの説明でございましたけれども、何年ぐらいのいわゆる減価償却の年度なのか、そして残存価格がどれぐらいになるとしているのか。それから、今後条例がなくなるわけですから、契約というような形が進むとすると、法的根拠はどこに基づいてやられるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。



○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、法定耐用年数のことでしたけれども、こちらは減価償却資産の耐用年数等に関する省令、法人税法上のこととなりますけれども、こちらに準じまして、計算は50年でさせていただいております。これらは、私ども独自に判断したのではなくて、税務署の判断を仰いで、そのような適用をさせていただいているところでございます。

残存価格につきましては、現在残存価格という形で計算はしませんので、帳簿価額、備忘価額1円という形が残存価格という形で私ども記録する形になろうかと思えます。

また、法的根拠、どのような形でなっていくかということになりますけれども、民法に基づいて契約をしていく形になろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 何とか1円というのがよく分からなかったのですけれども、1円しかないということですか、ちょっとそこを聞きます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

帳簿価額上、備忘価額の1円という形が残存価格として把握する価格に、最終的に残る金額だというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。2問までです。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今までは条例があるわけで、町内の利用者と町外の利用者の比率はどのようになっているのかお伺いします。

そして、今までの収入、それはどうなっているのか。決算とかは9月ですので、どうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） ということは、条例廃止に関わる今までの経過を聞きたいということですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 利用料等の関係はどうなのですか、こちらで把握していますか。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 利用料につきましてですけれども、こちらは民間事業者の収入になりますので、私どもで決算を逐一把握しているものではございませんが、会員数が報告になっておりますので、現在約380名の会員がおります。そうした方々の収入は、事業者の形で運営する形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 会員数ではなくて、町外、町内の利用者はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 区別しているのですか。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

約9割が町内の方の利用となっております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町メディカルフィットネスウエルベース矢巾設置条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで12番、長谷川和男議員は一旦退席をいたします。

（12番 長谷川和男議員 退席）

日程第16 議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町大字又兵エ新田第3地割地内にあります岩崎川河川公園マレットゴルフ場の管理について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、矢巾町マレットゴルフ協会に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、矢巾町マレットゴルフ協会を選定し、同協会から指定管理者の申込み申請を受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会による審査により、事業計画及び収支計画が適正であり、申請手続事務などに加え、施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第7地割153番地3、矢巾町マレットゴルフ協会会長、長谷川和男が指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者を指定するに当たり、効率的、効果的な施設管理運営を図るため、指定管理者に対して積極的に指導してまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

1点目は、矢巾町マレットゴルフ協会の会員と年齢層のことについて、どのようになって

いるのかお伺いします。

それから、2点目については全員協議会でも説明があったわけですが、今後の計画について、やはり周りの町民の人たちにはどのように説明する計画なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 会員数につきましては、こちらのほうではちょっと把握していないのですが、年齢層につきましてはある程度、やはり若干高齢の方が多くということで、ただ、今回芝生の上でマレットゴルフを楽しめるということで、これからは若い方々にも気軽にできるように協会と、あと我々もそういった面ではいろいろ支援しながら進めていきたいというふうに考えております。末永くマレットゴルフが楽しめるような形のつくり方をしていきたいなと思っております。

地元の説明ということですが、これにつきましては協会と一緒に、みんなで楽しめるようにということで進めますので、特別地元に対する説明会というのはないのですが、ただこの公園を造る際に地元の方々の説明、岩崎川の工事の説明会の際に、ある程度そういった多目的な利用にしていきますということで話をしておりますし、あと今までも議会等での公園はマレットゴルフ場として楽しめる場所に造り込んでいきたいというふうに考えているということでお話ししております。

なお、マレットゴルフ場にはなるのですが、防災のステーションといいますか、そういった面でも活躍できる場所にもなりますので、そういった面では地域の方々に周知しながら、何かあった際には、まだ避難所とかそういったところの指定もしていないのですが、今後そういったマレットゴルフ場の防災関係のほうの整備もしていきたいなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 矢巾町岩崎川河川公園マレットゴルフ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで12番、長谷川和男議員は席に戻りました。

(12番 長谷川和男議員 着席)

---

日程第17 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) それでは次に、日程第17、議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の町道路線の廃止は、現地調査の結果を踏まえ、現況と整合性を図るため廃止するものであり、広宮沢地区及び新田地区の2路線、全長1,632.6メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、廃止路線の場所については、お手元の図面、添付をさせていただいておりますので、ご高覧いただくようお願いをいたします。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立に

より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第18、議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の町道路線の認定は、現地調査の結果を踏まえ、現況と整合性を図るため認定するものであり、4路線、全長1,733.4メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、認定路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
について

○議長（藤原由巳議員） 日程第19、議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について  
提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の学校施設環境改善交付金、21款町債の防災・  
減災・国土強靱化緊急対策事業債を新設補正し、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染  
症対応地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものでありま  
す。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の日常生活支援事業及び保健福祉交流センタ  
ー維持管理事業、5款労働費の就労者支援事業、8款土木費の除雪事業、10款教育費の中学  
校維持管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億360万7,000円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億4,123万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご  
可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

議案第15号の補正予算については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付  
託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算議案については、本日開催されます予算

決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号については予算決算常任委員会において審査を行い、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

---

日程第20 議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について

日程第21 議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算  
について

日程第22 議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算につ  
いて

日程第23 議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算に  
ついて

日程第24 議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第25 議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第20、議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について、日程第21、議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第22、議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第23、議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第24、議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第25、議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について、この6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第16号から日程第25、議案第21号までの6議案については、一括上程することに決定いたしました。

それでは、提案理由の説明を求めます。



高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和4年度予算に係る議案につきまして、皆さんにあらかじめ配付しております令和4年度当初予算に関する説明書及び令和3・4年度公営企業会計別予算比較表によりご説明を申し上げます。

初めに、令和4年度当初予算に関する説明書の2ページをお開き願います。この2ページ目に令和3・4年度会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、令和4年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて、対前年度増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第16号、一般会計113億1,510万円、6億2,310万円、5.8%。議案第17号、国民健康保険事業特別会計23億1,576万2,000円、△685万2,000円、同じく△0.3%。続きまして、議案第18号、介護保険事業特別会計23億9,037万7,000円、7,033万2,000円、3.0%。続きまして、議案第19号、後期高齢者医療特別会計2億5,456万円、2,712万円、11.9%。合計に参りまして、162億7,579万9,000円、7億1,370万円、4.6%の増でございます。

続きまして、令和3・4年度公営企業会計別予算比較表の1枚物でご説明をさせていただきます。こちら先ほど同様に上欄の順で支出をご説明させていただきます。議案第20号、水道事業会計の収益的収入及び支出6億8,726万9,000円、778万9,000円、1.1%、資本的収入及び支出7億3,374万3,000円、914万円、1.3%。続きまして、議案第21号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出7億7,985万6,000円、3,619万7,000円、4.9%。資本的収入及び支出4億295万3,000円、△1億7,102万2,000円、△29.8%。農業集落排水事業の収益的収入及び支出5億9,931万2,000円、2億3,568万3,000円、64.8%。資本的収入及び支出2億3,471万5,000円、△147万8,000円、同じく△0.6%。公営企業会計の合計でございますが、合わせて34億3,784万8,000円、1億1,630万9,000円、3.5%の増でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが、197億1,364万7,000円、対前年度の増減額では8億3,000万9,000円、4.4%の増でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第16号から議案第21号までの予算6議案については、

会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第21号までの予算6議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算6議案については、3月17日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、6議案については、3月17日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

---

日程第26 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) それでは次に、日程第26、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(藤原由巳議員) それでは、提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番(村松信一議員) 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和3年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が特別職の職員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国において官民較差に基づき特別職の国家公務員の期末手当

の支給を引き下げることから、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を1.675か月分から1.625か月分と0.05か月分を引き下げる改定を行うものであります。また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することとし、その減額すべき調整額は167.5か月、167.5分の10と定めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第27、発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

て提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、機構改革に伴い、業務内容が変更したことから所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。町民環境課を教育民生常任委員会から総務常任委員会に所管替えをするものであります。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案の理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で議事日程は終了しました。

直ちに議案第15号について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 2時05分 休憩



令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

令和4年2月17日（木）午後3時05分開議

議事日程（第2号）

第1 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君	税務課長	花立孝美	君
町民環境課長	吉田徹	君	福祉課長	浅沼圭美	君

健康長寿課長	村 松 徹 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	田 村 英 典 君
農業委員会 事務局長	高 橋 保 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 智 雄 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長	田中館 和 昭 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野 中 伸 悦 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

---

午後 3時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、会議を再開いたします。

---

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。  
これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）に  
ついて

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
についてであります。

この補正予算議案は、予算決算常任委員会への付託に関わるもので、予算決算常任委員長  
より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 朗読をもって報告といたします。

令和4年2月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、  
廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について。

本常任委員会は、令和4年2月17日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案  
を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告い  
たします。

議員各位のご理解をいただき、賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたしま  
す。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第15号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日18日は予算決算常任委員会において、予算の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 3時08分 散会

令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

令和4年3月3日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君	税務課長	花立孝美	君
町民環境課長	吉田徹	君	福祉課長	浅沼圭美	君
健康長寿課長	村松徹	君	産業観光課長	佐藤健一	君

道路住宅課長  
兼まちづくり  
推進室長  
佐々木 芳 満 君  
農業委員会  
事務局長  
高 橋 保 君  
会計管理者  
兼出納室長  
佐々木 智 雄 君  
学校教育課長  
田中館 和 昭 君

文化スポーツ  
課 長  
田 村 英 典 君  
上下水道課長  
浅 沼 亨 君  
教 育 長  
和 田 修 君  
子ども課長  
田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長  
野 中 伸 悦 君  
係 長  
佐々木 睦 子 君

議会事務局長  
補 佐  
川 村 清 一 君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○議長（藤原由巳議員） これより本日の日程に入りますが、それに先立ちまして、高橋町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、実は非常に残念なお知らせでございますが、先ほど高橋幸平選手のお父さん、健太郎さんから本当に残念な連絡がありました。それで、お父さんから頂戴したコメントをちょっと読ませていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

「国内合宿の練習中に転倒し、右膝を痛めましたと。回復に努めてまいりましたが、調子が戻らず、高速系の種目には参加できなくなりました。現在回転種目への参加に向けて調整中です。矢巾町の皆様には多大なる応援をいただきながら、全ての種目に参加できず申し訳ありません。テレビ観戦会の告知をしていただいたばかりで本当に申し訳ないということで、現状は、さきに述べたとおりです。今現在リハビリしながらトレーニングを重ねているところであります。今ある中で最大限の努力をしてみたいと思っています。今後とも応援、どうぞよろしくお願いいたします」。

ということで、お父さんからご本人の思いのコメントを頂戴しました。そこで皆さん、何とか今リハビリをしながら最後の調整をさせていただきたいということでございますので、ここはみんなで静かに見守って、そしてそれこそ私どもにとりまして、今のところの情報では、一日も早くけがから回復して出場できるように願っておりますし、祈るだけでございます。本当に残念なお知らせでございますが、議員各位にもひとつよろしくということでございますので、情報提供をさせていただいたところでございます。ありがとうございます。

---

## 日程第1 代表質問

○議長（藤原由巳議員） それでは、日程に入ってまいります。日程第1、代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、町民の会、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 1問目の質問でございます。令和4年度施政方針につきまして、2月17日定例会で示されております内容につきまして伺わせていただきます。施策の推進に当たり、重点的に取り組む7つの項目を中心にお伺いいたします。

1つ目は、「観光産業の活性化」については、町内を西部、東部地域に分けて施策に取り組むお考えのようですが、当町は盛岡広域圏内で見ても、観光資源は少なく、また知名度や集客力も弱いので、町単独での取組だけでは、観光客は増やせないと考えます。盛岡広域圏で考えることも活性化の一つの方法と考えますが、お考えを伺います。

2つ目でございます。「子育てに優しいまちづくり」の「赤ちゃん子育て応援給付金」として、1人10万円、総額2,000万円を予算化しておりますが、給付開始時期と具体的な支給方法等について、どうなるのか伺います。

3つ目の質問です。「ゼロごみ6Rの推進」に当たっては、「ゼロ・ウェイスト」の生活が求められます。ゼロ・ウェイストの実現には、従来の3R、リデュース、ごみを減らすということです。リユース、再利用。リサイクルにプラスチック製ごみ袋等、不要なものはもらわないというリフューズ、拒否するという意味ですけれども、リフューズ。修理して使うリペア。ごみにならない商品を選んで買うプリサイクルといった取組を意識することが大切でございます。具体的には、いろんな方法があるのですけれども、インターネットで見ましたところ、生ごみはコンポストに、容器包装などは分別し、資源化に回す。使用済みのものは捨てずにリサイクルに出す。買物にはエコバッグを持っていき、プラスチック袋を使用しない。古着や古本を買う。フリーマーケットやリサイクルショップで売ったり、買ったりする。量り売りを利用し、容器・包装を使用しない。レンタルを利用する。車、家具などの大きなものからベビー用品、服までということです。それから、もう一つ、CD、本、DVDは、レンタルや図書館を利用するというのがあるようでございます。推進していく上では、

6 Rの周知や関係する企業との環境整備に時間を要すると思いますが、いつ頃から取り組まれるお考えか伺います。

それから、4つ目です。「財政の健全化」については、令和8年度までに徹底的に事務事業の見直しを行うとしていますが、具体的にはどのように進めるお考えか伺います。

5つ目、第7期総合計画の政策項目に「持続的な力を蓄え活力あるまち“将来の活力につながるしごとの創出”」がありますが、令和4年度における具体的な施策は何か伺います。

以上につきまして質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の会、藤原信悦議員の令和4年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、当町のみならず周辺の市町においても単独での観光PRには限界があり、広域圏で観光振興を進めることで成果につなげる施策を掲げております。その上で、盛岡・八幡平広域観光推進協議会をはじめとする各種協議会に所属し、県内外への情報発信や観光スポットのPRに努めるなど、一体的な取組を行っております。このたびの南昌山展望台については、産業技術短期大学の学生のデザイン提案を基に改修を予定しており、新たな関係人口の創出により、これまでとは違う視点で魅力を発信し、さらなる交流人口の増加が期待されます。

また、南昌山は、志波三山の一つとして、これまで隣接する東根山や赤林山等につながる縦走ルートとしても登山客に親しまれております。今後近隣市町が連携して取り組み、かつ宣伝を行うことで縦走路の充実を軸に観光価値の向上を図れるものと考えており、近隣市町への働きかけを行ってまいります。

2点目についてですが、新たな施策として取り組む赤ちゃん子育て応援給付金は、令和4年4月1日以降に出生したお子さんを対象に1人当たり10万円を給付するものであり、出生届の手続の際に、児童手当や医療費助成の手続と一緒に申請していただき、後日指定口座へ振込をするものであります。この子育て応援制度を創設することにより、コロナ禍における子育て世帯の生活の安定を支援するとともに、子育てに優しいまちづくりを進め、子育て環境の充実を図り、子育て世代の移住、定住を推進してまいります。

3点目についてですが、これまでもリデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる3Rでごみの減量、資源化に取り組んできたところでありますが、さらにごみになるものを買っ

たり、もったりしないリフューズ、修理して長く使うリペア、ごみにならない商品を選んで買う運動のプリサイクルを加えたゼロごみ6Rの推進により、本町における大きなテーマであるごみの減量を進め、さらには脱炭素へもつながる重要な施策として啓発を推進してまいります。

既に2月に本町主催で行ったごみの収集業者等との情報交換会において、その趣旨を説明しており、令和4年度においては、ごみ減量推進員や青空教室、企業や関係団体等においても説明の場を設け、できることから直ちに進め、ゼロごみ宣言等の発出などを周知啓発し、ゼロ・ウェイストを目指し、取り組んでまいります。

4点目についてですが、事務事業の見直しについては、個々の事務について分析を行ったこれまでの取組においても、経常経費の削減に効果を上げておりますが、今後はさらに課を超えた事業間の分析を進め、重複した事務の削減による人件費を含めた町全体の費用対効果の向上につなげてまいります。

また、事務事業の見直しにより、職員のコスト削減や費用対効果への意識が高まっており、引き続き効率的な事務事業の実施を目指して取り組んでまいります。

5点目についてですが、将来の活力につながる仕事を創出し、町の将来像の一つであります「持続的な力を蓄え、活力あるまち」の実現を目指すためには、地域を牽引する地場企業の経営力を強化し、雇用の拡大を図る必要があります。令和4年度は、地域の中小企業を主役とした計画を策定するため、中小企業者の勉強会等、学びの場を積極的に開催してまいります。

さらに、国に早期事業化の要望を行っております国道4号盛岡南道路の計画に合わせ、都市計画マスタープランの見直しや産業振興構想の策定を進め、新たな雇用の創出を目指すべく、企業誘致の推進を図るため、立地需要や経済効果を調査しながら新たな産業用地の拡大に向け、関係機関と協議しながら取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 観光産業の振興絡みでの質問ですけれども、各種協議会に所属し、一体的な取組を行っているということですが、具体的にどのような取組をなさっているのか。また、それを町内外にどのように発信されているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまの具体的な取組ということでございますけれども、まず一つは、これは過去のお話なのですけれども、湯遊街道ということで、西部開拓線沿いに温泉施設が、過去に赤湯温泉をはじめ紫波町まで長く温泉施設があったわけでございますけれども、そこについては湯遊街道というふうなことで、名称をつけまして、各施設の温泉PRをやってきた経緯がございます。今は、各施設が閉館とかされておりまして、行われておりませんが、そのほかにも盛岡観光コンベンション協会というのがございます、これは盛岡広域の市町村で構成されておりまして、そういったところで、例えばイベントとか、あとは観光の情報発信が行われてございます。

先ほど町長答弁にもありました盛岡・八幡平広域観光推進協議会というのは、県の振興局が事務局をやられておりまして、ここも広域の関係のイベントなり、情報発信をやってございます。

例えばスイーツフェアというのをアピオのほうでやったことがございますし、今年はSAKE1フェアということでやる予定だったのですけれども、やはり飲食を伴うものということで中止になってございますけれども、コロナ禍の中で、そういったPRしてもイベントを開催できないというような事態が起きてございますけれども、何とか打破しながらやっていきたいなというふうに思っております。広域では、そういった形で取り組んでございますけれども、町については、単独でも、やはりSNSを活用した情報発信が非常に大きいのかなというふうに考えてございます。

例えば去年の和味ひまわりパークで初めてそういった取組をやったわけでございますけれども、やはりSNSによる情報発信、すごくよかったのかなというふうに思っております。かなりの方に、お客様に来ていただいて、PR効果があったのかなと思っております。

もちろん今藤原議員おっしゃるとおり、広域での取組も必要なのですけれども、町の情報発信、やはりそこも今後強化していきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の一番最初に申し上げましたとおり、町の観光地、東西に離れた距離にありまして、最大の難点は、この間を行き来する交通がうまくできていないと、この辺についてどのように今後お考えなのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 東西離れているというのは、まさにそのとおりでございます



けれども、令和4年度で予算化してございますけれども、中心部の矢幅駅のところに今度観光案内所ということで、地方創生拠点整備交付金を利用しながら、そういった拠点の整備を行うことによって、観光案内ができるのかなと思っていますし、あと以前高橋安子議員からお話があったのですけれども、駅のところにサイクリング、貸出しできるような形でということで、今までは、やはば一くのほうにも置いていましたけれども、今度は駅のほうにも何台か自転車を貸出しするような形で購入いたしまして、東にも西にもサイクリングしながら、天気の良い日には町の中を歩いていただくような、そういった仕掛けも今後行ってまいりたいと思いますので、何とか点と点を線に結んで、さらにそれを面まで広げられるような形で今後進めていきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 続きまして、子育てに優しいまちづくりのところで再質問でございます。この赤ちゃん子育て応援給付金、子育て世代の移住、定住策としても捉えられているようですけれども、これは国の国庫支出金を使いまして成り立っていますけれども、町として今後このような取組をするお考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） では、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

赤ちゃん子育て応援給付金につきましては、今年度コロナの交付金のほうを活用させていただいておりますけれども、これは子育て応援という形で子育てにやさしいまちづくり、それから今後やはり子育てのみならず教育につなげていくまちづくりということを考えたときに、非常に重要な視点かと思っております。したがって、今後継続する形で事業化を図っていきたいと思っておりますし、ある側面では、子育て応援給付という言い方になっておりますけれども、これはひとつ移住、定住の大きな起爆剤、いろいろな調査をしてみますと、やはり子育てに優しい町というのは、若者が、子育て世代が移住、定住を考える際に、大きなポイントになってきます。一過性の住宅に対する利子補給という形では、県内のほうは中止をさせていただいておりますけれども、いろいろ調査をしまして、アンケート等を実施しますと、効果的な策になり得るといふふうに考えておりますので、そういった側面も踏まえて今後取り組んでまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 分かりました。それでは、ゼロごみ、6R推進の件でお尋ね申し上げます。

3月1日に盛岡・紫波地区環境施設組合の定例会がありまして、その中で出てきた話が、本来資源ごみであるべき紙類が燃えるごみに家庭で混入させて、それで結局総量は減っているのですけれども、燃やすコークスの単価も上がったりして、最終的に経費がかかっている状態になっています。この辺について、どのような形で町として推進しようと考えているのかお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

燃やせるごみの中に資源物になる紙が入っているということで、これからどうしようかということの趣旨の質問だったと思いますが、これも以前からそういう傾向が見てとれたところでございますけれども、今後ますますもって、これまでも青空教室とか、そういった場でごみの分別、特に古紙類に関しては、分別をきちっとするように呼びかけてきたところでありまして、ご存じのとおり、去年はリサイクルモアというふうな施設も設けたことでもございますし、あとはいろいろ大きなスーパーには店頭回収で古紙を回収する施設を持っているところも増えてきました。そういうところをもっともっと周知しながら、ゼロごみ6Rと併せまして周知を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 4つ目の財政の健全化についてでございます。

庁内で具体的な取組をいろいろなさって成果を上げている話については、回答を聞きまして初めて認識した次第です。せっかくよい取組をされているのですから、定期的に庁内で総合発表をされるとか、課をまたいで。そして、よい取組事例があるのであれば、町長が判断されて、表彰とか、そういうことをして、皆さんのその改善に対する取組の姿勢を助長していただけるような取組をなさってはいかががかと思ひまして、この件についてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

事務事業の見直しは、平成28年のチェンジシートという取組から始めさせていただいておりまして、現在は事務事業評価シートということで必要性、有効性、効率性、緊急性の観点から、約850の事務事業について見直しを行わせていただいているところであります。これスクラップの3要素と言われている中で、無駄な施策がないか、事業がないか、あるいはダブりの施策事業はないか、廃れた事業はないかということについて、まず第1点目の導入部の無駄な施策がないかといったところについて成果を上げてきたところだと思います。ここの成果について、成功体験としてみんなで発表の機会という話になりますと、実は大変皆さんに協力を、各課に検討を重ねていただいて、明るい成果というよりは、みんな我慢のときだというふうな形での現状が、そういう状況になっております。

次に、ダブりの政策、施策がないかといったところは、町長答弁で申し上げたところで、初めて事務事業を統合することにより、よりよい政策につながるのではないかなというような視点での効果というものが、次の取組で発揮できるものかなと思っています。ご指摘いただいた、ご提案いただいた内容、今までもプロジェクトチームをつくって、その中でこういう成果があったよということは、共通の認識にしておりましたが、全職員でどのような形になって成果があるのだ、我慢しているだけではなくて、こういうことをやればどんないいことがあるのだというようにつなげるように工夫をしてみたいと思います。どのような形で、発表会になるのか、そういう形、どうなるかというのは、ちょっとこれから検討させていただきたいと思いますが、そういうつもりでやらせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 5つ目の総合計画絡みでの持続的な云々のところでございます。

地場企業の経営力の強化と雇用拡大のために学びの場を開催するというところでございますけれども、この件は、正直申しまして、これまで何度かこの関連の質問でしたときに返ってきている答えのとおりです。そこから具体的なものについて、なかなか見えてこないもので、今回質問した次第でございます。

いま一度商工会あるいは関連団体等と連携して、矢巾町の商工業のあるべき姿像を、まず

町としてつくり上げて、そこから具体的な施策に下ろすやり方を取られてはどうかと思っておりますけれども、これについてのお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまお話がございましたあるべき姿をつくり上げてということは、まさしくそのとおりだと思います。町のビジョンを示さないと、どういう企業がうちのほうで求めているものかということも多分誘致、立地を希望している企業にとっては分からないと思いますので、そこはしっかり示していきたいなというふうに思います。

昨今の状況をお話ししますと、盛岡南道路の計画が大分進んできたということで、そういった企業の動きも出てきてございます。町としては、やはり物流を中心になるかとは思いますが、そこをまず突破口にして、工場の立地も含めて、その辺産業用地の拡大を考えていかなければならないときかなというふうに思っております。

当然そうなると、都市計画のマスタープランとかの見直しも必要でございますし、今やっております中小企業の基本計画の策定も、そういった位置づけも含めながら、今後雇用拡大のためのそういった誘致企業の進め方をやっていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の2つ目は、教育行政方針につきまして伺います。

1つ目ですけれども、教育行政方針の前段で述べられているSDGsの目標「質の高い教育をみんなに」とは、どのような教育を述べられているのかお伺いします。

また、令和4年度教育行政方針の一つである「学校教育の充実」の中にある施策「確かな学力の育成」との違いは何なのかお尋ね申し上げます。

2つ目、町立煙山保育園での医療的ケア児や病児等の受入れ支援は、4月から始まると聞いております。当初受入れ者は少ないようですが、施設的に何名まで受入れ可能なのか。また、受入れが増えた場合の人員体制は、どのように組まれるお考えか伺います。

3つ目です。学校規模適正化の検討で、適正規模、適正配置が決まれば、学区の再編となるわけですが、この件も令和4年度中に決定されるお考えかお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

(教育長 和田 修君 登壇)

○教育長 (和田 修君) 令和4年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、日本では9年間の義務教育を国民誰もが受ける制度が整っており、学習内容も学習指導要領に沿って、各教科できめ細かに進められていることが質の高い教育であると考えております。

SDGsの目標のうち、「4、質の高い教育をみんなに」については、OECD加盟38か国のうち、日本とカナダのみが達成となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大による現状を迎えるまでは、義務教育を提供していることが当たり前であると考えてきましたが、教育、保育施設や学校を長期間閉鎖せざるを得ない地域もあったことで、教育機会を持続させていくことの大切さを改めて教育行政方針に込めたものであります。

また、教育行政方針の一つである学校教育の充実の中の確かな学力の育成とは、ふだんの授業で養成される基礎、基本、さらにそこからつながる応用の学習で身につけていくことを示しております。日本の教育は、様々な改革をしながら質の高い教育が進められてきたと認識しております。昨今は、教育におけるICTの活用が重要視され、GIGAスクール構想も進められております。

このGIGAスクール構想で整備した児童生徒への1人1台端末を活用し、児童生徒それぞれに公正に個別最適化された学びを提供することや学びを継続させるための学習面、生活面での支援強化などを行っていくことで、小中学校や関係機関でのこの取組も最終的には質の高い教育をみんなにへつながっていくことと考えております。

2点目についてですが、令和3年度に開催しました町立保育所在り方検討委員会において、町立としての役割や特色を持った保育所運営を期待する意見を踏まえ、令和4年度から医療的ケア児の受入れに向けた体制の整備を行うこととしており、受入れ人数については、ケアの内容によって受入れ可能人数も変わりますが、令和4年度は専任の看護師1名を新たに配置し、医療的ケア児2名の受入れを想定しております。

医療的ケア児については、岩手医科大学附属病院の移転や宅地造成計画に伴い、今後増加していくことが見込まれることから、庁内や関係機関との連携を図り、早い段階から保護者の意向を確認し、必要なケアの内容を見極めながら計画的に受入れができるよう人員配置に努めてまいります。

3点目についてですが、令和3年度から町立小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会で審議しているところでありますが、令和4年度前半には、審議

会から答申をいただき、令和4年度中に教育委員会で町立学校の在り方を決定することとしております。学校の適正配置の議論においては、学区の在り方も不可欠であり、同時に検討する必要がありますので、令和4年度中に決定するスケジュールで作業を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1問目についての再質問でございます。

質の高い教育の提供については、回答のとおりだと思います。やっぱり質の高い教育というと、SDGsで述べられているのは、性別、国籍、一切関係なしに、そして年齢も関係なしに全ての人に教育機会を提供することを前提に書かれたものでありますので、それは間違いないと思います。ですが、もう一つのほうの確かな学力の育成というところで、ちょっと私自身が引っかかっておりまして、岩手県の学力レベルにつきましては、全国学力テスト正答率ランキング2019年版を見ますと、小学校は全国で総合14位なのです、上位グループにいるわけです。だけれども、なぜか中学校では全国41位。東北では福島と一緒に、四十何ぼしかないですから下位グループに入ってしまうと。

昨年3月に会派代表質問で当会派の廣田清実代表が、目指す学力目標はという質問をいたしまして、和田教育長より、県平均レベル以上と、県平均を100として104以上を目指したいと。でも現状は、今のところは100から101だというお話がありました。正直言いまして、このレベルであれば、全国下位レベルということです。それが本当に確かな学力の育成なのかというところで引っかかりまして、なぜ小学校から中学校に上がるとこういう数字になるのか、この点どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

その現状、一つのテストについての数字については、そのとおりだと思います。ただ、この学力というのは、多面的に考えなければいけないということ。以前私答弁の中でもお話しさせていただきましたが、様々なテストがございます。その違うテストでは、子供たちの学力は確かに定着している、上がっているという、そういうふうな指針もあります。結果もあります。ですから、一つのものだけでははかれないというのが私自身の考えです。

確かに岩手県の学力、位置としては低いというのは、その1つのことでは確かです。全部を上げていかなければいけないということは、そのとおりだと思います。何が原因なのかと

ということについては、やはり都会であるとか、都市部のほうでの塾だとか、小さい頃からのそういうふうな養育とかというふうなこともあると思います。それにつなげるために岩手県として、あるいは矢巾町として、それに見合うような形、学校教育でそれができないか、塾ではなく学校教育でそれができないかということを考えながら取り組んでいかなければいけないと思います。いずれ学力向上が今これからの私たちの課題だと、それは認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 医療的ケア児の件について確認させていただきます。

煙山保育園、施設的に最大何名ぐらいまで受入れが可能なのかということが1つと。それから、看護師さんを当然配置しておりますけれども、ケア児1人当たりというか、何人に対してどれだけの人数を配置しなければならないのか。拡大したときに、その手配は、この看護師さん不足の中でできるのか、あるいはどのように対応する予定、考えがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

医療的ケア児の定員というものは、特になくて、煙山保育園の定数は150名になっているわけですので、その中にカウントをしていくということになります。恐らくイメージ的にベッドを置いてとか、こういうふうを考えている議員さんもいらっしゃるのではないかなと思いますけれども、そういう重症の子どもではなくて、いわゆる動ける医療的ケア児と言われておるわけですが、見た目は健常児と何ら変わらないようなお子さんを想定しております。

あとは、看護師の配置ですが、現在2名おまして、今回といいますか、新たに1名を採用するわけですが、答弁書にも書いているわけですが、今のところ、令和4年度は2名入りそうなので、答弁書にもあるとおり、そのケアの内容によるわけですが、今のところは3人体制で2人は十分保育ができるものというふうに考えております。2人とも軽症な子どもさんですので、大丈夫かなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3つ目の質問に対する再質問でございます。

小中学校の適正規模、適正配置ということなのですけれども、この基準ですけれども、これは何を基準とされているのか、ちょっと私理解しておりませんで、できればこれを教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1つは、文部科学省のほうの省令で示されているのですけれども、まず複数学級というものがございます。これは、必ずそうしろという意味ではございませんけれども、あるべき形として2学級ですとか、3学級という複数学級で示されておりますので、やはりそれを中心に我々は考えたいと思っておりますし、あとは当然市町村によっても違います。今回我々矢巾町の児童生徒がどういうふうに移りしていくかというのを考えて、バランスよく学区というのを考えていかなければならないなと思っておりますが、その辺は審議会の委員の皆さんにはご議論いただきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3問目でございます。若年層のコロナウイルス感染者増加への対応についてお伺いいたします。

オミクロン株によるコロナウイルス感染症では、これまで罹患率の低かった若年層、特に小、中、幼保の園児ですけれども、にも蔓延しております。これまでも適宜対策は取られていることは承知しておりますが、令和4年度の若年層に対する感染予防対策について、どのようなお考えか伺います。

また、町内の小中学校でも学年閉鎖、学級閉鎖が発生しており、学級閉鎖等で学習の遅れが発生すると思われませんが、これについてどのように対応されるお考えか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 若年層のコロナウイルス感染者増加への対応についてのご質問にお答えいたします。



オミクロン株の特徴として、感染力の強さや潜伏期間の短かさのほか、若年層への広がりなどがありますが、まずはご本人を含めて同居する家族の皆様にワクチン接種や国が示す基本的な感染対策の徹底を図っていただくことが重要ですので、あらゆる機会を通じて呼びかけてまいります。

なお、県内においては、学校や教育、保育施設でクラスターが多く発生している状況であります。岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の見解による感染防止対策や感染の疑いがある方を把握した場合の初動対応など、その時々状況に応じた情報について、若年層に係る施設への周知を継続するとともに、町長メッセージ、これは参考までに、若年層に限らず令和2年3月26日から今年2月21日までにホームページ、全戸配布をさせていただいたのが全部で23回の回数にわたるわけですが、いずれ町長メッセージの発出による町民の皆様への周知についても今後も継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、若年層の新型コロナウイルス感染者増加への対応についてのご質問にお答えいたします。

学年閉鎖、学級閉鎖に伴う学習の遅れに対する対応については、今後の授業の進捗によって3学期中の授業内で対応しますが、どうしても授業時数が満たせない場合には、学年や教科内容によって異なりますが、春季休業中または新学期に持ち越して対応することになるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 感染症対策の件で再質問でございます。

2月10日の全員協議会で子ども、5歳から11歳のワクチン接種は3月26日土曜日から6月18日土曜日の期間、都合6回の接種日程という説明がございました。あちこちの自治体さんでも、もう始まっているわけですがけれども、ワクチン手配ができた数だけ前倒しで実施するお考えはあるのかどうかお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

5歳から11歳未満までのいわゆる小児接種につきましては、ファイザー社製の子ども用ワ

クチンということで、こちらの供給状況に合わせながら集団接種中心で組んでおりますけれども、個別接種も含めて、いずれそういった前倒しを行いたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 授業の遅れについてですけれども、3学期中の授業内で対応できない場合の対応は、教育委員会のほうと学校長さんの間で判断されるのか、どなたが判断されてお決めになるのか、そこを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基本的に学校のほうで必要な時数というのは、校長あるいは教務主任がおりますので、そこでその学校あるいは学年で時数が足りないかどうかを検討いたします。最終的に、もし足りないとなった場合は、学校から教育委員会のほうに報告が参りますので、その場で最終的に決定して、例えば3学期、春休みに1日授業が必要だとか、そういったところを決めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） すみません。質問はございませんが、ちょっと私質問の手順を省略してしまいましたので、おわび申し上げます。議席番号1番、町民の会の藤原信悦が質問しておりましたので、大変失礼なことをいたしまして申し訳ございません。おわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 気がつかない私も駄目なものでございますので、以上で、では藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間は若干早いわけですが、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時といたします。よろしく申し上げます。

午前10時50分 休憩

-----  
午前 11 時 00 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、代表質問を行います。

次に、一心会、山崎道夫議員。

1 問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。まず、町長に質問をいたします。未来への持続可能なまちづくりに向けた取組について。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画は、前期2年を終え、4月からいよいよ3年目を迎えるようとしています。高橋町長は、チームやはばのトップリーダーとして、様々な課題に立ち向かい、諸施策の推進に向け、常に前向きに取り組んできたと理解していますが、特にこの2年間は、コロナウイルス感染症が蔓延し、収束が見通せない中での町政運営であり、多くのご苦勞があったと思いますが、いまだに厳しい状況の中であって、7次総の総仕上げに向けた取組について、以下伺います。

1 点目でございます。後期基本計画の前期2年間、未来に向けた持続可能なまちづくりに取り組んできた中での成果と課題についてお伺いをいたします。

2 点目、施政方針で述べられた諸施策の推進について、町民の理解を得る中で推し進めていくことが必要であると思うことから、以下お伺いをいたします。

まず、1 点目でございますが、観光産業の活性化についてでございます。第7次総合計画における西部地区の整備は、着実に実現しつつありますが、整備が進むことによって南昌山や城内山、幣懸の滝、水辺の里、国民保養センター、ジャンパランド、煙山ひまわりパーク、和味フラワーパーク、稲荷街道松並木、町営キャンプ場、さらには国指定史跡徳丹城跡まで、点から線への観光ルートが確立し、町内外から観光客を呼び込むための体制づくりは、ほぼ完成に近いものと思います。

しかし、観光産業の活性化は、他市町村との競争でもあり、通過型の観光で終わらせるのではなく、滞在型の観光を視野に入れ、来てよかったと思ってもらえる取組を進めるべきだと考えます。そのためには、国民保養センターを観光拠点として、歩いて、見て、ゆったりと温泉につかり、泊まって楽しむ宿として、最大限活用することが絶対条件だと思います。せっかくの温泉を最大限活用することが必要だと思うわけであります。しかし、今のままで

は、残念ながら町内外からの利用者を増やすには限界があると言わざるを得ません。

したがって、観光産業のさらなる活性化に向け、この際、保養センターを思い切って大規模リニューアルし、利用者の満足度を大いに高める取組をするべきではないでしょうか。その財源は、ふるさと納税（企業版も含め）やクラウドファンディングなどの活用を視野に入れ、大変身させるような思いで検討するべきではないか、お考えをお伺いをいたします。

2点目、移住、定住対策としての子育て支援についてでございます。長年の懸案事項であった宅地不足の解消が見えてきていますが、順調にいけば、数年後には住宅建設が始まるものと思います。矢巾町は、県内で最も勢いのある町として注目されており、県内の住みたい町のランキングにおいてトップに位置づけされております。しかし、全国的に少子高齢化が大きな問題になっている中、矢巾町の人口も2010年の2万7,205人をピークに少しずつ減少してきており、宅地開発を起爆剤として人口増に転じていきたいものだと大いに期待をするのであります。

しかし、矢巾町の土地の価格が高騰し、併せて建築資材の高騰と相まって、若い世代が住宅を建設するにはハードルが高いのではないかと懸念をしております。したがって、こうした背景の中、矢巾町を将来にわたって持続可能な元気な町にすることを主眼に、子育て世代をしっかりと支えるため、また移住、定住を後押しするため、県内一子育てに優しい町を大々的に打ち出し、若い世代の背中を押す施策を検討するべきときだと考えます。

そうしたことから、施政方針で掲げた赤ちゃん子育て応援給付金の創設は評価いたしますが、それだけでは足りないと思います。この際、出産祝い金支給制度を創設し、第1子から30万円ずつ支給を、さらには幼児教育、保育の無償化による副食費助成を拡大し、全てを無償化し、さらには小中学校の給食費の無料化などを図り、子育てするなら矢巾町へのスローガンの下、子育てに特化したインパクトのある施策を大胆に打ち出すべきだと考えますが、見解を伺います。

大きな3点目でございます。持続可能な農業政策について。1点目、昨年12月会議において、米価下落の本町への影響は例年の2割程度になるものと思われるとの答弁でありました。矢巾町における減収はどの程度なのか、お伺いをいたします。

2点目、収入保険制度やセーフティネットへの加入などで9割程度補填される見込みであるとのことでしたが、補填された額はどの程度なのか、お伺いをいたします。

3点目、町の農業政策について、過去にも何度か伺ってききましたが、施政方針で述べている需要に応じた米生産のための転作を推進し、経営基盤強化のため、引き続き高収益作物へ

の転換を推進するとの答弁が繰り返されてきております。農業を取り巻く状況は、高齢化と後継者不足により一層厳しさを増していますが、こうした中、昨年11月30日、政府自民党が公表した水田活用の直接支払交付金の見直しは、さらに厳しさを上乘せし、農業者の耕作意欲をなくしてしまうほどの強烈な内容であります。こうしたことに町としてどのように対処する考えなのか、併せて町の農業政策について再度お伺いをいたします。

4点目であります。本町の農業政策について、農業者がどのように感じ、どのように受け止めてきたのか検証してきたと思っておりますが、その結果についてお伺いをいたします。

5点目であります。農業、農村の維持に向け、多様な人材の育成のため、技術取得や資金繰りの後押し、助言する人材が欠かせないとして2021年度から行われている地方自治体の農政担当者を対象にした農村プロデューサー養成講座を受講しているのかお伺いをいたします。

6点目、2020年に出された食料・農業・農村基本計画では、地域政策を充実させ、農村政策の立て直しを図るべきとしておりますが、今日の状況を見ると、このことに対する町の政策が見えてきていないと思っております。したがって、農政に特化した担当部署を設置し、地域の実情に応じた農政の推進に力を入れ、矢巾型の農業、農村の在り方を常に考え、指導する体制づくりについて提言したいと思っておりますが、見解をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 一心会、山崎道夫議員の未来への持続可能なまちづくりに向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

1項目めについてですが、令和2年度からスタートいたしました第7次総合計画後期基本計画におきましては、未来に向けたまちづくりが一つのテーマとなっており、各分野の施策におきましても、持続可能性を念頭に置きながら取り組んできたところであります。この間、多くの町民の皆様、そして議員の皆様をはじめとする関係各位の温かいご理解とご協力の下に町政を推進してまいりました結果、本町は県内で最も元気な町の一つとしての評価が定着しつつあると実感しており、令和2年の国勢調査では、人口が本町始まって以来の2万8,000人を超えるとともに、新たに町内3か所の市街地拡大実現のめどが立ち、また将来の基幹インフラとなる盛岡南道路が都市計画決定されるなど、未来に向けたまちづくりが着々と進みつつあると認識をしております。

今後も引き続き、持続可能な町の実現に向け、諸施策の推進に注力してまいります。S

D G s の目標年である2030年、いわゆる令和12年まで、残り8年余りとなり、もはや一刻の猶予も許されない状況であることから、本町におきましても、これまで以上に力を注ぎ、持続可能なまちづくりを町政の中心に据えて取組を加速してまいりたいと考えております。

2項目めの1点目、観光産業の活性化についてですが、現在西部地区の観光の在り方を矢巾温泉郷活性化検討委員会や岩手県立大学の学生との地域課題研究ゼミにおいて協議し、その施策を検討しております。その中で、町内唯一の温泉施設であります矢巾町国民保養センターについて、西部地区の観光の拠点になり得ると判断し、新たな交流人口を創出するため、同施設の活用策が重要であると考えております。同施設では、平成25年8月の水害を受けて、大規模改修を行い、健康増進施設として町民の皆様を中心に広く親しまれております。今後は、町内外の若年層を呼び込むレジャー施設としての要素を加えた大胆な転換が求められており、周辺施設と連携したツーリズム事業と併せ、温泉施設のリニューアルも一つの方策であると考えております。第7次総合計画後期基本計画の指標であります西部地区観光施設の来場者数の達成状況を踏まえながら、次期総合計画の策定に向けて山崎議員からご提言をいただきました財源の活用も視野に、公民連携の手法を取り入れた施設の運営について、引き続き検討を進めてまいります。

2点目についてですが、新たな施策として、赤ちゃん子育て応援給付金の創設や病児、病後児保育の実施に向けた町立煙山保育園の体制整備などに取り組み、これまで実施してきた施策と連動をさせながら、子育てに優しいまちづくりを進め、子育て環境の充実を図り、子育て世代の移住、定住を推進してまいります。

山崎議員からご提言いただきました出産祝い金や各種子育てに関する無償化、無料化など、子育てに特化した施策につきましては、他の施策と併せ、子育て支援に必要な取組を見極めながら検討してまいります。

3項目めの持続可能な農業政策についての1点目についてですが、昨年の12月会議におきまして答弁したとおり、農業者ごとに状況が異なるものではありますが、例年の2割程度の減収になるものと見込んでおり、反収555キログラム、10アール当たり作付として、前年比2万2,000円程度の減収となります。

2点目についてですが、収入保険制度やセーフティネットにおける補填については、米、麦、大豆等の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策が6月中に支払われる見込みとなっております。また、収入保険については、加入者が確定申告後、農業共済組合に必要書類を提出して、1か月程度で支払われるとのことであり、今後の、そして今年の補填実績金

額については把握できませんが、農業共済組合によりますと、昨年実績で23件に、総額1,285万円程度の保険金が支払われており、今年はより多額の保険金により、9割を上限に補填されることになっております。

3点目についてですが、水田活用の直接支払交付金の見直しは、大きく2つ見込まれております。1つ目は、令和4年から令和8年までの5年間に一度も水張り水田として耕作が行われない農地は、令和9年度以降、転作交付金の対象水田から除外されるというものであります。過去5年間に於いて、水張り水田であります主食用米、加工用米、飼料用米、そしてサイレージ用稲等の作付を行っていない農地のうち、令和3年度に小麦、大豆、牧草、野菜など、交付対象作物を作付している水田面積は300ヘクタールに上ります。これが全て交付対象外水田となった場合に、年間1億円を超える転作交付金の減額が見込まれるものと試算をしております。

2つ目は、令和3年度に牧草を作付している町内の水田面積は、約100ヘクタールに上り、全体で3,500万円ほどの交付金が交付されておりますが、単純計算でも2,500万円の減額が見込まれるところであり、最も影響が大きい個人農業者では280万円もの影響が見込まれます。

今回の水田活用直接支払交付金の見直しにつきましては、町にもたらす影響が多岐であることから、近隣市町をはじめJA、土地改良区等と連携して、見直し撤回の要望書を提出しており、国の動向に注視しつつ、今後も必要な対応を行ってまいります。

4点目についてですが、本町の農業政策は、国や県の施策を中心に農業団体と連携しながら、積極的に補助事業等の活用を推進してきたところであり、農業機械、資材の導入をはじめ新規就農支援、農地を維持していくための環境整備などを一定の理解をいただきながら営農活動が維持されていると捉えております。また、効率的な営農を確立するために、人・農地プランによる農地の集積と集約化を取り進めており、その話合いの中で将来の農業を維持していくための農業者の意識が徐々に醸成されてきているものと感じております。

一方で、転作作物については、野菜など高収益作物の作付を推進してまいりましたが、作付面積は、ここ数年横ばいで伸びておらず、今回の制度見直しにより、さらに見通しが立たない状況になっております。このことから、これまで水稲や小麦のみを作付してきた農業者が新たな取組を始めやすいようJAと連携して、分かりやすい提案方法や安心できる指導体制の周知に努めてまいります。

5点目についてですが、農林水産省が主催しております農村プロデューサー養成講座は、現在のところ受講しておりませんが、農村プロデューサーのように、地域への愛着と共感を

持ち、地域の思いを酌み取りながら地域の将来像やそこで暮らす方々の希望の実現に向けてサポートを行い、地域の皆さんと一緒に地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、農政に特化した担当部署の設置について、今年度から農林振興係に係長を2名配置し、体制を強化するとともに、農業経営指導マネージャー、地域林政アドバイザーを設置しているところであります。近頃は、地域での話合いに重点が置かれ、地域農業の将来像を実現するための取組を支援する政策が展開されていることから、農村プロデューサーのような人材が専任で継続的に支援を行うことができる体制づくりに努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 何点か質問させていただきますが、国勢調査の答弁がございました。

令和2年の国勢調査、本町始まって以来の2万8,000人を超える人口増という形で出たと。しかし、これは私もちょっと調べました。令和2年12月1日、国勢調査をやった年なのですが、本町人口2万7,174人、基本台帳上は、例えば2万8,000人を超えているとは言っていますが、仮に2万8,000人ということになれば、マイナス826人の人口なのです。そしてさらに、去年令和3年12月1日、2万6,932人、2万8,000人から比較すると、マイナス1,068人、非常に厳しい状況は続いているわけです。県内で最も元気のある町だという評価はいただいておりますけれども、なかなか移住、定住がうまく進んでいないというのが、このことからもしっかり分かるということだろうというふうに思います。

したがって、やっぱり子育て世代に特化した、例えば八幡平市は子ども1人50万円、第1子から50万円の出産祝い金ということに新年度から取り組むというようなこともありますし、他の市町村もやっぱり子育て支援にはかなり力を入れております。せっかくいよいよ500戸建設が可能な土地の開発が始まります。市街化区域の拡大ということで始まりますが、そういったときに、やっぱりそれにうまく呼応したといいますか、若い人たちが矢巾町に住みたい、矢巾町に行って子どもを育てたいという思いを持ってもらうための子育て支援をやるべきだというふうに私は思います。

当然いつの時代もそうですが、町の財政が厳しいのはそのとおりなのです。しかし、やっぱり町の人口を増やさない限りは、税金も入ってきません。そういった観点から、この際ですから、思い切った施策をやっぱりやるべきだと。そして、平成28年からやってきた、いわ



ゆる住宅に対する利子補給、これはかなり政策的に、町単でやりましたので、思い切った施策だなということで大きな評価を得たというふうなことだったというふうに思います。6年間で253件の申込みがあって、うち235人が県内各地から移住してきていると。これによって人口は493人、500人近く増えたわけです。そして、残り181件、これは盛岡広域圏からの移住だったということで、これもやっぱり相当効果があっただろうというふうに思います。6年間で1億4,600万円の予算を使ったと言っていますが、これは家を建ててもらおうということになりますので、町税は入ります、固定資産税も含めて、様々な国からの交付金も当然プラスになってくるわけですので、すごいこれはインパクトのある施策だというふうに思っております。

しかし、4月1日からは、これは見直しをかけて、県外からの移住者のみの適用にする、そういう方針に変わりました。やっぱりそうした中で、先ほど言ったように、せっかく矢巾町に住宅が建っていくと、そこに入ってきてもらう人たち、特に若い人たちは、質問でも話をしましたが、なかなか賃金が伸びない状況にあります。収入が増えない、そういう中で、子育てに非常に苦勞する。子どもを産むかどうかも迷うような状況、まして家を建てて、そこで暮らすということになれば、その町の様々なそういった支援策を必ずチェックするはずです。そういったことに対して、きちっとやっぱり応えるべきだろうというふうに私は思います。

そういったことから、先ほど私が言いました30万円にするか、20万円にするか、これは検討課題でありますけれども、やっぱり出産祝い金をはじめとして保育園、それから幼児教育、小中学校の給食も含めて無償化をして、そういうふうな施策を打ち出してやっぱり移住、定住を呼びかけるべきではないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 全体的にわたる分野でしたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、住基の人口と国勢調査の人口の違いということですが、ここについては、移住、定住がうまく進んでいないということではなく、岩手医大の学生が多いところが大きな要因かなというふうに考えているところでございます。また、利子補給の関係、こちらにつきましては、議員の以前のご質問にお答えした私の数値を今読んでいただきましたけれども、現時点で270件を超える申込みがございます。うち県内が250件、さらに県内の内訳を見ますと

209件ほどが盛岡広域からの流入ということになっております。

議員ご指摘のとおり、なかなか所得が伸びない中で、このような支援策は非常に大きなインパクトがあるのではないかなということ、私どもも最初そのように認識しておりまして、ただ今回見直しに至ったことにつきましては、移住者の定義が大きく変わるといったことについて歩調を合わせるということと、同時に利子補給対象者についてアンケートを行わせていただきました。今回の個人取得の利子補給制度、これが決定打になったかということになりますと、制度が決め手ではなかったと。助けだったけれども、決定打ではなかったというのが、実は76%に及んでいます。この制度がなくても矢巾町には住みたかったということがありまして、ではそれどんな傾向なのかなと思いますと、まず子育てとといったところにつきましては様々な場面がありまして、誕生、入園、入学、進学というようなところがございまして、そこが約40%ぐらい、矢巾町に引っ越す選択した一つの要素。あるいは住宅が手狭になったからというような、それが約20%。手狭になったということを見ると、家族が増えたと考えることができると思いますので、ここは子どもがといったところに連動してくるのかなと思っています。

そういう意味もございまして、全体的な波及効果、利子補給ですと、外から入ってくる人にしか対象にならないのですけれども、子育て応援給付制度につきましては、町内に従来から住んでいる方々にもいいということで、そういった側面の中で今回そのような方向で検討させていただいたところでございます。

そうしたところが大前提といったところの中で、議員ご指摘のとおり、子育てにつきましては、当然私もそういう世代で大変苦勞した思い出がございまして、そこが金銭的なものがあるのか、あるいはもっと違う支える部分があるのか。例えば今回新年度で新しい事業としては、妊産婦健診への移動支援というような新政策も取り入れさせていただいておりますし、産後ケアにつきましても、こちらにつきましても、いよいよ本格的な動きになっていくというふうに理解しています。そういったところを総合的に考えまして、検討させていただきたいと思います。ご質問があったように、最初から否定するわけではなくて、子育て支援を充実して、それを売りにしていくということは、町内にこれまで住んでいた方もいいし、外から来る方にも選択される町にするという意味で、そういう方向で考えていきたいとは思っておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 分析は、そのとおりだと思います。それから、アンケートも取ったということですから、それはそれなりにそういった施策をやるときの大きな基礎材料になっているのは間違いないと思います。

そこで私は、それを否定するわけではありませんので、どういう形がいいのかというのを検討したと。そのことによって、赤ちゃんの支援金もということだと思います。それがどの程度矢巾町に住みたいという思いの人たちに響くかというのもありますけれども、やっぱりプラスアルファの、これはこれからの検討課題なわけですけれども、小中学校の給食費の無償化とか、あるいは幼児教育、保育園の副食費の無償化とか、様々検討する部分はあると思うのです。したがって、そういったことを分析をした結果を踏まえながら、そして今やろうとしている産後ケアの問題とか、様々な施策と併せて、そしてこれが矢巾町の子育て支援のいわゆるアピール部分だということで打ち出して行って、それがどのような形になるかはこれからのことですが、やっぱり他のほうの事例というのもしっかり参考にしてもらって、それはやっていると思いますけれども、そういうことを踏まえながら、さらにやっぱり県内一の子育て支援の町だということを頭に置いて検討してほしいということで、その点だけまずお伺いをして、この部分については終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほど藤原信悦議員が、やはり今山崎道夫議員と同じで、いわゆるゼロごみ6Rの推進と、それから子育て応援給付金、赤ちゃんの。私、さっきのまた再質問で、進化したことでお聞きになるのかなと思って満を持して待っておったのですが、今正直なところ、山崎道夫議員からお話があったので。そこで私らは、今まさに入るを量りていずるを制すと、だからいろんな政策を講じてはいきたいけれども、まずその入るを量るところがどうなっているかと。そこで、私ども今回、いわゆる今年というか、令和4年度は新型コロナウイルスの臨時交付金を使わせてやります。今大体矢巾町では、年間出生者数200人なのです。単純に10万円を掛けると2,000万円。それで、来年はもう支給要綱ではなく条例化をしていきたい。

皆さん、今日、藤原信悦議員からも山崎道夫議員からもお話があったので、ならば出すのはいいけれども、お金を何たにして捻出するかと。これごみなのです。今この間、1日のときも藤原信悦議員、矢巾町は、今まではごみの分担金増えておったのです。今回減ったのです。これは、リサイクルモアの影響だと局長が説明しておったのですが、まさにそのとおり

なのです。だから私は、これこそ今、令和4年度4月からもうやれますので、その入るを量る具体策は何かというと、まず資源ごみ、大型ごみ、そして燃やせるごみ、今5%、10%、15%、20%の刻みで、これをまず燃やせるごみから15%の古紙を回収すると、資源ごみと大型ごみと燃やせるごみを合わせると、大体6,000万円減らせるのです、お金を、分担金。そして、今移住、定住にかかっておった4,000万円、これをただ一気にはできないわけです。だから、令和4年度からスタートして、そして今山崎道夫議員から、なあと八幡平市で50万円出しているのではないかということをおっしゃられたのですが、200人掛ける50万円というのは1億円なのです。そこで、令和4年度からスタートして、その財源を捻出していききたい、こういうことです。

そして、来年度では、条例では、今考えているのは、まずいろんな仕組みがあるのですけれども、一番いいのは、今度の子育てのあれでも現金給付とクーポンという話があったのですけれども、やっぱり現金給付なのです。だから、今考えているのは、出産、生まれたとき、そして次は保育園とか、幼稚園とか、こども園に入るとき、そして小学校に入るとき、中学校に入るとき、高校に入るとき、その節目節目で一人10万円ずつやっていくと1億円のお金が必要だと、まず200人であれば。そのことを私どもはしっかり取り組んでいきたい。

もう今ここで何でもやりますよ、給食の無償化もやります、それはやっぱり財源の裏付けなのです。このことを私ども職員が一丸となって取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 財源確保については、やっぱりすごい決意を持ってやるということですから、大きく期待をしたいと思えます。

次に、観光産業の活性化について。これは、やっぱり今回私が思い切ったリニューアル、大胆にリニューアルすべきだということで提言をしたのですが、やっぱりリニューアルはいろいろあるのです。さっとしたリニューアルもあるし、あっと驚くような大胆なリニューアルもある。私は、矢巾町の観光産業、これが弱いのは、一生懸命やっています、山から徳丹城まで。いよいよそれが点から線になって面になろうとしています。しかし、通年型の観光が非常に弱いのです。その視点がないのではないかとこのように私疑問に思っています。

そこには、やっぱり保養センターをしっかりと活用すると。せっかくの温泉です、湯っこがあるのです。これは、やっぱり大きな財産だと思います。ただ、今の状態では、利用者増を

どうするかと、必ずその話になりますが、誰もそれに明確な答えは出ないのです。それは、なぜかという、行って入ってみて、ゆったりと入れるお湯ではないのです。そしてまた、レジャー施設という言葉がほとんど当てはまらないような状況です。やっぱり若年層あるいは町内、町外からどンドン来て、ゆっくりと湯につかって、ゆっくりと楽しんでほしいと、ごちそうを食べながら、そして泊まってほしいということになれば、思い切った、やっぱり大胆な施策で思い切り、あっと驚くようなことをやらないと、誰も本気になってこないのです、やっぱり。

県内あちこち歩くと、やっぱり一生懸命取り組んでいます。みんな知恵を出してやっていますけれども、そこには2回行きたいなと思うくらいの場所は、やっぱり相当思い切ったことをやっているのです。矢巾町はこれだけ注目されていますから、やっぱり行ってみたいと、1回は行きたいなと、矢巾町に。そうすると、どういうところがあると、場合によっては泊まってもいいなと、こう思うわけですがけれども、私たちも胸を張って、まずこういうところがあるから来て泊まってくれと言える状況ではないのです、残念ながら。そういったことをやっぱり打開しなければ、通年型の観光というのは、まず無理だろうというふうに思います。

やっぱり春から秋は一生懸命花を見ながら幣懸の滝あるいは南昌山にも登る、城内山のでっぺんから矢巾町全体を見下ろす、岩手山も見えると、そういうふうな部分で春から秋まではいいのです。ところが、冬になると、もうぴたっと誰も来ようとしなない、いわゆる町外から。やっぱりそういったことを打開していくためには、借金は当然必要なのですけれども、私が提案したふるさと納税、企業版の、そういったものを使うとか、クラウドファンディングをやるとか、思い切ってそういったものに取り組んでみるというふうなことを、この前500万円の寄附を樋下建設さんからもらったわけですがけれども、そういったことを呼びかけていくということ。そしてそれは、こういうふうな計画を持って大々的に矢巾町の観光施設を大きく変えたいから、何とか協力してくれという熱意を持ってやれば、やっぱり呼応してくれるところが全くないわけではないと思うのです。そういうふうな取組をするべきだということを経験で取り上げましたので。

それに対する、今後検討していくと、公民連携の形でやっていくことも併せて検討するという、非常に今までにない前向きな答弁で、私は、これはやる気があるなと思って、大いに期待をしているわけですがけれども。第8次総にやっぱりしっかりと組み込んで取り組んでいくという決意を、これはやっぱり町長から聞かなければ、ちょっと難しい話だと思いたすので、ひとつ答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実は今なかなか鋭いご質問をいただいて、ちょっと緊張しておるところですが、実は私、矢巾観光開発株式会社の社長、代表取締役をやらせていただいておりますが、保養センターは保養センターの役割があるのです。実は、パストラルバーデン、これが今山崎道夫議員が言っている本来のあれなのです、本当は。私ども就任した年には、もうパストラルバーデンは手元になかったのです。この現状だけは山崎道夫議員にも理解していただきたい。

そこで、だからといって、私どもこれからの観光振興は、もう後ろ向きなことは考えたくないし、やりたいと思っておりますので、保養センターは、まずこれから、実は今指定管理者で矢巾観光開発がお世話になっているのですが、やはり民間活力も含めたそういうことの広い発想のもとで考えていきたいなど。だから、行政だけの目線ではなく、いろんな方々からの目線、視点で考えていかなければならない。だから、今そのために西部地域の活性化検討委員会とか、それから県立大学。

実は、昨日森林管理署の宮沢所長さんともお会いして、矢巾町ではいろんな観光資源があるのに、なぜ生かさない、山一つ取っても、矢巾町には低い山、今ブームなのだそうです、山登り。そういうふうな、そしてそういう、今山崎道夫議員が指摘されたとおり、点はあるけれども、線で結ばれない、面的にもなっていない、これが大きな問題なのです。そこで、今矢巾町は、発掘すれば、いろんなものが出てくるのです。

例えば城内山に藤原三代、泰衡まで入れると四代なのですが、私も知らなかったのですが、経塚があると。皆さん、分かっていますか、赤沢の山屋にあるような経塚が、安倍道とか何かは、これはもう聞いている。そこで、あとは南昌山、今度例えば年間に東根山に矢巾町の山岳協会、100回以上登るのだそうです。なぜか。東根山に登れば達成感があるというのです、周辺が見えると。南昌山は、登っても何も見えないと、こういうことなのです。そこで、森林管理署の宮沢署長さんは、矢巾町の今度展望台をやる意味も、趣旨も分かったし、そして矢巾町が眼下に見えるように木も切っていていいと。今までは駄目だというのであれだったので。これもうちの佐藤課長たちが百度、百度参りをして、そして実現できる方向になったのです、これは山岳協会とも一緒になって。

だから、そういうことを、あとは宮沢賢治、「銀河鉄道の夜」、皆さんに今日、後からコピーでおあげしてもいい。放送大学の先生は、もう「銀河鉄道の夜」の舞台は南昌山と言っているのです。だから、これはもう、前のいわゆる元松本収入役さんが一生懸命やったので

す、そのために。それが今、日の目を見るようになってきているわけです。

だから、宮沢賢治の「日輪と山」、ああいうふうなものも私は、観光課の担当は、あちこちに貼って、もう宮沢賢治と南昌山は切っても切れないあれなのだ、そういうPR、今度観光パンフレット、今これを保養センターの支配人に指示して、まずやってみろということで、今指示していましたから、そしてあそこを中心にした観光パンフレットをやれと、今そのための準備をしております。そして、全部由来を書けば、行ってみたいという、あとさっき言われた南昌山とか、徳丹城に行きたいと、足です。これをしっかり確保してやると。このことを、南昌山は南昌病院でシャトルバスを出しているの、こういうふうなもの。それから、徳丹城であれば、そんなに遠くないわけですから、自転車でもいいし、またシェアリングでいろんなことを考えることができるので、そういうことを一つ一つ積み重ねながらやっていきたいと。

そして、今度徳丹城にも力を入れて、そうすると、人を呼び込む一つの大きな力になるわけです。今までは、何回も言うように、点だけでやってきたもの、藤原信悦議員からもさっき言われて、ちょっと耳が痛かったのですが、矢巾町だけでなく広域でやったらどうかと、まさにそのとおりです。そして、矢巾町に、今はホテルもありますから、泊まるどころも。そして、保養センターの宿泊だけではなく、2つのホテルもあるので、そういうようなものもPRしてやっていくと。滞在型、宿泊型の観光もこれからはぜひ考えていかなければならないということで、特に西部地域の観光と徳丹城、これは令和4年度、本当に大事な取組になりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま町長がお話ししたとおりでございますけれども、補足させていただきます。

先ほど通年型の観光ということで、冬が弱いのではないかというふうなお話がありました。何とかあっと驚く施策ができるように、今ちょっとその辺温めているものがありますので、具体的なものができましたならば、あっと驚くイベントをやるというようなご紹介をさせていただきますので、もうしばらくちょっとお待ちいただきたいと思います。

西部地域を使って、ちょっと今地域住民の方と、あと企業も含めて、そういった新たな冬のイベントができないかということで、今温めているものがございます。具体化しましたならば発表したいと思いますので、期待していただきたいなど、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町長から滞在型、そして宿泊型、そしてやっぱり民間活力の話も出ました。やっぱりいろんな知恵が出てくるだろうというふうに思います。取り組むということがやっぱり大前提になれば、様々な方策はあると思いますので、ここはやっぱり今佐藤課長からはあっと驚く施策と言いましたので、それも含めて大いに期待をしますので、ひとつ今後より一層腰を据えてといたしますか、力を入れて取組をお願いしたいと思います。

米価下落の影響について、2割程度ということで答弁がございました。花巻市は12億5,000万円の減収なそうです。本町の減収は、どの程度なのでしょう。2万5,000円の10アール当たりの減収ということですので、そこを計算すれば出るだろうと思いますが、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今のお話は、牧草の話でよろしかったでしょうか、3万5,000円が1万円という。

○議長（藤原由巳議員） 米価。

○産業観光課長（佐藤健一君） 失礼しました。米価下落ということで、今試算しているのは、まだはっきりとしたものが出てきてございませんけれども、要は収入保険なり、今盛んと税申告が行われているところでございまして、ここの農家さんの減収が幾らになったかというのは、集計はまだこれからというふうな形になりますけれども、単純に先ほどお話しした花巻市では減収が幾らということで見込みが出されておりますけれども、今当町で概算で出している部分については、1戸当たりの個人で2ヘクタール持っていれば、大体45万円くらいの減収になるのではないかというふうに見込んでございますし、30ヘクタールをやっている営農組織だと、大体660万円ほどの減収になるのではないかなというふうに見込んで、今回の概算金の下落によっての影響というふうに見てございます。ただ、これセーフティーネット、収入保険なり、ナラシがあるわけでございますけれども、これがまず9割程度補填されますし、町の支援、今回行っている米価下落の支援ということで30キロ当たりうるちだと100円、もちだと33円補填しているわけございまして、それらを含めて総合的に勘案すると、大きな影響というものは、いろんな支援も絡めまして、ないのかなというふうに見ているところでございます。



今NOSA Iのほうで具体的なそういった影響部分、今盛んとやっているところではございますけれども、もうしばらくしないと、最終的なそういった影響額がどのくらい出たかというのが、農家個人の影響額がどのくらい出たかというのは、まだ把握しかねるところがございますので、その辺注視しながら、今後も必要な支援を具体的にやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今収入保険の話がありましたが、収入保険の加入者、これ加入要件が当然あるわけですが、青色申告とかありますが、その加入要件を満たしている農家あるいは組織、どの程度あるのでしょうか。そして、加入しているのは、そのうちの何割なのか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 現状で7割程度というふうに捉えてございます。あとは、収入保険の対象にならない、例えば青色申告をしない白色申告者、そういう方につきましては、それほど第2種兼業農家とか、そういった方々が主だと思いますので、農業を主たる所得としてやられている方々と比べては、そんなに影響はあまりないのかなというふうに捉えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そこで、今年は、12月に一般質問いたしまして、今課長が言ったとおり、1袋当たり100円、これはうちですけれども、もち30円ということで、町の支援策で各農家には配分といいますか、支援があったわけですが、実は、今のこの状況でいくと、2年続きの米価下落でしたけれども、3年、4年と続く可能性があるのです。米離れといいますか、コロナの関係もありますけれども、様々な大手の、いわゆる食の産業も、かなり控えている点もありますので、そういったことを考えると、来年も恐らく減収、減額になる可能性、米価が下がる可能性があります。

そこで、来年に向けて今から話をしておきます。それが現実にならなければいいのですが、今県内で最も農業に対する支援策に手厚くやっているのは花巻市なのです。それで、その例をちょっとお話しますが、収入保険の加入促進のための保険料半額補助、これは3,672万円出しています。それから、検査料は30キロ当たり1袋107円を支給していると。それから、次

期作の元肥値上げ分、これはもう値上げになっています。少なくとも1割、大きいのは3割もう値上げになっています、肥料が。その3分の1の補助として10アール当たり上限412円を補助する。これは、10アール当たりですから、そのぐらいなのですが。検査料1袋107円と、今の10アール当たり412円の補助を合わせて1億2,480万円の補助。それから、今後の米作付転換に10アール当たり5,000円、4,952ヘクタールで総額2,476万円ということで、合計すれば、1億8,628万円の支援策を花巻市は打ち出して、農家は県内でもこのぐらい手厚く支援をしてもらっているのは非常に助かるというふうなことで。これ、私実は2月の末からずっと県内の農協を回っていました。平泉農協、ふるさと農協、花巻農協、それから紫波、岩手中央、それから県の中央会を回って歩いています。まだこれから上り歩く予定ですが、やっぱり中央農協に行ったときは、矢巾町の支援策、非常に助かったと。紫波はモチ米がかなりありますので、矢巾町さんのおかげで紫波町も同じく補助金を出してもらったと、助かりましたという話をされました。やっぱり今農家は、厳しい状況にずっと立たされていますので、まだそれこそ11月30日に出されました例の水田活用の直接支払交付金の関係、これは大きなショックなのです。これ今県内各農協が一生懸命取り組んで、自治体に要請をしていると。それから、中央会も県議会にも要請をしていると、そういう今動きが活発化していますが、こういう状況の中で、来年もし米価が下落した場合は、今年の例もありますけれども、やっぱりさらにその支援策を考えていってもらわなければならないだろうというふうに思います。その辺について、ちょっとお考えといえますか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今花巻市の取組をお話しいただきました。矢巾町でも収入保険の補助、支援については、令和2年度から始めてございまして、今年度で2か年続いてございます。令和4年度の当初予算でも収入保険の支援ということで、やっぱりここは継続してやらなければならないのだということで令和4年度も引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

今いろいろ支援のお話ございましたけれども、まずは、岩手中央農協と一緒にあって、米の売り先を考えていかなければならないのかなど。確かに全国的な部分で米価は下がっていますけれども、需要はあるところがありますので、そこは米の系統出荷といえども、やはり売り先を考えて継続して固定化した金額でなるべく買ってもらえるような、例えばコンビニエンスストア関係のそういった米を扱っている部分とか、あとは一般企業でも外食産業と直接取引をして、そういった部分を広げていくとか、そういった部分も必要なのではないかな

ということで、そこはやはり農協と一緒にあって、そういった販路拡大というか、そこも進めながら、できるだけ農家所得が下がらないような形、維持できるような形で進めていければいいなというふうに考えてございます。

また、必要な部分、支援策が出てくれば、それはやはりそこに応じて農家さんの意見を集約しながら、何とか維持できるような形で進めてまいりたいと思いますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時間もかなりなくなってきましたので、特に先ほど言いました水田活用の直接支払交付金の見直し、これは全国的にも大きな問題になっておりますけれども、ぜひこれからの動きをしっかりと注視してもらって、場合によっては、やっぱりそれなりの政府にも要請するとか、議会としても考えなければならない部分もありますけれども、そういった取組を一生懸命やってもらって、農家の負担を一つ一つ取り除くような町の対応策をお願いをしたいということで、それから今回の大きな変更点は、町に対する、いわゆる農業収入の減少というのは、分析してもらったので、非常に助かりますが、大変なやっぱり減収になるということが予想されます。

ここは、町長が前にも言いましたけれども、昭和45年の減反政策に匹敵するくらい大きなやっぱり変更といいますか、大変な状況になるだろうというふうなことで、今町長もこのままでは駄目だなということで一生懸命取り組んではもらっていますが、ひとつそういったことを情報として、やっぱり農家にもしっかりと流してもらおうというふうなことも必要だろうというふうに思いますし、反対はもちろんしていくのですけれども、それに代わる政策がなかなか、1回出したものは、なかなか取りさげないと、そしてごり押しするというのが常なのですが、変わっていく可能性があるのです。そういうふうな情報が、なかなか各農家に行き渡っていないというのがありますので、そういったことを今後もやっぱりしっかりと取り組んでほしいというのが、例えば私たちの営農組合の中でも話が出ていますので、そういう取組をぜひお願いしたいと。

それから、今回の質問の中で、いつも高収益作物というのの転換というのが常に出るのですけれども、さらにちょっと今回は、前の答弁とはちょっとまた前に進んで、農家とすれば、そういうふうなことで今度は取り組んでもらえるのだなということが答弁書にありますので、非常に今までとはちょっと違った形で出てきて、私も質問してよかったなと思っていますが、

ぜひこれに向けて一生懸命答弁にあるような形で進めていっていただきたいと。

最後、課長でもいいですけども、先ほど言った取組、そういったものに対する決意をお聞きをして、ここは終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 水田活用交付金の見直しにつきましては、今山崎道夫議員言ったとおりでございますけれども、この動きにつきましては、今朝の日本農業新聞のほうに書かれてございますけれども、昨日も衆議院議員の農林推進委員会の中で農水大臣が、見直しの白紙は困難だというような答弁をしております。白紙は困難でありますけれども、それ以前の中では、令和4年から令和8年までの5年間の中で検討していくというような発言も中にはございます。なので、5年間のうちに水張りしなければ、即転作の部分、その辺の交付金もらえないというようなことは、恐らく今回の白紙は困難ということで厳しくなるのかなという見直しはございますけれども。その代わりと言ってはなんですが、やはり別な補助、転作田として認められなくても、畑として、そういった畑地部分での新たな補助とかが今後出てくれば、その分、今回の補助がゼロということではなくて、多少プラスに働くのかなというふうな考えも私としても持っておりますので、そういった要望の仕方を変えると、今回ただ見直しの撤回というだけではなくて、それだけではなくて、新たな補助が生み出されるような環境づくりというものも必要なのかなというふうに考えてございます。

勉強会の話でございますけれども、やはり農家の皆さんのほうにこういった農政の動きというものが今後どう進んでいくかということの説明していく必要があることから、今月2日間、延べ4回にわたって農家の皆さんに今回の水田支払交付金の件も含めまして、勉強会をやりたいというふうに思っておりますので、そちらにつきましては、もし議員方々も出席可能であれば、内容の勉強をしていただいて、今後の農政の進め方というものを、町としての進め方もございますけれども、国に対しても、やはり農家の意見を通していかなければならないこともございますので、しっかり私どもと一緒に勉強していただければ幸いですというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもちょっと補足をさせていただきますが、今矢巾町ではいろんなところに要望しておるわけでございますが、そこは大きく2つでございます。今後5年間に一度も水張りが行われない水田は除外と、この見直しと。あともう一つは、多年生牧草に関わる戦略作物助成単価の変更の見直し。そこで、今私もいろいろ調べてみたのです

が、まず矢巾町の農業者で一番困るのは、多年生牧草に関わる3万5,000円から1万円になる。これ今牧草は、輸入牧草がなかなか手に入らないのです。そこで、繁殖牛をやっている農家にとっては、今回のあれは、もう本当に大きな痛手になると思います。

ただし、水田の水張りについては、水田にするのか、畑地化にするのかという考え方によって、畑地化にするのであれば、いわゆる土づくりに10アール2万円出すとか、それから高収益作物のそういった支援に、例えば高収益であれば、10アール17万5,000円、その他の作物であれば10万5,000円ということで、農家の方々にもしっかりここを説明しなければならない。

昭和45年のその前までは、もう増産、増産と、そして昭和45年から減反に入ったわけです。今度は、全く真逆なことをやるのです。それで、5年間という短い時間軸でやれというのが一番困っているのです。やはり今まで50年も転作に協力してきて、今度は本作か転作か、水田か畑作かと、イエスかノーなのです。

だから、2つあれするのであれば、時間軸と、それから多年生牧草、これはもう畜産農家は参ります。だから私は、このことをこれからしっかり説明責任を果たしていきたい。そして、農協とも、特にも畜産農家に対する支援、このことはしっかり考えていきたい。今輸入の牧草が入ってこない。私も今年1月に、いわゆるベゴの初競り市に行ってきたのですが、そのときお聞きして、私らが、私も何ぼかベゴを預かった経験があるからあれですが、30万円から35万円あれば、賄えたと。今60万円以上でも賄えないというのは、飼料が高いからです。山崎道夫議員も、この小さいベゴにはモーレットを食わせたりするから、だからそういうものが高くなってきていると。だから、このことをしっかり県、国。この間も町村会で達増知事にもこのことはお願いしてきましたので、ぜひ撤回なり、再考していただきたいということで、このことについては農家の皆さんの立場に立って今後ともしっかり支援してまいりたいと、このようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、代表質問のさなかではございますけれども、ここで12時を回りましたので、昼食のために暫時休憩といたします。

再開を昼の時間に会議も予定してございましたので、1時間後、1時15分の再開といたしたいと思います。よろしくお願ひします。

午後 0時12分 休憩

-----

午後 1時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、代表質問を続けさせていただきます。

次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 教育長に質問いたします。コロナ禍等における保育園、学校現場等の対応についてお伺いいたします。

この約2年間、コロナウイルス感染症予防対策に保育園や小中学校の現場と教育委員会が一体となって日々懸命に取り組んでこられたと思いますが、今年になって変異ウイルスが再び蔓延し始め、特に2月に入ってから本町の学校現場においても感染拡大が続いており、予断を許さない状況となっております。このような状況における対応についてお伺いいたします。

1点目、コロナウイルスの感染状況における学級閉鎖や休業の判断は、県からの指導を仰ぎ、町の対策本部で速やかに対応するとのことでありましたが、教育委員会として判断する際、問題点や課題はなかったのかお伺いいたします。

2点目、昨年の9月議会でコロナ禍におけるオンライン授業を考えているのかとの同僚議員の質問に対し、教育長は、学級閉鎖や休業の場合は対応が必要であるとの見解を示し、オンライン授業を実施するには何が必要なのか、何ができるのか、学校と打合せをしていると答弁しております。今回オンライン授業について検討し、もしくは実施されたのかお伺いいたします。また、問題点がなかったのかについてもお伺いいたします。

3点目、コロナ禍によって修学旅行や学校行事が中止になったり、制約されたりする場合がありますと思いますが、少ない行事等を拡張現実（AR）といったITを活用して、卒業アルバム等、動くアルバムというそうですが、それに活用する取組を考えてはどうでしょうか。

4点目、様々な理由で不登校になっている児童生徒が、民間のフリースクール等を利用している場合、学びの場も保障していくとしていますが、現在何名程度がフリースクールを利用しておられるのか。また、学びの場の保障とは、どのような取組を考えているのか明らかにされたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） コロナ禍等における保育園、学校現場等の対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学級閉鎖、学年閉鎖または学校閉鎖については、検査対象者の人数や検査結果をもって学校と協議し、閉鎖期間や再開日を判断しております。しかし、感染が急拡大してきたことで保健所業務の逼迫状況により、検査対象者や絞り込みの考え方が変わってきており、対応をその都度変更しなければならないことが課題となっております。

2点目についてですが、学級閉鎖等となった場合に備えて、GIGAスクール端末の持ち帰り練習を実施しながら、オンライン授業にこだわらず課題のデータ配信やデジタルドリル教材を活用した学習もできるように準備を進めてまいりました。実際にオンライン授業を行った学校は、2校となっております。

問題点については、PCR検査の結果が判明するタイミングが一定ではなく、学級閉鎖等を夜間に決断し、翌朝から実施することもあったことから、常に端末を持ち帰らないと実施できないことと緊急事態宣言対象地域のように、あらかじめ長期間の学校閉鎖を想定した準備ができないこととあります。

3点目についてですが、児童生徒にとって思い出に残る修学旅行、運動会等の学校行事は、内容を変更したものの、おおむね実施できております。これまで動く卒業アルバムについては、各学校で検討したことはありませんが、コロナ禍で今までのような学校生活を送れていない状況を踏まえ、今までのアルバムの考え方を改めての工夫や保護者負担等、総合的に検討していく必要があると考えております。

4点目についてですが、現在民間のフリースクールを利用しているのは8名となっております。また、学びの保障については、これまでも児童生徒の状況に応じて、学校に少しでも来ることができる場合は、別室登校やタッチ登校を促し、学校へ行けない場合は、教育委員会内にある適用指導教室、こころの窓への通級や民間のフリースクールなどの利用を図ってまいりました。令和3年度は、児童生徒の気持ちを登校に向けるため、GIGAスクール端末を活用して、別室での学習を試行してきましたので、令和4年度も引き続き端末を活用し、自宅で授業の様子を見たり、デジタルドリル等の学習をすることで学習機会が失われることがないようにしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時間の関係もありますので、端的に質問をいたします。

2月に入ってオミクロン株の関係で、かなり感染者が拡大をしたと。そして、学級閉鎖とか学年閉鎖とか、あるいは全体閉鎖というのがあったようなのですが、これはどの程度あったのでしょうか。学校別ではなくていいですけども、小学校、中学校とかの関係、あるいは幼稚園、保育園ももし把握していればですが。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） それでは、学校のほうについては、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

まず、学級閉鎖、学年閉鎖あるいは学校閉鎖ですけども、6校中5校で実施しております。それぞれやった内容は別でありますけれども、5校でということになります。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの保育園関係の休園措置についてお答えさせていただきます。

今年の方ですけども、令和4年1月以降、認定こども園1園、これは園児1名が感染しております。あと2月になって民間の保育園1園、園児が2名、保護者1名感染して、全面休園しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） オンライン授業、2校があったということですが、これは学校名は聞きたいと思えますし、それからそれぞれご苦労されてやられたらというふうに思いますが、スムーズに実施できたのかどうか、問題点があったとすれば何があったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、オンライン授業についてですけども、当然学校にいるときの5時間ですとか、6時間をそのままやるというのは、基本的にもう無理がありますので、その中で一部教科とかを絞ってやっております。まず、小学校では煙山小学校ですし、中学校では矢巾北中学校のほうで実施しております。



やはり先ほど申し上げましたとおり、全ての教科をできないということで、実際担当する教員がどういうふうにオンラインでやっていくかというところは、学校ごとに工夫しなければならぬというのが、やはり今それぞれ問題といたしますか、課題といたしますか、どういうふうにやっていったらいいのかなというノウハウの蓄積が課題かなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） この際の端末の持ち帰りというのは、スムーズにいきましたでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり特にも今年に入ってから端末の持ち帰りをまず児童生徒に練習してもらおうということで各学校で取り組んできました。先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、常に毎日持ち帰っていたわけではございませんので、例えば急遽学級閉鎖というふうな判断をした場合は、担任のほうで児童の自宅に端末を届けるということもありましたので、やはりそういったところで今時点では、なかなかスムーズにできていないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 煙小、矢巾北中ということですが、特に小学校は、低学年も今回オンライン授業はやったのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回やったのは、低学年ではなく高学年のほうの学年になります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 以前に、去年の12月会議ですが、デジタルドリルの活用は、これは小学校も導入しているというような話で私は聞いたのですけれども、それから5教科の授業に使っているというような話でしたけれども、これは私の聞き間違いなのかな、小学校1年

生も導入しているということで聞いているように記憶していますが、まずこれが1点。

それから、デジタル教科書の導入は、国のモデル事業を活用して、さっきのは、前段はデジタルドリルの話ですし、今度はデジタル教科書の導入、これは小学校5、6年の算数とか、あるいは中学校の数学で導入しているというふうに記憶していますが、この辺はどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

デジタルドリルにつきましては、小学校1年生から中学校3年生まで全学年で使えるものを行っております。デジタル教科書のほうにつきましては、議員おっしゃったとおり、一部の学年のほうで導入いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 特に算数とかに絞っているようなのです、デジタル教科書の関係は。中学校も数学ということですが、これは何か理由があつてでしょうか、特別な理由があるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

文部科学省のモデル事業を導入してやったのですけれども、全ての教科で可能というわけではなくて、教科を選ぶ中で、やはり数学というのは、非常に主要な教科でありますので、数学をまず先行的に導入したというのが経緯でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町内にフリースクールの活用の生徒たちは8人ということなのですが、これは小学生とか中学生はどの程度になっているのか。

それから、町内にフリースクールというのがないように記憶していますが、これはどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本町の児童生徒が通っているフリースクールでございますけれども、町内のフリースクール1か所と紫波町にあるフリースクールの1か所、計2か所のほうに通っております。小、中別でいきますと、小学校は1人、それ以外は中学校というふうになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） この8人は、どの程度の期間、フリースクールに通っているのでしょうか。前通っていて、今は学校でという児童生徒もいるのではないかと思うのですが、その辺の人数的な部分はどうなっているのですか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この8人、一人一人ちょっとどれぐらいの期間というふうなのは、こちらのほうでは押さえておりませんが、まず一つは、本町にあるフリースクールでございますけれども、基本的に放課後等デイサービスが主体となっている施設でございますので、そちらを活用している児童が勉強すれば、フリースクールとして出席を認めるというふうにこちらのほうでは扱っております。あとは、期間の部分、先ほどお話ししましたとおり、個々でちょっと今は把握はしていないのですが、1年以上とか通っている児童生徒はいるところまでは、こちらのほうで把握しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからも補足させていただきます。

町内にあるフリースクールの場合は、その学校と連携をしておりますして、ちゃんと連絡を取り合って、今どういう状況なのかというのを学校のほうに報告し、学校のほうからどういう状況でそうなったのかというのをしっかりと聞いて、そういうふうな対応を取っているということです。ですから、フリースクールに通っている子どもが学校に行ったりとか、あるいはフリースクールに行っている子どもがこころの窓に来たりとか、様々なのです。ずっと行っているというのは、1人か2人だと思いますけれども、様々な対応をしているということだけのご理解願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今聞こうとしたことを答弁してもらいましたので、ここはいいのですが。

最後に、タッチ登校というのはどういうことなのでしょう。タッチしてやるということなのでしょうけれども。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、学校に登校するというのに気持ちを向けさせなければならないということで、まず例えば保護者さんと一緒に児童が学校に行って、校長先生に挨拶をして、教室に入らなくても、挨拶をしてからまた自宅に戻るとかということで、まずは学校に一旦入るということでタッチ登校というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で一心会、山崎道夫議員の代表質問を終わります。ご苦労さまでした。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、矢巾明進会、長谷川和男議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 議席番号、12番、矢巾明進会、長谷川和男でございます。

それでは、第1問の質問に入らせていただきます。令和4年度施政方針について。新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら世界中猛威を振るい、我が国においても感染者が拡大し、収束の兆しが見えない。また、県内感染者数が2月26日には404名という最多の更新となり、本町住民も感染者が増加傾向になってきており、特にクラスター等には十分な留意をしなければと思っております。と同時に、この感染症の蔓延により大きく変わった社会情勢にいかに対応していくかは、政府、自治体にとって極めて重要な視点であり、ほかに遅れを取ることなく、取組を推進していく必要があります。

施政方針では、世界共通の目標であるSDGsへの取組、施策の推進に当たって、重点的に取り組む7項目、第7次矢巾町総合計画の町の将来像を実現するための主要な事業が示されましたが、町長はいかにして矢巾町の特色を打ち出し、政策を推進していくお考えなのか、

その行政経営の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾明進会、長谷川和男議員の令和4年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

令和4年度の施政方針では、レインボー大作戦として、重点的に取り組む7項目、第7次矢巾町総合計画のまちづくりの7つの方針に沿って、主要な事業の方向性を申し上げました。それらの取組の成果が特色となっていくものと認識しておりますが、新たな施策として実施いたします子育て応援制度の創設、病児、病後児保育の実施に向けた取組、妊産婦健診への移動支援などは、これまで実施してきた施策と連動させることで、子育てに優しいまちづくりを推進する上で大きな効果があるものと認識をしております。また、子育てに優しい施策は、移住や定住を考える上でも大きなポイントとなっていることから、広く周知を進めて、本町の特徴となるよう取り組んでまいります。

次に、観光産業の活性化として実施いたします南昌山の展望台整備、国指定史跡徳丹城跡の整備は、西部地域、東部地域、それぞれの魅力向上につながるものと認識しており、豊かな自然、歴史と文化に触れることができる矢巾町の特徴として整備を進めてまいります。

また、国に早期事業化の要望を行っております国道4号盛岡南道路は、現在国において事業化に向けた新規採択時評価が行われている段階ではありますが、町といたしましても、盛岡南道路の波及効果というものは計り知れないものと思慮しているところであり、岩手医科大学附属病院の救急救命アクセスはもちろんのこと、岩手流通センターなどへの円滑な物流アクセスが図られるものと期待しておりますが、町内において新規参入できる産業系の敷地が、いわゆる用地が不足していること、また2024年問題と称される物流業界における働き方改革関連法による時間外労働時間の上限規制が適用されることなどに対応すべく、盛岡南道路を基軸とした新たな産業拠点構想を早急にまとめ上げ、都市計画マスタープランの見直しや産業振興構想の策定を進め、将来の企業誘致や雇用の創出につながるよう進めてまいります。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 新型コロナウイルス感染症発生以来2年の歳月が経過しているが、

いまだにその猛威が収まる気配がなく、世の中の社会形成が一変し、これからコロナウイルスが半年、また1年後に収束したとしても、国、県、各自治体の行政の財政においても、また住民の生活環境が従来に戻るには、相当の時間を要すると思うが、今後町として臨機応変に施策を講じ、誰一人残さないSDGsの基本17の項目に沿った持続可能な目標に向け、行政運営について、また新たな地域コミュニティの構築についても、行政として今までと違う支援体制で臨むとあるが、確かに今の自治会全般的には、町内会諸活動参加者は限られた方々の固定化の傾向にあると伺っており、原因は全体の高齢化などのこともあり、行政としても共助の精神で地域活動に力を注ぎ、地域が元気になるよう支援するための考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、SDGsに関連するまちづくりですが、今長谷川議員さんおっしゃったとおり、まさにSDGsは、私達の施策の全方向を網羅する内容となっておりますので、先ほど答弁で申し上げましたようなところの、主に特色を生かすということに加えて、このSDGsに絡む内容につきましては、総合計画などでも広く位置づけているところがございますので、こちらにつきましては、鋭意そのような方向で取り組んでまいりたいと思っておりますし、2030年、あと8年になりますので、そういったところ、加速させていくという意味でも、私どもの特色になるように巻き込んで、民間企業なども巻き込んで進めていきたいと思っております。

また、2点目のコミュニティの件でございますけれども、ご指摘のとおり、やはり参加者が固定化しているとか、あるいはもう参加者がかなり減少してきているという実態がございます。その中で、少しでも地域コミュニティの担い手が活動しやすいようにという形で、まず大きな組織の見直しを考えておまして、そちらにつきましては、令和4年度、今まで行政区長、あとコミュニティ会長、公民館長、それぞれの組織があったわけですが、その全体の役員会、協議会のところを統合しまして、コミュニティの新しい形をつくっていくのと同時に、例えば行政区長さんの在り方といったことについても、令和6年3月31日をめどに新たな方向性に持っていくというような流れの中で、ちょっと時間軸を設けながらコミュニティの皆さん、地元の意見を聞きながら改革を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2問目の質問に入ります。財政健全化の取組について。

施政方針では、財政の健全化の取組を掲げておりますが、財政という言葉は、実物を意味する「財」と政治を意味する「政」から成るものであると思っております。町長の施政方針は、まさに実物である財のよしあしに直結するものであります。一方で、何もしなければ、実物に当たる財は増えることになる。お金があっても、まちづくりが進まなければ、町民の望む住みよい町にならないのではないかと思います。すなわちバランスが重要で、財政の健全化に取り組みつつ、住みよいまちづくりをするために町長はどのようなかじ取りをし、その方向性についてお伺いをいたします。

それでは、1点目、財政健全化については、ほかの自治体と比較可能な健全化財政判断比率をいかにしていくことになるかと思っておりますが、取組の着地点をどのような水準に設定しているのかお伺いします。

2点目、健全化判断比率以外の財政の健全化について分析されていると思っておりますが、その検討状況及び見通しについてお伺いします。

3点目、財政健全化は、ある意味では施策の推進に抑制、制約を課するものと考えていますが、その中でどのような工夫を行い、住みよいまちづくりを進めていくか、町長の行政経営の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 財政健全化の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の財政健全化判断比率につきましては、令和2年度で実質公債費比率が15%、将来負担比率が125.6%と、県内市町村と比較して、好ましくない状況となっておりますが、財政健全化への取組に加え、新規借入が償還額を上回らないよう大規模な投資的事業の実施計画の見直しや各年度の事業費を平準化することにより、令和8年度の実質公債費比率が13%後半、将来負担比率が105%前後とすることを目指してまいります。

2点目についてですが、健全化判断比率以外の指標として、現在策定中の中期財政計画の基礎となる財政見通しにおいて、令和8年度までに経常収支比率95%以下、町民1人当たりの一般会計起債残高を40万円以下とするほか、財政調整基金の残高が災害等の緊急時を除き、

標準財政規模の10%を下回らないことを目標に設定し、財政健全化への取組を進めてまいります。

3点目についてですが、本町では財政健全化に向けて、経常的経費を中心に予算の抑制や削減を行っておりますが、施政方針で申し上げましたとおり、町の責務として確実に実施しなければならない事業、次世代に向けた課題解決につながる取組については、緊急性や費用対効果を精査して優先順位をつけた上で、国や県の補助制度や交付税措置のある地方債を最大限に活用しながら着実に実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 財政運営は、しっかりとした体制を整えなければ、町民に対する町行政として行っている行政サービスが一部であろうが続けることができなくなる。全国にある市では、市として市民サービスを今後縮小していくと全国版で報道等もありました。本町は、その心配はないが、行政として、この件について取り組み、いろんなことを考え、想定しながら事業を進めていくと思われませんが、その点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、自治体サービスの持続可能性という観点でのご指摘だったと思われれます。まさしくそういう危機に瀕する自治体は、これからますます増えるのではないかとということも総務省のほうで予測しております。私どももそうならないように事務事業の見直しを進めるということで、約850の事務事業がございますが、その中で必要性、有効性、効率性、緊急性といったところについて、それぞれ見直していただいて、必要性がないのであれば、やめて新たなことを考えるのか、まずは取りあえず一歩立ち止まって見てみるかといったような選択をしながら、今行政運営を進めさせていただいているところでございます。

そうした中で、今回の事務事業の中には、まず1つの組織の中で見た無駄な事業といったところについては、予算編成において、かなり手応えがあったなと思っておりますし、職員の意識改革といったところもかなり進んでおりまして、その点は、予算の要求の内容についても、その点は強く見られたことについては、私ども財政担当課としては非常にありがたかったなと思っております。

次の時点は、今度複数の事業に横断的あるいは省庁の事業が縦割りであるために、そもそ



ものが縦割りになっていて、だけれども、横に目を広げると、これは一緒にやったほうがいいのではないかというのが結構いっぱいあるような気がしております。そうしたところの中にメスを入れながら、持続可能性を担保しつつ、ご指摘がありましたバランスを取りつつ、削減を図りつつも、目的効果を上げるという視点で事業運営を図っていきたいなと思っております。

いずれにしましても、気を緩めることなく、しっかりと事務事業の見直しを進めて行政サービスの持続可能性に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 3問目の質問、新たな政策が打ち出された農政について。これについては、さきに一心会の山崎代表のほうから詳しく質問をされて、答弁も受けておりますが、私も同じく質問をさせていただきます。

近年の農業を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化等により大変厳しい状況にあり、農産物の価格の下落、資材の高騰、2021年の農業物価指数が農林水産省から発表された2015年を100とした指数で生産資材は106.7となり、4.8%の上昇、逆に農産物は3.2%の下落、米価下落と野菜等も低迷しており、そのような中、本町の農業は基幹産業であり、水稻を中心に作付している現状であります。需要に応じた生産を実施するため、麦や大豆等の転作による生産調整の取組を推進して農地を保全しており、水田活用の直接支払交付金は、安定した農業経営に必要不可欠で重要な交付金と考えておりますが、令和4年度の制度見直しについて、生産者に大きな影響と痛手を与えるのではと思うのでございます。

そこでお伺いします。1点目、今後5年間に一度も水張りが行われない水田は、交付金の対象水田から除外されるとのことですが、制度見直しの概要と本町の生産者に対する影響について、どのように考えているのかお伺いします。

2点目、牧草については、収穫のみを行う交付金単価が3万5,000円から1万円になるとのことですが、制度見直しの概要と本町の生産者に対する影響について、どのように考えているのかお伺いします。

3点目、今年の水田減反面積は、県全体で約1,800ヘクタールと聞いているが、本町での割

当て面積はどのくらいか、また2021年の飼料用耕作面積と収穫量はどのくらいであったのかお伺いします。飼料用米は、水田の転作の柱となっているのが現状であるが、国の方針で急激な転換により農業者は戸惑い、不安を抱いております。飼料用米の目標面積が食料・農業・農村基本計画で2030年度の目標を既に上回っており、本年は続けることが決定されておりますが、しかし次から次へと変わる農政に、自治体として本町としても基幹産業である大事な農業を守るためにも、担当部署に専門知識を持つ職員の配置を検討され、農政に本腰を入れ、本町の農業に対処すべきと思うが、そのことについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 新たな政策が打ち出された農政についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、概要については、令和4年から令和8年の5年間に一度も水張り水田として耕作が行われない農地は、令和9年度以降転作交付金の対象水田から除外されるというものであります。過去5年間において、水張り水稲であります主食用米、加工用米、飼料用米、サイレージ用の稲等の作付を行っていない農地のうち、令和3年度に小麦、大豆、牧草、野菜など、交付対象作物を作付している水田面積は300ヘクタールに上ります。これが全て交付対象外水田となった場合には、年間1億円を超える転作交付金の減額が見込まれるものと試算しておるところであります。

2点目については、飼料作物としての牧草については、当年産において播種を行わず、収穫のみを行う年は、交付金の単価を3万5,000円から1万円に見直すという内容になっております。令和3年度に牧草を作付している町内の水田面積は約100ヘクタールに上り、全体で3,500万円ほどの交付金が交付されておりますが、単純計算でも2,500万円の減額が見込まれるところであり、最も影響が大きい個人農業者では280万円もの影響が見込まれております。

議員ご指摘のとおり、今回の水田活用直接支払交付金の見直しにつきましては、農業者にもたらす影響が多岐であることから、近隣市町をはじめJA、土地改良区等と連携して、見直し撤回の要望書を提出しており、国の動向に注視しつつ、今後も必要な対応を行ってまいります。

3点目についてですが、矢巾町の減反面積は、令和4年産で約900ヘクタール必要となっております。令和3年度の飼料用米の耕作面積は、約28ヘクタールであり、収穫量は約166トンとなっております。専門知識を持つ職員の配置については、既に農業経営指導マネージャ

一、地域林政アドバイザーを雇用しているところですが、職員のさらなる専門知識の習得を進め、なお不足する知見は、農業改良普及センターをはじめとする関係機関と連携することで、引き続き矢巾町の農政対策に、しっかり対応に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 4問目の質問に入ります。環境政策の取組について。

施政方針では、ゼロごみ6Rの推進と脱炭素社会に向けた取組を推進をしておりますが、環境の問題は待ったなしであり、施政方針で資源の取組からエネルギー分野のハイブリッド方式、環境政策に取り組むとしていることは特徴的であり、ぜひとも進めていただきたいと思います。

国では、2030年度までに電力消費に伴う二酸化炭素の排出を実質ゼロにする脱炭素先行区域を全国で100か所程度選定し、重点的に支援していくことが発表されています。こうした制度を活用するとともに、ゼロごみ6Rの推進により、独自の施策展開を矢巾モデルとした策を講じる考えはないかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 環境政策の取組についてのご質問にお答えをいたします。

令和4年度の施政方針の中心的な環境施策として、ゼロごみ6Rの取組と脱炭素社会の実現に向けた取組をハイブリッド方式で進めていくことをお示ししております。ごみの減量、資源化と脱炭素は、切っても切れない関係にあることから、相互的、複合的に推進していく必要があるものと認識しております。ごみの減量、資源化により、ごみ焼却量削減による二酸化炭素削減を図るとともに、まずは地域の再生可能エネルギーの導入等について、情報の収集と分析を行い、将来の脱炭素化に向けた施策の展開を検討していくこととしており、その展開と併せて脱炭素先行地域の制度の活用も念頭に置きながら、ゼロごみ6Rと脱炭素の矢巾モデルの施策を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 町営住宅の施策について質問いたします。

矢巾住宅と高田住宅の集約について、民間活力を活用した整備手法の検討を矢巾町住宅マスタープランに基づき作業中と思います。本町には、企業の進出や医療機関の需要に応えるためにも重要な取組でもあるが、現在想定されている町営住宅の建設予定時期、具体的な建設構想等入居要件についてお伺いします。

また、現在入居されている方々の対応についてもお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅の施策についてのご質問にお答えをいたします。

町営住宅の集約化については、老朽化が進んでいる町営矢巾住宅と高田住宅の両住宅、この2つの住宅をPFIやPPPの手法を取り入れながら矢巾町住宅マスタープランに基づき、他の町営住宅に先駆け現在取り組んでいるところであります。建設予定時期については、令和7年度からの工事着手に向け、現在アドバイザー業務によるスケジュールの確認及び候補地の選定作業を行っております。

建築構想については、両住宅、この2つの住宅の合わせて計51世帯を対象として、高齢者や障がいをお持ちの方に配慮したバリアフリー構造を採用し、世帯数に応じた駐車場や駐輪場を確保できるよう要求水準書の作成作業を行っておりしております。

また、入居要件については、住宅に困窮する、いわゆる住宅にお困りの低額所得者が入居できるよう現行の入居要件を維持してまいります。

なお、現在入居されている方々に対しましては、新しい住宅に優先的に入居いただき、その移転までの期間については、負担の少ない方法となるよう検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 町営住宅の改築に当たりましては、いろいろ規定があるようでございますのであれですけれども、町営住宅の基本的な考え方については、ただいまお聞きしたところでございますが、やはり場所等、立地条件のいいところをお願いしたいところでございますが、また今現在入っている方々も、どこに、現在のところなのか、また別なところに移るならば、どういうところなのだろうという心配もされていることだと思っております。

しかし、この住宅においては、これからの町営住宅には、弱者、困っている方々だけの住宅ではなく、やはりそこに若い方々も希望されて入る、総合的に統合された住宅、そういうことが望ましいというふうに思っておりますが、私ども議会では、町営住宅の関連で県外視察等を行ってまいりましたが、その中で、やはり大阪府のある町においては、これは現在3階建てぐらいの建物、うんと古いわけではなく、RC型の町営住宅でございましたが、それを取り壊して、若い方々も入れるように高層のアパートというか、集合住宅に切り替えているというふうなことで、これからのことは、やはりお互いに助け合えるような環境をつくっていかねばならないというふうに思っておりますので、その点の場所選定と、そういったことについてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ありがとうございます。まず、場所につきましては、今現在いろいろな箇所を検討しております。できれば年度内に場所についてはお示ししたかったのですが、いろいろちょっと調整する要件がございましたので、再度現在検討しているところであります。どうしても町営住宅の建設事業というのは、一定の金額がかかりますので、交付金事業によって建設を考えなければなりませんので、そういった要件を満たすとすれば、先ほど立地条件のいいところというお話もありましたけれども、やはり市街化区域に原則建てないと、交付金事業としても認められないというような要件もございましたので、そういったところから現在また再度再考しているというようなところで、そんなに遅くない時期にお示しはしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと当然現在入居している高田住宅、矢巾住宅の方々につきましては、どこになるのだろう、あるいはいつ頃になるのだろうというようなご心配をしていることと思います。今年建設のアドバイザー業務の中でスケジュールとか、そういったものが見えてきた段階である一定の説明を入居の方々にお示ししたいというふうに考えております。まずは、場所、そして入居者の方々には丁寧に説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとせっかく造る町営住宅ということで、やはり一人世帯だったり、子育ての方々だったり、そういった方々にも、ぜひ利用していただけるような町営住宅、基本は公営住宅法に基づく、まず困窮されている方ということにはなるのですが、そういった方々にも、若者だったり、子育て世帯だったり、単身の方々、そういった方々にも入居できるような要件をつくりながら建設のほうもできればいいなとは思っております。

そこはちょっと今交付金事業等、そういったものと調整しながら考えているところでの

で、高齢の方だったり、困窮されている方、そういった方々が入居する中に若者がいたりとかということになれば、先ほど長谷川議員がおっしゃったとおり、お互い助け合える生活が確保できるかなと思っておりますので、そういったところも含めながらいろいろ検討して整備を進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、代表質問のさなかではございますけれども、時間も大分経過してきましたので、ここで一旦休憩を取ります。

再開は10分後になりますが、2時25分、14時25分といたします。

午後 2時14分 休憩

—————  
午後 2時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、代表質問を続けます。

次に、6問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 道路整備と新市街地のまちづくりについてお伺いします。

町内には農地基盤整備事業や民間開発、区画整理事業などにより、将来道路用地として整備する予定の創設換地としている箇所が多数見受けられますが、その創設換地となっている空き地は、地権者からの貴重な財産を事業により生み出した土地となっているので、長期にわたって放置されたままになっていることは、決して望ましい姿ではないと考えるのであります。以下お伺いします。

1点目、矢幅駅北側の住宅は、約23年ぐらい前に民間企業により開発された住宅地で、町指導の下、将来拡幅道路用地として空き地となっている町道大沼線は市街化区域内であり、当時は岩崎川の改修工事が確定していないことから、道路整備を見送っていたというふうに思っておりましたが、現在は岩崎川河川拡幅工事、新しい大沼橋も架け替えられ、矢幅駅前地区土地区画整理事業との区間を早期に整備完了すべきと考えるのであるが、どうか。また、その他の創設換地などにおいても、地元で整備時期を説明する必要があると考えるが、どうか。

2点目に、本町は国勢調査において、人口が増加し、勢いのある町として評価が高いのは

認知しているが、一方で矢巾町には宅地がなく、住みたいという方々の希望に添えない状況であった。しかし、市街化区域の見直しにより、新たな住宅地の開発面積は、約21.6ヘクタールと聞いており、この開発により商業用業務用地、住宅区画数、行政区の編成、学校通学区の見直しについて、現段階での計画をお伺いします。

3点目に、新たに我が町に住みたいと、住まいを構えたいという方々は、夢を描き矢巾町に居住することとなりますが、脱炭素社会の実現に向け、2030年度に温室効果ガス46%削減するという政府目標達成に向けた対策を柱に、自治体に対して支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度を使い、この市街化区域を住宅の省エネ対策として、省エネ太陽光パネルを県内初となる矢巾型モデルタウンとして事業者と協議をし、検討する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 道路整備と新市街地のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町道大沼線の道路拡幅用地につきましては、将来的な歩道拡幅用地として確保しているものであります。現在歩道整備につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、6路線に順次整備する計画で進めているところであり、その他の路線につきましても、段階的に当プログラムに沿って整備を進めてまいります。

また、地域への説明につきましては、具体的な計画が定まりましたならば、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

2点目についてですが、現在進められております市街化区域の拡大は、藤沢第2地区、田中地区、下花立地区の3地区となっており、学校等の既存施設を含めた面積は、約33ヘクタールとなっております。令和4年、今年1月に開催した町都市計画審議会では、それぞれの地区に対し、用途区分を設定し、開発に当たっては民間事業者を想定しており、現段階における全体の土地利用構想につきましては、住宅区画数約500戸、数ヘクタールの商業業務用地と聞いております。

また、行政区の編成については、地域の町民の皆さんが地域社会の建設に自発的に参画、創造し得る行政区の再編を進めており、今後の新たな住宅地の開発を見据えながら、当該地域におけるお住まいの方々の要望をしっかりとくみ上げ、適切な行政区の編成に努めてまいります。

3点目についてですが、住宅の省エネ対策として省エネ太陽光パネル設置の矢巾型モデル

タウンの構想は、魅力的な脱炭素のまちづくりの目玉となり、住みたいまちのイメージづくりに一役買うものと考えております。

新市街地のまちづくりとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度の活用による太陽光パネル設置の矢巾型モデルタウンに関しては、地区の整備計画に詳細を定める必要があり、4問目でお答えしたとおり、今後再生可能エネルギーの導入等について情報の収集と分析を行い、将来の脱炭素化に向けた施策の展開と併せて検討していくほか、開発事業者や、そこに住もうとする、お住まいになられる町民の皆さんのニーズも図りながら進めていく必要があると認識しており、その動向の把握にもしっかりと努めながら、ご提案を踏まえ検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、道路整備と新市街地のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、現在町立小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会で審議しているところでありますが、審議会では新たな住宅地も含め議論しております。今後令和4年度前半に審議会から答申をいただき、令和4年度中に教育委員会で町立学校の在り方を決定することとしており、その中で当該住宅地の学区をお示しすることとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 1点目の件ですが、当時矢幅駅前区画整理事業に当たり、当時の担当課は、大沼橋から南へ約70メートル道路東側沿線の地権者に道路拡張のため、協力をお願いしたいと文書で同意させ、カーブで見通しが悪く、事故も発生していることから、危険な場所というふうに思っておりますので、ぜひ早期の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほど町長答弁にもありましたが、矢巾町の通学路交通安全プログラム、そういったものと併せながら、早急に、なおかつご質問にもありましたけれども、市街化区域内ということで貴重な土地でもありますので、そう



いったところからもぜひ整備を進めたいと思っております。

岩崎川に係る大沼橋につきましても歩道がついておりますし、あとその北側のほうにつきましても、煙山小学校あるいは東小学校、あと北中学校、そういった部分の通学路としても有効な路線になっておりますので、そういったところからも早急に検討して整備のほうを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、7問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 安全性を高めるまちづくりのための消防体制の充実についてお伺いします。

第7次総合計画後期基本計画では、矢巾分署に消防ポンプ車を1台増車し、2台にすること、分署員の増員計画が示されているが、第7次総合計画最終年度までに、その実行の見込みであるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 安全性を高めるまちづくりのための消防体制の充実についてのご質問にお答えをいたします。

矢巾分署の消防ポンプ自動車を2台に増車することにつきましては、消防ポンプ自動車の運用には、1台につき9名の署員の増員が必要であり、人件費についても年間約8,000万円程度の増加が見込まれますことから、財政状況を勘案しつつ検討を進めているところであります。

また、将来の矢巾町に必要な消防体制について、岩手医科大学附属病院の医療体制の維持、また将来的な盛岡南道路の整備等を見据えた消防力確保の観点から、町中心部である矢幅駅周辺市街地へのさらなる人口密集や交流人口の増加、農村部の過疎化と少子高齢化などの課題を踏まえ、盛岡地区広域消防組合本部に対して、盛岡南消防署の消防体制の強化の実現を図るため、1つ目に、現盛岡南消防署と盛岡南消防署矢巾分署の統合による組織力の強化、2つ目には、中高層建物の市街地火災に対応可能な消防車両、資機材等消防装備の充実、3つ目には、広域消防としての消防車両の追加出動、隣接市町からの応援体制の充実の3点について提言したところであります。今後も引き続き、矢巾町に必要な消防力を確保するため、消防体制の整備について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 安全、安心なまちというのは、まず第一に緊急時の対応が一番肝要かというふうに思っております。今度で3度目ぐらいになりますけれども、この矢巾分署の緊急体制について、前回は救急車の稼働率が分署としては、本署並みの稼働率という人員の配置の関係もありますけれども、その後令和3年の中では、稼働率はコロナの関係で減っているのか、それとも増えているのか。そして、この前のときは、消防、救急車は考えていないけれども、消防車1台を増やし、9名の増員も図ると言っておりましたが、今の町長の答弁の中では、それはちょっと財政的な問題もあろうかと思いますが、入っていないということで、前回の答弁とちょっと違うので、その点について現在の分署の体制、出勤率とかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 現在の分署の稼働率等につきまして、具体的な数値はちょっと今ないのですけれども、これまでの分署のほうのいろいろな情報のやり取りからしますと、大きく増えているということではなく、通常稼働率でできているものというふうに私どもは捉えております。

なお、ただ町長答弁では、財政的な部分もあるのでというふうな答弁をさせていただきましたが、ご存じのとおり、市街化区域の拡大に伴いまして、恐らくですけれども、令和5年度以降に住宅が着工、建てられて、転居されてくる方が徐々に増えてくるというふうな状況が想定されますので、そういったことも併せてこの消防力なりの強化を、より具体的に検討していく時期が来ているのだらうなというふうには捉えていますので、来年度からもうちょっと踏み込んだ協議を進めたいなと考えております。

なお、分署員9名増員するということにつきまして、以前広域消防と協議した際には、来年から9人お願いしますというふうに言われても、対応できませんと。やはり採用との関係が出てくるので、何年か、3年は欲しいみたいには言われたのですけれども、そういうふうな状況もあるということも踏まえて、何年度にどうするということまで含めた計画というふうなものをそろそろ考える必要があるなというふうに認識しておりますので、その計画が立てられましたならば、皆様にもお示ししてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、8問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 8問目は、政策推進監の設置について質問をいたします。

本町では、政策の重要課題に対応するために機構改革を行って町民サービスの向上に努めておりますが、社会問題は、ますます複雑化し、その課題対応にいとまがない状況であります。施政方針では、町の戦略を確実に進めるためにも、事務事業評価を証拠に政策立案を表明しておりますが、さらに政策を横断的に展開していく必要があります、その点について政策推進監を設置し、さらなる強化が必要だと考えております。

この提案は、私としては3度目ではありますが、前回は適切な人材を任用検討し、さらなる組織体制の強化に努めるとの答弁でありましたので、このたびは期待しておりますので、どう判断されているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 政策推進監の設置についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、これまで重要課題に対応するため、適時適宜機構改革を行い、未来戦略室やまちづくり推進室といった町長を補助する組織体制を構築し、実務担当レベルの充実強化を推進しながら取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、ますます複雑化する社会問題への対応など、今後の行政運営は、一層厳しく、また新たな行政課題が生ずることも予想されますことから、そしてこのたびは7つの重点施策に築く未来への架け橋、レインボー大作戦を軸に横断的なプロジェクトを担い、大胆かつ緻密な政策を担う職として、令和4年度から政策推進監を創設し、組織体制のさらなる強化を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 再質問ではございませんが、ぜひ実行していただきたくお願い申し上げます、8問目のことは終わります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は要りませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、9問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 9問目の質問、令和4年度教育行政方針についてでございます。

令和4年度教育行政方針について、質の高い教育をみんなに達成するために掲げられました施策についてお伺いします。

1点目、児童福祉の充実の中で、子ども・子育て支援の充実を掲げて、子育て支援ネットワークにより、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を行うとあるが、令和3年度までに実施の支援策のほか、新たな支援策の考えはあるのか。また、赤ちゃん子育て応援給付金創設とあるが、その内容についてお伺いをいたします。

2点目、児童虐待防止体制の充実について。令和4年度において、今までも取り組んできた支援体制と違う点は何かお伺いをいたします。

3点目、児童生徒を支える教育環境について、奨学金事業の安定的な運用のために事業者等からの寄附金の募集などを行うとあるが、事業者募集方法や寄附金額などの計画をお伺いします。

4点目、学校給食について、いろいろな食べ物や料理に出会いながら、食事への知識を身につけるため、多様な食材を適切に組み合わせて提供するとありますが、矢巾町で給食が開始された頃の矢巾の伝統料理などを提供してはどうかと思うので、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 令和4年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、新たな施策として、赤ちゃん子育て応援給付金の創設や病児、病後児保育の実施に向けた町立煙山保育園の体制整備などに取り組み、これまで実施してきた施策と連動させながら、子育てに優しいまちづくりを進め、子育て環境の充実を図り、子育て世代の移住、定住を推進してまいります。

赤ちゃん子育て応援給付金につきましては、令和4年4月1日以降に出生したお子さんを対象に1人当たり10万円を給付するものであり、出生届の受付の際に、児童手当などの手続きと一緒に申請していただくこととしております。

2点目についてですが、令和2年4月に設置した矢巾町子ども家庭総合支援拠点を中心として、要保護児童対策地域協議会の関係機関でもある保育所や学校等との情報共有による児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待防止啓発に関するリーフレットの配布や研修会を開催し、支援が必要なお子さんやご家庭に寄り添いながら、児童虐待の発生を予防できる地域づくりに引き続き取り組んでまいります。

3点目についてですが、矢巾町奨学金基金への寄附募集の方法について、今後詳細を検討してまいります。事業者への直接訪問やダイレクトメール等により、奨学金制度の目的を広く理解いただくほか、本奨学金の返還を終えた方や一般の方にも寄附募集を呼びかけて、協力をいただける事業者や個人の方を見いだしてまいります。また、寄附金額の計画としては、金額が高いほど給付型の特別奨学金の奨学生を多く認定することが可能となりますので、令和3年度に認定した5名分の年間180万円を令和4年度の目標として募集活動に取り組んでまいります。

4点目についてですが、本町の学校給食は、昭和38年に初めて煙山小学校で開始し、その当時は、コッペパンと脱脂粉乳だけという簡易な給食だったと聞いております。長谷川議員からご提言いただきました伝承料理の提供について、学校給食開始当時とは意味合いが異なりますが、本町で古くから培われてきた伝承料理として、田植え時期に共同作業で振る舞った山菜、ニシン、すき昆布を入れた煮付けや、お盆の精進料理であるナスの天ぷらやお煮染め、またお正月料理である里芋の甘煮や雑煮等の献立を取り入れながら、児童生徒が郷土愛や食文化を感じ取れる安全で安心な給食を提供しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 1点だけお伺いします。

赤ちゃん子育て応援給付金につきまして、これは永久ということはないでしょうけれども、地方創生事業関係で出てくるものなのか。それとも、5年か4年ぐらいをめどに考えているのか。途中で、うれしいことに多くなってやめましたというようなことがないようにしていただきたい。そこは期限をつけるならば、きちっとそういうことについて検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、この事業は令和3年度分のコロナ対策の地方創生交付金を全額繰り越して、令和4年度で執行するものでありますので、令和4年度は、その財源がまず確定しているわけですが、令和5年度以降については、先ほど町長答弁にもありましたとおり、継続するというふうなことを町長がおっしゃっておりましたので、そのとおりになるかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で矢巾明進会、長谷川和男議員の代表質問を終わります。ご苦労さまでした。

（「ありがとうございました」の声あり）

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日4日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願いますようご連絡申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 2時57分 散会



令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

令和4年3月4日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

第2 請願・陳情

4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造 君

総務課 長  
兼 防災安全  
室 選挙管理  
兼 委員 局長  
兼 書記

藤原道明 君



企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君	税務課長	花立孝美君
町民環境課長	吉田徹君	福祉課長	浅沼圭美君
健康長寿課長	村松徹君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	田村英典君
農業委員会 事務局長	高橋保君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君	教育長	和田修君
学校教育課長	田中館和昭君	子ども課長	田村昭弘君
選挙管理 委員会委員長	廣田政夫君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、昆秀一議員。

1 問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず初めに、ハラスメントについて町長にお伺いいたします。

国際労働機関ILOは、2019年6月、職場でのハラスメントを禁止する条約と勧告を採択いたしました。また、2020年6月には、日本においてパワーハラ防止法が施行されており、2022年には、今まで努力義務とされていた中小企業主へのパワーハラスメント防止措置が義務化となります。そこで、以下お伺いいたします。

1 点目、ハラスメントの庁内における実態はどうなっているのでしょうか。

2 点目、町長としてのパワーハラスメントの認識はどう思っているのでしょうか。

3 点目、庁内のハラスメント被害に対する相談体制はどうなっているのでしょうか。

4 点目、町職員等に対するハラスメント防止等に関する規定は、どうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員のハラスメントについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、過去5年間で4件の相談があり、内容はセクシャルハラスメント、いわゆるセクハラ及びパワーハラスメント、いわゆるパワハラとなっております。

2点目についてですが、パワーハラスメントを含め全てのハラスメントを人権問題と捉えており、いかなる場合においても許されないものと認識をしております。

3点目についてですが、ハラスメント被害に対する相談窓口を総務課に設置しており、事案が発生した場合には、事実関係を確認するなど、当事者のプライバシー保護に配慮しながら、問題解決に向けた対応に努めております。

4点目についてですが、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、ハラスメントの防止等に関する基本方針を令和2年12月に策定をしております、ハラスメントの防止に向けて役場内の相談体制等の強化を図り、「しない、させない、見逃さない」職場の風土づくりの推進に努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、町長としてのハラスメントの認識は、答弁によりますと、パワーハラスメントを含め全てのハラスメントを人権問題と捉えており、いかなる場合においても許されないものとはっきりおっしゃっておりますけれども、そのことを踏まえてお伺いします。

今回私がお聞きするパワハラ的事案についての一般質問の通告書が来てから、いろいろと町長自身事前に周りを聞き取りしておりますけれども、町長、これには心当たりがないからなのか、それともパワハラに対して心当たりがあるからなのか、どういうことなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、個別的、具体的な、私はそういう認識はしておらないので、もし昆秀一議員のほうでそういうことがあるのであれば、そしてそのことが私の至らないことで、いわゆる問題になっておるのであれば、しっかり真摯に受け止めて、また謙虚に反省をしなければならない。だから、先ほど私の答弁の中にも、総務課には、そしてやはりこれは必ず当事者、両方あるわけです。一方的、片方だけのお話をお聞

きするのではなく、そして問題は、私どもが県の人事委員会、いわゆる公平委員会があるわけですが、そういうところでもしっかり調査、審議できるわけでございますので、だから私にすれば、個別具体的なお話をしてもらわなければ。

それから、私は、はっきり言って、パワハラというよりも仕事に対しては、パワフルな対応で仕事をさせていただいているという熱き思いがあることだけは、ご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員は、既にご案内の内容だと思っておりますが、一般質問の範囲内というものはご存じだと思います。先般の研修会の資料等についても、個人的な問題、プライバシーに関わるものについては質問することはできないという資料も頂戴しておるわけですが、それらに基づいての再質問をありましたら、お願いします。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） これは、個人的問題というよりも役場庁舎内の全体のことだからお聞きしているのですけれども、私、ある方から、高橋町長から矢巾町職員がパワーハラスメントを受けているという相談をお受けしております。そのときのその方の本当に憔悴した表情で涙ながらに語られることを私は耳を疑いました。その方の名前はもちろんプライバシーもありますので、名前は出せません。それはなぜか。プライバシーもあるのですけれども、告発した本人が特定されたならば、さらなる町長からのパワハラが行われるという危険があるからであります。

そして、その告発者は、その恐怖心でいっぱいであるため、それでも町長は誰が内部告発をしたのかを調べ回っていたようです。内部告発者の方は、そのリスクも承知しながらも、それでも私に伝えてくれました。

そこでお聞きしたいのですけれども、平成27年度矢巾町長に就任以降、十分な職員数を確保しないまま行った2度の機構改革や町長のパワハラ発言で病気休暇や退職となった職員が多数いるということ、このことを町長の認識ではどうお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、昆秀一議員、私今お聞きしてびっくりしているのですが、機構改革とか何かも、このことについては、もちろん議会にも協議をさせていただいて、職員にも説明して、そこで先ほどからお話ししておりますように、何か今お聞きすると、もういろんな声を聞いているとか、具体的、個別的に、私そのことをお聞きしなけれ

ばお答えできないわけです。だから、ここは、そして私、例えば私が聞きまくっていると、何を聞きまくっているのか、そういうこと。逆に、心配されている方々はいらっしゃいます。私がそういったことで、例えばいろんなことがあるので、職務上の。そして、私、トライ・アンド・エラーとって、トライすること、そしてエラー、間違いを犯したことは責めることは一度もありません。いわゆるやるべきことをトライしないで、いろんな業務に支障を来すときに、私は職務上厳しく叱責するということはあります。

ただ、今回の事案についても、私はそういうときは、1人で対面でやることはございません。基本的には複数の中でやっておりますので、今回の事案、今どういうあれだか、その人だけを、その職員だけをターゲットにしてやるということは、ただ管理職とか何かは、これはもうそれこそあれなのですけれども、ましてや一般の職員を1人であれするということがないので、そここのところ、複数でやって、対応して話合いをしていると。

それから、私にすれば職務上、こんなことをやらなかったならば、それで私どもは、町のため、町民の皆さんのために仕事をしているのです。だから、私が最終責任者なのです。その最終責任者が、もう何でも見逃すということになったならば、町政運営はできないのです。だから、そここのところ、先ほど私の答弁の中にも、はっきり言いまして、そういうちゃんと組織もあるわけですから、ぜひそういうところに相談をしていただいて、だから今回の事案について、なぜ手を踏まないのか、私にはどうも理解することができないと。

ただ、さっき最初再質問で答弁したように、至らないところがあつたら、これは謙虚に反省して、おわびもします。その辺のところは、私もはっきり言って器は小さいけれども、そのぐらいの度量はあるつもりでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会事務局書記長（藤原道明君） 私も職員の一人の立場でお答えさせていただきたいと思います。

総務課、担当課ということでハラスメントの相談窓口というふうになっております。都度感じますのは、実際の相談があつて、基本的にはお話を聞かせていただいて、場合によっては当事者のほうにも、もう一方のほうにもお話をするというふうな対応を取っておるところでございますが、やはりハラスメント、難しいなと思いますのは、同じ状況下においても、どう受け止めるかというのが、本人の心の中に多々あると。そこについて、外形的な部分だけで判断するのが大変難しいなというふう実感しておるところでございます。

町長を弁護するというふうな意味も若干ありますけれども、私自身もかなり、私の至らな

い点多々ありまして、しょっちゅう叱責をされておりますが、基本的にそれを私自身の中でハラスメントだというふうには受け止めておりません。そういったこともありますし、先ほど町長が自らお話ししたように、大変全体の奉仕者という立場について、ご自身について、それから職員についても大変厳しい姿勢で臨むというのが町長の考え方ですので、そういう意味合いにおいて、確かに職務上の叱責は多いのですけれども、それは叱責されるような状況がいろいろあるからということもあります。

ただ、そうはあっても、行き過ぎた指導だとか、そういうことがあったならば、直接自分に相談をしてほしいというふうには、全然格好をつけるわけではなくて、ふだんからそういうふうな話をされているところですので、今回我々の公式な相談窓口のところにはまだ来ていないと言ったらいいのかあれですけれども、そういう状況でございますので、そのところはご理解いただきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員、先ほどの再質問あるいはまたこの後の再質問でもいろいろあるかと思いますが、これ以上深掘りしますと、個人的な名称に近い部分も出てくるのではないかと私的には思うわけですが、ここでもしそういう方向で再質問をこれからも続けられるおつもりであれば、ここでちょっと休憩して、議会運営委員会を開催して、この問題について調査をするべき、我々議会として秘密会議等において調査をするべきかどうか否かを、あるいは今後個人情報に関わる部分も見え隠れする質問を継続するかを協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） いや、個人的な部分が見え隠れしていますので。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私、どこが個人的になるのかというのがよく分からないし、そこをはっきりさせるためにも、では議運で話し合っていたきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） それでは、村松議会運営委員長、議運の招集をお願いします。

村松委員長。

○議会運営委員会委員長（村松信一議員） それでは、議会運営委員のメンバーの方、全協室に集合をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） それでは、暫時休憩といたします。

おおむね目安10分以内といたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

午前10時16分 休憩

-----  
午前10時40分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

ただいまの議会運営委員会の内容について、村松議会運営委員長より報告があります。  
村松議運委員長。

○議会運営委員会委員長（村松信一議員） ただいまの議会運営委員会の報告をさせていただきます。

このまま質問を続けていただきまして、再質問の内容につきましては、当事者は町長しか出席しておりませんので、答弁は担当部署で行ってください。

以上、報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） そういうことで再質問を続けてまいります。

再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今さっき課長が、私はパワハラと感じていないということでありましたけれども、副町長がいらっしゃったとき、教育長と管理職、毎回課長会議で町長から一方的に1時間から2時間程度話をずっと、大声を出すこともあったりしたということで、これは事実確認することもなく、自分のやりたい人事を副町長が妨害しているという発言もあったそうですけれども、そうやって副町長にも仕事を与えなかったこともあったようです。

それから、まだあります。総務課長と副町長の決裁を必要とする文化スポーツ課の起案について、この2人の決裁を飛ばして町長が決裁することを容認し続けた。それから、まだあります。総務課の人事異動を頻繁に繰り返して、職員が勉強する場も与えられなかった。そのために職員が精神疾患になったという方もいらっしゃったそうです。

町長のパワハラと思われる内容は、職員に対し、大声、暴言、叱責、威圧的な発言をすること。外部の人の前でもこれらのことをすること。そして、俺の前でよくそんなことが言えたなが口癖だそうです。これらのことに対して、町長は全く身に覚えがないか、行き過ぎたというのでしょうか、これら私に語ってくれた方は病気に苦しんでいて、また町長のパワハラによって別の職員も数名長期休暇となったということで、早期退職している方もいるということで、今言ったように、そういうこと、病気休暇、早期退職、繰り返される機構改革と人事異動と重なり、増加していったそうですけれども、これは町長のそういう態度が常態化して、もはやここにいる誰も止められない当然のこととして、職員たちは町長に付度しない

と仕事ができないということでもあります。どうですか、これらのことを挙げても、町長は身に覚えがないと言うのか、そういうことをこのような様子、職員の様子を一切知らなかったというのであれば、私は町長は町長である資格がないと思うのですけれども、その辺どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会事務局書記長（藤原道明君） では、私からお答えさせていただきますが、先ほど挙げられた幾つかの事例につきまして、どう受け止めるのか、因果関係がどうであるかということについては、簡単には判断できないことなのかなと私は思っております。例えば1つ例を取って言いますけれども、課長会議、1時間に及ぶというのはしょっちゅうでございますけれども、そういった場で、確かに業務上の叱責と取られるような発言がなかったとは言いませんが、それをもって、では管理職がそれをハラスメントだと受け止めているかどうかまでは調べておりませんし、実際のところ、そういった声はないという状況でございます。

機構改革なり、それから体調を崩した職員についても、ちゃんとした因果関係が証明されるわけでもないものとは思っております。

いずれ幾つかそういったことを挙げたようでございますけれども、本来であれば、有効に機能していれば、内部で済まされるべきこと、それが内部だけで解決できないようなときには、まずは弁護士等と相談しながらやるというのが筋だと我々も思っておったところでございますので、議会の各議員の皆様にもある意味やらなくてもいいような心配事の種を与えてしまったといたしますか、そういった観点につきましては、申し訳ございません、おわびしたいと思っておりますが、いずれまず内部で、できれば全職員等を対象に調査をさせていただくのが、やっぱりまず最初に我々として対応することなのかなと思っておりますので、ぜひそうさせていただきますればなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。全職員からしっかりと調査していただいて、そのどのような状態だったかも議会のほうにも知らせていただきたいと思っております。

しかし、これは全く議員が聞くということは、迷惑というか、そういうふうなことでもない大事なことです。しっかりと調査して、全職員からできればアンケート調査でもいいです、していただきたいと思っております。



そして、このパワハラということに対して、まず定義というのがあるのですけれども、そこをまず知っていてほしいと思うのですけれども、その受け取る側ということで、教育長はいつも言われているけれども、いじめと一緒にだと思えるのです。そのいじめでは、受け取った側がいじめと感じればいじめ。だから、パワハラだってパワハラと感じれば、パワハラだし、感じていないという課長がいるのであれば、そうだとはいえるのですけれども、感じている方がいらっしゃるのです、そこはしっかりと、命がかかっています。本当にこの方は自殺するのではないかと私心配しておりますし、そこで命を落としたら、どう責任を取れるのですか。だから、しっかりとここは調査をしていただきたいと思います。

町長の答弁、全てのハラスメントは人権的にも許されるものではないとはっきり言っておりますので、しっかりと調査をしていただくということをお約束していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会事務局書記長（藤原道明君） 私、担当課長として、それから当然町長とも確認の上、しっかりと調査をしてまいりたいと思います。それで、この場でその発言をしたということがまさしくお約束になろうと思ってございますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） この件は以上ですか。

それでは、私のほうからも当局のほうにお願いでございますが、今昆議員が申しあげましたように、しっかりと調査して、議会に書面をもって報告をしていただくことをここでお願い申し上げまして、この項の質問を終わります。

それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株による感染が全国的に広がり、現在は幾分の収まりは見せてはいますが、いまだ第6波の渦中にあります。この感染症は、岩手県内においては急増しており、既に8割近くがオミクロン株に置き換わっているとされていて、これまでにない感染爆発を警戒すべき状況となっております。この感染症の影響は長期化しており、これからもこの影響を考え、感染対策の徹底はもちろんのこと、医療体制の確保であったり、経済対策などのバランスを取りながら町政運営が求められるところであります。本町としては、できること、しなければならないことをどう考えて、この新型コロナウイルス

感染症対策をしていこうとしているのか、以下お伺いいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症により、社会福祉協議会や矢巾町体育協会などの関係機関に委託している事業への影響や、その対策はどうなっているのでしょうか。また、町行事への影響とその対策はどう取っているのでしょうか。

2点目、変異株と言われるオミクロン株は、従来の株よりも感染力の強さがデルタ株の3倍程度と言われております。その点を町として、どう町民に周知し、対応しているのでしょうか。

3点目、オミクロン株は、今までの感染例を見ると、デルタ株では5日程度であった感染までの期間がオミクロン株では3日程度と言われております。この短い潜伏期間をどう町として捉え、対応しているのでしょうか。

4点目、新型コロナワクチンの3回目の接種が始まっていますが、ブレークスルー感染を予防する意味からも、多くの方々の早期の3回目のブースター接種が望まれます。現在の接種状況、接種時の副反応を心配する方の声がありますが、町としてどう対応しているのでしょうか。

5点目、今急速に広がっている新型コロナウイルス感染症の特に子どもへの感染の広がりが見られますが、子どもたちへの影響はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町社会福祉協議会に委託している事業として、生きがい対応型デイサービス事業をはじめとする高齢者福祉事業及び児童館運営を中心とする児童福祉事業がありますが、関係者が感染した場合は、保健所からの指導に基づき、施設利用を控えていただき、併せて濃厚接触者等も指示どおり行動制限に応じていただく等の感染症拡大防止対策に努めており、事業への影響がないものと捉えております。

矢巾町体育協会においては、町民スポーツ大会や町民登山の中止をはじめ、スポーツ教室の延期や縮小、または岩手県独自の緊急事態宣言が発令された時期には、施設利用者を町内の方に限定するなど、コロナ禍による影響が出ております。事業を実施する際には、実施前の検温や体調確認はもとより、実施前後の手指消毒や3密防止に努めているほか、可能な範囲でマスクを着用して運動するなど、感染症対策を行ってまいりました。今後も引き続き可

能な限りの感染予防対策を講じた上で、町民の皆様の運動機会確保に努めてまいります。

また、町行事への影響と対策については、今年度は夏まつりや秋まつりなどは残念ながら中止としたところではありますが、オリンピックやパラリンピック関連の行事など、広く一般の方々が参加する場合には、状況や内容に応じた感染対策を講じながら実施してきたところであり、今後も感染予防対策を徹底しながら、参加者や関係者が安心して大会や行事に参加できるよう万全の安全対策に努めてまいります。

2点目及び3点目についてですが、感染力の強さや潜伏期間の短さなどは、オミクロン株の特徴として広く報道等がなされているとおりでありますが、町といたしましても、国が示す基本的な感染対策の徹底はもとより、県内及び町内の感染状況等に応じた町長メッセージを発出し、町民の皆さんに周知しております。

また、県内においては、学校や教育、保育施設、高齢者施設でクラスターが多く発生している状況でもありますので、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の見解による感染防止対策や感染の疑いがある方を把握した場合の初動対応など、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策の強化徹底について、福祉施設やサービス事業者に対し、周知してまいります。

4点目についてですが、2月21日現在、接種対象者2万4,421名に対し、接種率は14.4%となっております。ワクチン接種による副反応を心配する声が多くあることを承知しておりますが、これまで46回、2万314名を対象に実施いたしました集団接種におきましては、体調不良者は95名、割合としては200人に1人の状況であり、症状も軽症の場合が多く、極めて低い割合で心筋炎や心膜炎のリスクがあるとしても、感染の重症化予防を図るワクチン接種のメリットがはるかに大きいものと考えられております。

副反応も含めてワクチン接種の安全性や効果については、接種券に同封しているお知らせや町ホームページ、郡医師会との連携による周知のほか、町民の皆様からの個別の相談については、保健師が心配する声に寄り添いながら分かりやすく説明を行い、ご理解いただけるよう努めております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、町内の保育施設等において、施設関係者に感染者が確認された場合は、状況によって休園の措置を取ることもあります。各施設では、保護者に行事への参加人数制限にご協力をいただき、出入口を別に設けて動線の一方方向化やソーシャルディスタンスを保った座席指定により密を防ぐ等、保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、職員の創意工夫による徹底した感染症対策を行いながら、各行事を実施しております。

小中学校においても、学校関係者に感染者が確認された場合は、県央保健所と連絡を取り合って、接触者の抽出作業を進めながら、検査対象となる児童生徒及び教職員の人数や運営を継続できるか状況を判断した上で、学級閉鎖、学年閉鎖または学校閉鎖を決定しております。

各学校で授業や学校行事を行う際には、文部科学省の衛生管理マニュアル等を参考にしながら感染症対策を徹底した上で実施しております。校内のみでできる授業や学校行事は、内容を変更して実施しておりますが、小学校の陸上記録会など、各学校が集まる行事は中止しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、時間も1時間ほど経過してございますので、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

昆秀一議員の質問を続けます。再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） コロナ禍で思うように外出できなかつたり、人と会う機会が限られているところから、多くの方々がコロナ疲れや不安などが、体調や心のバランスが崩れていると思われれます。特に医療関係者などエッセンシャルワーカーの方々は、深夜まで仕事に追われて気の休まらない方も多くいるように聞いております。高齢者や基礎疾患をお持ちの方々は、大きな不安を抱えながら生活している方もいます。本町として、このコロナ禍で不安などを抱えている方に対して、どのような対応をなさってきているのかお伺いし

ます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

コロナ禍がもう2年も過ぎる長期間にわたっておりまして、なかなか収束が見いだせないということで、非常にそういう意味では精神的にも肉体的にも様々な不安をお抱えになっていらっしゃる方が町内にも多くいらっしゃるというふうに捉えております。いずれ町といたしましても、町長答弁にもありましたコロナについて、あるいは生活全般について、直接健康長寿課で所管している部分以外のものもございまして、いずれ心のケアの部分であれば、福祉課のほうとも連携しながら全庁的に対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先日ある基礎疾患をお持ちの要介護者のお宅に訪問する機会がありまして、そこでぜひ言ってほしいということで、この家族からお話をお聞きしたのですが、デイサービスから電話が来て、同じ日に利用した方がコロナの陽性となって、濃厚接触者となったので検査になりますと保健所から連絡があったそうです。家族としては、早めに自らの検査ができる病院を探し回って、やっと検査してもらえる病院を見つけたそうです、町内の。保健所からは、最初は自分で見つけていいと言っていたにもかかわらず、今度は一転して指定した病院で検査しろと急に言われたということです。そして、家族が探した病院は、翌日にはすぐ結果が出るということだったので、保健所が指定した病院は2日程度かかるとして、しかも2日の結果がなかなか出なくて、デイサービスを介してからやっと結果が来たそうです。家族も本人もすっかりと、ずっと待っていたそうですけれども、この保健所の対応、二転三転する、今忙しい時期かもしれませんが、かけがえない命に関わることでありますので、すぐに問題の解決をするように保健所の管轄、県でしようけれども、しっかりそこを、町からこういう例があったということをしかり伝えて改善してほしいと思います。

同じような対応がまた、今回は陰性だからよかったのですが、またそのような事例が起きるかもしれません。これ本当に命がかかっていますので、そういう事態があったら、誰がどう責任を取ってくれるのかということ。それよりも貴い命がかかっていますので、強く県保健所に要望してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今お話、ご指摘のありましたことにつきましては、全国的にも感染者の拡大が物すごい勢いで、第6波というのは今までにない規模でございまして、当然今お話ありましたとおり、保健所も業務が非常に逼迫しておる中で、まず対応して、それが必ずしも利用者あるいは本人からベターではなかったというご指摘でございまして、まさしくそのとおりだと思いますけれども、いずれ町といたしましては、そういった情報を後から今伺ったわけでございまして、いずれ可能な限りここら辺は連携を取りながら、そのご本人にとって不利益とならないように、適切な対応に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） さらにいろんなことを言ってもあれですので、ストレス解消法というのをぜひ町民に対して言っていただきたいと思います。コロナ禍については、幸い密集地でなく、換気のよいところとか、風通しのよい屋内ではオーケーということでしたので、心身ともによいと言われている有酸素運動、ウォーキングやジョギング、そういったことを、これから徐々に雪も解けてまいりますので、そういう特に朝散歩というのがすごくいいそうです。太陽を浴びて、精神の安定にも深く関わるそうなので、神経物質であるセロトニンが多く増加するというので、非常にいいとされておりますので、このコロナ禍を乗り越える意味からも、そういうふうな工夫というか、そういうことを推奨していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ご提言ありがとうございます。高齢者につきましては、介護予防事業の中で、コロナ禍の制限がある中で、自宅のできるシルバーリハビリ体操の啓発を行ったり、あるいは若年の方であれば、健康チャレンジ事業の中で、いろいろコロナ禍においても運動習慣が継続いただけるように取り組んでおりますけれども、今昆議員からいただいたさらに有酸素運動であるとか、そういった部分、工夫できる部分を取り入れさせていただきながら、文化スポーツ課あるいは関係課とも連携しながら、全庁的にそういう町民の方のストレス発散のための運

動習慣というような形で取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私以前この議会において、いずれ新型コロナ対策についてしっかりと検証しておくべきだと言いました。もちろん当局においても、中間評価を行うと言っていたのだと思いますが、例えば給付金の配分状況であったり、ワクチン接種、当町では混乱なく行われたとは思いますが、しかしながら、ここはもう少し手際よくできたなと感じたところとかなかったのかなと思います。そこで、しっかりと検証して、次に生かすということが必要であろうかと思えます。

例えば地震や風水害などの被害は、検証が自然に行われてきております。しかし、感染症の場合は、感染による入院などの人命に関わる被害の総体は見えづらくて、特に心的影響などははっきりしたところが捉え切れない。感染が収まると忘れ去られてしまうということが多いそうです。ですが、本当に人命に関わる療養体制であったり、産業や収入の途絶えた個人を支える給付金配分事業は不可欠であります。このように目に見えない被害とその対応の連続が、この問題を捉えることを難しくしているということです。ですから、まずコロナにおいて問題となったところを明らかにすることが必要ではないでしょうか。そして、それらをちゃんと評価する。その評価をどのように行うのか、それはきっちりと透明性を持って評価し、どのように検証したのかも明らかにしていく。それは、自己評価というものもあるかもしれませんが、やはりきちんとした第三者が評価していくことが望ましいと思います。これは、議会がその検証を牽引していくということも必要だと思うのですが、町としてはどう考えるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 全体に関わることなので、私のほうからお答えをしたいと思います。

災害あるいは感染症、こういったものについては、様々な検証が行われることになると思います。矢巾町としては、ワクチン接種につきましても、幸い速やかに対応できているのかなと思いますけれども、議員おっしゃるとおり、あのときにこうやっていけばよかったのかな、次はこうだったらいいのかななんていう話については、やはり職場のノウハウとして蓄

積して、新興感染症の発生については、コロナウイルス感染症だけではなくて、新型インフルエンザであるとか、危惧されているものは多々ございますので、そうした部分に、うまく組織に対応できるように評価といったものについては行う必要があるのかなと思っております。

また、第三者の知見ということでございますが、現在も専門家の意見を岩手医科大学のほうから仰ぎながら、このようなコロナ対策は進めているところでございまして、幸い矢巾町にはそういった大学もございますので、そういった知見を借りて専門的に検証する、あるいは経済の側面といったところも、昔の感染症の評価に加えて、今日的な課題としてあろうかと思えます。また、学校の在り方、教育機関であると同時に、そこでは人を預かる場所でもあったということを国でも認識していなかった。このようなこともコロナで明らかになっています。そういったことを含めて全体像を検証する必要があるかと思えますので、その点につきましては私どものほうで考えて実施してまいりたいと思えます。

ただ、時期につきましては、まだ収まっていない状況でございますので、その収束を見て考えてまいりたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） あわせて、私のほうからもお答えをさせていただきますが、今岩手医科大学の先生に新型コロナウイルス感染症対策のアドバイザーをお願いしているのです。だから、その先生からも科学的な知見に基づいて評価なり、検証をさせていただきたいと思えますので、そここのところはひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、町民の声をどう聞き、どう対応、活用するのかについてお伺いいたします。

現在は、特に自治体の保有する行政情報の提供と住民の意見や要望を反映した政策形成が求められてきております。これは、行政と住民とのコミュニケーションの活性化と情報共有の要請があつてのことであると思われます。

地方行政においては、参加、協働の理念の下、民意を政策に反映させる仕組みが少しずつ



整備されつつありますが、まだ行政と住民との間にそのずれがあり、十分な情報循環が実現しているとは言えません。そこで、さらに住民参加、住民の納得、住民の満足という視点から行政サービスを改めて見ていく必要があると考えますところから、以下お伺いいたします。

1点目、多様性、多義性を持つ住民の声をどのように聴取しているのでしょうか。

2点目、町民の声を政策形成や行政評価に活用すべきと考えますが、その所感をお伺いいたします。

また、そのために住民意識調査などを行う必要性をどう考えるのでしょうか。

3点目、町民から集めたその声をデータマイニングなどの手法を用いて分析し、活用すべきと考えますが、その所感をお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民の声をどう聞き、どう対応、活用するのかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町ホームページや公共施設に5か所設置している「町民の声」の投函などにより、町民の皆様のご意見を伺っております。また、町民懇談会やコミュニティワークショップなどの機会を設けて、意見聴取に努めております。

2点目についてですが、町民の皆様から頂戴いたしましたご意見については、これまでも第7次総合計画後期基本計画の策定に活用させていただいており、政策形成を行う際の重要な視点となることから、今後第8次総合計画の策定におきましてもアンケートの実施など、町民の皆様の意識の把握に努めてまいります。

3点目についてですが、町民の皆様から頂戴いたしましたご意見について、統計的に大きな傾向をつかみ、施策に反映させていくとともに、個々のご意見にも傾聴し、丁寧な対応に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先頃私請求しました町民からの声の最終状況、ここ5年間のところを見てみますと、平成30年度が前年の倍以上に跳ね上がっておりますけれども、これ内容別に見てみると一般業務となっておりますが、この数が跳ね上がった原因というのは、その内容

は何だと考えられますでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えのほうをいたしたいと思います。

この一般業務に係る内容につきましては、ふるさと納税を含むお問合せというところがございまして、実はこの問合せにつきましては、5年間の全体の傾向でいいますと、問合せが約6割、提言や要望というものが3割、苦情が1割ということになっておりまして、この平成30年というのはふるさと納税の問合せが著しく多かったというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ふるさと納税のことだということですがけれども、令和元年度も125、180となっているのですけれども、これもその影響かなというふうに考えられますけれども、これらの寄せられた町民の声というのは、町としては、苦情であれば、その際実際に会ってや、電話での相談対応などに結びつけて、解決や行政サービスの充実などに結びつけたりしていると思うのですが、その基本の順序というのは、そういうものが庁舎内ではあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず、ふるさと納税に関しては、どんな問合せの内容かということ、送り先が大阪だったのだけれども、引っ越したので東京にしてほしいとか、そういう要望まで含まれております。苦情というよりは、手続だったり、お願い事というようなことが多いのかなと思っておりますが、この寄せられた意見をどのように反映するかということですが、基本的には私ども企画財政課で受け付け、そしてすぐ速やかに担当課につなぎ、対処方針であるとか、回答も含めて企画財政課の中で共有しまして、担当課のほうから直接行うような形になっております。

先ほど申し上げましたように、6割が問合せという形で、実はこの6割、ほぼ全て、今年度で言えば252件あるのですが、ほぼ事務事業レベルに関する内容でございますので、それらにつきましてはその対応でいいのかなと思っております。

一方で、事務事業レベルから上に上がって施策レベル、政策レベルというような提言があった場合につきましては、そこで必要に応じて関係課協議などを開催いたしまして、対処す

るような方向として取扱いとしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） たまに町広報に町民の声のその後について掲載されていることがありますけれども、これは本当にいいことであります。自分の意見がどう反映されたのかというのを、その声を上げた方も知れるし、それに対して全町民も知れるということで、町広報に載せるというのはいいことだと思うのですけれども、まずそれも必要なのですけれども、私以前提案したので、よくスーパーや病院などに、お客さんや患者さんの声をそのままやって、それをどう対応したか貼り出していくというものはどうなのかということで、職員の仕事を増やしてしまうだけではなく、町民のためにもすごく分かりやすくなるのではないかなと思っておりますので、その町民の声をたくさん聞けるというのは非常にありがたいことであって、苦情はあまりありがたくはないと思うのですけれども、それでさえも町の運営に対して意見を言ってくくださるということは大事な声だと思うので、そこら辺をもっと意見を聴取して、貼り出すなり、そういうふうな工夫をしたらどうなのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをしたいと思います。

まず、この改善状況、どんなものが寄せられているのかなということなのですが、道路環境の整備、例えば穴ぼこであるとか、危険箇所の注意喚起といった内容、あるいは街灯が球が切れているから直してちょうだいといったようなこともありますし、除雪、こういってところが非常に多くなっております。また、公園の整備では、虫が出ているから害虫駆除してくれとか、除草、こういってものについては声として貼り出す必要はなく、個別対応でいいのかなとされているところでございますが、例えば事務手続の簡素化で、児童館の就労証明書の取り方の変更だとか、簡素化したというようなものにつきましては周知などを図っているところなのですが、そういった意味で、個別の対応状況につきましてどのような形で、町民に広く周知する必要があるものについては積極的にやってまいりたいと思いますので、ご意見として賜り、今後そのような方向性で対応させていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、2017年に始まった町民の声を直接聞く施策としてのご用聞き隊であったり、地区担当職員であったりは一体どうなっているのか。何か私を感じるの、ちょっとかじっただけですぐ機能しなくなっていたような気がするのですけれども、これは私の気のせいかなとは思うのですけれども、考えついて実行に移すのはいいのですけれども、職員の負担から比べれば、そのようなちょっとかじってというのは、ある程度よく考えてから始めて、進みながらも改善をしながらしているとは思うのですけれども、そこが一番大切なところではないかと思うのですけれども、このご用聞き隊、地区担当職員などはどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私からお答えいたします。

どのようになっていたのかということなのですが、従来矢巾町は町政懇談会という形で私ども管理職が一堂に行政区のほうに行って意見を聞き取るという体制を取っておりました。それにつきまして、行政区のほうからは、大挙して来られると、自分たちも構えて意見をあらかじめ考えなければいけない。それで、本当に言いたいことを言えないよという話を多く寄せられました。ですので、その機能は残しつつ、ご用聞き隊という形で、班長さんとか役員さんたちが集まるときに、私どものほうで聞きに行くという形で平成29年度4回行っております。

ただ、今度は、役員会のときに来られると、役員会で本来話す内容が、なかなか議論が深まらないということで、実はこれ役場が勝手にやりたいと言ったことではなくて、地域の声をいかに聞き取ってできるかということや地域の要望を踏まえてやっているところなのですが、それがなかなか機能しないというか、全て41自治会のニーズに答え切れていなかったというのが現状なのかなと思います。

そういうことで、ちょっとコロナ禍で中断はしておりますけれども、町民懇談会という形で町長が町民の皆さんと議論する機会を設けたり、あるいはコミュニティワークショップ、このコミュニティワークショップにつきましては、延べ13自治会、187名の方とこれまで議論させていただいておりますけれども、そういう形で方法をたくさん今そろえているところでございます。まさに議員ご指摘のとおり、様々な方法でいろんな方がいろんな意見を言いやすくするというものをチャンネルを広げて、逆にそれが分かりづらいというご指摘もあろうかと思いますが、そういった部分につきましては、新たなコミュニティの構築という場面

でそこら辺は見直しながら、私どもも関係性を築いていきたいなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

あと地区担当職員、こちらにつきましても各地区から要望がございまして、必要性のない自治会もあるのです。行政区長さんが役場に、誰のところに行くかが分からないというところで、やってほしいというニーズからつくったものなのですけれども、行政区長さんのほとんどが、どこに行けば何ができると分かっている方が多く役員に就任しておりますので、担当職員につきましても現在、機能というか、廃止しております。ここにつきましても、新たなコミュニティの構築のときに様々な検討を加えて、そういう方法がいいのかどうかといったところについて、検討の段階では否定的な内容が多くて、新たに地域支援員みたいな形で導入するという方法のほうがうまくいくのではないかなというような検討も行っておりますので、いずれにしましてもそこを含めて検討は進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、いろいろやっていることで、昨年11月、高田コミュニティセンターにおいて、町職員と高田1区自治会の役員の方、ワークショップというのに参加させていただいたのですけれども、冒頭に町のほうの職員から、このワークショップで要望がかなうようなものではないといきなり言われて、私面食らったのですけれども、そのワークショップの中で何が行われたかという、ほとんどが問題点の改善の要望であって、これらの問題点を町としてどう改善してくれるのかということばかりだったと私は感じたのですけれども、地域の課題を解決するためのワークショップではないかと思ったのですが、何のためのワークショップをやったのかな、意見を集めるためでもなさそうだし、ちょっとこれ疑問が残って、私不完全燃焼で帰ったのですけれども、もやもやした気持ちがあって、ワークショップというのは本来様々な立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、もしくは進めていくための共同作業のことであって、体験型講座というものだそうですけれども、したがって住民参加型のまちづくりにおける合意形成の手法、つまり住民の声を集めた中での地域の課題を解決するために行われるものがワークショップだと思うのですけれども、それを冒頭から要望がかなうものでないと言われたら、何のためにやるのかなということで、このワークショップの意味というのをどのように町としては捉えているかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

冒頭に全て要望を聞くものではないというような発言があったということで、大変ちょっとその進め方について誤解を生むものではなかったのかなというふうに思います。担当職員が十分ファシリテーションの能力があるかどうかというところを反省、今お話を聞いて思っているところですが、ただ極論として職員が申し上げたのは、推測ですが、出された要望全てお応えできるわけではないということがまず前提にあるということだと思えます。例えば私どももワークショップに参加させていただいて、ある地区に行くと、医大の学生がいるのだけでも、道路を渡るの困るから、ここを通らせなくしてほしいとか、そういった要望がございます。ただ、これ全て聞き取るというような前提でいきますと、全く論外な話であります。

ワークショップは、議員ご指摘のとおり、そういう機能があるのはもう重々承知であると同時に、発言した人も他の発言を受け入れるという機会でもあろうかと思えます。そういった部分について、進め方、要は進め方なのだと思います。言い方だと思います。ワークショップの中で気持ちよく発言し、自分の言った意見が受け入れてもらったのか、あるいはあれちょっと違ったのかな、自分も考え直さなければいけないなといったような機会になるような運営に努めてまいりたいと思えますので、その点をご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 現岸田首相は、自身の持ち味を聞く力であると主張されておりますけれども、岸田ノートと言われる手帳に多くの国民の方からの声を聞き取っていることを明かしておりました。近年政治家は、言うということが注目されがちですけれども、言う力のある政治家が今まで人気を集めてきましたけれども、しかしながら岸田首相は、あえて言う力ではなく、聞く力というのを強調しております。なぜでしょう。

それは、本来政治家は、自分の政策を言うということよりも、人の話を聞くことが職分のはずなのですけれども、なぜなら政治家というのは自分のために仕事をするのではなく、国民のために仕事をしなければならぬからであります。そのために人の話を聞くというのが重要だと思います。行政も議会も町民からよく話を聞き、何で困っているのか、どうしたら解消されるのかを考えていかなければならないはずですよ。

近年SNSの普及などで発信力の強化はされてきつつありますけれども、情報発信も非常に大事ではあるのですが、しっかりと住民に寄り添いながら、今住民は何を求めているのか、何に困っているのかということ、住民のニーズをしっかりと聞かないと、ただの言うだけの一方通行になってしまいますので、住民のニーズに合わないことを行政が勝手に決めたということになりかねないわけですから、この聞く力というのを町としては非常に大切にしていかなければならないと思うのですけれども、そこら辺のを町としてはどうお考えなのかをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今質問の中で聞く力、いわゆる一方的に言うことだけではなく、まさにそのとおりでと思うのです。だから、これから私どもは双方向のコミュニケーション、発信することも、受け入れることもしっかりやっていきたいなと。

そこで、今私どもはいろんな暗中模索をやってきて、ご指摘があった、いわゆるいろんなことがあるのですが、いずれ今後町当局もそうですし、議会も一緒になって、やはりこれからの町民の皆さんの声を真摯にお聞きして受け止めて、それをどのように町政に反映していくかということ、このことをしっかり私ども取り組んでまいりたいと思いますし、そこで昆秀一議員に、その聞く力だけでは、いろいろ岸田総理に対する批判もあるのですが、私はそうでなく、聞く力を大切にしながら、どのようにそれを形にして見える化していくか、これは一人だけではできないのです。みんなの力でやらなければならないと。

そこで、今回ご質問いただいた、いわゆる町民の皆さんの声を聞く力、これを糧にして、これからの町政課題の解決、そして反映してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、投票率向上の取組はについてお伺いいたします。

昨今の本町の選挙の投票率は50から60%で推移している状況にあります。都市部では30から40%のところもあるようです。今年は参院選が予定されておりますが、選挙は民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思が反映されるべきであります。この低投票率は非常に憂

慮されるところであります。この民主主義の基盤でもある選挙が公正に行われる必要があるのはもちろんのこと、有権者一人一人が政治や選挙に十分に関心を持ち、自ら進んで一票を投票していく必要があります。そのためには、公職選挙法にもあるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に選挙管理委員会は努めなければなりません。そこで、以下お伺いいたします。

1 点目、本町の投票率の推移状況を踏まえて、どのように認識しているのでしょうか。

2 点目、小中学生への常日頃の啓発活動、主権者教育により、将来の有権者に対する意識の醸成の向上にどう取り組んでいるのでしょうか。

3 点目、投票所への移動が困難な方などに対する支援を進めるべきではないでしょうか。また、移動投票所の導入の考えは、どう思っているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 投票率向上の取組はについてのご質問にお答えいたします。

2 点目についてですが、小学校では、小学校 6 年生の社会の授業において、日本国憲法に定められた国民主権の代表的な例として選挙制度を学んでおり、中学校では、中学校 3 年生の社会の授業において、選挙の意義と仕組みを学ぶなど、主権者教育を通じて政治と民主主義の制度について学んでおります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君） 引き続き、投票率向上の取組はについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、令和 3 年 10 月 31 日に執行されました衆議院議員総選挙における矢巾町の投票率は、小選挙区で 61.42% であり、平成 29 年の同選挙から 1.05 ポイント上昇しております。また、同選挙における全国の投票率は 55.93%、岩手県の投票率は 60.38% であり、矢巾町の投票率は全国及び県平均を上回っております。このほか、平成 31 年及び令和元年の各選挙における投票率は 50% 台でありましたので、これらと比較し、若干ではございますが、投票率は改善されたものと認識いたしております。

ただし、議員ご指摘のとおり、過去に遡り投票率の推移を見てみると、選挙により多少の増減はあるものの、全体では右肩下がりの傾向であり、低投票率となってきておりますので、引き続き矢巾町明るい選挙推進協議会と連携を図りながら啓発活動に取り組み、投票率の向



上に努めてまいります。

2点目についてですが、児童生徒を対象に模擬投票を主体とした啓発事業や啓発ポスターコンクールに取り組んでおります。コロナ禍により今年度は啓発事業を実施できませんでしたが、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。

また、現在は18歳未満の児童生徒等もご家族と一緒に投票所に入ることができ、実際に多くのお子さんがご家族と一緒に投票所に来場しております。子どものときから投票のやり方や雰囲気を感じることは、将来自身が投票を行うことへのハードルを下げ、選挙に行くという自覚につながるものと考えておりますので、この制度の周知に引き続き取り組んでまいります。

3点目についてですが、全国的には送迎バス等による移動支援や移動投票所の導入に取り組んでいる自治体もありますが、現時点において本町では導入する予定はないところであります。しかしながら、投票する機会を増やすことは重要でありますので、矢幅駅に開設した期日前投票所について、町内のスーパーマーケットなどでも開設するなど、有権者の皆さんが投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私先日町選管に対して投票状況の資料をいただきました。この別の資料ですけれども、タブレットに入れていただいたグラフでは、本当に年々確実に投票率、いわゆる右肩下がりというのでしょうか、ただこれ矢巾町の傾向だけではなく、昨年の衆院選ですが、今まで全体で50%の中ほどぐらいだったのが、急に61%台になっているのです。これは、何が原因かと考えてみたら、ちょっとやはり明推協の方たち等が頑張っていて、学校などで選挙普及活動を行っていただいた成果が大きく表れてきているのかなというふうに、やっと少しずつその活動に花が咲いてきたのではないかなというふうに感じるわけですけれども、こういう地道なことを継続させて、その花をしぼませないように、20代、30代、特に投票率悪いわけですから、そこの低投票率の方にも徐々に徐々に繋がっていくように、そういうふうな活動を進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会事務局書記長（藤原道明君） 県選管の立場で答えさせていただきますが、データの分析につきましては、昆議員が唱えていらっしゃるこ

ろについて、まさしくそうなのかなと思いますし、大枠で言いますと、やはり関心があるか、ないかによって相当投票率は変わってきています。現に過去の平成27年の町長選挙、町議会議員選挙は67%台でございますので、やっぱり身近な選挙は関心が高く、身近でないところになると、なかなかみたいな。あと、例えば国政でもいろんな話題があって、どうなるのだろうというふうな状況のときには、そのとおり投票率が高くなっているのかなとも見ておりますので、ということもあるのですが、その啓発活動、地道にやってきておりますが、それが花開いてきているのではというふうな評価をいただけるのであれば、大変取り組んでいる者としてはありがたいところでございますが、コロナでなかなかできなくているところもあるのですけれども、今も不来方高校に行って、2年生等を対象にしながらいろいろ啓発活動もやってきましたので、おかげさまで10代の部分についてはそれなりの投票がされているのかなと。懸念は20代、30代、やっぱり相対的に低い。自分のことで忙しいということと、それから学生さんはなかなかということなのかなと思います。いずれ今後も、地道な活動ではありますが、啓発活動を継続させてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 選挙の低投票率の原因としては、そもそも投票する意味を感じていないという人たち、こういう方たちというのは、もちろん選挙に無関心でありますし、裏を返せば、選挙というか、現在の生活に少なからず満足していて、今のままで何もなければ、それでいいという人たちが増えているからなのではないかなというふうに想像します。

しかし、それで本当にいいのか、本当に満足して投票に行かないのか、そういう選挙に行かないけれども、文句を言う人も中にはいますけれども、諸外国ではどうなのかというと、公正な選挙自体が実施できない国、それから日本の歴史を見てみますと、女性の参政権、76年ほど前に認められるようになって、このように歴史をたどってやっとなにか参政権、それを皆さん忘れてる。私は、しっかりとその権利を有効的に使っていただきたいというふうに強く思うわけでありませう。

ここでこのようなことを話してもあまりですけれども、このような世界の情勢の中の日本の歴史というものも一度ひもといて、そういう民主主義の歴史などを主権者教育に取り込んだり、そういうふうなところを一步踏み込んだ主権者教育を選挙管理委員会も含めて行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、やはり先ほど教育長の答弁でもお話ししたとおり、小学校、それから中学校でも授業の中で取り扱っております。今議員おっしゃったとおり、特にも国民主権がそもそも憲法に定められているということはまず小学校で習っておりますし、選挙制度のより詳しい、最初の頃は、選挙権が今よりも大幅に制限されていた時代とかという歴史的な部分は中学校のほうで習っております。

さらに、我々義務教育の担当ではございませんけれども、高校のほうも前と違って今、我々の頃は現代社会という社会の教科がありました、今は公共という教科に変わっております、そこでも選挙を取り扱っておりますので、学校が進むにつれて徐々に、より詳しい国民主権、それから選挙についての学習をしているというふうに捉えています。しかも、選挙権が18歳以上になってからは国のほうでも、やはり通知の中で、主体的に社会の形成に参画することがより一層期待されるというふうに国の通知も出ているようでございますので、お話のとおり、小、中、高と徐々に授業のほうで取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この投票率向上の取組についていろいろ調べてみると、いろいろあの手この手で行っているところがあって、私興味深く見たのが、選挙コンシェルジュという取組を行っているところがあるようでして、選挙コンシェルジュとは選挙啓発に熱意のある個人の集まりで、選管と定期的な企画会議や勉強会を行っているそうです。似たような取組もあるようですけれども、このように若い方々から投票率向上のアイデアを募ったり、出前講座をしたり、やはり今特に18歳の投票率は上がっていると申し上げましたけれども、今後そういう方々が19歳、20歳、30歳となっても投票に行くように持っていかねばならないと強く思っておりますので、やはりここは選挙管理委員会としてしっかりとした取組を、ほかの取組も参考にしながら行ってほしいと思うのですけれども、選管の委員長からは、はい、分かりました。よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会事務局書記長（藤原道明君） 私からお答えさせていただきます。

そうですね、おっしゃるとおり、どちらかというところ、これまで選挙はやっぱり大人の方といますか、一定年齢以上の方々が考えるというふうな雰囲気はずっとあったものですから、選挙管理委員会としまして、比較的年齢の高い方々が委員だったり、協力していただいている方々もそういう感じになってはいますが、おっしゃるとおり、何らかの形で若い方々の本音を聞いたり、こうだったら行く気になるのだけれどもなみたいなお話を聞く機会というのを設けてまいりたいと私も考えておりますし、それからSNSももっと積極的に使わなければいけないなと思っておりましたので、そういった方法で、何らかの方法で若い方のご意見を集める。それは、矢巾町に限らず恐らく全国レベルでやってもいい問題だと思いますし、そういうふうに行っているところも恐らくあると思うので、そういったところからも情報を入れながら、リアルな矢巾町内の若い方々のご意見も伺いながら改善に努めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ質問の最中ではございますけれども、時計がちょうど正午を指すところでございますので、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたします。よろしくお祈りいたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、昆秀一議員の一般質問を行います。

次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、SDGsの推進をについてお伺いいたします。

最近になってSDGsについて、至るところで様々な取組が行われております。本町でも子ども議会SDGs取組宣言が行われたり、矢巾町役場SDGsアクションプランが策定されるなどしています。SDGsでは、誰一人取り残さないという基本理念の下、世界中でその取組を進めていく必要があります。しかし、まだその理解が誰一人取り残さないというところまで浸透してはいないと感じるところがあります。誰一人取り残さないためには、

さらなるその取組を理解促進させ、浸透させることにより、その目標の達成に近づくことが期待されます。

それには、行政だけではなく、民間も含めた全員でその取組を進めていくために、今私たちにできることは何かを考える必要があります。SDGsは、様々なジャンルがあり、ほとんどが網羅されているように感じ、どういふことをしていけばいいのか明確な方法が分からない方も多くいらっしゃるのではないかとと思われるところから、以下お伺いいたします。

1点目、SDGsについては、そのテーマが壮大であり、理想を掲げただけで終わってしまうおそれがあるように感じる場所がありますが、本町としてはその認識をどう持って推進していく考えなのでしょうか。

2点目、世間でSDGsが広まっていく中、流行に乗る感覚で取り組むのではなく、しっかりと個々に問題意識を持って取り組む必要があると考えますが、その所感をお伺いいたします。

3点目、SDGsで重要だと思われるのは、未来への投資であり、長期目標で取組を計画する必要があると思いますが、その所感をお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） SDGsの推進をについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国連決議に基づき、世界中のあらゆる国と地域で進められておりますSDGsは、全地球的な規模で展開されている壮大なテーマの取組ではありますが、そこに掲げられている一つ一つの要素は、決して目新しいものではなく、SDGsが提唱される以前から世界の各地で連綿と続けられてきた、地域社会をよくしようとする取組や環境を守ろうとする取組の延長線上にあるものと認識しております。

本町といたしましては、Think Globally, Act Locally、いわゆる地球規模で考え、地域で行動するという精神の下、世界と足並みをそろえ、同じ方向を向きながら、地に足をつけた取組を推進してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、SDGsの推進に際しては、個々の主体がそれぞれ問題意識を持ち、自分事、いわゆる我が事として取り組むことが肝要と考えております。本町におきましても、行政だけが主体となるのではなく、様々な企業や団体、個人などが、それぞれの立場で主体的に行動していただけるよう広く呼びかけながら、取組を進めてまいります。

3点目についてですが、SDGsが真に目指しているものは、2030年の終着点ではなく、

そのはるか先の未来まで持続可能な社会の実現であり、そのためには、議員ご指摘のとおり、長期的、計画的な取組が必要と認識しております。

このことから、今後町が策定する次期総合計画をはじめ、各行政分野における中長期の行政計画におきましては、すべからく大前提として未来に向けた持続可能性を念頭に置く必要があると考えておりますので、本町が培ってきたフューチャーデザインなどのノウハウを生かしながら、未来志向の計画的な行政に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） SDG s ウォッシュという言葉がありますけれども、SDG s に取り組んでいるように見えて、実態が伴っていないことを揶揄する言葉だということです。実際はそうでもないにもかかわらず、よい面だけをアピールするという上辺だけのSDG s のことを言います。本町でも、例えば第7次総合計画後期基本計画の中に、SDG s の17の目標のアイコンをつけて、矢巾町はSDG s に取り組んでいますよとアピールしております。しかし、このアイコンをこの計画に当てはめただけで、取り組んだことにはなりません。ただアピールしただけにすぎなくて、本来であれば、自分たちの社会的責任活動を報告するCSR、サステナビリティレポートまたは総合報告書、アニュアルレポートを発行して、しっかりとお知らせする必要があるのではないかと。ちゃんとそれらの情報を明確化して、その情報を第三者機関などにもしっかりと評価してもらうように可視化を図っていく必要があるのではないのでしょうか。そこをしっかりとやっていかなければ、ただのSDG s ウォッシュと言われかねないのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをしたいと思います。

議員からSDG s ウォッシュの話が出てまいりまして、私と本当に認識一緒だなと思えました。昆議員からの質問の中で、SDG s に、はやりに乗るということがありました。私は、逆に、最終的に同じことになるのですが、SDG s ははやらせたいと思っています。ただ、ご指摘のとおり、一番の問題は、あたかもSDG s に取り組んでいるかのように見せるSDG s ウォッシュであって、これは環境面でよく言われるグリーンウォッシュなんかと全く一緒だと思うのですが、それをいかに回避していくのかということだと思っております。そのために、私どもでは、SDG s の矢巾町のプラットフォームを立ち上げて取組をするの

ですが、そうした中に一つ理由がございまして、国連グローバル・コンパクト、あとグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンといった機関があるのですが、その中で民間企業が例えば最も重要視する目標、1位がゴール3のすべての人に健康と福祉を、2位がゴール5のジェンダー平等です。一方で、矢巾町が総合計画に掲げている中で、一番重要視しているのがゴール11の住み続けられるまちづくり、2位がパートナーシップで目標を達成しよう、要は取り組む主体によって、こちら見るもの、重要視するものが違うということなので、そこがつながることによって課題を共有し、より共通の認識にしていきたいというのが背景にございます。

今アニュアルレポートの策定であるとか、第三者による検証といったような形というのは、現在念頭には入れておりません。というのも、まだ8年しかないとはいえ、公に広く周知し始めたのはつい最近でございます。そうした流れをまずしっかりとつくっていくところから進めてまいりたいと思っておりますので、その点につきましてSDGsウォッシュを避けたいという気持ちは、昆議員と全く同じ方向を向いておりますので、ご理解していただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その点は、しっかりと分かります。なので、そういうふうに進めていただきたいと思えます。

もう一つ、SDGsの認知度、今大分高まっていますけれども、2021年の調べによりますと、半数以上の方がSDGsという言葉を知ったことがある。逆に言うと、半数は知らなかったということなのですけれども、矢巾町でもそれと同じか、それ以上に認知度は高まっていると思えます。そのSDGsの言葉だけが普及しただけでは、さっきも言ったとおりなのですけれども、具体的にどういうことを一人一人がしていくかということが、本当にSDGsの幅が広くて、優先順位も矢巾だったり、世界だったりあるのですけれども、個人としては何から手をつけていいのかなと分からない人もすごく多くいるのではないかなと思えます。

バッジのことを言おうと思ったのですけれども、やめました。SDGsは、今すぐに着手すべき対策を先送りしてしまう働きをしているという指摘もありますけれども、持続可能な暮らし、社会、世界の実現を実質的に促進するよりも、現実の問題の深刻さから目をそらすことを許しているという厳しい批判もされております。その点、やはり現実に存在する、今

であればコロナに最大限やはり注力していかなければならないし、その釣合いをどういうふうにしていくのか。

これは、フューチャーデザインも同じように、何世代も後のことを考えるより、まず今どうしてほしいかということに手を差し伸べるのが重要ではないかというところもあります。その辺の釣合いというのが、私、有名なトロッコ問題というのがあるのですけれども、ご存じだとは思いますが、それと似ているのではないかなというところで、合理性ということと義務性というところの釣合いというのをどういうふうに取りばいいのかなというふうに考えたりしますけれども、その辺どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをしたいと思います。

まさにそうした疑問点というか、構造というのは、そもそもSDGsが2000年のミレニアムサミットで採択されましたMDGsからの引継ぎという形になっておりまして、MDGs自体は途上国を対象にしていた。そこから2016年からのSDGsに引き継がれたわけですが、ここは広く先進国を含むグローバルな取組というところになります。

今すぐにでも着手しなければいけないと、将来先を見なければいけないということが、非常に様々な国を対象にしているからこそ大きなずれがあり、そこが逆に分かりづらさにつながっているというご指摘は、全くそのとおりにかなというふうに思っています。

矢巾町では、これまで培ってまいりましたフューチャーデザイン、この手法は将来から見てこんな町にしたいよねというような軸足を置いています。SDGsも同じくバックキャスト的な思考というものが採用されています。バックキャストする、フューチャーデザインする、すればするほど現在の問題をどうするかということは、逆に重要性を増してきます。

なぜなら、今の課題を将来の課題に積み上げていくのではなくて、こうあるべき姿から今何をやったらいいのかといった中には、やはり取組としての大きな難しさがあることだと認識しております。その大きな取組、目指すビジョン、そして今何をやるべきかといったことにつきましては、議員ご指摘の構造があると私も認識しておりますので、今目先のことをとにかくやることも極めて重要です。極めて重要なことをやりつつ、やはり将来に向けたまちづくりという視点を忘れないでやっていかなければいけないなと思っておりますので、そのバランスは、これから私もぜひ頑張りたいと思っておりますので、ぜひ今後ともご指導いただければと思います。



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それでは、最後の質問にしたいと思うのですが、先ほど最初のほうで、町の基本計画の中にSDGsの17の目標のアイコンをつけているという話をしました。これご存じかと思うのですが、国連の特別顧問の方が言っていたのですが、SDGsに取り組む上で、間違ってもどこかの目標に当てはめ、あたかも自分たちはSDGsに取り組んでいるとの自己満足に陥らないこととあって、SDGsを軽く見えてはいけません。SDGsの究極のゴールは、常にサステナブルな地域社会の実現にあるのを忘れないでくださいとあっておりますので、そのところを町としてじっくり考えて進められていると思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、SDGsは、今お話あったとおり、17のターゲットがあるのですが、このことにつきましてはやっぱり自分から、さっきも答弁の中に、我が事としてしっかり取り組むことによっていろんなことが、課題も見えたし、解決もしていこうとすることができるのであって、何かSDGsを他人から押しつけられて、いろんなことをやろうとすれば、必ずそこには愚痴も出るし、失敗すれば他人事になると。だから、私は、もうSDGsは我が事としてみんな、町民の皆さん、県民、国民の皆さんが取り組んでいくことが大事だと。

それから、小回りが利くのは2輪車とか3輪車なのですが、やっぱり安定性を考えたときは4輪車である。だから、ケース・バイ・ケースでいろんな取り組み方もあると思います。だから、SDGsについては、私どももっと町民の皆さん方に、もう2030年と、もうすぐです、あと8年後ですから。ただ、先ほどの答弁にも、これはもう未来永劫続いて、また続けなければならないわけですので、これはしっかり足元を見詰めながら対応していきたいということで、間違っても私も含めてかっこよさだけではなく、地についた対応をやってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、5番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番(村松信一議員) 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の1つ目、本町の農業政策について町長にお伺いをいたします。矢巾町農林業ビジョンによりますと、町農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも安全、高品質、多種多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養・教育の提供等の多面的機能を有する農業、農村及び森林、山村を守ることであり、農林業ビジョンはこれらのあるべき姿を描き、未来の町民にまで引き継ぐことを目的とするのでであると記載されております。

また、町長は、本町の基幹産業は農業であり、農業が元気でなければならないとして、各種農業政策を実施していただいておりますが、高齢化や人口減少、食生活の多様化等により、主食米の消費が減少し、転作圃場に小麦、大豆、野菜、牧草等飼料の作付を行っておりますが、品目によっては補助金の減額が予想され、農業が窮地に追い込まれないよう圃場をさらに有効に活用する新たな取組が必要と考え、以下についてお伺いをいたします。

1点目、国内の主要畜産物である牛、豚、鶏肉の55%、鶏卵95%、牛乳及び乳製品の65%は国内で生産され、その家畜はほとんど輸入飼料で育て、濃厚飼料は僅か12%のようであります。配合飼料の主原料はトウモロコシや大豆で、特にトウモロコシは中国など世界的旺盛な需要等により高騰し、政府の水田リノベーション事業では令和4年度から子実トウモロコシが戦略作物助成飼料の対象となるようですが、他市町村は実だけを収穫する子実トウモロコシの栽培について取組が計画されており、本町の転作圃場における令和4年度の品目別計画面積を伺います。その中で子実トウモロコシの計画はあるか伺います。

2点目、令和3年度施政方針の中で、バイオマス発電の新エネルギーの導入促進、クリーンエネルギー自動車の普及に努め、脱炭素ライフスタイルへの転換等により、環境問題に積極的に取り組むとありました。また、令和4年度の施政方針でもバイオマスの活用を視野に入れて、関係各機関と連携を図りながら事業を推進するとありますが、バイオマス発電に必要な有機性資源は農業の中に多く存在します。有機性資源の有効活用について、調査の必要があると考えますが、どうか伺います。

3点目、米生産の中で発生する膨大な副産物であるもみ殻の有効活用策が求められておりますが、有効に活用されず廃棄されているものも多くあります。入手が容易でバイオマス発

電や冬場の野菜栽培の燃料として使用すること等について調査の必要があると思うが、どうか伺います。

4点目、転作圃場の有効活用のためにも、国内産が需要に応じ切れていない。野菜の生産拡大を支援する大規模契約栽培産地育成強化推進事業への応募を推奨すべきと考えますが、本町農業組織への周知をどのように行ったのか。また、応募状況をどう把握しているのか。

以上、4点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の本町の農業政策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年秋に実施いたしました令和4年度作付計画調査による品目別計画面積は、基幹作で小麦343ヘクタール、大豆80ヘクタール、野菜90ヘクタール等であり、子実トウモロコシの計画はないところであります。子実トウモロコシについては、紫波町の水分地域において作付実証が行われており、2年目となっております。強みであります作業負担の少なさは実証においても証明されているものの、収量が安定せず、圃場によって大きな差がある状況であると聞いております。平たん地において、麦、大豆との輪作に適した品目であり、汎用コンバイン及びアタッチメント、専用播種機など初期投資を伴うものであることを踏まえ、当町においては、他市町での取組状況を把握しつつ、輪作体系が確立され、生産者が安定して取り組める状況での導入が望ましいものと考えております。

2点目についてですが、再生可能エネルギーの一つでありますバイオマス発電は、カーボンニュートラル及び廃棄物の再利用や減少につながり、循環型社会に大きく貢献するものと認識しております。バイオマス発電に関しては、近隣の事例で木質チップによるバイオマス発電の事例があるところですが、導入促進のために、食品残渣のほか、議員ご指摘のとおり、農業から発生する有機性資源の活用なども有効となってくると考えられることから、今後の技術革新や先進事例などの調査、関係各機関からの情報収集に努め、普及拡大につなげてまいります。

3点目についてですが、米生産の過程で発生するもみ殻については、日本では年間約200万トン発生すると言われております。もみ殻は、安定的に発生し、熱量も高いことから、もみ殻燃料として化石燃料削減、脱炭素社会に貢献できるとの情報や研究結果があることから、農業関係団体等から情報提供をいただきながら、普及拡大に向け、調査をしてまいります。

4点目についてですが、大規模契約栽培産地育成強化推進事業については、独立行政法人農畜産業振興機構が公募を行い、岩手県農畜産物価格安定基金協会が窓口となり、各地域の農協に情報提供がなされております。

しかし、産地要件として、1品目について加工、業務用で10ヘクタール以上、生食用で5ヘクタール以上の取組が必要であることや、事業要件として実務者との事前契約を行い、同一圃場で3年間、計画的かつ継続的に取組を行う必要があることから、農協としてもハードルが高いため、各組織への周知を行っておらないところであります。

令和4年度事業の応募状況については、岩手県農畜産物価格安定基金協会に確認したところ、現時点において県内では応募がないという状況になっております。町としても数年に1度水田に戻す転作圃場における取組に本事業は合わないものと考えておりますが、議員ご指摘のとおり、転作圃場の有効活用のため地域で検討を行えるよう、各種事業の情報の周知に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、農業行政に関する農林業ビジョンについて、まず確認したいことがございます。

町のホームページで農林業ビジョンと検索しますと、日付が記載されていないものと、それから平成31年3月と記載されているものの、この2つがございます。それで、この記載内容にもかなりの違いもあります。日付の入っているものが正式で、そしてパブリックコメントを実施後に記載した改正版であるという勝手に判断をいたしました。検索時はどちらが正しいものなのか判断できませんでした。それで、期日は一番最後に入っていますので、初めのほうからずっと見ていて、最後に期日が入っていないなということで、それからずっと1日ぐらいかけて調べまして、そうしましたならば、途中でパブリックコメントをやっています。それで、その内容を記載したのが、その平成31年3月ということが初めて分かりました。このことから、PDFファイルの名前が同じで分かりにくいので、まずファイルの名前のつけ方、そしてホームページの記載の内容、記載についての検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 大変申し訳ございません。混同させてしまったようでござい

まして、今回の農林業ビジョンのPDFファイルにつきましては、ご指摘のとおりでございますので、混同しないように、ファイルの名称などもちゃんとホームページの記事を修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 確認できましたので、では次に進めさせていただきます。町には、平成23年3月に策定されました農業ビジョンというのがあります。存在しています。同時に同じところに載っています。それから、農業ビジョン、農林業ビジョンともに、これは有効なのか、まず伺いたいと思います。

それで、農業ビジョンの改訂版が農林業ビジョンなのか、これを伺いたいと思います。

そしてまた、農業ビジョンが改定されて、農林業ビジョンになったのであれば、理由も含めて、その旨を新しい農林業ビジョンとか、その中の初めか終わりに、これは前段はこういうビジョンであって、それを改定したものですとかと入れないと、まず分からないのです。岩手県矢巾町に移住して農業をちょっとやってみたいと検索した人はどう考えるのでしょうか。恐らく古いのを見て、随分昔のことが載っているなというふうなことにもなりかねませんので、そういうことで理由も含めてホームページや農林業ビジョンに記載してはどうかということ。それから、計画書で関連するものについては、ホームページ上で1ページにまとめると変遷や成果が分かりやすくなると思いますが、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ご指摘いただきまして、大変ありがとうございます。平成31年3月に策定した農林業ビジョンのほうが一番最新のビジョンということになります。分かりやすいようにホームページのほうも掲載方法を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今までのケースですと、追加、追加という形で掲載してきておまして、過去の古いものを精査するというのがなかなかできなかったものですから、その辺も含めまして再度確認をさせて、掲載方法を検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問ですが、令和4年度の施政方針で地域における再生可能エネルギーについて、基礎的な情報の収集と分析を行い、将来の温室効果ガスの削

減と脱炭素化に向けたシナリオの作成に取り組むとあります。また、新たなエネルギーを活用した循環型社会の形成について、バイオマスの活用を視野に関連機関との連携により事業推進するという事ですので、検討いただきたいことがあります。

稲作農業で、もみすり時に大量に発生するもみ殻は、一部暗渠や家畜の堆肥などに使用する以外は利用方法がなくて大変困っております。この課題の解決の一つとしまして、熱と電気を供給する資源循環型のもみ殻ガス化発電システムが実用化されて、既に稼働しているようであります。今後この視察研修もしてみたいと思いますが、ここから一番近くですと、私の情報では新潟の辺りにもあります。本町は、バイオマス資源も限られておりますので、稲作が続く限り使用でき、しかもカーボンニュートラルで燃焼後に残るくん炭も農地に還元することができます。県道不動盛岡線のマリーゴールドの花壇にも使用しますと、保水性、通気性に優れ、根まで酸素を届け、土も軟らかく、植物の成長も助けると、こうありますので、もみ殻ガス化発電システムを国民保養センターとか、農協の施設等や、それから希望施設等がありましたら、その導入の検討をしてみたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がございましたもみ殻の利活用につきましては、今までですとマルチとか、暗渠の資材とか、あとは畜舎の敷料にされたものとか、あと堆肥とか、そういったものに再利用はされてございますけれども、今お話がありましたもみ殻ガス化発電システムについては、メーカーにより近年実証がされてございます。実用化も始まったというふうに聞いてございます。今後公共施設を整備するに当たりましては、カーボンニュートラルの考えに基づきまして、今お話があった発電システムのみならず、様々な手法の導入方法、可能性について検討をしていくことになろうかというふうに思います。

また、この件につきましては、国民保養センター、農協の施設等への導入というふうにお話ございましたけれども、町はもちろんのこと、JAに対しましても、この件については情報共有をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 続いて、私のほうから、町全体的な地域における再生可能エネルギーについてという視野の部分での考えでお答えさせていただきたいと思っております。

まずは、もみ殻のバイオマス活用についてという新たな視点をちょっと気づかせていただいたというふうに感じてございますけれども、もみ殻の再資源化、エネルギー化の活用は、

答弁と重なる部分はございますけれども、大学等なんかでも研究した事例があるというふうに聞いてございます。発電のほか、炭に代わるような燃料化として実用化をされている部分もあるというふうに聞いてございます。今佐藤課長のほうからの答弁もありましたけれども、カーボンニュートラルに対して大変有効な資源の一つであると思えますし、農業、稲作、本町の基幹産業とも言われてございます。そういった意味では、安定的に供給が見込まれ、そして地域内で活用可能な資源となり得るものとして期待できる部分もあることから、町としても今後いろんな事例を調査しながら普及拡大に努めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問であります。もみ殻は発電のほかに暖房としての使用もできます。昨年もみ殻ボイラーを使用し、コマツナを栽培している農業組合法人の視察研修をいたしました。それは、冬期間のコマツナ栽培の暖房に使用しておりまして、時間差で植付けするのです。10回以上収穫するようであります。排出されましたくん炭は、土壌改良材として使用していました。それで、正社員が11名、パートが11名の22名で年間を通じて働く農業の冬場の雇用にも大変役立っているとのことでありました。

くん炭ボイラーの製作会社も、近くですと水沢にもありますし、秋田のすぐ近くにもございます。いろんなところでいろんな方法が開発されております。手作りのものもあります。そこで、ビニールハウスの冬場の園芸作物や野菜栽培の暖房として、くん炭ボイラーの試験導入の検討をしていただけませんかでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ビニールハウスの冬場の園芸作物とか、野菜栽培用の暖房として、今お話があったくん炭ボイラーの試験導入につきましては、通年を通じまして農作物の生産環境の実現に向けて、農業組織の経営基盤の強化に重要なものというふうに思っております。エネルギーの循環につながると、秋にはもみ殻が発生して、冬にはそのもみ殻を再利用して、くん炭ボイラーとして使うというふうな考え方に基づけば、エネルギーの循環化にもつながるのかなというふうに思っております。そういった積極的な取組に対しましては、町としてもやはりぜひ支援したいというふうに考えてございますし、国あるいは県、そういった事業がありましたならば、町の事業も支援も考えながら可能かなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、子実トウモロコシについて、この1問目の最後にしたいと思います。子実用トウモロコシ生産・利活用の手引きというのがありまして、これは都道府県向けのものでありますが、この中で、輸入飼料価格の乱高下が続く中、近年では家畜飼料用栄養価の高い子実トウモロコシの栽培が徐々に増えていると。データは、都道府県全て網羅できていませんが、暫定版として東北、関東地域で得られたデータによりますと、まずその子実トウモロコシというのは現在の汎用コンバインで使用できるアタッチメントが必要であります。収量として、暗渠が機能するところでは、10アール当たり1トンほどの収穫が可能であります。成長が物すごく早いために、雑草処理が少なくて済む。それから、現在の畜産の飼料、WCS、ホール・クロップ・サイレージ、稲の発酵した粗飼料でありますけれども、これを今町内にも多く生産しておりますけれども、この濃厚飼料の自給率の改善もこれでされているようでありまして、このWCSの飼料米より、家畜の嗜好性が子実トウモロコシのほうが非常に高いのだそうであります。それで、トウモロコシや大豆の飼料のほうが好まれると。米だけでやっていると食いつきが悪いということもあるそうであります。それで、これを国内生産に切り替えることで自給率も上がるということでもあります。

トウモロコシは、イネ科なのです。それで、稲作作業にも適しておって、大豆や小麦の前に入れると連作障害の回避にもなる。それから、水稻との転作ローテーションに適している。それから、国産トウモロコシは、非遺伝子組換えで付加価値があると。さらに、今後食用で流通した場合、価値が上がると。作業投下時間の試算では、今水稻の場合14.7時間かかるそうです。それが大豆で6.6時間、それから小麦で3.3時間、そして子実トウモロコシの場合は僅か1.2時間で、大幅な作業短縮が図られるということでもあります。そこで、トウモロコシは、年間今1,600万トン輸入しているそうでありまして、そのうち1,000万トンは飼料用の原料なそうでありまして。そのうち飼料用に使われているのが44%がトウモロコシなそうであります。

そこで、重要な飼料でもあり、国産に切り替えることで自給率が上がることでありますが、昨年実際に子実トウモロコシの産地化を目指して、令和2年から実証実験中の農業組合法人を視察研修してまいりましたけれども、これは12月10日の農業新聞にも大きく一面に掲載された農業法人ですけれども、ここの社長さん、代表がおっしゃるには、10年後を考えたとき、高齢化の進行で担い手が減り、農地の供給過剰が見込まれる。少ない担い手を維持するため、



省力的で労働生産性が高い作物の導入が必要と考え、取り組むこととしたと、こう話しておりました。

そこで町長にお伺いしたいのですが、子実トウモロコシの栽培について、先ほどの答弁では積極性がないようなもやっとした、あまり私が期待した答弁のようにはなっていませんでしたので、ぜひ積極的な取組を検討いたしたく、町長の考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

子実トウモロコシ、私にはあまりいい思い出がないのです。昔サイロに詰めたのです。それで、何をやらせられたかという、トウモロコシをカッターであれして、頭からかぶりながら、おまえは何もできないから踏み方をしろと。そして、あと少しあれば発酵させるため残すのです。今考えるとぞっとするのですが、メタンガスが出ているわけです、あそこに。そういった今考えてみれば。

しかし、時代は今変わりましたから、それでまず私は、この間岩手日報にも紫波町さんの、例えば水分農産の農業プロジェクトが出ておりました。それから、昨日の代表質問では、山崎道夫議員からも花巻市の取組が先端的な、そして先進的な取組をしているということをお話しされたのですが、いずれ私どもにすれば、いわゆる農業、農村の多面的な機能、これは発揮していかなければならない。それよりももっと大事なものは、私にすれば、いわゆる持続可能な農業も考えていかなければならないと。その中で、今矢巾町でも中山間地でお金を頂戴しておるわけです。だから、そういう中山間地の交付金とかもうまく組み合わせて検討していきたいなということで、答弁のところでは考えておらないということですが、今後矢巾町でも子取りの畜産農家の方々のことを考えた場合に、農協とやっぱり一体となって考えていかなければならない。

それから、飼料用ですからあれですが、昔はキミって言って、実っこのところを取って売ったものなのです。だから、そういうふうなものも何か観光振興につなげることができないのか。だから、そういう農業振興と観光振興を併せて、子実トウモロコシの栽培を検討していきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目、矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について町長にお伺いをいたします。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について、この計画は団塊の世代が75歳以上になり、介護が必要な高齢者が急速に増加する令和7年及び高齢者人口がピークを迎える令和22年を見据えたものですが、令和3年度から令和5年度の計画期間で、もうすぐ1年が経過します。現在の取組状況について、以下お伺いをいたします。

1点目、増加している高齢者世帯の実態をどのように把握しているか。また、地域とのつながりが希薄な高齢者への支援や、本人だけでなく家族全体への支援体制をどのように構築し、取り組んでいるか。

また、町民の介護予防意識を高めるために、どのような対応をしているのか伺います。

2点目、認知症の相談が増加しているようですが、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム等で対応するほか、地域で見守る人材をどのように育成しているのか伺います。

それから、3点目、施設入居者には手厚い支援策があり、家族にとって労力や精神的な負担軽減となりますが、認知症も含めた自宅介護に対する支援体制についてはどのようになっているのか伺います。

それから、4点目、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業について、活動の中心となる担い手の確保、継承が課題となっておりますが、どのような対応を実施しているのか伺います。

5点目、災害時や急病などの緊急時においては、地域住民の手助け支援に対するニーズが高いとの調査結果がありますが、地域で安心して暮らし続けられる仕組みをどのようにつくるのか伺います。

6点目、第7期の課題を基に第8期の計画事業を作成したと思いますが、その結果として、現在効果を上げている事業はあるか。

以上、6点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、健診

受診歴や病院受診歴もなく、介護保険サービス利用等もない健康状態が不明の方を家庭訪問し、生活の様子や心身の状況を把握した上で、元気に生活されている方には健診受診をお勧めし、生活動作に困難がある方には介護保険サービス利用をお勧めし、経済的に困難な方は生活相談につなげるなど、お一人お一人の現状の生活が悪化しないように支援をしております。

2点目についてですが、地域の皆様に認知症を正しくご理解いただくため、子どもから大人までを対象として、認知症サポーター養成講座を実施しております。また、地域の企業や店舗においても、同講座を受講していただき、高齢者に優しいお店として現在13店舗を認定し、買物等での高齢者見守りなどをしていただいております。また、町なかでの認知症高齢者を見守る活動として、わんわんパトロール隊による支援や見守りタグの利用促進を図っております。

3点目についてですが、認知症の方やその家族が安心して参加できる場として、えんじょいセンターにおいて、おれんじカフェやおれんじデーなどの居場所事業を行っております。事業運営は、認知症サポーター養成講座を受講し、さらにフォローアップ研修を受けたおれんじボランティアを中心に行っており、介護者の労苦をいたわり、またねぎらいながら認知症の方の悩みを聞くという活動もしております。

なお、えんじょいセンターには、認知症地域支援推進員2名が常駐しており、専門的な相談や助言を行うことのできる体制となっております。

4点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワークは、地域における幅広い年代の交流活動により、支え合い体制を構築する事業となっております。現在のコロナ禍から活動を見合わせている地域もありますが、この事業は広い年代で活用できる事業であることをさらに周知し、事業実施のない地域においても活動していただけるよう働きかけを行ってまいります。

5点目についてですが、災害時など高齢者を含む避難行動要支援者の避難につきましては、議員ご指摘のとおり、地域住民等による支援ニーズが高いものと認識しております。緊急時の避難に際しては、地区における自主防災会や地元消防団等による積極的な支援の実施並びにケアマネジャーをはじめとした関係団体と連携体制の強化を一層図ってまいります。

要介護認定で要介護3以上とされている方は、災害時の要援護台帳登録の対象となっていることから、要介護認定結果通知や台帳登録に係るお知らせを同封し、利用の促進を図っているほか、一人暮らしの高齢者への支援につきましては緊急通報装置の設置を進めておりま

す。

また、令和3年4月の介護保険制度の改正において、入所型施設や通所型施設は地域住民と連携した避難訓練を行うことが努力義務とされていることから、各施設に対し、その取組実施の働きかけを行っております。

なお、来年度からは敬老会を長寿敬老事業とし、自治会において事業を実施していただくこととしており、高齢者と地域がつながり、高齢者が地域で安心して暮らし続ける仕組みの一つになるものと考えております。

6点目についてですが、えんじょいセンターを活動拠点として、おれんじボランティアを中心としたチームオレンジ矢巾が昨年5月に設立され、町と連携し、認知症高齢者やそのご家族が気軽に集い、相談できる居場所づくりに取り組んでおり、その活動が全国の認知症サポーター優良活動事例表彰に選ばれたほか、同センターにおいては、高齢者を対象とした介護予防事業や相談事業など10事業を展開し、これまで大勢の方々に利用していただいております。

また、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業につきましては、今年度新たに組織された2団体を加え、これまでに23団体が組織されているところであり、子どもから高齢者までの幅広い世代の方が楽しみ、様々な交流を通じて住み慣れた地域で互いに支え合う体制の整備を進めております。

なお、介護予防・日常生活支援総合支援事業による令和4年度新規事業である通所型サービスC事業と、これまでのエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業やシルバーリハビリ体操に取り組む通いの場などの活動を連動させ、地域包括ケアの仕組みづくりをさらに進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩を取ります。

再開を午後2時5分、14時5分といたします。よろしく申し上げます。

午後 1時56分 休憩

-----  
午後 2時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、村松信一議員の一般質問を行います。再質問ありますか。

村松信一議員。

- 5番（村松信一議員） それでは、再質問の1問目でございますが、介護について、令和3年3月時点の介護老人福祉施設待機者調査におきまして、在宅待機者が9名おりました。サービス供給量のさらなる確保を必要としておりましたが、現在の状況はどうか伺いたいと思います。

また、サービスの質を維持、向上できるように、様々な機会を通じ、情報提供や研修の機会のほか、実施頻度や内容をさらに精査する必要があるとしておりましたが、現状での取組状況についてどうか伺いたいと思います。

- 議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

- 健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

県による年1回の統一調査となっておりますが、基準日が毎年4月1日現在となっておりますが、その後の調査は特には行ってはおりませんけれども、特養入所待機者のうち在宅の待機者は、令和元年度が11人、令和2年度が9人、令和3年度が10人ということで、例年10人前後の数値で推移しているところでございます。

また、サービスの質の維持、向上に向けました情報提供あるいは研修等に係る実施頻度、内容の精査につきましては、コロナ禍に応じたリモート研修やICTを活用したサービス提供に係る情報共有、連携の在り方を検討する機会を設けておる、そういった対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

- 議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

- 5番（村松信一議員） それでは、高齢者福祉・第8期介護保険事業の中の第8期で課題とらないで、そのまま8期に移ったわけでありましたが、それで8期も同様な計画を立てて取り組もうとした事業は、それはあるのかどうか。

それから、介護認定件数や介護給付費の増加が懸念されますが、どのように捉えているのか。また、研修会や実地指導について、コロナ禍で事業所の職員の負担軽減を図る対応をどのように実施しているのか伺いたいと思います。

- 議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

- 健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、継続して取り組むこととした解決となっておらない課題についてでございますが、

これは永遠のテーマでもございますけれども、まさしく介護人材の確保でございます。全国的な課題となっているのはご案内のとおりでございますが、これにつきましてはこれといった劇的な解決策というのはなかなか難しい状況でございますけれども、ICTを活用した業務改善であるとか、介護ロボット、外国人材の確保、養成。そして、何よりも介護人材の待遇改善が求められておまして、まさしく国による処遇改善に向けた支援も2月からということで現在行われておるところでございますが、今後も介護事業所等との連携により、ニーズを探りながら総合的な対策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、認定件数及び介護給付費の増加につきましては、少子高齢化がさらに進む2025年、2040年問題への対応も視野に入れ、介護予防事業の充実、強化を図り、特に令和4年度は機能訓練や栄養指導なども含めた専門職による短期集中プログラムを活用した通所型サービスCを新たに組み、通いの場などの既存の介護予防事業、あるいはエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業などとの地域の活動の場との一体的な実施によりまして、介護認定率の上昇、介護給付費の増加抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、介護サービス事業所職員向けの研修会あるいは事業所実地指導につきまして、紫波郡地域包括ケア推進支援センターが主催となりまして、職員の技術向上につながる内容の研修を実施してございます。

また、コロナ禍におきましても、研修や会議の機会を利用できるようICT研修も実施しております。よりまして、研修もICT活用による研修の方法も実施しながら、事業所にいながら研修が受けられるようなこととなりました。

事業所実地指導につきましては、事前に事業所の運営等に関わる資料をいただき、事業所訪問の時間短縮を図りながら実施しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 議長、簡単な質問ですので、2点続けてよろしいですか。

○議長（藤原由巳議員） はい。

○5番（村松信一議員） それでは、2点続けて質問させていただきます。

まず1点、町内における訪問診療体制の整備について、どのような対応、対策を実施しているのか。そして、在宅医療、介護との連携のために情報共有することが必要であると思えます。そこで、この情報の共有シートの統一等の考えはあるのか。これが1点目です。

それから、2点目、介護予防活動参加者が固定しているということが言われております。そこで新たに介護予防意識の向上や誰でも参加しやすいような環境づくりの整備が必要と思いますが、どう考えているのか。

この2点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、1点目の訪問診療につきましては、紫波郡医師会とも連携しながら、さらなる充実に向けた取組を進めてまいります。在宅医療と介護の連携につきましては、情報共有シートにつきまして、紫波郡地域包括ケア推進支援センターにおきまして、これは紫波町、矢巾町、紫波郡医師会で連携しながら対応しているものでございますが、場面ごとの様式を用意しておりまして、主治医、かかりつけ医、主治医とケアマネジャーで共有しておくことが好ましい情報連携のツールとして活用を進めているところでございます。

また、2点目でございますが、コロナ禍によりまして、人が集まる場所への参加のしにくさもございます。介護予防事業の場合、なかなか参加が難しい、制限がある中でございますが、さきのご質問でも説明しました通所型サービスCにつきましては、短期間の集中プログラムの後、その受皿として、地域のエン（縁）ジョイ等、地域の活動の場へつなぐ流れを目指してまいります。そのつなぎにつきましては、生活支援コーディネーターが地域の活動の場へつなぐ役割を担い、また新たな地域の活動の場も、いわゆるエン（縁）ジョイ活動とか、シルバーリハビリ体操に取り組んでいない地区もありますので、そういったところの地域資源の発掘、取組を新たに支援するような、そういった働きかけも行っていくというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りますが、地域の企業や店舗が認知症サポーター養成講座を受講したと、それで高齢者に優しいお店と認定されたお店が13店舗あります。具体的にはどのような高齢者の見守りを行うのか、あるいは行っているのか。

それから、見守りタグの利用者数と、タグを利用することでどのような効果事例があったのか。

そして、おれんじカフェ、おれんじデーの利用者数はどのようになっているのか。また、

利用者の増加に向け、どのような工夫をされているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座を受講いただいた高齢者に優しいお店として認定されております13店舗につきまして、その活動は認知症サポーター養成講座で得た知識を基に、お店にいらした高齢者の方が買物をする際のサポートのほか、高齢者が買物をする際にも、お店としてどのような環境とすれば安心してお買物いただけるかをお考えいただくなどの取組をしていただいております。

見守りタグにつきましては、現在利用者は7名にとどまっておりますが、これまでのところ、徘徊による行方不明となって、タグで履歴を追うといった事象はありませんでしたけれども、それとは別に警察と連携しているSOSネットワークというのもあって、そちらでは何件か、徘徊で行方不明になった方を捕捉でフォローさせていただいたこともございますけれども、いずれ見守りタグにつきましては、ご家族にとって、もしもの際のセーフティーネットのツールの一つとしてご利用いただいているところでございます。

なお、おれんじカフェ、おれんじデーの利用者数でございますが、おれんじカフェは月およそ25人ということでございます。おれんじデーについては150人でありまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、参加者が少ない傾向もございましたが、今後も感染防止対策を講じながら継続を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移らせていただきますが、エン（縁）ジョイやはばネットワークの事業実施のない地域は現在どれくらいあるのか。そして、その利用をどう把握しているのか。

また、高齢者一人暮らしの緊急通報装置の設置状況と、それから実際の通報の件数について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業の取組のない地区は、現在21地区でございますが、エン（縁）ジョイやはばネットワークを実施している団体によりましては、同じ行政区



内で2団体が活動しているところ、近い行政区が合同で1団体として活動しているところも  
ございます。

この事業は、属性を問わず、地域の地区公民館などを居場所として月1回以上、1回当  
たり、設立開始当初は4時間以上ということにしていたのですが、今コロナ禍もありますので、  
そこは地域の皆さんに感染対策にご留意いただいて、あまり4時間とかということではなく  
て、短時間で集中するような形で実施していただいているところでございます。

コロナ禍ということで、一部休止している団体もありますが、いずれこの感染が収束した  
後には、ぜひエン（縁）ジョイやはばネットワークに取り組みたいという、そういった地域  
のお問合せもございますので、今後未実施地区も活動機会を増やせるように、結局通所Cで  
短期集中で機能回復が図られて、地域でそういう受皿と言えばちょっと失礼ですが、地域で  
も活動が続けられるようにするために、そういう地域資源の発掘支援も行ってまいりたいと  
いうふうに考えてございます。

続きまして、緊急通報装置の設置状況でございますが、現在の利用状況、15人にとどまっ  
てございますが、よりご活用いただくために、これまで対象要件、非課税世帯ということに  
なっていたのですが、非課税でも課税でも一人暮らしに変わらないわけですので、そういっ  
たところを利用しやすい、やっぱり命を守るためのセーフティーネットの一つなので、課税  
も非課税も命に関係ございませんので、そこら辺は周知、広報も図りながら、積極的な利活  
用を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問に移らせていただきますが、先ほど答弁いただきました中  
に、えんじょいセンターチームオレンジ矢巾が全国の認知症サポーター優良活動事例表彰、  
受賞されたということであります。誠におめでとうでございます。それで、どのようなことが  
評価されたのでしょうか、伺いたいと思います。

また、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業では、23団体が組織されておりますが、  
最終的な団体数の目標はどれくらいと定めているのか。それに、さらに通所型サービスC事  
業でエン（縁）ジョイやはばネットワーク、シルバーリハビリ体操と連携した活動について  
課題もあると予想されます。運営についての構想を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

チームオレンジ矢巾の活動が2021年度の認知症サポーター優良活動事例表彰の優秀賞に選ばれたまず理由といたしましては、多様な機関の連携を土台に、地域が必要とする助け合い活動を展開したというところを評価いただいたというふうに聞き及んでございます。

エン（縁）ジョイやはばネットワークの最終的な団体数の目標でございますが、まず41自治会があるわけですが、各地区にでき得るならば、2025年、間近に迫ってまいります、それに向けて、やはりどこの地区でも安心して近くで交流できるという、そういう環境が必要であろうというふうに考えておるところでございます。

また、介護予防、いわゆるシルバーリハビリ体操の通いの場体操くらぶ、あるいはこびりっこサロンの活動もございます。いずれ、まずは全くない地区もあるのです。エン（縁）ジョイも通いの場もこびりっこサロンも、まずそういったところを重点的に生活支援コーディネーターあるいは地域包括支援センターと連携しながら、その地域に無理やりやってもらうというようなスタンスではなく、地域の実情を伺いながら一緒に考えていくような寄り添いの形で、そういった発掘、支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

あとは、通所サービスC事業とエン（縁）ジョイやはばネットワーク、あるいはシルバーリハビリとの連動性につきましては、通所型サービスC事業は介護予防・日常生活支援総合事業の一つでありますので、対象者につきましては矢巾町地域包括支援センターが事業対象者となるか否かにつきましては、これは国の基本チェックリストというのが、統一のものがございますので、これを用いて判断することになります。

地域包括支援センターが、そして通所型サービスCにつないで、そして通所型Cを利用中に、次、結局短期集中型でずっと同じ人が同じ場所で利用するものではございませんので、その後のある程度の機能回復を図りながら、次の居場所として地域の場に移っていくということになりますので、例えばこびりっこサロン、通いの場、エン（縁）ジョイやはばネットワークへのつなぎをはじめ、通所型サービスCを、まず国では卒業という言葉を用いていますが、卒業後に活動場所の移行がしやすいような総合的な、最後までお支えするというような形で連携した事業、新しく一つの事業を始めるのではなくて、既存の事業とつなぎながら総合的にお支えするというような形を考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目最後になりますが、災害時の避難行動について伺いたいと思います。

地域住民等による支援ニーズが高い緊急避難時の自主防災会や地元消防団による積極的な支援や関係団体との連携強化について、組織間の連携協議はどの程度進んでいるのか。そしてまた、課題等は発生していないのか。

そして、令和3年4月に地域住民と入居型施設等が連携して避難訓練を行うということが努力義務となっておりまして、それから1年がたちますが、実際の働きかけ後に避難訓練などの実施はどの程度されたのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

災害時の避難訓練等につきましては、入所系及び通所系の介護サービス事業者は、地域住民と連携した避難訓練等の実施が努力義務とされてございまして、そのことにつきましては事業所に対しても、その実施の必要性について働きかけを町としても行っておりますし、消防署からも年に2回以上実施するよう指導がなされているところでございまして、特にもハザードマップで土砂とか、浸水区域内に立地する事業所が特にも心配なわけございまして、いずれそういったところにおかれましては、きちんと訓練を地域の自治会等と連携して行っているということを確認しておるところでございます。

介護サービス事業所におきましても、いずれ地域から孤立することなく、地域の方と、やっぱり大事なのは顔見知りの関係になる。災害が起きて急に頼むじゃということではなくて、ふだんからそういう気脈を通じる、そういった関係性を有することが重要であるというふうに考えてございますので、コロナ禍によってなかなかそういう地域の方と、特にも介護事業者のほうで施設の実態を、運営状況報告みたいな形で地域の方とそういう定期的な連絡会議も、なかなか今年度コロナ禍で開催が難しい部分もございましてけれども、地域の自主防災組織と介護サービス事業所とが今後とも連携していけるように、町としても一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、3問目の質問であります、第2次男女共同参画プランについて、町長、教育長にお伺いをいたします。

第2次男女共同参画プラン中間改正版は、令和3年度から令和7年度までの5年間を推進期間として、それぞれの基本目標、基本施策ごとに年度目標を立て、達成状況を管理するというようになっておりますが、もうすぐ1年が経過する現在の状況について伺いたいと思います。

1点目、男女共同参画の推進に当たり、幼少期からの意識づくりが重要としております。学校教育現場における男女共同参画に関する学習の内容はどのようなものか伺いたいと思います。

それから、2点目、町内在住の男女共同参画サポーターの活動内容と活動に対する支援とは何か。また、養成講座はどのような内容のものか伺いたいと思います。

それから、3点目、親子で参加できる行事やイベントにおいて、父親が積極的に参加しやすい企画運営や参加を促す呼びかけを行うとありました。どのような企画を考えているのか伺いたいと思います。

それから、4点目、両親、祖父母も参加できる育児講習会の実施に努めているとありますが、男性の参加比率はどの程度なのか。また、どのような内容の講習会で、全体の参加者数はどの程度か伺いたいと思います。

それから、最後の5点目です。男女共同参画をさらに推進するために、個人を尊重し、連携、協働しながら、身近な地域の課題や、そこに住む人々が抱えている具体的な課題の解決に取り組むことが必要と考えますが、横断的対応の取りまとめについて、担当課はどこが担当しているのか。そしてまた、共同参画プランの担当課は多岐にわたっております。それぞれの計画途中における進捗状況の確認などはどのように行っているのか。

以上、5点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 第2次男女共同参画プランについてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、男女共同参画サポーターは、家庭や地域、男女共同参画の必要性を発信する役割を担っており、男女共同参画へのイベント情報の発信や出前講座の開催など、多くの町民の皆様への情報発信の活動を担っていただいております。

なお、今年度は、本町において、サポーター同士の情報交換の場として交流会を計画しておりましたが、コロナ禍において実施できずにおりましたが、今後はコロナの収束状況を見

極めながら実施してまいります。

また、養成講座につきましては、岩手県が主体となり実施しておりますが、男女共同参画に関する岩手県の取組や大学教授からの講義を受講するなど、様々なテーマに関する単位を取得していただいた方を岩手県知事が審査の上、男女共同参画サポーターとして認定しております。

3点目についてですが、親子で参加できるイベントとして、町公民館実施事業において創作事業などを実施しております。親子で参加しやすい長期休暇期間を利用して呼びかけたところ、夏休み2名、冬休み5名の父親が参加しており、親子で協力し、作品の創作に取り組んでいただいております。

また、現在開催を予定しております町公民館自主事業の親子防災教室には、7名の父親が参加予定となっており、今後も父親が積極的に参加できる機会を設けるよう工夫してまいります。

5点目についてですが、横断的対応の取りまとめについては、文化スポーツ課が担当しております。また、進捗状況の確認については、男女共同参画プランに基づく各施策の指標の達成状況や取組状況等を各担当課から報告、取りまとめを行い、矢巾町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様を取組状況を報告の上、ご意見をいただき、次年度に向けてさらなる事業推進に取り組むこととしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、第2次男女共同参画プランについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小学校において主に取り扱うのは5年生以上からとなりますが、道徳では、友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくことを狙いとして学習としているほか、家庭科の家庭生活と仕事において、家庭には家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し、分担する必要があることについて学んでおります。

なお、1年生からも自分自身のことや人との関わりなどについて道徳の授業で取り扱っているほか、日常の遊びを通して、男女仲よく遊ぶ意識を持つことができるよう日頃から取り組んでおります。

中学校においては、道徳、社会科、技術・家庭科の家庭分野において、異性についての理解を深めること、男女ともに協力し、尊重し合い、充実した生活づくりに参画することなど、小学校で学んだ内容をより深める形で学習しております。

また、小中学校で実施している思春期教室においても、医師や助産師による講演や県男女共同参画センターの出前講座を活用し、男女共同参画に関する意識の醸成に取り組んでおります。

4点目についてですが、町内に3か所設置している地域子育て支援拠点において、乳幼児とその家族を対象とした子育て講習会を実施しております。講習会の内容は、季節の行事を取り入れた親子の遊び体験、歯磨きや食事に関する講座を行い、子育ての悩み相談も受け付けております。令和4年1月末現在の参加者数は721名であり、うち男性の参加数は5名、参加比率は0.7%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） なぜこの男女共同参画プランについて質問をすることにしたかと申しますと、男女共同参画に関する情報提供、啓発の中で、令和元年度に実施しました街頭アンケート調査の結果、男女共同参画社会について、言葉、意味も知っている人の割合が僅か40.3%にとどまり、理解されていないのが現状とのことでありましたので、質問に取り上げることといたしました。

まず1点目、第2次男女共同参画プランには、安心、安全な暮らしの実現として、ひとり親を含む生活困窮世帯や、それから子育て女性の多様なニーズに対応し、自立、これは就職に向けた細かな支援体制の強化に努めるとあります。今まで行っている施策のほかに、新規に男女参画のために導入した施策はあるのでしょうか。個々に施策をまとめたものだけですか。今まで行っていた事業を継続しているだけのものなのでしょうか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えさせていただきます。

まず、1つ目の新規で新たな施策を立てたものがあるかという内容でございますが、1期目の男女共同参画プランについては、平成28年度に1期目の策定がされておまして、5か年間たちまして、今回2期目ということで見直しを行っているということでございます。

今回の第2次共同参画プランの中には、先ほど来ご質問ございましたけれども、持続可能な開発目標の中で目標とされておりますゴールの5番目、ジェンダー平等を実現し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図るという、これは能力強化を図るという部分で、これらを注視しながら、各課において関係する事業課の設定可能である事業を各課で定めて、それを吸い上げてこの計画書にしているという内容でございます。

今回それに伴いまして新たな目標と定めたものが、1つ目としましては生活上の困難に対する支援の推進をしましょうということで、3点の大きな目標を掲げてございます。それから、2つ目が子育て、介護支援の拡充ということで、こちらは7項目新たに定めています。そして、もう一つが、3つ目が男女における健康支援ということで、女性特有の病気もございますので、そういったものの支援をしましょうということで、この大きな3つについて新たに今回第2次の中に定めているという内容でございます。

今回の第2次共同参画、それから1期目の共同参画につきましては、趣旨の中に新たな意義づけというものがないのではないかなというようなご指摘もございましたが、今回の計画というのは1期目から引き続きでございますけれども、男女共同参画社会基本法第14条第3項、それから女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく計画の策定という内容になってございます。

こちらにつきましては、それぞれの自治体の事業、施策に係る部分について、男女共同参画として推進するに値するものについての施策について、基本的な計画を定めてくださいという内容になってございますので、我々の集約がどうしても予算をしっかりと裏づけがあるもの、あるいは事業実施として確実なものというような、どうしてもそういった事務的な視点で捉えているという部分もあったのかなというふうな、そういったご指摘も、村松議員の質問の中には隠れているのかなと思われましたので、確かにそこはおっしゃるとおりだと思います。事務事業的なものではなくて、もっと深く家庭から、地域から、そして矢巾町全域を網羅するような大きな視点でつくってくれというような意味なのかなと、今お話を捉えて考えてございます。

そういった中では、この2期の計画は5か年でございますので、毎年見直し、それから点検評価もやっております。そういった中で、そういった視点も捉えながら今回の計画の見直しにも盛り込みをさせていただきたいなというふうに考えてございます。

なお、皆さん御覧にもなったかとは思っておりますけれども、2月18日の岩手日報の中で、実は私もどきとした記事が掲載されてございました。釜石市の会社員の女性の方が投稿され

た内容なのですけれども、女性活躍、変わるべきは誰なのだというような表題でございました。この中では、女性活躍という言葉は、私は大嫌いだと、どうやって活躍しろというのだと、なぜ女性だけ活躍しなければならないのだと言われなければならないのだと、現状を分かっていない人が言っている言葉ではないかと。これは最初の辛辣な言葉なのですけれども、働く女性はありとあらゆるところで一生懸命頑張っていると、今も。おっしゃるとおりだと思います。そういった中で、この男性社会の中で何を女性にこれ以上求めるのだと、私たちは精いっぱいもう頑張っているのだよと。おっしゃるとおりだなと。この視点あるいは計画、言い方が女性活躍、また女性を支援しましょうとか、そういう、やはりそういった男性視線の目線になっていないのかなということ、これは私もどきっといたしました。

ただ、最後には、私は女性活躍という言葉は嫌いだ、意味がないとは思っていないと。ジェンダーギャップ120位の日本が課題解決のために必要な言葉だろうということで、SDGsの言葉もそのとおりですけれども、女性活躍、本来そういった本当の意味での女性活躍を後押しするような政策が必要なのだろうということで、こういった記事が出ておりました。この記事の総論では、はっきり申し上げてはありませんけれども、女性活躍で女性を応援するのではなくて、男性が変わるべきなのだ、そこがこの趣旨なのだということ、これを見て、ああ、そうなのだ、こういった視点でもう一回計画も見直さなければならないし、そういった考え方で女性活躍推進を一生懸命、手に手を取ってお互いに取り組んでいくべきなのかなというふうなのを感じたというふうな状況でございます。

私の所感も入って大変申し訳ありません。こういった視点で取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問ですが、サポーターは、令和2年12月時点で累計25名ということでした。岩手県知事が認定した現在のサポーターは何人でしょうか。そして、現在矢巾町において何人登録されているでしょうか。出前講座の令和3年度の実績はどの程度であったのか伺いたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

岩手県の認定者数がトータル1,166人になってございます。男性が208人、女性が958人でご



ございます。それから、矢巾町でございます。答弁書にございましたが、トータル数25人、男性7人、女性が18人でございます。参考までに、この25人中10人が矢巾町職員ということになってございます。

なお、2人については、新たに資格を有するところで、今年ちょっと研修を受けていたのですけれども、コロナの関係で途中で受けられなくなったという方がお二人いましたので、その方は令和4年度に補講等を受けていただいて、認定される予定という内容でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、親子で参加しやすい長期休暇期間を利用した親子参加イベントについて、それで夏休み2名、冬休み5名の父親が参加したということで、まず全体の参加者は何名なのか。

それで、このイベント、どのようにしてやったのでしょうか。まともに考えてやったのでしょうか。その男性、父親に来ていただきたいと思って、積極的に何か考えてやったのでしょうか。ただ文書を出しただけでしょうか。そういうような感じが受けられるのです。本当に残念なのです。一生懸命やったイベントにしては5名、最高に努力した結果として5名だったならば、それは立派だと思いますけれども、そのような形で積極的な働きをどのようにしたのか、父親の参加について。このことについて、主催者としてはどのように感じているのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、男性、親御さんの人数、5人と2人ということで、少ないというご指摘は、人数だけ見れば、ごもっともかと思えます。こちらについて、夏休み教室、それから冬休みの親子創作教室についても、募集をするとすぐ定員が埋まってしまうということで、この定員の取り方も少ないのではないかというような、もしかするとそういったご指摘もあるかと思いますが、こういったコロナの状況で、実は人数制限をせざるを得なかったと、全体の総数は。そういった中で、夏休みの教室では、子どもさんが27人の出席、それから親御さん、大人の方が25人、そのうち男性が2人と。それから、冬休みの親子創作活動におきましては、子どもさんが38人、それから親御さんが30人中男性の方が5人という内容でございます。

本来であれば、公民館の3階の研修室についても100名ぐらいの人数は入るということでございますけれども、密を避けるため、それからこれもやれるかどうか分からないぎりぎりの状況でやらせてもらいましたので、平常化、コロナが終わったその暁には、もっと大きなイベント、それから事業等も開催したいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後の質問を教育長にお願いしたいと思います。

親子で参加できる行事、イベントにつきまして、参加者は721名と非常に多いわけでありまして、先ほどもありましたように、男性参加者は5名でありました。教育長は、男性が少ない理由をどのように分析しているのでしょうか。そして、令和4年度では、何をどのようにして男性参加者を増やそうとしているのか、秘策についてありましたらお願いいたします。最後の質問といたします。

○議長（藤原由巳議員） 視点がちょっと違うのだよ、こっちだから。

○5番（村松信一議員） 子どもということなので、学校教育の中に一緒にイベントがあるのではないかということなので、答弁が難しいのであれば結構ですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私の私見ということになります。今世の中は、私が教員になった頃に比べると、この男女共同参画ということについては随分進んだと思います。1つの光景が入学式、卒業式における男性の率の多さです。これはもう格段に男性が、お父さんが会場にいるという確率はすごく高くなっています。これをどれだけふだんのイベントに移行させるというか、それを影響させるかということが大事だと思います。

私、それはキーワードとすれば、きっかけづくりだと思います。自分自身が小学校の校長のときに、幼稚園、保育園に行って講演をしたことがあります。何を講演しに行ったかというと、発達障がいについてです。親御さんたちに発達障がいということについて理解をしてもらって、自分の子どもがではなくて、そういう子どもたちが自分の子どもの身の回りにいて、教室の中にいるのですということを理解をして小学校に来てくださいということを話したのです。そうしたら、その後にお父さんが来て、いや、実は自分の子どもはそれかもしれないということをおっしゃって、先生の話聞いて何かすごく安心したというお話をして

くれました。その方が、今度は小学校に入学したときに、私声をかけたのです。イベントを開催するたびに、その方をきっかけにして、その方に声かけをしてもらって、お父さん少ないのだよね、お父さん何人か呼んできてくれないかなということで、その方を中心に進めていきました。最終的に私は学校を何年かで去ったわけですが、その方がPTA会長になられて、結構男性の参加率が上がったということで注目されたということです。

ただ、これは中学校でもやろうと思いましたが、なかなか難しいです。これは積み重ねだと思うので、それをいろんな形で繰り返して、矢巾町の各課でもいろんなことを考えながら取り組んでいますので、これが少しずつ定着して増えていくのではないかなと、そう思います。そう願いたいですし、私たちも努力してまいりたいと思います。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 文化スポーツ課の皆さん、今教育長がおっしゃいましたことを参考にして、これからのイベントにぜひとも父親の参加を増やしていただく、今アイデアがあったと思いますので、ぜひとも父親の参加者を増やしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ありがとうございます。こういった自主事業あるいは講座等について、男性、お父さんが参加しやすいようないろんなものを企画してまいりたいと思います。例えば木工作业だとか、プラモデルだとか、そういうのであればお父さんも興味もありますし、子どもも一緒に来られるのかなと。あるいは田園ホール等の講演などについても、お父さんと子どもというよりは、親子連れ、全員で来ていただけるようなイベントなどもしっかり参加できるように工夫してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番(赤丸秀雄議員) 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、コロナオミクロン株蔓延の現状と課題についてです。一昨年2月に新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組み始めて、今では3年目になりました。特にここ二、三か月間のオミクロン株の感染拡大は、社会、経済、生活基盤に多大な悪影響を与えており、町民はじめ国全体が疲弊してきている状況です。このコロナ禍の収束がなかなか見えない現状ではありますが、町は次の質問、課題にどのように取り組もうとする考えか、以下伺います。

1、令和4年1月からの町内コロナ感染者数は、2か月間でどの程度であったか。また、オミクロン株は、10歳未満と10代の感染者が比較的多いと言われるが、町では全体の何%を占めているか伺います。

2、現在感染予防策に3回目ワクチン接種が最適とのことであるが、町の接種計画を幾らでも前倒し実施することができないか。特に3月下旬以降予定としている12歳未満対象接種者の対応はどうか。4月の新学期前の完了は可能であるか伺います。

3、町内こども園、小学校、中学校の休業があったと聞くが、施設ごとの規模と日数を伺います。また、休業した場合の子ども預かりや児童館臨時開館などと連携をどう図ったか。それに休業に伴う学習遅れのサポートはどう行うか伺います。

4、情操教育に最も必要とされる学校行事の令和3年度の実施、進捗状況はどうであったか伺います。

5、今後の町内小規模事業者への支援策で具体化していることや検討している施策について伺います。

6、これから花粉症の影響を受ける方が多くなるが、コロナ感染症と区別が難しいと言われています。町では、医師会等の指導の下、何か方策、対策を考えているか伺います。特に小中学生へはどのような対応を行うつもりであるか。

7、他県では大きな課題となっている陽性者が自宅療養となった場合の食事、買物支援の対応は、町ではどのように確認し、支援しているか伺います。

1問目の質問は以上です。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 9番、赤丸秀雄議員のコロナオミクロン株蔓延の現状と課題について

のご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、3月1日現在、1月からの感染者は155名となっており、そのうち10歳未満は31名、10代は23名、全体の約35%となっております。

2点目についてですが、郡医師会からご協力をいただき、集団接種について半日としていた日を1日に、また3月からとしていた個別接種を2月下旬から対応していただいている医療機関もあり、ワクチン供給量を考慮しながら可能な限り前倒しで実施しているところであります。

なお、5歳から11歳までのワクチン接種計画につきましては、小児用ワクチンの供給計画や小児接種の特殊性に対する体制整備によるものであり、新学期前の完了は難しい状況ではありますが、国のワクチン供給計画を注視し、郡医師会と調整しながら可能な限り早期完了するよう検討してまいります。

5点目についてですが、昨年度に引き続き今年度においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、様々な事業者支援策を実施してまいりました。特に12月に実施いたしましたキャッシュレス決済ポイント還元事業は、事後アンケートの取りまとめの結果、事業者の売上げ向上において非常に有効かつ好評であったことから、第2弾の実施を検討してまいります。

また、町独自の中小企業者事業継続支援金は、町内商工事業者を広く対象とし、多くの事業者の支援につながっております。この結果を踏まえつつ、国で現在実施しております事業復活支援金事業や県の支援策等との調整を図りながら、町内事業者にとって、より効果的な施策について逐次検討の上、実施してまいります。

6点目についてですが、花粉症とコロナ感染症の区別が難しいことは一般的に言われておりますが、いずれも症状を自覚した場合、ご自身で判断することなく、まずはかかりつけ医の受診が基本であると考えられますので、郡医師会の指導を得ながら、町ホームページなどを通じて対応方法を周知してまいります。

7点目についてですが、自宅療養者の食事等の支援については、保健所やいわて健康観察サポートセンターが対応しており、自宅療養者への周知もなされております。

なお、岩手県では、現在のところ、自宅療養者に対する市町村からの支援等は考えていないとのことでありますが、今後さらに自宅療養者が増加した場合には、必要により保健所等と連携し、対応してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、コロナオミクロン株蔓延の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、令和4年1月以降の保育施設や学校における休業状況ですが、保育施設では2園において5日間の休園措置を行っており、小中学校では、5校において学級閉鎖、学年閉鎖または学校閉鎖措置を行い、PCR検査等の状況にもよりますが、閉鎖期間は1日から4日となっております。休園期間中の子どもの預かりについては、感染症拡大防止の観点から実施しておらず、保健所の指示に基づきながら保育施設の早期再開に努めております。

児童館については、学校が休業した場合であっても、保護者の社会生活を維持するため、可能な限り休館することなく、感染症対策を徹底した上で、児童の居場所づくりに努めております。

また、学校における閉鎖に伴う学習のサポートについては、今後の授業の進捗によって3学期中の授業内で対応しますが、どうしても授業時数が満たせない場合には、学年や教科内容によって異なりますが、春季休業中または新学期に持ち越して対応することになるものと考えております。

4点目についてですが、基本的に学校内での行事は、今年度も感染対策を行いながら内容を変更しつつもおおむね実施されておりますが、各学校が集まって行われる小学校の陸上記録会及び音楽会は中止となっております。水泳記録会については、各学校で記録を測定し、その記録を集計して、記録証を配付する方法に変更して実施しております。また、修学旅行については、行き先の感染状況を踏まえて計画を変更し、小学校では仙台市の予定を県内に、中学校では東京都の予定を県内または函館市に変更し、実施しております。

なお、今後予定されている卒業式についても、感染症対策のため、来場者数の制限や内容を縮小して実施する予定としております。

6点目についてですが、児童生徒や保護者の判断では、花粉症か新型コロナウイルス感染症かの判断は難しいことから、発熱等の症状がある場合や感染の不安がある場合には、かかりつけ医など医療機関の受診や登校を控えるようお願いしております。

なお、保護者から感染が不安で休ませたいとの相談がある場合には、欠席とならない出席停止として扱うこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開を3時15分、15時15分といたします。

午後 3時05分 休憩

—————  
午後 3時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、赤丸秀雄議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 再質問をする前に、コロナ感染症対策には、今のところワクチン接種が最適な防止策ということから、私の知り得たことの一部を述べてから再質問させていただきます。

昨年コロナの第5波が収まったとき、専門家の皆さんは必ず第6波があると警鐘を鳴らしましたが、政府は教訓を生かさず、準備策を講じませんでした。十数か国でオミクロン株が大流行していても、対岸の火事として静観するのみでした。その結果、年末に帰国する方の機内で陽性者が出れば、搭乗者全員を濃厚接触者として隔離規制、それもデルタ株の陽性規制を踏襲する始末で、エビデンスに基づくものではなく、ゼロコロナを意識するものでありました。その後、オミクロン株感染の増加者が出て、濃厚接触者の定義をころころ変え、自宅自粛期間や入院拘束、退院条件も都度変更するなど、場当たりの施策になり、国民が翻弄されている印象を私は強く感じています。

何よりも不満なことは、年末時点でワクチン在庫が5,700万回分ありながら、政府の接種指示が遅れたこと。企業の集団接種体制を強化しないこと。これは、昨年政府の接種変更による企業の中にはキャンセル補償を担保しないで、例えば山形市のある団体がキャンセルされたことにより300万円の負担を強いられた例があります。それから、ファイザー製、モデルナ製のデータ開示の遅れから、千葉県のとある市では、接種促進のため100万円以上かけてPRに努めた。その結果、市民は製品区別なしで早期接種が実施できた。それから、検査用の抗原キット不足の手配遅れ、これはアベノマスクの配布失態の対応が生かされない状況と同じことなどなど、オミクロン拡大防止策の取組が後手後手であり、テレビ放映を見ていて

いら立つ日が続いています。まだまだ不満がありますが、再質問とします。

質問内容は、花粉症についてお話しします。質問の意図は、オミクロン株が無症状で、発熱しなくても感染する方が多いと聞いているので、花粉症でせき込みされる方がいれば、検査するのが普通であるのですが、今町内の学校では週1回の抗原検査を規定しております。そうであればなかなか検査もままならないと思いますし、また教師も忙しいさなかの対応で大変だろうと懸念して、事前対策など考えないのか伺ったものです。

再度伺いますが、児童生徒の対応は、自己責任、保護者任せでよいのでしょうか、この点について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全てを学校で責任を持ってやるというのは、正直厳しいところがあるかと思います。先ほど教育長の答弁にもお答えしましたが、やはり保護者も含めて、花粉症による症状なのか、コロナ感染症による症状なのかというのがなかなか判断がつきませんで、やはり一番は病院のほうに行っていただいて診断をしてもらう、あるいはそこで検査をしていただくというのが一番かなと思っております。

なお、今学校で例えば陽性者が出た場合などは、やっぱり保健所の指示によって、どの範囲で検査をするというのが決まってくるので、そこもやはり実際今の対応を見ていると、学校のほうで積極的に検査というわけにはなかなかいかないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） では、ちょっと私の確認不足だったのですが、今学校では週1回抗原検査キットで全員がやられているということでは間違いはないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今学校のほうでやっている抗原検査キットによる検査は、教職員を対象にした検査ということで、週1回実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。



○9番（赤丸秀雄議員） 分かりました。私、てっきり介護施設の部分とか、小中学校の部分については、そこに入っている方全員という認識でありまして、大変失礼しました。

今答弁にありましたように、その辺も気をつけながら、また花粉症については、当然その症状がある方は病院に行って検査していただいて、それなりの処置をするということになって、それは仕方ないことだと思います。

次の質問をさせていただきます。中小個人事業者支援について伺いますが、12月に実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業は、町内どの程度の事業者の方が参加され、アンケートで好評という結果とのことでしたが、何十件の事業者が答えたか伺います。

私、申し訳ありませんが、町内での買物はちょっと現金だけにしておりましたので、このサービスを受けていませんでしたから、ちょっと確認したいのと。

それから、内容、私も以前の家賃支援制度の部分、これ最大3か月で30万円という話でうのみにしていましたが、当然これは光熱水費等を差し引いた家賃部分であり、なおかつ家賃の1か月の半額の3か月分の支援だったという話で、ちょっと事業者の方からご指摘を受けた部分もあったので、その辺も踏まえてちょっと今継続しようとしている12月からやっている部分のサービスについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話ございましたキャッシュレス決済の件でございますけれども、参加事業者につきましては町内187店舗となっております。アンケート調査も実施してございますけれども、187店舗中74件の回答がございまして、回答率は39%となっております。

中身につきましては、それぞれ肯定的な、好意的な回答が多かったのですけれども、何点か紹介をさせていただきますと、やはり現金を介さないで接触率が少ない中で支払いができるということによかったという点がございまして、矢巾町内のみならず町外からお客様が来て、そういった外貨獲得にもなったというようなことで好評もいただいております。反面、やはりこちらもやる前から懸念はしておりましたけれども、高齢者などの、やっぱりスマートフォンを持っていない方、こちらに関しては対象にならない、利用できないというふうなことでございましたけれども、町としても、その辺は利用ができるように事前に学習会とか、使い方勉強会というものを開催してございまして、やはり高齢者の方も今後はそういったキャッシュレス決済を進めていかなければならないところがありますので、今後も引き続きそういったことが必要なのかなというふうに感じてございます。

最後に、家賃補助のことがございました。今赤丸議員おっしゃるとおりの内容となっており、一月半額補助でございますけれども、上限が3か月分で30万円ということになると、一月分とすると、20万円家賃を払っていないと、その半額で10万円、それを3か月なので30万円、それが上限というふうな形になってございます。おっしゃるとおり、光熱水費、その辺の部分は入って、共益費部分は入っておらないといった内容となっております。

ただ、こちらにつきましても、こういった給付を受けられてよかったというような事業者さんがございまして、これも切れることなく、今回の第3弾になるわけですけれども、2月で打ち切った部分で73件の申請がございました。延べで1,170万円ほど町のほうから助成をしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 特に中小個人事業者への支援については、そういう形で187事業所の方が入れてよかったということであれば、私も今後はそういうキャッシュレスの部分で使おうかなと思っていますし、ただ私もできるだけ町内で、特に飲食のほうですけれども、やっておりますが、1月10日以降、やっぱりオミクロンの部分が発生したものですから、ちょっと自粛しているのも実際あるところです。ただ、12月頃までは行きながらお支払いし、雑談しながら内容も確認していました。大変このまま収まってくればいいというお互いの意見もあって、では新年も来るからねみたいな話をしたのだけれども、そういう状況で行けないと。もう3年目になると、実態どうですかと聞きづらいのが実態なのです。ですから、今課長の答弁にありましたように、ぜひアンケートでも何でもいいですが、把握しながら、この事業者への継続支援、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですが、陽性で自宅療養者の支援については、町では把握していなくて、県の対応になっていきますというような私は受け止め方をしたのですが、実は私も去年夏前に濃厚接触者の一人としてカウントされて、実質検査日を入れれば11日間でしたが、10日自宅待機をしました。そのとき、もう宅配も郵便も来るのですが、そういう方と直接会えば、そこまで記録しなさい。それから、買物とか食事は大丈夫ですか、家内と同居していますと言ったら、ああ、それだったら大丈夫ですよと念を押されたぐらいでそこは終わったのですが、ただ今町内にも一人住まいで、先ほどの話では150人を超える陽性者が出て、多分もう退院をされていたり、自宅療養になった方もいると思いますが、一人住まいの方は買物にも出かけら

れないと思うのです。私はデルタ株のときだったから、そういう出ないでください。ただ、今のオミクロン株の場合は、どういう形の規制にしているか分かりませんが、そういう方へ他県では本当に困っていると、何十キロも先の親戚の方に来てもらっているとか、食料については宅配で全部配達させて、ドアの外に置いていってもらっているとか、そんな話をしていますけれども、この辺で町に相談は本当に今まで2年間一件もなかったのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

オミクロンの感染後はごさいませんが、やはり過去、いわゆる令和2年度当初から、令和2年7月頃から県内でも感染が始まったということで、その際、例えばご家族全員が感染されたりとか、基本的にはそういった感染の個人情報というのは町では持ち得なくて、保健所のほうで管理ということになっているわけですが、たまたま町に相談があったりした場合については、やはり家をいつそれから空けなければならない。その方々は入院でしたけれども、それまでの、入院するまでの期間の食料とか、身の回りのものが、こういうものが必要ですよというようなご相談をこちらから問合せいただいた時点でお伺いして、お届け対応した事例もごさいますし、いずれ町長答弁の中では基本的に保健所の所管ではありませんけれども、町としては、町民の方が分かって、その方がお困りの場合は、そういった情報をキャッチした場合は、すぐ速やかに対応するような形を今後も取ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この感染は、いつかかるか分からなくて、かかった後どうのこうのと対応できるものではないので、今答弁いただいたような形の相談があったならば、ぜひ対応していただきたいなと思います。

次の質問は、幸いにも町内ではクラスターが発生していないということでありました。ただ、これも他県の情報で申し訳ないのですが、やっぱり数が多くなれば、また休みの方の中にはエッセンシャルワーカーの方も当然おります。保育園に、それから小中学校、中学校はいいと思いますが、小学校3校等の休業があったときの対応をやっぱり、特に低学年から就学前の子どもさんがいる家庭のフォロー、これはやっぱり何らかの形をしなければならない

のです。当然企業は、それなりのこともやる企業もありますが、皆々そうではないと思うのです。その辺の考え方について、感染拡大がもっと広がったならば、対応せざるを得ないときはというような答弁であります。今からそういう準備するとか、そういう形の体制をどのようにするとか、その辺考えてあればお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

オミクロンになってからは、2つの施設を休園したわけですけれども、過去に遡れば、令和2年11月から現在まで延べ4施設の全面休園をしております。それで、赤丸議員心配しておるとおり、私も心配しておったのですけれども、休園した場合、保護者の対応、保護者が全員休んで家で見られるのかという懸念をすごくしておったのですけれども、これが一件も苦情はありませんし、問合せもないのです。なので、それに甘えているといえますか、矢巾町の保護者さんは理解があるのかなという感じがして、今後も大丈夫なのではないのかなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の答弁は、そのとおりであるかと思えます。ただ、答弁書にありましたように、当然このオミクロン株の拡大がもっとも増えたときの対応は考えておくという話だったので、ぜひその辺も踏まえた対応を、子ども・子育てサポートサービスもあることですし、そういうところも活用しながら、やっぱり勤めている方、特にエッセンシャルワーカーと言われる方々の確保、これは次の病院にお世話になるとか、次学校にお世話になるとか、そういうところにも間接的には波及しますので、その体制は整えていただきたいと思えます。

この項の最後の項目の質問になります。5歳から11歳までのワクチン接種について伺うわけですけれども、今全国的にテレビでも話題になっております。保護者から聞き取ったり、アンケートを確認すると、3分の1の状況のようです。ちょっと前のデータになりますけれども、接種させると答える保護者は35%、接種を検討するという保護者も35%、今は接種させないという方が30%という形で、保護者の見解はほぼ3分の1ずつのような状況です。人数も限った形のアンケートなので、この比率がそのまま全部に当てはまるとは思いませんが、それで答弁書にありましたように、矢巾町の場合の10代と10歳未満の感染者数は、数の中の

少ない中ではありますが、35%ということなので、今ちょっと前、2週間ぐらい前のデータだと46から48ぐらいが感染者の、陽性者の比率でしたが、矢巾町はまだ少ないという状況です。このままで、できれば全体の数も少なく、接種者の陽性率も低ければいいのですけれども、そうはいかないと思います。町で考える11歳以下の方の接種についての状況、この辺のやっぱり計画日を設けているぐらいですから、何らかの情報をつかみながら体制を組んでいると思いますが、その辺の状況をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

5歳から11歳の、いわゆる小児接種につきましては、3月26日の集団接種でスタートということでお答えもさせていただいているところでございまして、その接種の案内に当たりましては、先ほど赤丸議員のほうから、いわゆる保護者のそういったいろいろなお考えもありますよということございまして、まさしくそのとおりでというふうに捉えておりますけれども、町のほうでは接種券を送る際に、岩手県と岩手県医師会、そして岩手医科大学附属病院が連携しながら、小児接種について保護者向けのリーフレットを、理解をしていただく、深めていただいて、そして最終的に保護者の方にご判断いただくための詳しく丁寧なリーフレットを作っておりますし、さらに小児接種ということで、低学年のお子さん向け、さらには中学年以上のお子さん向けの2通りの、これは子ども用リーフレット、つまり専門機関のほうで大人向け、子ども向け、丁寧なそういったリーフレットも作られて、それも町のほうで接種案内のほうに同封させていただいておりますので、1回当たり集団接種500人の接種体制を見込んでおりますけれども、今後この接種の予約の受付をしていかなければ、そのニーズが今どのような形になっているのか、今の段階ではちょっと難しいところではありますが、いずれ町といたしましては丁寧に周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、人口減少を抑える定住化推進策についてです。

先日岩手県内の住みたい、住んでみたい町ランキングで1位が矢巾町であると新聞などメ

ディアで報道されました。私も町外の友人、知人と会話をしたときなどに、矢巾町は元気があつて、発展しており、羨ましいと言われます。しかし、町内に目を向けますと、人口が微減状態、町で育った若い人たちの定住率が芳しくないなど、課題が多々あると思っています。そこで、定住化推進の観点から、教育関連と子育て世代関連の2点の面から以下について伺います。

1、令和3年度から導入している給付型奨学金制度の実績と、さらなる拡大の考えについて伺います。

また、貸与型奨学金返納の実態はどうであるか伺います。返済者の町内、町外の居住状況別とか、それからコロナ禍で大変な状況の部分で返納、返済状況がどうなっているかについてお願いします。

2、学校給食費の無償化を行い、生徒児童の生活や行動の活性化を図る考えについて伺います。また、長期休み、この長期は診断書なしの方の給食費精算はどのようにしているか。対象者はどの程度なのか併せて伺います。

3、町支援の矢巾町個人住宅取得資金利子補給金制度の対象者を変更すると説明がありました。それに代わる定住、居住移転を希望する方への支援策の考えについて伺います。

利子補填は、町単独施策で経費がかさむことが原因であると思われるが、今後開発予定の3エリア、田中、下花立、藤沢地区の居住促進には、最大の効果が出ると思われるので、人口増加や税増収など、町の将来を見据えた施策を望むが、その考えについて伺います。

4、県内でも結婚祝い金や出産祝い金を導入、推進する市町村が増えています。当町でも定住化施策として出産祝い金の導入を近い将来検討する考えがあるか伺います。出産祝い金と書いたのですが、私の勉強不足でありました。

2問目の質問は以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人口減少を抑える定住化推進策についてのご質問にお答えをいたします。

3点目及び4点目についてですが、矢巾町個人住宅取得資金利子補給金につきましては、人口増加策として一定の成果があったものと認識をしております。この制度の対象者について、県の移住者の定義づけに伴い、これまで県内の他市町村からの移住者も対象としておりましたが、令和4年度からは県外からの移住者を対象として、引き続き事業に取り組んでまいります。

利子補給制度の見直しを進めるに当たり、この制度を活用し、定住している世帯へのアンケートを実施したところ、利子補給制度があったので、矢巾町に住宅を取得した世帯がいる一方で、全体の4分の3の世帯は、利子補給制度が定住の決め手ではなかったとの回答もいただいております。立地条件や生活環境を気に入っていただき、矢巾町への定住を決めていただいたものと認識しております。

また、定住化施策として、議員ご指摘のとおり、出産祝い金を導入している市町村もごさいますが、利子補給制度を活用した方のアンケートにおいて、住宅を取得するきっかけについて、結婚と出産、入園、入学という回答が半数を占めております。このことから、令和4年度の新たな取組として、赤ちゃん子育て応援給付金を創設し、コロナ禍における子育て世帯の生活の安定を支援するとともに、子育てに優しいまちづくりを進め、子育て環境の充実を図ることにより、子育て世代の定住を推進し、人口減少の抑制に向けた施策として取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、人口減少を抑える定住化推進策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度は給付型の特別奨学金の奨学生として5名の方を認定しております。現在の奨学金制度を維持し、特別奨学金の拡大を検討するには、安定した矢巾町奨学金基金の運用が不可欠であると考えておりますことから、令和4年度は寄附金を募集するなど、基金の安定運用のための取組に努めてまいります。

また、貸与型の一般奨学金の返還状況につきましては、今年度54名が返還中であり、うち町外居住者は24名ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等から居住地を問わず返還に遅れのある方が数名おられます。その方々につきましては、生活状況を伺い、その内容により返還時期を延ばすなどの対応をしております。

2点目についてですが、町内6つの小中学校約2,100名の児童生徒の給食費を無償化することは、厳しい財政状況の中において実現することは非常に難しいものと考えております。このことから、児童生徒の生活や行動の活性化を図る点については、給食費の無償化ではなく、今現在も行っております大会参加への支援等の施策により取り組んでまいります。

また、長期休みに係る給食費の精算についてですが、現在不登校等の理由により給食停止の届出をしている児童生徒は16名おり、給食費を一度通常どおり納めていただき、年度末に

休んだ日数分を返納しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 昨日の代表質問とは重複しないよう努めて質問させていただきます。

まず1点目は、赤ちゃん子育て応援給付金創設について伺います。先ほどお話ししたように、私通告書を出した後に赤ちゃん子育て応援給付金って何だったのかなと調べたら、確認したら、いわゆる出産祝い金と同じというような形になっていまして、昨日の答弁でその辺は確認しました。それで、事業内容や財源確保は、昨日の答弁で理解しました。伺うことは、この事業名称、ネーミング、これは誰でも分かる出産祝い金とか、出生祝い金制度としなかった理由。また、この赤ちゃん子育て応援給付金という事業内容には、祝い金として出す部分以外の何か事業はあるのでしょうか、その部分についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この事業の名称ですけれども、令和2年に全国民に10万円を給付したという事業があったわけですが、その際に新しく誕生する赤ちゃんに対して10万円ずつ給付するという町の事業があったわけですが、そのときの事業の名称を踏襲したところでございます。

あと10万円給付する以外に何か付け足してやるものはあるかというご質問ですが、そちらはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうから、ちょっと子ども課、教育委員会のほうからの答弁、まず担当部署としての視点を答弁させていただいておまして、私どものほうとしては、この全体像のほうについて、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと思います。

昨日の藤原議員の代表質問の1問目の中で、子育て応援制度を創設するという表現で回答させていただいております。あえてここは赤ちゃん子育て応援給付金としなくて、制度とした話の中では、例えば妊産婦の移動支援であるとか、産後ケアだとか、これから政策を横断的にまとめて子育てに優しいまちづくりを目指したいという意味で、昨日藤原議員の代表質問に子育て応援制度という形で答弁させていただいております。



教育委員会子ども課の給付金の制度趣旨からいえば、他のものというのとは交わりはないのですが、本町の政策全体といたしましては、そういった趣旨であるということをご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 昨日の答弁では、この施策、一過性のもではなく、継続するということでありましたので、ぜひ継続していただきたいと思います。

私、前も、3年ぐらい前だったか、この部分で質問しました。そのときの部分は、まず1人生まれることによって、国として経済波及効果が3,000万円分あるということもありますので、ぜひこういう施策によって一人でも多く本当は生まれてほしいのですが、そうもいかないでしょうが、そういうところもあるので、ぜひ継続してほしいのですが、これは当然2人生まれれば、2人というか、双子の場合は倍になるのですよね。いいです。はい、分かりました。

次の質問は、利子補給の件について、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。現在の利子補給制度は、6年経過で270件強の申請で500人以上の人口増とのことと。私の考えは、答弁にありますこの制度があるから矢巾町を選んでいただくことが目的ではなく、住宅ローン支払いで苦しいときに、町からの支援があったと思ってもらえればよいことです。そして、そうすれば口伝えなどで矢巾町のよさがPRでき、将来町のために役に立ちたい気持ちが湧いてくる方も出てくるのでしようというところを私は必要だと思っていたのです。長い目で見て、確かにお金がかかることは分かるのですが、その辺の戻していただきとは言いませんが、ちょっと課長の見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

赤丸議員のほうがどのような思いでご質問していただいたのかということについては、私も理解いたしましたので、それを踏まえて答弁をさせていただきたいと思いますが、確かに町がこういう苦しい時期に助けてくれたという、シビックプライドとまではいかないと思うのですが、矢巾町いいところだよねという話につながるということは、非常にいいことなのかなというふうに思っております。

一方で、ただ今回このような決断をさせていただきましたのは、一般財源が苦しいからと

かということではなくて、あくまでアンケートの結果に基づいた際に、これがあるから来ている人というのも一定数いるということは確かなのですけれども、答弁いたしましたとおり、実はこの制度が決め手になったわけではないということでした。これを踏まえて、私どもも様々研究をさせていただきまして、ネットで検索するとかではなくて、実際に足を運んで、現地のキーマンだとかにお話を聞く中で、大切なことというのがあるのと、あと移住、定住というのを一つのくりにするのではなくて、Uターン、Jターンと、あとIターンというのを分けて考える必要があるのかなというふうに思っている次第です。

いずれにしても、まずそもそも大前提である仕事というものがここに存在することということで、様々な企業を誘致していくということをやっていかなければなりませんし、あとこういう世の中ですので、ここにおいても全国で仕事ができるような環境を整えていくということも必要なのかな。あと、子育てという話がありますが、子育てから教育につながる環境といったところも非常に重視している。あともう一つ、縁とか人とのつながりという田舎の地域性が好きな人を受け入れる人がいて、その人がいるからそのまちなに行きたいというようなところというのが非常に強いなど、成功事例ではそうだなと思っていました。

確かに金銭的な支援をするということではありますが、まちづくりの本質としては今申し上げたようなところなのかなと思っておりますので、そういったところに力を入れていきたいなと思っています。子育て環境から教育というところにつながる中では、今回の赤ちゃん子育て応援給付金制度、あとそれらに伴う周辺の政策を総動員する形で、ああ、矢巾町って子育てがいいよねという、外だけではなくて中の人もよくなる。そういった環境を整えることで、赤丸議員のご指摘のような、結果的にそうだというような環境もつくり出せるように頑張りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ今の、吉岡課長はまだ若いですから、ぜひこれを思いつつ継続していただきたいなと思います。

次は、貸与型奨学金について質問させていただきます。まず、返済者54名中24名が町外居住者であるということでもあります。それから、このご時世で返済遅れの方が数名のみということでありました。思ったより少なくよかったなという部分であります。逆に、半分以上の方は町内に住んで働いていてという解釈をさせていただくと、当然町民税など納付していただきながら返済していただけるという想定の下に質問しますが、私は給付型の特別奨学金

制度を若者定住化の条件付で拡大してはどうかという質問をちょっと前の議会でもお話しさせていただきました。当然滝沢市でも、若者定着化支援事業という形の中で今回強化するような目玉事業にしておりますけれども、そういった意味から、私もその辺、今矢巾町の置かれている立場という部分は、吉岡課長からもお話あったように、矢巾町は県の中央に位置して交通の便がよいと、盛岡市、滝沢市に通うのも便利だし、南は今金ヶ崎町、一関市に元気な会社もありますが、あまりそうでない会社もあるけれども、北上市辺りまでは通勤範囲なのです。そういうことを考えると、やっぱり若者定着を図る意味でも、そういった部分を強化して行ってほしいなと思っております。

皆さんご存じのように、奨学金、今借りる方、半分強おります。大学生等であれば、半分以上になっています。そういった意味で借入額も4年間で大体324万円ほどという形になって、単純計算すれば、月6万8,000円は借りています。これ4年終わって10年で返済すれば、3万円で済むのですが、倍の8年で返済すれば、3万何がし、4万円ぐらいかかるのですが、結局私は、前の質問でお話ししたときは、この3万4,000円とか4万円近い金そのまま首都圏の初任給の差なのです、盛岡市との。そういう意味から、私は何人かはやっぱりそういう意味で帰ってこないのかなという勝手な思いをしていますが、そういった意味でぜひこの部分を、お金も大変でしょうが、この条件付給付の拡大についての所見でいいです、教育長、何かありましたら、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、1人でも2人でも給付型の人数を増やしていく、そのために先ほどの提案等もさせていただきました。ただ、目標としては、今の現状の部分を、それをやっていくということで、これからは1人でも2人でも出せるような取組をしていきたいと、そういう決意だけは持っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ちょっとお話しさせてもらえれば、今の一般大学生は、家から出た場合は年間約200万円かかるのです。そういう状況です。親の収入は、平成9年からほぼ上がっていない、これは平均値ですけども。それが今日のニュース、私5時のニュースで見たのですが、今朝のニュースで、35歳から54歳の年収が平均で100万円逆に下がっているというようなNHKのニュースでありました。そういった意味で、やっぱり今後も奨学金とい

うのは学生に対しては必要なのです。それも町に戻ってきて町民税とかを納めてくれるような方へ条件付で、そういう特別奨学金制度が必要ではないかという考えでお話しさせていただきました。

この項の最後の質問というか、項目になりますが、給食費の無償化についてご質問します。公会計化になって、対象者がいると伺いますが、どの程度の件数か。また、その徴収に苦勞されていないか、その辺をまず伺ってから深掘りさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 多分給食費の未納者の件だと思いますけれども……

（「はい」の声あり）

○教育長（和田 修君） 2月28日時点で14件、金額にすると12万円余りになります。これについては、職員のほうが2名体制で、1人では絶対に行かない、2人で行って、そして説明をし、お金をいただく算段について相談をします。その際に、各家庭によって事情が異なりますので、その寄り添いということで、様々な相談もそこで受けるということにしております。例えば就学支援のほうのそういう制度もありますというふうなことでやってもいいのではないですかとか、様々な対応をさせていただいて、訪問すれば訪問するだけのそういうふうなかいがございまして、成果もございまして、というふうなことで取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） それで、無償化についてお話しさせていただきます。

答弁書にありますのは、当然今の2,100人以上の児童生徒を無償化すれば、町の年間負担額は1億1,000万円強になります。これをやれと言っても、それは分かります。ちょっと私も調べてみました。町の実態は、11%から12%ぐらい、220名を超える方は、今でも就学援助制度とか、生活保護世帯で給食費を納めていない。今財政的に余裕のある自治体では無償化になってはいますが、これちょっとデータが古いのですが、1,740自治体のうち今完全無償化しているのは76自治体、5%弱という形の数値になっています。

ただ、ここ1年半から2年ぐらいのところ結構なところが無償化になっています。ちょっと時間がないのではしょって話をしますが、まず県内でも九戸村は小中、高校まで無償。それから、雫石町、花巻市、北上市辺りも一部の助成が始まったと聞いております。そういった意味で、確かに完全無償化は無理でしょうが、ほかの議員からもぜひもっと強く言って

くれと言われていましてあれですが、例えば保護者の一時の支出の多い月だけ、例えば年間2か月無償にするとか、1か月無償にするとか、そういう案もいいのではないかというようなことも考えますが、それについての見解をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

まず、この無償化ということについてですけれども、今回先ほどの話にもありました赤ちゃん、子育てに優しいまちということでトータルで考えていただきたいと、そう思います。給食費に限定するのではなくて、例えば教育委員会のほうで先ほど申し上げた大会等に参加する子どもたちへの支援、これの補助金も結構な額です。他市町村に比べると、もう多分断トツです。限度額がちゃんと60万円と決まっているとか、金額が決まっているとか、そういうところが多い中で、そういうことをしています。

それから、奨学金についても給付型を始めました。それから、赤ちゃん子育て応援給付金ということで10万円、これも来年度だけではなくてということで始めると。様々な形でトータルで子どもたち、子育てをしている方々へ支援するというで考えていきたいと思いません。その中の将来的なことの候補として、一つの選択肢として給食費のことを考えていくということは、これからの課題だというふうに捉えて頑張ってまいりたいと思いません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） お礼も含めて、本当にそういう形でほかの自治体の議員からも、矢巾町の大会に参加するときの補助とか、音楽のところの補助、すごくいいねという話をされていきました。これも子ども課があつての話でしょうから、課長から一言見解を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり私も学校教育のほうの担当をさせていただきまして、初めて教育委員会に来て、いろんな子どもたちに向けての助成ですとか、そういったものがあるなと改めて認識しております。今議員おっしゃったとおり、大会の補助金もそうなのですけれども、やはり矢巾の子どもたちは、全てにおいてとは言いませんけれども、他の自治体に比べて恵まれているなと思っております。その中で、学校生活を伸び伸びとやっているなと思っておりますので、引

き続き子どもたちのために教育委員会として子ども課と一緒にあって取り組んでいきたいなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3つ目の質問は、敬老会開催の在り方についてです。

先月町の敬老会開催方法の変更説明がありました。人生100年時代や団塊の世代が75歳を迎え、多くの高齢者が対象となる状況や会場の準備、送迎手配など、多岐にわたる準備期間等を要することから、開催方法変更は仕方がないことと思いますが、矢巾町の礎を築いた先輩の方々に敬う気持ちには変わりありません。そこで、各自治会が主体となって開催する敬老会が今後定着化し、盛会となることを祈念して、以下について伺います。

1、敬老集い事業の実施を季節行事と併用可能と説明されたが、実施時期をどう捉えるか。また、委託料を1,100円掛ける対象参加者数プラス1万円であるが、アトラクションを企画した場合、謝礼として1万円は少ないと思うが、どうか。

2、会場が自治会公民館となるでしょうが、足など不自由な方の送迎を考慮する必要があると思います。経費のことなど、自治会長等への説明をどう考えているか伺います。

3、見直し理由に、地域全体が敬老意識を持って高齢者を見守ることが必要と説明があったが、老人クラブ加入率に見られるように、組織行動や他人の干渉を嫌う風潮があります。そのことを町はどのように捉えているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 敬老会開催の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、敬老集い事業は、通常の自治会行事の一環として開催していただくことも可能ですが、地域ぐるみで敬老意識を高めるとともに、孤独解消のための交流や見守りを目的に、自治会の負担が少なく、参加しやすい事業を想定しておりますので、実施時期を限定することは考えておらないところであります。

委託料につきましては、目安となる単価や上限額を設けましたが、コミュニティ会長など、地域からの要望も踏まえながら、より効果的な取組となるよう上限額の変更も視野に入れた

検討を進めてまいります。

2点目についてですが、身近な自治会単位に開催していただくことにより、これまでの町主催行事よりも対象者が参加しやすい状況になるものと思われませんが、交通手段のない方については、地域で行う長寿敬老事業の面から、隣近所で声をかけ合い、自治会での乗り合わせ等を検討していただきたいと考えております。

なお、1点目にも関連しますが、来年度が初年度となる事業でありますことから、各自治会が事業を完了する時期をめどに、コミュニティ会長をはじめとする関係者の皆さんから改めてご意見を伺い、よりよい事業とになるよう改善してまいります。

3点目についてですが、国の調査では、高齢者の4割が社会活動をしておらず、高齢者単独世帯では会話の回数が二、三日に1回以下も4割となっており、本町でも今後全国的な課題となりつつある高齢者の孤立化、孤独化が懸念されるところであります。本町の老人クラブ加入率からは、議員ご指摘のとおり、組織行動や他人の干渉を嫌う風潮も見てとれますが、本町介護保険事業計画等策定の際に行ったアンケート調査では、高齢者の皆さんが災害や急病のときの手助けや安否確認、見守りの声かけを地域の皆さんに求めているという結果もあり、社会や地域との関わりを得たいと思っている方も多いものと考えられます。また、高齢者の健康寿命の延伸には、社会活動への積極的な参加が有効であるとの調査結果もありますので、今後の超高齢化社会に向け、組織行動や干渉を嫌う風潮を見過ごすものではなく、来年度からの長寿敬老事業が高齢者の皆さんの社会参加へのきっかけにもつながるよう、関係する皆さんのご理解を得ながら事業を進めてまいります。

以上、私のほうからのお答えでございます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 答弁いただいたように、高齢者の社会活動参加が非常に少ないと私も危惧しております。町では、各自治公民館で活動しているお茶っこの会、シルバーリハビリ体操、エン（縁）ジョイ活動などを推進しています。特にエン（縁）ジョイ活動に助成金を出しており、私の地元エン（縁）ジョイ新田でも一昨年、おととしの9月発足以来、毎月2回1度も休むことなく、フレイル防止の観点から十三、四名ほどの活動ができております。ぜひ先ほどの答弁、私の前の答弁にもありましたように、町全体へ活動を広げ、高齢者の社会活動推進を図っていただきたいと思っております。そこで質問ですが、時間の関係で2点だけ質問させていただきます。

まず1点は、町内老人クラブ加入率は、1年ちょっと前のデータですが、令和2年度のデータでは32組織、1,278人ということになっています。令和3年度等については、活動を自粛している老人クラブが多いと思います。多分もっともっと人数が減るのではないかと考えております。

質問は、答弁にありました今後実施する長寿敬老事業について、この主な内容と目玉施策は何であるか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

新年度からの地域での敬老事業につきましては、あまり町としてこういう形でという、取組例はお示ししようかとは思っていますけれども、内容については、やはり地域でもそれぞれ伝承活動がある地域と、そうでない地域もありますし、やはりどのような形が一番安心した、楽しく過ごせるかというところを、地域の皆様のある程度そういった自主性も重んじながら、一緒に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ地域にも今課長答弁にありましたように、伝承活動のものがありますから、町主導というか、定着するまでは、ぜひ町主導でお願いしたいと思っております。

最後の質問になります。敬老会開催の変更は、令和4年が初年度であり、状況を確認しながらよりよい方向に取り組むとのこととあります。ぜひそのような対応を願うものであります。そこで質問ですが、町長も地元におれば後期高齢者だと思いますので、最後、町長に伺いますが、高齢者の社会活動には何が必要であるのでしょうか、所感を伺いたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず、高齢者は、特に私も75歳以上の後期高齢者、やっぱり生きがい、そして社会参加、もう挙げれば、列挙すれば切りがないのですが、やっぱり私は年がいても健康で生きがいがあって、そしてやっぱりボランティア、奉仕、このことが非常に大事ではないのかなど。だから、先ほど私の答弁の中でも孤独古老と、私も孤独古老でございます。そういったことで、そういうふうにならないためには、やっぱり。



だから、私いつも言っているのですが、一、十、百、千、万と、これからの後期高齢者は特にまず一日に一善と、まず1日に1回だけでもいいからよい行いをする。それから、十は、まずできるのであれば、今コロナ禍で難しいのですが、10人の人と直接お会いしなくてもいいから、先ほどの答弁の中でもあれなのですが、まずお電話なり、みんなで声をかけ合う、このことが大事だと。百は、やっぱり私は文字を書くこと、字を書くことです。千は、やっぱり私は声を出さなければならない。だから、カラオケでも何でもいいですから、今BSを見ていると結構、昨日私も八代亜紀の8時から見たのですが、青森出身の歌手と一緒に、そして何かほっこりほのぼのとする、だからああいうふうなのを見ながら一緒に声を出す。そして一万は、後期高齢者は1万歩歩くことはなかなか難しいのですが、私も時々高橋副議長と地元で歩きながらお会いするのですが、できるのであれば、自分の脚力に合わせてということで、私はそういったやはり生きがいを持って、そして社会参加することが大事ではないかなと、こう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

---

## 日程第2 請願・陳情

### 4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

○議長（藤原由巳議員） 追加日程の第2に入ります。請願・陳情を議題とします。

3月3日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。4請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願については、会議規則第92条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日、明後日は休日休会、7日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　4時23分　散会



令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

令和4年3月7日（月）午前10時開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君	税務課長	花立孝美	君
町民環境課長	吉田徹	君	福祉課長	浅沼圭美	君
健康長寿課長	村松徹	君	産業観光課長	佐藤健一	君

道路住宅課長  
兼まちづくり  
推進室長  
佐々木 芳 満 君  
農業委員会  
事務局長  
高 橋 保 君  
会計管理者  
兼出納室長  
佐々木 智 雄 君  
学校教育課長  
田中館 和 昭 君

文化スポーツ  
課 長  
田 村 英 典 君  
上下水道課長  
浅 沼 亨 君  
教 育 長  
和 田 修 君  
子ども課長  
田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長  
野 中 伸 悦 君  
係 長 佐々木 睦 子 君

議会事務局長  
補 佐  
川 村 清 一 君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、8番、水本淳一議員。

1問目の質問を許します。

（8番 水本淳一議員 登壇）

○8番（水本淳一議員） 議席番号8番、町民の会、水本淳一でございます。まず初めに、町周辺地域の人口対策と活性化についてお伺いします。

矢巾町は、第7次矢巾町総合計画基本構想において、計画目標年度の令和5年度には、総人口3万人となるまちづくりを目指すとしておりましたが、進む少子化と都市部への人口流出により、少しずつ人口が減少しており、特に町周辺地域、市街化調整区域などの過疎化が進み、停滞感も増しております。市街化調整区域での人口減少は、一部例外を除き、住宅地を建てる、建て替えるなどの開発はできないことも影響していると考えられます。

例えば自分のそばに新たに住宅を建てたいと思っても、その場所には建てられず、場所を少し移動したりして建てたとか、以前の住宅は倉庫として利用することで住宅を新築した例などもお聞きしたりしております。また、法律上の規制を知らずに住宅を建ててしまい、何十年もいまだに居住できず、そのままの状態になっている住宅も近くにあります。法律上、思うように家を建てられず、これが市街化調整区域の人口減少の要因にもなっているのではないかと思います。

矢巾町では、特に周辺地域の子どもの数の減少に伴い、小中学校の学区再編や統合を検討し

ており、これも仕方のない流れだとは思いますが、逆に現在ある学校の存続も念頭に置き、周辺地域の人口対策についても、さらに力を入れるべき、あるいは入れてもらいたいと考え、以下についてお伺いします。

1点目ですが、令和2年以降の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、何も対策を取らなければ、矢巾町の人口は、令和32年には2万3,000人、令和47年には約2万人になるものと推計されています。そのような状況の中、周辺地域においては人口減少にますます拍車がかかると思われますが、市街化調整区域など、人口減少が進む町周辺地域の人口対策について、どう進めていくのかお伺いします。

2点目ですが、不動村時代に役場などがあった旧村中心地の活性化策についてお伺いします。

3点目、ゆうゆう広場及び周辺町有地は、町営住宅の建設可能な土地の一つとして候補に挙げられていますが、子どものために近くに住宅を建て、そばに置きたいけれども、場所がないとか、ゆうゆう広場の辺りが住宅団地になったら住ませたいが、ゆうゆう広場はどのように活用されるのか、早く進めてほしいと気にかけている方もいます。このようにゆうゆう広場及びその周辺町有地の活用について、戸建て住宅を望む人もいます。それもいいのではないかと思いますが、上記町有地の今後の活用方法について、現在の状況をお伺いします。

4点目、先日の施政方針では、空き家対策については危険空き家の発生を抑制するよう、土地、建物等の状況把握をさらに行い、建物の用途変更や農地付空き家制度をPRしながら、その解消に努めるとしてはいますが、農地付空き家の利用可能な戸数と利用状況をお伺いします。

5点目、以前、10年以上前になりますけれども、ウグイスのさえずりが聞こえる生まれ故郷に別荘を建てたいということで土地を探していた方がいます。そして、隣の紫波町になりますけれども、近くに別荘を建てた方がありました。最近では、都市部などでは暮らし方、働き方の変化に伴い、セカンドハウスに注目が集まっているそうです。リゾートになるセカンドハウスで今とは違うオン、オフを過ごしたい、あるいはテレワークが進む中で、もう一つの住まいを持つことを考えている人が増えているそうです。西部地域に別荘やバンガロー、オートキャンプ場、セカンドハウスなどのリゾート地を設けてはどうかお伺いします。

6点目ですが、周辺地域の活性化には、公共施設などの配置も必要であると思います。町営火葬場については、西部山手方面への移転の請願も出ていますけれども、公共施設等の配置について、町の考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、水本淳一議員の町内周辺地域の人口対策と活性化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、市街化調整区域における人口減少対策として、転出をせず住み続けたいまちづくり、一時的に転出をしても戻ってきたいまちづくりに努めておるところであります。住み続けたいまちづくりといたしましては、地域づくりに努めてまいります。地域づくりには、地域コミュニティの充実を図り、活性化を行う必要があります。行政と、いわゆる町政と自治会が互いに補完し合いながら、地域課題の解決に取り組めるよう新たな地域コミュニティの構築のため、見直しを進めてまいります。また、戻ってきたいまちづくりといたしましては、子どもの頃から町の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらえるよう社会教育による環境づくりにも努めてまいります。

2点目についてですが、旧不動村中心地のみの特化した活性化計画等はないところではありますが、現在町が推し進めております西部地域の活性化及び各地域コミュニティの活性化を図る中で、当該エリアも含めた不動地区全体の活性化に向けた機運を醸成してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、ゆうゆう広場及び周辺町有地への町営住宅建設は、都市計画法上可能となっておりますが、国や県とのヒアリングによる市街化区域への建設が望ましいとの回答をいただいております。また、戸建て住宅の開発については、地域の総意による要望があれば、その妥当性を考慮した上で、地区計画制度を活用できるものと考えております。

4点目についてですが、農地付空き家制度につきましては、空き家である建物や宅地とともに、農地部分を売買等、処分したい意向のある所有者からの申出により、農業委員会と密に情報共有を図りながら、個々の課題解消に努めております。現在農地付空き家として相談を受けております案件は2件であり、建物の用途や農地の利用等について精査を行っているところであります。また、本年度は1件の売買が成立し、既存住宅の取壊し後に新築工事が行われており、農地については来年度から活用されるものと見込んでおります。

5点目についてですが、西部地区のうち矢巾温泉郷については、かつて矢巾町のリゾート地として温泉施設や飲食店が複数あり、町内企業の社員の保養地として利用されておりました。現在は、休業や閉館となっている施設が増え、かつての活気は失われておりますが、矢巾町国民保養センターの利用者や南昌山登山客などに加えて、周辺エリアでは昨年旧南昌グ



リーンハイツに開業した民間のアスレチック施設や町営キャンプ場を訪れる方も増え、西部地域において新たな交流人口が創出されております。

現在この温泉郷を中心とした西部地区の活性化について検討委員会を立ち上げて事業検証を進めているほか、岩手県立大学の学生による地域課題研究として、子どもがいる家族層を引き込む施策の立案を行うなど、新たな取組の提案がありますので、今後観光振興につなげてまいります。

議員からのご提言もございました現在の空き店舗やマレットゴルフ場跡地などは、貸店舗やオートキャンプ場として利活用できる可能性がありますので、今後事業検証を行いながら、その実現性について研究してまいります。併せて検討をしてまいります。

6点目についてですが、町が建設する公共施設については、矢巾町公共施設等総合管理計画の基本方針において、箱物資産新設の抑制、既存施設を縮減、保全方法の検証と長寿命化等をお示しをしているところでありますが、併せて見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして活用できるものは最大限活用することをお示ししているところであります。火葬場の移転新築など、公共施設の総量が増加するものではない案件については、施設の設置場所も含め、維持管理コストと利用者の便益を比較考量しながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 1点目ですけれども、町の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらえるよう、社会教育による環境づくりに努めるということですが、その具体的な内容をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、人間が健全に生活できる要素として、社会的、経済的、あと肉体的、これは健康というようなところであろうかと思いますが、まずもってご質問が市街化調整区域のお話でした。本質的には、この経済的という部分が重要なのかと思っています。農業振興地域制度においては、目的の一つに農業の健全な発展を図るとされておりまして、それが大前提でありますので、まずその点についてはこれまでどおりも変わらないということでございますが、

あえて今回の答弁につきましては、その経済的から離れて、社会的という要素のほうで答えをさせていただいているところでございます。

最近シビックプライドなんていう言い方もされておりますけれども、その町に対する住民の誇りであるというようなものを育てていくことが重要というように言われております。新たなコミュニティの構築ということで施政方針で打ち出させていただいておりますが、まさにその観点でございます。

具体的な策は何なのかということなのですが、これ全く奇をてらうような内容ではないのですが、子ども会の活動の中で、地元地域との関わりを持つ機会というものがだんだん失われつつあるという現実がございます。現在自治会での花壇づくりなど、子ども会の参加が多く見られておりますし、花壇づくりなどは、矢巾町がこれから一つの観光資源としてもみんなで作っていこうというところに位置づけておりますので、そういった中で世代間交流だとか、地域を知る体験学習といったものを自治公民館長さん、あるいはコミュニティ会長さん等含めて丁寧な相談に乗りながら、歩調を合わせて取り組んでいく、これが具体策という形になろうかと思いますが、もう本当に奇をてらうのではなく、地道に進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、1点目の中の2番目ですけれども、転出をせず住み続けたいまちづくり、一時的に転出しても戻ってきたいまちづくりに努めているということですが、先日NHKのある番組で、例年東京への転入は転出より多いけれども、今年度はその差が最も少なかったということでございます。その中で、男性は初めて転出超過になったということです。女性のほうは転入のほうが多く、女性の転入者の70%が20代、30代の若い方たちということでした。これは、女性の大学進学率の向上のほかに自らのキャリアを築く場所、自分自身のスキルを磨く場所が備わっているためと分析しておりました。最近では、IT産業での女性のキャリアアップなど、地方でも女性がキャリアを築きやすい環境づくりに取り組んでいる企業も出てきているということです。そして、女性の自己実現に応えられる社会に近づくよう、それぞれの地域や職場で議論すべきだと言っておりました。

そこで、矢巾町の令和2年度、令和3年度における男性と女性、それぞれの転出、転入の状況についてお伺いします。

また、矢巾町における女性が活躍できる環境について、どのように伝えているのかお伺い

します。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） それでは、まず私のほうからは転入、転出の状況についてということで、そちらのほうに関してお答えさせていただきます。

矢巾町、まず令和2年度ということですが、まず男性です、転入が487件、それに対して転出は596件、差として109件減っているというような状況です。女性に関しては、転入が464件、転出528件、64人減っているというふうな形になってございます。そして、令和3年度につきましては、すみません、まだ年度途中なので、2月末までで押さえた数値ということになります。転入が男性が434、それに対して転出が394で、40人のプラスということになってございます。女性に関しては、転入413に対して転出418ということで、5人減ということになっているような状況にございます。

以上、私のほうからお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。女性が活躍できる環境にということについてお答えいたします。

ジェンダーギャップ指数が120位という日本ということでございますので、我々矢巾町としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。その中で、やはり一番大切なのは家庭、地域、そして職場と、そして社会全体で女性の活躍推進を推進しなければならないという考え方でございますが、やはりその考え方の中には固定的性別役割分担意識という部分があるのかなど。それにつきましては、男女を問わず、個人の能力等で役割の分担をしなければならないのですが、その固定的な観念で女性はこうあるべき、あるいは男性はこうしなければならないというような固定的な中で役割分担をしてしまう形がございまずので、そういった考え方はやはりこれからは取り払って、男女平等という考え方で何事も進める必要があるということと。

それから、アンコンシャスバイアスということで無意識の偏見ということで、無意識の中に女性はこうしなければならない、男性はこうしなければならないといった無意識の偏見による役割分担あるいは差別をしてしまうという部分もあるかと思えます。そういった部分は、やはりこれからの社会、矢巾町においても取り払って、まさに男女平等という考え方で、それぞれの特性や役割ということの中で、女性の社会参加などをやっていくということが理想というふうに考えてございます。

他国におきましては、クォータ制といったような強制的な男女参画という部分もあるかと思いますが、そこまでやるかどうかというのはこれからの取組状況という形でもございますので、そういった意識を持ちながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） やはり東京と逆といいますか、令和3年度においては男性のほうが矢巾町のほうに来る方が多いし、数は少ないけれども、女性はいまだに出ていく方が、何人かですけれども、そちらのほうが多いという結果が出ているようですけれども、とにかく矢巾町において人を増やすためには女性の活躍を、スキルアップのできる場所を増やしていただきたいと思います。

3つ目ですけれども、地域課題の解決に取り組めるよう新たな地域コミュニティの構築のため、見直しを進めるとしてはありますが、現在町周辺地域の人口減少に伴い、行政区役員の成り手不足や職務の煩雑化改善のため、組織のスリム化と連携強化を図ることを目的に、行政区におけるコミュニティ会長、自治会、公民館長、行政区長などの組織の見直しが行われてきていますが、住み続けたいまちづくりのために、ほかに今後どのような見直しを進めていくのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをいたします。

今水本議員ご指摘のとおり、見直しを進めている最中ではございますが、今後につきましてはやはり人口減少がますます周辺地域では加速していくということがございまして、自治会の活動がさらに大変になってくるものと見込んでおります。大変になるイコール課題が増えてくるということなのですが、全国の先進事例などを見ますと、その課題をコミュニティビジネスとして展開していくという例があります。要は課題解決を町民の皆さん自らそこに課題解決の主演として携わる。行政が主導で何かをやることではなくて、町民の中で、その地域の中でお金が回るような仕組みというものが全国でたくさん事例が見られております。私どももそういう研究をしてございまして、なおかつ一つの自治会でもなかなかやっていくのが大変だよという声もお伺いしておりますので、例えば徳田、煙山、不動の旧村単位やあるいは4つの学区区などといった形で、自治会の枠を超えて地域課題を解決していく地域運営組織というようなものを構築したり、あるいは企業やNPO、行政などの間に立って自治

会活動支援などを行う中間支援団体の導入などというようなものを考えているところでございます。

いずれにしましても、役場主導ではなくて、自治会の声を聞きながら、町民の皆さんが最もいい形にできるよう、形にこだわるということ、押しつけるということではなくて、柔軟に対応した改革を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、問題の3点目に移りますけれども、ゆうゆう広場、その周辺土地の開発については、以前地区計画制度を活用し、地域の要望を踏まえ進めていくと伺ったと思いますがけれども、地域からどのような要望が出されたのか。また、その後の展開についてはどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えします。

ゆうゆう広場については、いろんな可能性がある土地ということで約3ヘクタールあるわけなのですが、室岡地区の中にあるということで、我々のほう、町といたしましても、室岡行政区にまずは入って、いろいろ地元の意見とか、そういったものを吸い上げながら、どういった可能性があるかということいろいろ検証したいなということで考えてはいたわけなのですが、ちょっとそれこそコロナの関係とか、いろんな事情があって、まだ地元のまとまった意見をお伺いすることができていない状況です。

ただ、我々も地元になんとか入って、いろんな意見を聞きながら、この調整区域の地区計画制度というのは地元での、先ほど答弁ではちょっと固い総意があってというような表現がありましたけれども、地元任せではなくて、町もいろいろ意見を出していただいたものにいろんなアドバイスをしながら、いいまちづくりができればいいなということで、地元と対話をやっていこうということで進めておりますが、今現在ちょっとまだ明確な対話にはなっていないので、そういったところを引き続き地元に入って、いろいろ検証しながら検討を重ねていきたいなと思っております。

ゆうゆう広場のほかに室岡地区については農協施設とかもありますので、そういった部分と一体となったまちづくりができればいいなというふうに町としては模索しておりますが、いずれにしても地元の声とすり合わせながら進めていくものになりますので、そういったと

ころを検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 早くどうするか、待っている方もおられますので、できるだけ早急  
にお願いしたいと思います。

4点目ですけれども、現在農地付空き家として相談を受けている2件について、建物の用途や利用等の精査を行っているということですが、成立するために障害となるような大きな問題点とか、そういうのはありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） それでは、農地付ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

大きな問題点というふうな話ですが、そこまで捉えてはおりませんが、事務手続になります。空き家になりました古い建物、40年とか、30年以上たったものが多い。古い建物が農地の部分に建っているものが結構あります。これを農地ではない証明ということで適用外と言っておりますが、その手続がまず必要というところになります。

あともう一点は、購入される方がどのような土地利用をするかというのがとても重要になります。今数名気になっているという方がいらっしゃいますので、取得する農地をどのように耕作していくか、面積が例えば多くても大変でしょうし、その辺につきましては雪が解けてから、現地でヒアリング等を行いながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 農地付空き家は、昨年度まで何件成立したのか、これまで。

それから、利用されている方は、主にどちらの方面からいらした方なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁ありましたとおり、農地付空き家の制度につきましては今年度からスター

トしており、昨年度の4月からスタートしておりますので、1件の成立となっております。  
その方につきましては、町内の市街化区域の共同住宅、アパートから購入されたご夫婦とな  
っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 最後になりますけれども、岩手県立大学の学生による地域課題研究  
として、子どものいる家族層を引き込む施策の立案を行うなど、新たな取組の提案がある  
ということでしたけれども、どのような立案とか提案があったのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） お答えいたします。

今お話がありました県立大学の学生ですけれども、県外の出身の方がほとんどで、矢巾  
町にも来たことがないという方で、四、五人のゼミで研究課題として取り組んでいただ  
いたところがございます。昨年の10月30日から1回目を開きまして、今年に入って3回目まで開  
いてございます。中身については、地域の現状を分析しながら課題解消に結びつくSWOT  
分析というものをやりながら、まず矢巾町の現況を分析してもらおうと。そういった中で、先  
ほどありましたどういったものが提案があったのかということなのですが、今お話が  
ありました家族層を引き込む施策の立案ということで、やはり家族が楽しめる施設がいいの  
ではないかということで、例えば子どもが喜ぶ仕掛けとか、あとは大人がくつろげる空間の  
創出がいいのではないかとのお話がありました。具体的なものとして、幣懸の滝でイル  
ミネーションをやったらいいのではないかとか、あとはやまゆりハウスにカフェを造ったら  
いいのではないかとか、あとは保養センターのほうに子どもが喜ぶような駄菓子屋を造ら  
らいいのではないかとというような提案がございました。

まだ引き続き、いろいろ詰めてまいりたいと思いますので、取り入れできるものにつ  
いては積極的に取り入れて活性化につなげたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、2問目の町のアピールと音楽・映像資料室設置について

お伺いします。

ここ数年続くコロナ禍の影響もあり、テレワークも進むなど人々の生活様式が変わりつつあり、地方への移住を希望する人も増えてきています。矢巾町は、住んでみたいランキングでいい結果が出ているようですけれども、まだまだ知られていない部分も多く、そのような地方への移住を希望する方たちに矢巾町を選んでいただくためには、魅力ある矢巾町をもっと強く、言葉は出てきませんでしたけれども、アピールするという言葉であれしましたけれども、そういう必要があると思います。魅力ある矢巾町を伝える方法はいろいろあると思いますが、その方法の一つとして、音や映像を通してアピールをすることも必要であると思います。

矢巾町は、音楽のまち宣言やスポーツのまち宣言を行っています。音楽では、不来方高校音楽部の長年にわたる活躍のほか、矢巾北中学校が日本合唱コンクール全国大会で、煙山小学校が東日本学校吹奏楽大会でそれぞれ金賞を受賞するなどすばらしい成績を収めており、矢巾町内小中学校全体のレベルの向上にもつながっているものと思います。

また、スポーツでは北京冬季パラリンピックのアルペンスキーで、矢巾町出身の高橋幸平選手が平昌大会に続き2回目の出場を決めておりますけれども、練習中に右膝を負傷し、現在はリハビリをしながらトレーニングを重ね、3月12日の回転出場に向け調整を行っているということであります。調整が順調に進み、実力を発揮していただきたいと願っております。

また、水本圭治も東京オリンピックに出場することができ、長年の夢がかないました。本当にありがたく思っております。心から感謝申し上げたいと思います。

矢巾町では、音楽、芸能、スポーツを問わず、一般の方々の活動も盛んに行われております。そして、録音、録画技術も普及し、私的にも公的にも多くの記録が残されていると思います。そこで、皆さんがどのような活動をしているのか、そしてどのような結果が生まれたのか、昭和、平成がどのような時代であったのか、音や映像を通して伝えることも重要と考え、以下についてお伺いします。

1点目ですけれども、魅力ある矢巾町を強くアピールするために、町ではどのような施策を講じているのかお伺いします。

2点目、移住してきた人の中には、これからこの矢巾町で長く暮らしていく上で、郷土の歴史や文化を詳しく知りたいという方も多いと思います。これに対して、町はどのような内容や方法で町の歴史や文化を伝えているのかお伺いします。

3点目、以前一般質問でお話ししたことがありますけれども、建設中の矢巾町役場や、そ



の頃の町の行事の記録映像、一部でしたけれども、見る機会がありまして、それは矢巾町の新庁舎の開庁式、昭和60年3月に行われていますけれども、今から40年ほど前の映像になると思います。あの映像をいつかまた全部見るのができたらと思っております。町内には、公共あるいは一般の方の記録映像が数多く埋もれているというか、保存されているものと思われる。そして、このような映像を公開することは、矢巾町の郷土の歴史や文化を詳しく知りたいという方に対しても、矢巾町を理解していただく上で効果のある方法であると思っております。著作権等、いろいろな制限があると思っておりますけれども、公共あるいは個人が録音、撮影した演奏CD、録画映像などを募集というか、提供していただき、ふだん自由に閲覧できる音楽・映像資料室を設置してはどうかお伺いします。

4点目ですけれども、町ではいろいろな出前講座を行っていますが、今はコロナ禍でなかなか実施できない状況であると思っております。町で行っている出前講座の最近の利用状況についてお伺いします。

また、郷土の歴史や文化の講座を設け、記録映像などで町を宣伝するとともに、当時を懐かしんでいただいております。どうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町のアピールと音楽・映像資料室設置についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、魅力ある矢巾町を強くアピールするため、町ホームページやSNSによる情報発信を行っております。また、やはラヂ！の認知度も高くなり、矢巾町の魅力を発信する番組になってきているものと認識しているところであり、このような媒体を総合的に活用し、魅力の発信に努めてまいります。

加えて、令和4年度は矢巾町のシンボルである南昌山の展望台を整備し、観光振興に努めるほか、花と緑を基軸にした取組として、煙山ひまわりパーク、和味フラワーパーク、各エリアでの花壇整備についても、町の魅力として一体的なプロモーションに取り組んでまいります。また、矢幅駅多目的ホールについて、町の情報発信拠点として整備し、地元に着した魅力発信を行ってまいります。

2点目についてですが、昨年矢巾町社会教育計画書作成時において実施した町民意識調査において、歴史について学習したいという回答が多かったことから、今年度から「なるほど！歴史講座」として、本町の歴史について4回コースの座学講座を開催しており、現在までに3回実施しております。今回の歴史講座に参加された方は、関心が高かったことから、来年

度は現地に出向いての講座を予定しており、その後も継続的に実施してまいります。

また、文化につきましては矢巾町音楽祭や芸術文化祭のほか、各種サークル活動など、町公民館で行っている活動や、田園ホールを中心とした公演やイベント活動、町の郷土芸能活動など、様々な文化活動の紹介や大会を通して積極的に情報を発信し、矢巾町の文化に日頃から触れていただけるよう取り組んでまいります。

3点目についてですが、録音や撮影した映像の活用については、町の歴史の記録と保存において必要なものであり、現在令和6年度の編さん終了に向けて取り組んでおります。矢巾町史においても、町民の皆さんから貴重な写真等の提供についてお願いをしているところであります。

なお、貴重な文化財や伝統芸能などを映像等で保存し、町民の皆さんがふだんから自由に閲覧できるようにするため、議員ご提言の音楽・映像資料室を整備することは社会教育の観点からも理想的であります。施設の整備のほか、映像や印刷物の著作権等の課題もありますことから、この施設の整備については慎重に検討してまいります。

4点目についてですが、町が実施している出前講座についてはコロナ禍の影響により申込みが減少しておりますが、今年度は現時点において5回、申込みがあった自治会等で実施しております。また、所有しております記録映像等の内容を整理し、公開可能で活用できる出前講座のメニューを設けるなど、当時の町の様子を懐かしんでいただくことや、併せて様々な町の情報なども全国に発信できるように対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 令和4年度は、矢巾町のシンボルである南昌山の展望台を整備し、観光振興に努めるとありますけれども、私も中学生のときに学校の行事で登山し、山頂での記憶がうっすらと残っております。体力と時間の余裕があれば、整備後の南昌山にまた登ってみたいと思っております。今回の展望台の整備では、山頂周囲の木の伐採のほかにもどのような整備を行うのかお伺いします。

私も中学校の頃以来登ったことがありませんので、山頂の様子は分かりませんが、山頂の写真を見ますと、木製の展望台があるようですけれども、そういうのも整備していくのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 現在の南昌山の展望台なのですけれども、これは平成10年に整備しまして、もう既に20年以上たっております。木製の部分と、あとは基礎の部分、コンクリートの基礎と、あとは鉄骨があるのですけれども、木製の部分の傷みが激しくて、危険だということで立入禁止にしてございますけれども、それに伴って管轄する整備した営林署のほうは撤去するというような方向であったのですけれども、やはり町としては残してほしいというような意向を伝えまして、何とか産学官連携で、学は産業技術短期大学の学生さんがデザイン、産は町の建設業協議会の協力を得ながら、何とか令和4年度に整備できるような運びとなったわけでございます。今の基礎と鉄骨は生かしつつ、木製の部分だけ改修するような形にはなりますけれども、そのほかに周辺の木のほうも若干伐採をさせていただいて、展望台から町が一望できるように、できるだけ一望できるような形で整備をしたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、2点目ですけれども、「なるほど！歴史講座」として、本町の歴史について4回コースの座学講座を開催しているということですが、何名の方が受講されているのか。また、内容的にはある時代に重点を置いているのか、全般的なものなのか、講座の概要、そういうものについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

「なるほど！歴史講座」につきましては、文化スポーツ課自主事業として、4回コースということで開催させていただいております。コロナ禍でございますので、たくさんの方には来ていただきたいのですが、定員を40名程度ということで募集させていただきました。4回コースの1回目は12月12日日曜日、開催させていただきました。全体のテーマとしては矢巾町の歴史の概要ということで行わせていただいております。2回目が1月16日に開催いたしました。狄森古墳、それから徳丹城というテーマで行っております。この2回については、矢巾町の調査研究員の西野が対応したということでございます。それから、2月20日、第3回目については斯波・岩手の平泉文化ということで、この地域と平泉文化の関わりについて学ばせていただいたと。それから、3月13日は第4回、斯波御所高水寺城と、それから周辺城館についてというテーマで最後、3月13日に開催する予定ということでございます。この講師先生につきましては、考古学研究者の室野秀文先生という専門家の先生をお願いして開

催するというので、大変好評になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、3点目のほうですけれども、町や学校には多くの記録映像などが残されていると思いますが、その記録映像などはどのように保管されているか伺います。

それから、映像や印刷物の著作権の関係で、まだいろいろ制限があると思いますが、現在大容量通信ができるインターネット接続サービスのブロードバンドや携帯電話など、様々なメディアに映像を流せる時代を迎えたことで、総務省も放送局や音楽著作権協会など、権利団体とともに必要な情報をオンラインで公開して、許諾を円滑化するシステムの実現を進めているということですので、近い将来制限が緩和され、もう少し自由に見たい映像が見られる時代が来ると思っております。それまでにはまだ時間がありますけれども、町内を撮影した映像などには著作権の関係で使用できないものは少ないと思います。ある程度の映像公開は可能だと思います。こういう音楽・映像資料室なんかは、現在国立国会図書館に置かれている。それから、東京都立図書館とか、あるいは宮城県図書館とか大きいところ、そういうところが出てきます。岩手県立図書館では、音と映像コーナーミニ展示で、「あの時、あの場所で～岩手県沿岸市町村～」という題名なのではないでしょうか、被災前の沿岸市町村の生活文化、祭り、産業に関する各資料を紹介しているそうです。音楽・映像資料室は、さっきも言いましたように、規模の大きい図書館などにあり、町としての設置は時期尚早かとも思いますが、現在活用しても支障のない映像資料等を使い、矢巾町音楽の記録あるいは映像で見る半世紀の矢巾町などのように編集して、過去の映像などをいろいろと自由に見られる環境を整えていくべきと思いますが、それについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、1つ目のご質問ですけれども、町や学校についての記録映像の保存ということでございますが、それぞれの担当課におきまして、活動の記録、写真とか映像については保存しております。基本的には、各課で保存しているという状態でございますが、町のサーバーのほうに映像を保管するフォルダーもございますので、そちらのほうに各課ごとに一括して活動の記録の、主に写真になりますが、については保存させていただいております。

なお、文化スポーツ課等では、例えば映像、動画等についてはそれぞれ我々のほうでも動画を記録等して捉えておりますので、DVDとかCDに焼付けして、しっかりと保存もしております。

なお、2点目のほうの、その公開という部分になるのですけれども、ご質問の中身がそのとおりの内容でございまして、なかなかその著作権、それから肖像権、それから一つ一つお顔が出てしまう方についてはご了解を取るといったような、一つ一つの作業があるというのはご承知のとおりということで、なかなかその法整備も追いついていない状況ではございますので、その資料室の設置を含めてどういった形がこれから望ましいのかなということは、いろいろな法整備、それからやり方も工夫しながら注視させて対応させていただければというふうに考えてございます。

今この段階で、すぐできますというものではないのですが、例えば研究目的でというような部分であれば、当然ご協力もできますし、それから参考までにですけれども、文化財に限りましては矢巾町の文化財、貴重ないろいろな遺物とか文化財、ご存じかと思えますけれども、矢巾町のホームページのほうをクリックいたしますと、デジタルコンテンツで回転したり、アップしたり、木製冑にしろ、いろんな貴重な史跡等も見られますので、そういった活用の仕方でも工夫しながら、同じようなやり方でやらせていただければなということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 最後になりますけれども、出前講座につきましては、ここ2年コロナ禍の影響で利用が非常に少なかったと思えますけれども、その中でもどういう講座が行われたのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

出前講座のメニューにつきましては、固定のもので66講座設けております。多いときには、年間で31、32というような講座も開かせていただいておりますが、町長答弁でもございましたとおり、令和3年度はこのような状況で残念ですが、5講座ということのご要望。ちょうどコロナの緊急事態宣言とか、そういったところが開けた隙間を縫ってご要望いただいた部分については、何とか5回は開催できたという状況でございます。

参考までに、どのような講座を開催したかということでご紹介させていただきます。最初は、水道の知識についてということで、地元の自治会様のほうにお邪魔いたしました。それから、徳丹城史跡巡りツアーということで、これも座学になってしまったのですが、こちらもやらせていただいたと。それから、生涯スポーツの勧めということで、人生を通してのほうのスポーツ、生涯スポーツの勧めと。それから、矢巾町の文化財について、これも座学でございます。それから、町の総合計画についてということで、それぞれ地元の方からのご要望、トータル5回ということで開催させていただいております。

様々なご要望がありましたならば、固定の講座以外にもいろんなテーマ、我々も対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 水本淳一議員の2問目のご質問ですが、町のアピール、それから音楽、映像の資料、それで東日本大震災津波、今11年目、その当時の映像を見て、11年しかたっていないのです。でも、本当に昔のことのよう、そしてまた11年というのは本当にごく最近のことなのですが、そこで答弁の中には慎重に検討してまいるといことにしてはおりますが、このことについてはそういった専門家の人たちの有識者の方々から、いろいろご意見、ご提言をいただいて考えていきたいなど。

南昌山の展望台のお話があったのですが、水本淳一議員は最近登っていないということですが、あそこには天気輪の柱とか、それから宮沢賢治と藤原健次郎の、いわゆるよく言われる「日輪と山」、このスケッチ、ああいうふうなものはもう公にされておるので、やっぱりそういうPRを、町としてPR、そしてアピールしていくことが非常に大事なということ。

だから、著作権とか、そういういろんな個人情報保護のことはあるのですが、そういうことを一つ一つクリアしながら、そして目で見ると、耳で聞く、これがやっぱり一番後からあれしたときに、やっぱりそういうものが大事だと思うのです。だから、音楽にしろ、資料にして映像を通してやる。だから、今後このことについては、しっかり有識者の意見をお聞きして、課題を整理して、どのようにしたならば保存活用できるか、そういったことをしっかり考えていきたい。

それから、「なるほど！歴史講座」、私もこの間出たのです。あともう一回ありますので、行って見て勉強させられるのです。本当に少ないのです、そういう関心のある方々だけなの

で。だから、私はああいうのをまとめて何かホームページでもいいし、流したら面白いのではないかと。だから、私、例えばこの間もお話したのですが、城内山と平泉、泰衡まで入れると四代、ここの経塚の話なんか、阿倍の道もそうなのですが、だからそういうことのやっぱり歴史を知っておくことが、町の生い立ち。今矢巾町でやっぱり徳丹城なのです。これにいろんなものを考えながらやっていきたいと。だから、その当時の奈良とか京都、古都で行われたものを参考にしながら徳丹城のお祭りなんかも考えていきたいなということで、そういった意味でこのことについては非常に大事なことで、今後しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではありますけれども、時間もおおむね1時間経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたしますので、よろしくをお願いします。

午前10時58分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

水本淳一議員の3問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、3問目の交通安全対策と運転免許自主返納者に対する支援の充実についてお伺いします。

日本の人口は、2010年を境に減少を続け、2025年には約800人いる団塊の世代が後期高齢者となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。逆に社会保障の担い手である労働人口は減っていくため、社会保障の増大、不足が予想されるほか、医療、介護分野の整備や少子化対策が進められています。その2025年も数年後、目前に迫っております。高齢化が進んだ2025年の社会像というのは、社会保障の増大、不足とか、医療、介護分野の整備、少子化対策、そういうほかに運転免許保有者の2割強が65歳以上となり、高齢者による交通事故の多発や運転免許自主返納者の移動手段などについても懸念される大きな問題となっています。

免許返納に関するアンケートでは、自主返納をしようと思ったことがある運転継続者の約7割は、返納をためらう理由として、車がないと生活が不便なことであると回答しています。また、高齢者の労働状況ですが、2018年では60代前半の7割が、60代後半の約5割の男女が働いていたということです。また、現在仕事をしている60歳以上の約4割が働けるうちはいつまでも働きたいと考え、70歳ぐらいまで働きたい、あるいはそれ以上働きたいを合わせると約8割が高齢期を迎えても高い就業意欲を持っています。

少子化が深刻になるとともに、移動手段として高齢者による運転の必要性がますます高まる中、逆走や、アクセル、ブレーキの踏み間違いなどによる交通事故が増えてきております。高齢者が仕事を続けるために、また日常生活を維持するためにも免許が欠かせない人が多く、そのためには安心して運転できる環境づくりが必要です。また、運転免許を自主返納した方が安心して生活できるような支援が必要であると考えます。以上のことから以下についてお伺いします。

1点目、矢巾町の令和2年度、令和3年度における運転免許自主返納状況及び今後の予想についてお伺いいたします。

2点目ですけれども、県内を見ますと免許返納者に対し、バスやタクシーの利用に対する助成を掲載しているところが多いようですけれども、盛岡市では市内のお店だけでなく、施設やイベント、コミュニティ活動でもポイントをためて使えるMORIO-Jカードを、またはそのカードを付与しており、一関市や久慈市、軽米町などでは住まいの商品券を交付しているところもあります。矢巾町では、障害者手帳を所有している方や、要介護、要支援の認定を受けている方のほかに運転免許を自主的に返納した方に対し、矢巾町の実施するデマンド型乗合タクシーの通常料金500円を100円割引いて400円にする支援がありますが、そのほかに買物の際の商品割引、商品宅配サービス等、何か支援策があるのか、あるいは考えているのかお伺いします。

3点目、最近高齢者による道路の逆走、線路への侵入、アクセルやブレーキの踏み間違いなどの運転操作ミス、標識の見間違いによる交通事故が増加していますが、町内においてはそのような事例があるのかお伺いします。

4点目、高齢者ではなくても誤解するような標識や表示があります。また、初めて通った道などで表示がなく、迷うような場所も少なからずあります。ドットラインやイメージハンブは、車線を狭く見せてスピードを抑制するなど効果があり、高齢者等にとっては安全運転の手助けになることから、多くの箇所にドットラインやイメージハンブを整備してはどうか。



また、高齢者が道路の逆走、線路への侵入などを起こさないように見間違いや誤解を起さずに安全運転ができるよう、町内の道路調査や標識等の見直しが必要と思いますが、これについての考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通安全対策と運転免許自主返納者に対する支援の充実についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度における運転免許自主返納者は76名であり、令和3年度においては令和4年2月21日現在で79名となっております。過去5年間の累計は370名であり、僅かではありますが、増加しており、今後も制度が広く浸透していくことに伴い、引き続き増加傾向で推移していくものと見込んでおります。

2点目についてですが、運転免許証自主返納者に対する支援につきましては、デマンド型乗合タクシーの利用料金を割引する支援のほか、移動販売車や社会福祉協議会によるおつかいサービスなどの物品購入支援、さらには町内の支援団体、企業等からの支援としてホームセンターでの購入商品の配達無料券の進呈や物品購入時の割引などがあります。今後も車の運転に少しでも不安を感じている方に対し、運転免許証自主返納を周知するとともに、必要な支援について積極的に検討を進めてまいります。

3点目についてですが、道路の逆走や標識の見落とし、運転操作ミスに起因する交通事故が全国的に増加傾向にあります。町内でも令和4年2月、70代のドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違い事故が発生しております。今後は、安全運転サポート車を試乗できる交通安全教室の開催や町のイベント等で周知広報を行うなど、紫波警察署及び紫波交通安全協会と連携を図りながら、事故の未然防止に向けて取り組んでまいります。

4点目についてですが、ドットラインやイメージハンプによる路面標示は、交通安全と円滑を確保するために設置されており、設置箇所につきましては各地域からの要望に基づき、矢巾町交通安全対策協議会で協議を重ね、選定しております。標識等の見直しにつきましても、各地域からのご意見を伺いながら更新してまいります。

また、煙山小学校周辺の矢次地区においてイメージハンプによる速度抑制など、物理的なデバイスを組み合わせることで歩行者の安全確保を図るゾーン30プラスの導入について、現在紫波警察署と協議を進めております。

今後につきましては、地域の交通安全施設に関する要望を踏まえつつ、高齢者運転の視点で町内の道路の状況や危険箇所の把握に努め、高齢者運転による交通事故防止に努めてまい

ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） まず、1点目ですけれども、東京池袋で2019年、令和元年4月に車を暴走させて母子2人を死亡させ、ほか9人に重軽傷を負わせた交通事故があり、その事故に大きな衝撃を受けましたけれども、そしてその事故により全国的に免許自主返納者が増加したと聞いております。その当時の矢巾町内における自主返納の状況はどうだったのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それでは、お答えいたしますが、2019年当時の矢巾町における自主返納の状況ということでございますが、その前の年からの流れをちょっと、今数字でお示ししながら、その変化の状況について話したいと思います。2016年、平成28年においては38件、2017年、平成29年においては72件、翌年2018年は57件、2019年、令和元年ですが、86件、そして令和2年76件と推移してございます。

実は、幾つか出来事があって、やはりそれをきっかけに増加したものと思われまます。2017年につきましては、法律のほうで改正になりまして、認知機能検査が結構厳しくなった年です。これは、全国の流れを見ても同様でございました。その後、やはり2019年につきましては、おっしゃられている池袋の事件がきっかけで増加している。これは、全国でも同様です。やはり同じような傾向で、そういった形での自主返納の状況となっております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 1点目の2番目ですけれども、矢巾町において、令和2年度と令和3年度の自主返納率をお伺いしたいと思います。また、返納時の年齢は何歳ぐらいで返納しているののか、それが他市町村と比べてどうなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 自主返納率ということなのでございますが、市町村別の返納者数というものが広く開示されておらない、矢巾町のみしか把握できていないということなのでございますので、他市町村との差というのはちょっと分かりかねるところでござ

います。

それから、自主返納率というのは、実は公式にはこういうものだという定義づけが確定していない。インターネットで調べますと、各種研究の中ではそれぞれの研究者が自前で自主返納率というものを提示してやっているということもあり、これもまた全国での比較が難しいということでございます。

ただ、警察署のほうで出しています運転免許統計というものがあるのですが、これは全国全体のものなのですが、これを見ますと、岩手県につきましては、65歳以上の申請によって運転免許取消をしている、このことが自主返納だと思われます。自主返納という言葉自体使われていないので、それだと思われますのですが、それでいきますと、岩手県が令和2年の話ですと4,796件、65歳以上であった。このうち85歳以上は650件、80歳以上は1,689件、75歳以上が3,203件、70歳以上が4,367件でございますので、それぞれ分解していないのであれなのですが、傾向としましてはやはり75歳とかになってくると増えているように見受けられるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、2点目ですけれども、私も近い将来返納しなければならないということを考えるようになってきましたけれども、そういう方が多いと思われますけれども、運転に少しでも不安を感じている方が安心して自主返納できるよう、安心して生活できるよう環境を整えていただきたいと思います。2点目の点では、そういうことをしていただきたいと思います。

3点目ですけれども、道路の逆走や標識の見落としですけれども、よほど前になりますが、私も2度事故に遭遇しておりました。1つは、私がJRの線路に並行して、紫波高校のほうに南進しているときに、古館農協のほうから西に向かってJRのアンダーパスを通過して上がってきた車が一旦停止せず私車の側に衝突してきたということがありました。また、もう一件は、田園ホールの北側の交差点の事故でありますけれども、私が西に向かって進んでいるときに、向こうから来た軽トラックが一時停止せず衝突したということがありました。私が相手のナンバーを控えているうちにいなくなってしまったのです。それで、交番に行きまして、そのメモを見せて、全部弁償してもらったことがありますけれども、どちらも大きな事故に至らず、運がいいのか、悪いのか、運を転がされているという感じです、運転って

運を転がされているような感じでした。私が、遭遇した事故は、ドットラインやイメージハンブがあれば、妨げられた事故だったのではないかと思います。信号については、いろいろな制約があり、なかなか設置が難しいようですが、ドットラインやイメージハンブは整備しやすいのではないかと思います。もちろん高齢者自身も今まで以上に安全運転を心がけなければなりません、高齢者運転の視点に立ち、基準を見直し、整備箇所を増やしていただき、高齢者も安心して運転できるような環境を整えていただきたいと思います。ご答弁で見解をいただいておりますけれども、何かほかにありましたらお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、ドットラインやイメージハンブというのは、整備しやすい、路面に標示するだけなので、ある程度の予算さえあれば対応は可能ということになります。信号とかにつきましては、やはり公安委員会とか、警察とか、いろんなことを経て信号の設置ということになりますが、路面標示については毎年地域から要望があって、交通安全対策協議会のほうで提出されてきますので、そういったものを見ながら順次整備しております。今年度も要望を出されたもの全てとはいきませんでしたけれども、約8割、9割くらいは地元からの要望に対してイメージハンブとか設置したところになっております。

あとやはりご質問にもありましたけれども、矢巾町はまだ車社会ですので、先ほどの1問目の質問ではないですけれども、市街化調整区域となると、やはりお店とか、そういったものも近くにないということで、車でどうしても行きたいということになりますので、そういったところは非常に強いところではありますが、矢巾町はやはり人口の増加もそうですけれども、医大の関係とか、いろんなことで車の交通量の増加が各所で見られます。町中だけではなくて、市街地周辺の生活道路もどんどん、どんどん裏道、裏道というような感じで走っている車が多く見られますので、相当一昔前よりは交通量が大幅増加しているのではないかなと思っております。

そんな中で、中央1号線の整備がちょうど医大附属病院の前で4車線化したのですが、実はあそこ4車線化にはしたのですが、中央分離帯があるわけなのですが、交差点から中央分離帯にぶつかる車が、医大の道路ができてからまだ数年しかたっていないのですが、極端な話、10件ぐらいもう中央分離帯にぶつかっている。そのことは若い方ということで、そういった傾向にあるところになっております。高速道路なんかでも、今インター、サービスエリアとか、インターから入りますと、矢印の路面標示とか、あと看板の矢印とか、そう

いった部分で多くの視覚的に分かるように誘導しているのがあります。そういったものも町道についても適用できる場所は適用しながら、そういったものを標示したいと思いますし、あと標識につきましても、交差点、十字路だよというような警戒標識といいますけれども、そういった標識もどんどんつくっていきたいと思いますし、先ほどゾーン30プラスということで、やっぱりこれも視覚的に何か支障があるというようなところで減速を図るというような効果がありますので、そういったものもどんどん積極的に取り入れながらやっていきたいなと思っております。

いずれにしても、やはり一番はご家族で十分に検討していただいて、自主返納できる方につきましては自主返納していただくというのがやはり一番の命を守る第一歩かなと思っております。そういったところを十分ご家族で検討していただくのと、我々もそういったところで効果的に高齢者の方々をはじめ皆さんが交通安全できるような対策を取っていききたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で8番、水本淳一議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。選択的夫婦別姓について質問いたします。

男女共同参画社会をつくるために、選択的夫婦別姓制度の導入は時代の要請と考えております。現在の民法では、結婚に際して、夫婦のいずれか一方が氏を改めるという夫婦同氏の定めがあります。これまで家族は同じ名字を名のるのが当然との認識が大多数を占めておりましたが、内閣府が実施した家族の法制に関する世論調査では、夫婦が必ず同じ名字を名のるべきであり、現在の法律を改める必要はないとする答えが29.3%であるのに対し、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字を名のることができるように法律を改めても構わないとする答えが42.5%となっています。法律を改めても構わないとする答えの内訳では、30歳から39歳で52.5%と特に高い割合を占めるなど、選択的夫婦別姓制度に対する国民の意識は着実に変わってきております。

人は皆、生まれ持った氏名で信用や実績、財産を築いていくものであります。女性の社会進出が進む中、現在平均的初婚年齢は30歳だそうです。結婚後も自分の戸籍姓を名のったままでキャリア継続を望むことから、事実婚という選択をする夫婦が増えていることや結婚を諦めることもあると伺います。

家族の在り方の変化の中で、選択的夫婦別姓制度の導入は検討されていくべき課題であり、矢巾町においても様々な家族の形について理解を深めていく必要があると思います。

こうした中、国は女性活躍推進として、本人の届出がある場合に、住民票や個人番号、マイナンバーカードへの旧姓併記をスタートさせております。これにより、旧姓を契約など様々な場面で活用することができ、就職や職場等で身分証明に資すると期待される一方、旧姓利用の拡大では不十分という声も上がっております。そこで、以下お伺いたします。

①、住民票やマイナンバーカードで旧姓併記の申請があったのかお伺いたします。

②、旧姓併記の対応に要したシステム改修費及び補助金についてお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の選択的夫婦別姓についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和元年11月から旧姓併記が可能となり、本町におけるこれまでの旧姓併記の申請件数については、令和元年度は4件、令和2年度も同じく4件、令和3年度は3件、合計で11件となっております。

2点目についてですが、旧姓併記に対応するシステム改修費は412万400円、補助金は321万8,000円となっております。システム改修は、平成29年度から令和元年度にかけて住民情報システム、コンビニ交付サービスシステム、印鑑登録システムを改修し、補助金は国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 総務省のホームページによりますと、住民票の追記等に旧姓が併記されていることで保険、携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き利用することができます。就職、転職時に旧姓で本人確認ができるなど、各種手続で利便性が図られるものと示されております。旧姓併記の申請件数をお示しいただきました。令和元年4件、令和2

年4件、令和3年3件の計11件でございますが、この申請された方の年代等お分かりでしょうか。例えば婚姻届提出に伴っての申請なのか、特徴がありますでしょうか。それから、確認ですが、性別もお聞きしたいと思いましたが、性別はLGBT等への配慮から性別欄を削除するといったことを伺ったことがあったように思いました。特定できないのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたしたいと思えます。

届出があった11人の内訳ということでございますけれども、まず年齢については結構多岐にわたっていますので、特定の年代に偏っているというふうな捉え方はしていないところでございますけれども、比較的やっぱり若い方が半分くらいは占めるのかなというふうには思っております。

あとは、男女の内訳ということですが、11人のうち1名男性、あとは10名は女性ということですが、傾向といたしましては特別把握しているわけではないのですけれども、やっぱり機会としては婚姻の、申し出るというのは婚姻届とか、そういうときに届出するのが一般的ではないかなという、婚姻に伴うことに関しての性が変わることでの不利益を回避するために届け出るのが傾向ではないかなというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今お伺いしまして、やはり婚姻届提出ということがやっぱり一つの大きな自分の氏名をどうするのかということを考える機会なのかなということを感じました。今は、本当、96%女性が男性の名前を名のるというのが、それが日本での一般的な形になっております。そして、本人の請求手続により、住民票やマイナンバーカード及び署名用電子証明書に旧姓を併記できますが、結婚後も旧姓を使いながら活躍する女性が増えていることに対応したものでございます。ただ、矢巾町で3年で11件、件数、少なく思われますが、その理由についてお考えがあればお伺いしたいです。

また、町民に対して広く周知する必要のある事柄だと思えますが、どのような周知方法が取られているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいま少ないように感じるというふうなご質問でございま

したけれども、確かに全体としては少ないというふうに私も感じてはございます。そういう意味では、潜在的なニーズがあるかどうかというのはまだ分からないわけですが、議員仰せのとおり、周知のほうが必要なのかなというふうに考えてございます。これまでも婚姻届とか、そういうときに、令和元年11月から始まった制度ですが、周知しているわけではございますけれども、潜在的な利用者がいることも想定しまして、今後いろいろホームページとか、そういう部分でも周知してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、そういうふうに併記できるということの周知をよろしくお願いいたします。

続きまして、現在選択的夫婦別姓制度の導入に反対する理由としまして、旧姓の通称使用の拡大で対応できるのではないかという意見がよく聞かれております。国際社会で旧姓の通称使用はほとんど通用しなくて、パスポートでスパイみたいに思われたとか、そういうことをよく新聞等で読みます。また、矢巾町におけるシステム改修費が412万400円、3年で11件のためには高額と感ずります。別姓制度が認められたら、この経費は必要ないものかと思いません。この点についてお考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 別姓制度への考えということでございましたけれども、今の旧姓併記というのは、確かに議員おっしゃるとおり、完璧なものではないといえますか、補完的な制度なのかなということは私も感じてございます。別姓制度におきましては、過去いろいろ裁判で争われた経緯もあるやに聞いてございます。平成27年と令和3年に最高裁の判断が出ておまして、現在の民法とかに照らし合わせれば、法的には間違ったことがないというような一応判断は出ておりますが、ただ併せていろんなニーズが多様化している部分と現在にあっては、今後の在り方については国会とか、そういう立法府で検討していくことではないかというふうな附帯意見といえますか、そういったことも言われているような状況でございますので、これから国のほうでも議論が盛んになってきて、今後検討するのではないかなというふうに考えてございますので、それにのっとり町民の不利益にならないように、私ども行政としても、それにのりつつ制度に合わせて議論が盛んになるように要望もしていきたいと思っておりますし、制度に合わせて町民の不利益にならないように要請を進めてまいり



たいと思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 町民の不利益にならないような形でよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、夫婦同姓の課題の一つとして、子どもの姓のこととかもあると思うのですが、婚姻や離婚などで名字、姓を変更する際の手続の多さがよく指摘されております。役場の手続も再婚や障がいとか、そういうことの有無によっても、役場の手続が、やはり担当課に分かれることによって非常に大変なのではないかということ、私も4人ぐらい氏を変えた方のお話をちょっと聞いたときに、何が一番大変だったかということ、やはり手続をすること、自分がナースだったら、そういうことでナースとしての資格の変更をすとか、これは役場とは関係ありませんが、あと子どもの手続とかに関して、自分としては、やっぱりとてもワンストップでできたというようなイメージはなかったということをお聞きしたのですが、矢巾町においてはそういった場合、ワンストップで対応していただけるのかどうかお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず結論から言うと、ワンストップサービス、これはこれからの状況をしっかり見極めながら考えていきたいということで、先ほどからあれなのですが、今日本国憲法で第3章には、国民の権利及び義務、その第24条に結婚のことからいろいろあるわけですが、ちょっと余談になりますが、婚姻前の名字を名づけることができると、いわゆる選択的夫婦別姓、これもっと昔から議論があれば、私も本当は、ただ今考えてみると、今の姓のほうに誇りを感じてきているのです。だから、今複雑な心境でお聞きしておったわけですが、いずれこのことについては、いわゆる矢巾町だけで変えることができない。そこで、立法権は国会にあるわけですが、そういったことで、もし議会で意見書なりをして、そしてその機運を醸成していくことが私は非常に大事ではないのかなということで、これから若い方々はいろんな考え方があるわけです。

私もちょっと今日たまたま質問が出るということで、第24条には「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」。だから、いわゆる法律とか憲法というのは、その当時当時の、やはり常識というか、そういうふうなものが反映されるわけですが、だから、そういったことも含めて今後の国会の場で大いに議論をしていた

だく。そして、法制審議会も立法機関の中にはありますから、そういうところにぜひ意見書を出して、みんなで盛り上げていくこともひとつ大事ではないのかなと。

先ほどの、いわゆる旧姓併記に対応するシステム改修費のお金のことも出てきたので、今後、やっぱり国において、そういうふうな仕組みを変更するときは、そういったものをしっかりサポートしていただける体制整備もお願いしたいなということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今町長から丁寧にあれですけれども、だから今は結婚後改姓することもなく、婚姻外で子どもをもうけることもなく、家族と同居し、離婚もしないというのみを想定したものではないかというふうに「家族と法—個人化と多様化の中で」という新書に、岩波書店で出ているのですが、やっぱりそういうふうな対応できないことであるのかなということは感じております。

今結婚して名字を変えることというのが、どういう影響があるのかということが2つぐらい書いてあるので、ちょっと読ませていただきたいのですが、この方は2002年からDV加害男性への教育プログラムを実施してきた東京の民間団体のアウェアというところの山口のり子さんという方なのですが、妻が改姓したことによって、男性が彼女が自分のものになったという所有意識を持ち、そこから暴力を振るい始めるというケースが多いことを指摘していると東京新聞の2015年版に出ておりました、相手の名字を自分の名字に変えるという体験が男性からはどのように体感されているのか、その一つの側面を如実に示す証言と言えるだろうということが出ておりました。

それから、もう一つの例としては、皆さん、すごくよくご存じの「千と千尋の神隠し」、宮崎駿監督のアニメーションなのですが、確かにそういうことだなと、この文章を読んで感じたのですけれども、そのタイトルにも示されるように、一人の少女につけられた2つの名前が重要なテーマとなっておりまして、1つの名前は彼女がこれまでの人生を生きてきた千尋という名前であります。そしてもう一つは千という名前なのですが、彼女が迷い込んだ異世界の油屋の主人、湯婆婆によってつけられたものであります。湯婆婆は、新しい働き手を得ると、まず相手の名前を奪います。そして、自分が新しい名前を与えることで相手を支配し、奴隷として所有する。彼女にとらわれた人々は、自分の名前を失い、ただ油屋のために働く存在となる。そして、そのまま自分の本来の名前を忘れてしまえば、もう自分自身の人

生を取り戻すことはできない。そのことに気づいた千尋は、ままならない異世界の生活に翻弄されながらも、必死で自分の本来の名前を忘れまいとする。それがいつか自分の人生を取り戻すための唯一の鍵だからだということで書いてあって、こういう捉え方もあるのだなということをご参考させていただきました。

様々申し述べましたけれども、選択的夫婦別姓制度の賛成派からは旧姓併記や事実婚では根本的な解決にならないとの声がありますし、反対派からは家族の一体感が薄れ、家族の崩壊につながるという声もあります。しかし、現実には外国人と結婚した場合は別姓が認められております。必ずしも家族の一体感は崩れていないと考えます。

このような背景から、全国の自治体では国会審議を求める意見書の提出が増えております。今後将来を見据えたとき、矢巾町において多様な生き方ができる社会が本当の意味での豊かな社会の実現につながると思いますので、このことについて、先ほど町長からもお考えをお聞きしましたけれども、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、やっぱり婚姻というか、結婚、これは幸せでなければならないのです。憲法にも第13条には、幸福の追求権というのがあります。14条には、法の下で平等である。ましてや第24条には、先ほどもちょっと読ませていただいたのですが、両性の本質的な平等。やはり憲法は、そういうことをしっかりうたっておるわけです。だから、今小笠原佳子議員のその思いは、今お話あったように、議会で意見書を出していただくと。これは、町の執行者側からお願いしたいとか、そういうことは、やはりもうお互い議決権とか、いろんな、私らであれば執行権の侵害とかというようなこともありますので、これは議会の内部でよく協議をしていただいて、方向性を示していただきたい。

あとは、今は何といっても最高裁の判例とか実例、こういうものの積み重ねによって法律が変わっていくわけでございますので、だから何回もお話しするように法律というのが常識の積み重ねなのです。もう当たり前だということが法律の形で形づくられてくるわけでございますので、そういった声を上げていただくことは、これは私から、大いに結構なことだと思いますので、だから今日、今回の一般質問で一番難しい、答弁に苦労したところでございますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではございますけれども、間もなく正午

となります。ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続きまして、小笠原佳子議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 町営住宅建て替えについてご質問いたします。

令和3年12月めどで矢巾住宅、高田住宅の町営住宅建て替え場所について示したいと、令和3年9月議会で同僚議員の一般質問で答弁がありました。詳細は確定されたのでしょうか。進捗状況についてお伺いいたします。

①、集約化される建て替え場所についてお伺いいたします。

②、事業の着工予定、完成予定についてお伺いいたします。

③、高層階集合住宅の考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅建て替えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町営矢巾住宅と高田住宅は、いずれも市街化区域に位置しており、その資産価値も高く、跡地利用も含めて検討してまいりましたが、昨年12月に行われた国及び県のヒアリングにおいて、市街化調整区域への集約移転と既存の町営住宅、いずれかへの移転を比較した場合に、今後検討される立地適正化計画との妥当性を考慮するに当たり、現在入居をなされている方の生活圏が確保できる市街化区域に集約することが望ましいとの意見を受けております。建設に係る補助金等の財源確保も必要であることから、国の意見を参考として、既存の両住宅、いずれかへの集約を含め、市街化区域における建て替えを検討しております。

2点目についてですが、令和4年度内に要求水準書の作成等を完了させ、令和5年度において公告から契約までの手続を行い、令和6年度には設計業務、令和7年度に着工及び完成する計画で進める予定としておるところであります。

3点目についてですが、建築基準法で定められております6階以上の高層階住宅は、市街

化区域内における用途区分への適合性のほか、周辺住宅への配慮等が必要となることから、現在のところ考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、町営住宅の再質問をいたします。

生活する者にとって居住の安定は、最も重要であります。平成28年3月に国が示した住生活基本計画には、移住者からの視点として、政策を講じ、達成すべき3つの目標を掲げております。目標1として、結婚、出産を希望する若年世代が安心して暮らせる住生活の実現。目標2として、高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現。目標3として、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保です。町営住宅は、全てにわたって不可欠なものだと考えます。

答弁いただきました矢巾住宅、高田住宅の建て替え場所について、市街化区域の中で検討とあります。また、現在入居している方の生活圏が確保できる市街化区域に集約することが望ましいとありますが、このことから利便性が比較的よいところということで考えていただいていると思っております。また、跡地利用につきましても、それを含めて検討とありますが、どのような案があるのか、話せる範囲でお聞きしたいです。

また、建て替えた住宅の家賃、料金はどのように金額設定するのでしょうか。段階を設けて、年月をかけて金額を上げていくというようなことを伺ったこともあります。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 町営住宅につきましては、国で平成28年に住生活基本法に基づいて配慮するようになっていることになっておりまして、それを受けまして矢巾町の住宅のマスタープランも令和2年4月に策定をしたところであります。その中には、当然先ほど言った若年層だったり、高齢あるいは要配慮者ということで、町の計画の中にも盛り込まれております。これらのセーフティーネットを全てクリアするように、今回の町営住宅も進めているところであります。今回計画している町営住宅につきましては、この場で私のほうから年度末には、ぜひ位置を示したいということで議員各位にお話しした経緯がありますが、若干ちょっと調整不足になりまして、不足といいますか、いろんなところに調整しなければならないところがありまして、ちょっと遅れておりますことに、まずお

わびを申し上げたいと思います。

ただ、計画のほうは、淡々とうちのほうは進めておまして、何とか社会資本整備総合交付金を使いながら町営住宅を建築するというところで国、県と協議を進めておりますし、そういった中である一定の要求水準書という、PFIの手法で持っていきたいと思っておりますので、そういう提案をいただくというような形を取るために要求水準書というものを、町のほうでこういった施設を造りたい、こういった要求を持っていますというところをお示しする水準書を今作成しているところであります。そういったところがおおよそめどが立ってはきております。あとは、具体的な場所、そういったものにすり合わせながら、その水準書を確定していくというところの段階であります。

当然国、県のヒアリングの際に、やはり利便性というものを強く言われております。今よりもなるべく、例えば買物に対しての配慮とか、そういった部分もいろんな面から利便性については要求を受けておりました、国のほうから指導を受けておりましたので、そういった部分に対応できるような場所を選定したいというふうに考えておりますし、あとは矢巾住宅、高田住宅の跡地利用についても可能な範囲でということにはなりますが、まだやはりPFIの手法でやる際に、新しい建設と、あと跡地利用についても提案してきた方の意見を伺いながら、どういった土地利用を図るかというところもその審査の一環として行われる予定になっていましたので、ここについてはまだちょっと具体的な話はできませんけれども、そういった部分も見えてきたら、ぜひ皆さんのほうにもご報告したいというふうに考えております。

あと一番やはり今住んでいる方々が新しい住宅になる際の家賃もそうですけれども、例えば引っ越しとか、そういった部分もかなりご心配されていることと思っておりますので、そういったところを今年のうち説明会を開催して、どういったスケジュールで進みますよというようなことを皆さんにお話ししたいと思っております。その中で、家賃については、先ほどお話ありました段階的に上げていくという手法ありますので、そういった国で示されている家賃の低廉といいますか、段階的に上げていくというところの基準に沿って町のほうも考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、場所は決まっていなくても、決して計画自体がとも遅れて滞っていることではないということをお聞きして、私も矢巾住宅の近くに住んで

おりましたので、とても40年来、住んでいらっしゃる方が、いつもお会いすると、どうなるのかね、どうなるのかねと心配して言っていたので、そういうお話を聞けてありがたかったです。

あと集約化された住宅以外のことでまたお聞きしたいと思います。何か大変言いづらいのですが、矢巾と高田住宅以外の住宅も、やはり老朽化しているなということは感じております。11住宅の242戸のうち8住宅102戸が耐用年数を20年以上経過しております。この102戸うちの51は、今建て替えということになるわけですが、耐震基準も82%の198戸は満たしていないというふうにあります。このことについてのお考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 集約以外の、今回の高田住宅、矢巾住宅以外の住宅につきましても、今回の高田と矢巾の住宅の手法なりを取り入れながら、また残された住宅の老朽化した部分の住宅を引き続き集約化を図っていきたいと思っております。やはりそれぞれ点在してありますので、そういったところをなるべくまとめられるように今後進めていきたいというふうに考えております。

先ほどの答弁でもありましたけれども、着工が令和7年度になりますが、それ前のある一定の、どの住宅を集約するかというような部分も含めて検討しながら、同時並行でそこは考えていきたい。今回は、たまたま木造のかなり老朽化した矢巾住宅と高田住宅ということをやりましたけれども、あとはほかにも長屋で、やはり老朽化している部分も含めて、今後どういうふうに整備していくかというところ、もちろん必要な土地も出てきますので、そういった部分も検討しながらやっていきたいなと思っております。

例えば今各議員のほうにもお話ししてはいますが、県営住宅の誘致というのも県のほうにさせていただいているところです。なかなか県のほうでも県営住宅ということで簡単にはいかないようではございますけれども、ただ根気よく町としてはお願いしていこうかなと思っております。例えばそういう建設がもし実現したりした場合に、町営住宅の在り方というものも再度検討する必要があると思っておりますので、そういった部分も併せて今後県の動向だったり、町の町営住宅の老朽化の進捗とかを十分考慮した上で計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 大変希望の持てる答弁をいただいたとっております。

また、ちょっと違う話で申し訳ないのですが、最近の町営住宅への入居希望の状況はどのようになっているのでしょうか。住宅マスタープランで古い資料しか私は見られなかったのですが、平成24年から平成28年の5年間においては、51の募集に対して応募数が209で、倍率4.1ということで入居できない方がおられると思われました。最近の傾向と、応募したけれども、入居できないというような方は、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 矢巾の場合は、町営住宅の入居希望を取りまして、申込みを受けまして、抽せんをもって決定というふうにしております。ちょっと詳しい数字につきましては持ち合わせておりませんが、今般の予算決算常任委員会の質問の中にも若干そういったところに触れている部分もありますので、その答弁もありますけれども、大体住宅によっても違いますし、その時期によっても違うというところにはなりませんけれども、やはり3倍から5倍程度の申込み、抽せんという形になっているのが現状です。

どうしても、やはり抽せんでは漏れた方ということになりますと、再度もう一度申し込んでくるケースもありますし、あとはやはりほかの、自分が入りたい時期がということになりますので、民間のアパートだったり、あとは県営住宅だったり、盛岡市さんの市営住宅だったりというようなところに行くケースもあるようですけれども、2回、3回と連続で申し込んでいただいている方も中にはいますので、そういった中ではやはり町営住宅の必要性というのは十分承知しているところではありますので、引き続きそういった住宅のセーフティーネットについては町としても支援しながら、困窮されている方々への対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、町営住宅についての最後の質問をいたしますが、代表質問でも長谷川議員がおっしゃっておられましたが、先ほど課長も若い世代の方たちの住生活の実現ももちろん考えているというようなことをお聞きしましたけれども、私は新潟の上越市というところにおりましたときに、市営住宅で1階には結構体の不自由な、車椅子だったりするようなお年寄りの独居用の部屋になっていまして、2階、3階はファミリー層の方が入っておられて、それが普通の、どんな時間でも緊急ブザーみたいなことを押せる間柄に



なっていて、その人の担当はこの人、この入居しているご家族というような関係性ができていて、私はそのお年寄りのほうの方が知人だったのですが、やっぱり自分は一人でここに住んでいるけれども、とても安心だということをいつも言われて、大変喜んでいたことを思いまして、今回このように新しい町営住宅ができるに当たって、ほかにも細々したことを聞こうと思ったのですが、やはりまだ回答は出ないということのようですが、こういうことのお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほど県とか国との協議も進めているというところでお話しさせていただいておりますが、その中では我々のほうから、今回は矢巾住宅、高田住宅、2つ合わせて51戸ということで今計画は進めておりますが、そのほかに単身であったり、あとは子育て支援の関係で、子育て世代だったり、そういった部分も増やして計画できないかというようなこともちょっとこちらのほうから提案として出しております。それが実現するかどうかはちょっとまだ分かりませんが、そういったことも県とちょっと今すり合わせているといいますか、協議している段階ですので、できればそういった部分も建設の中には入れていきたいなと思っておりますし、あと今回新たに建設予定の町営住宅には、1階に車椅子専用のお部屋を準備したいなというふうに考えております。これは、やはり全国的にそういった傾向にありますので、そういった部分は車椅子の方でもご利用できるような町営住宅を提供するというふうに現在進めているところです。

あとは、コミュニティの話になりますが、住宅内のそういった部分につきましては、できればそういった住宅の中で、皆さんが支援していただけるようなコミュニティをつくり上げていけるように、何か方策をやりたいなと思ってございますし、その中では今町営住宅の新しい住宅を建設する上で指定管理も予定しております。その指定管理の一環で何かそういったコミュニティの形成ができればいいのかなというふうなところも考えているところですので、ただいまご提案いただいたことを参考にしながら集約化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の質問をいたします。ごみの削減についてでご

ございます。

プラスチックごみによる海洋汚染等の環境問題がクローズアップされる中、2022年4月よりプラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が施行されます。同法施行により、3R、リデュース、廃棄物の発生抑制、リユース、製品の再利用、リサイクル、資源の再生利用と、プラスチックについて、単に捨てる量を減らそうではなく、捨てることを前提としない経済活用をしようとしているのが特徴で、リニューアブル促進を掲げています。持続可能な資源化を促進することでプラスチックの資源循環を促し、サーキュラーエコノミー、循環経済への移行加速が期待されております。そこで、以下お伺いいたします。

- ①、プラスチックごみの捨て方に変更があるのかお伺いいたします。
- ②、矢巾町のごみに関わる支出額と傾向についてお伺いいたします。
- ③、紙おむつリサイクルの進捗状況についてお伺いいたします。
- ④、紙おむつリサイクルの実証実験をする考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ごみの削減についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が今年4月から施行されることに伴い、製品の設計から廃棄物の処理に係るプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講ずることに努めていく必要があります。町といたしましては、既に容器包装プラスチックを資源として分別収集しておりますが、製品プラスチックの分別収集、再商品化の流れについて、従来の容器包装プラスチックの分別との関連性を含め、検討を進めております。できる限り早期に製品プラスチックの分別回収を開始するため、町民の皆さんに分かりやすい方法でごみの排出量削減につながるよう施策を推進してまいります。

2点目についてですが、矢巾町のごみに関わる支出額としては、盛岡・紫波地区環境施設組合の負担金として、令和2年度は3億9,920万円余となっており、年度によって点検委託料や修繕費用等により増減がある状況で推移しております。傾向としては、コロナ禍の影響により、ごみの全体量としては減少しているものの、昨今は焼却する際に燃料となるコークスの価格が上昇し、それに伴い、令和4年度、いわゆる今年度は負担金が増加する見込みとなっておりますことから、より一層ごみの資源化、減量化に努めてまいります。

3点目及び4点目についてですが、紙おむつのリサイクルについては、「使用済紙おむつリサイクルを考えるシンポジウム in 矢巾」を令和3年9月に開催した後、盛岡・紫波地区

環境施設組合及び町内の老人保健施設など関連事業所の協力の下、使用済み紙おむつから資源の生成を目指し、町独自で実証試験を進めております。今後民間事業所等から紙おむつリサイクル実証試験の提案があった場合は、共同での実施など連携を視野に入れながら、ごみ減量対策及び脱炭素施策として大きな役割を担うことが期待される使用済み紙おむつリサイクルの施策を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、ごみのことにつきまして再質問させていただきます。

令和2年9月に、このごみのことにつきまして一般質問させていただきました。そのときは、令和元年度のごみ処理経費は2億8,488万円でした。先ほど伺って答弁にあるように、ごみの全体量が減少しても焼却の燃料代が上がり、負担金が増加傾向とのことです。対策として、分別を徹底させて資源化を図り、焼却のごみを減らすことが有効と考えます。その中に、紙おむつのごみということも入るのかなと思いますが、当町における燃えるごみで比率が多いものは何でしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

燃えるごみの比率ということですが、品目別に特に押さえたものはないわけですが、ただ調査の中では資源として回収できる紙が6%とか7%とか入っていると、場合によってはもっと入っている、10%ぐらい入っているときもあったという資料もありますけれども、いずれそういった紙、燃やさないで済ませることができる紙というのが入っているということがありますので、そういうような状況になってございます。そういうのを減らせるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 課長のことを取って投げるようではありますが、ちょっと私手元に資料がありますので、お答えをさせていただきます。

まず、今のご質問によると、今私の手元には平成30年度から令和4年度、いわゆる今年度までの矢巾町の経常経費分担金、まずいわゆる平成30年度は3億2,490万余、それから令和元年度は先ほど小笠原佳子議員からも話があった2億8,488万余、令和2年度は3億4,731万余と、令和3年度は3億3,690万余、今年度は3億6,172万余と。それから、燃えるごみのあ

これは、私いつも言っているとおり、古紙なのです。いわゆる15%、重量比率でいくと。そのうちプラスチックの容器包装も分別しているのですが、これも14%、それから紙製の容器、これも様々12%とか、いろいろあるわけですが、それが4.5%、古紙が、いわゆる資源としてあれするのが15%、多いときは5%前後で20%のときもあるし、10%のときもあるのですが、今のところのあれでは15%。その他の資源ごみも、やっぱりペットボトルとか、古着とか、こういうふうなものも約3%、2.9%ちょっと。あとは、やっぱり不燃ごみも入っております。こういったものをトータルして100%ということで、古紙は全体のまず今のところ平均は15%ということでご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 古紙の扱いなのですけれども、新聞とかチラシだったら別にするけれども、例えば紙と書いてある資源用の紙ならば、別な袋に入れて、だけれども、そうではない、比較的きれいだけれども、回収、資源にもならないという紙に関しては、スーパーか何かにチラシと一緒に紙の手提げか何かに入れておいてためて、そして出すというのでよろしいのかどうか。私も自分自身の古紙の対応について、うちではそんな感じかなと思うのですが、私の認識でよろしいのかお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

いわゆる雑紙と言われるものになると思いますけれども、確かに紙と書いていないような紙もあるわけでございますけれども、そういうの中でもきれいなものに関しては、十分再生して使用できる形になってございますので、地域の資源回収でそういうのを出せる場があればいいのですけれども、そういうのがない場合は、今議員おっしゃったように、実は私もそうやっていますけれども、スーパーとかの店頭回収とかに紙製品としてまとめて、チラシとか、そういうのと一緒に出したりしているような形でよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やっぱりそのことに関して、あまり周知がされていないのかなと、自分もあまり自信がなくて、本当にそれでいいのかなということをすごく思っておりまして、そのことをやはりもっともっと周知していただいたらいいのかなということを感じました。

あと紙おむつからの資源の生成を目指すという答弁がありますが、いつから取り組んでおられるのか。また、その資源を生成するという資源は、燃料なのでしょう。また、それを有効活用する先は、もう相手先が決まっているのか。そしてまた、目指すという表現は、まだ資源の生成はできていないのかお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 使用済み紙おむつの実験に関する質問ということでございますけれども、こちらのほうは12月から始めてございます。今現在も続行中でございます。そして、紙おむつと生ごみとかを混ぜることによって醗酵できるかということで実験してございまして、去年の紙おむつリサイクルシンポジウムの中には、一例では70度くらいまで発熱すれば資源化できるとか、そういう話もあったものですから、今のところどの程度まで発熱できるのかというところを実証実験しているところですが、残念ながらなかなかそこまでの高温まではちょっといかないような状況で、何回か、今まだ実験をちょっと繰り返しているような状況でございますけれども、ちょっと発熱に関しては厳しいのかなと思ってございます。

その状況によって、堆肥化もという部分もありますけれども、資源化、燃料化、そういった部分も複数含めながら可能性を追求していきたいなと思ってございまして、あとは私たちが実験を進めるのは別に、この間紙おむつのシンポジウムを開催したことによって、本町においては紙おむつのリサイクルに関して興味を持っているのだなということを外部に示したのかなというふうに思っております。

そういうことでは、いろんな問合せとか、たまにあたりするので、もしそういう問合せ先と、何かいろんなことで情報を共有できて何かにつなげられることがあればということで、今そういうことに留意しながらも紙おむつについて状況を見ているような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今の実証試験の様子、とてもよく分かりました。

あと民間事業者から実証試験の提案についてある場合は連携していくという答弁でございましたが、連携できそうな事業者さんというのは、当てがえられるのかお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

さっき私、ちょっと燃やせるごみのうちで資源化できるののお話ししたので、あとはそれ以外もう資源化できない、今皆さん計算して、なに、100%にならないのではないかと、こう皆さん思って。いわゆる汚れているものでも何でも資源化しようとしてできるのが38%、あとはもうどうにもできないというのが62%で100%ですから、そのところ誤解がないように、そこをまず一つお話。

それから、私は簡単に使用済み紙おむつの実証試験、このリサイクル、今苦戦をしてみました、正直なところ。これは何を隠そう、私が責任を持ってやっておりますが、この醗酵温度が上がらないのです。これよく考えてみると、本当に紙おむつというのは、もうお尻のところだけで、あとはプラスチックなのです。そこで、私は、破碎しないでやろうとして、まだここを今挑戦していたのですが、やっぱりなかなか難しい。やっぱり破碎しなければ、私、ごみを破碎するというのには一番嫌いなのです、経費がかかるので。そういったことで今ちょっと。

それで、今全国的にはトンネルコンポストというのがあります。これが今行われて、四国のあるところで。このトンネルコンポストは、もう実績がありますので、これはもうあれなのです。今ごみの広域化でいろいろ問題になっているわけです。私は、ごみにはなるべくお金をかけないように、建設費、さっきの経常経費のことも含めて。だから、何とか紙おむつをやると、先ほどの62%の中には紙おむつが入っているわけです。これを処理することができると、おおよその対応ができるのではないかとということで、そこで今リサイクル協会から一緒に民間とやりませんかというお話が来ているので、それは盛岡・紫波地区環境施設組合、私管理者をやっているのですが、盛岡市さんと紫波町さんからも了解をいただいて、場所をお借りして、そして今実証試験するかということで進めております。それと今矢巾町でやっている、矢巾町というか、組合でやっているリサイクルコンポストセンター、その両方、どっちがいいか。

今選択肢としては、トンネルコンポスト、それから今度は民間のあるメーカーからの提案、そして私どもが今やっているリサイクルコンポストセンター、一番お金がかからないで、処理コストがかからないでできるシステムを考えていきたいと。

それから、ごみは、これがうまくいくかいかないかというのは、4つのキーワードがあるのです。それで、まず1つはごみを出す方々の、いわゆる共感をいただくことです。こういうことにやりたいのでと、やっぱり説明なのです。だから、共感を得られるようなことを、

このことをまずしっかり取り組んでいきたい。

それから、私どもの情報、ごみに関わる経費から何から、そういった情報の見える化を、なぜこういうふうなことを皆さんにお願いしなければならないか、その情報の見える化をしっかりとやっていきたいと。

それから、皆さんにはリサイクルというよりも、使わない方法を考えてもらいたい。それもやっぱりうちのほうから情報提供していかないと。だから、今私どもがペットボトルとか、私もうごみやってあれなのですが、家電製品なんかのときも、これがいずれいつかは、10年後、15年後にはごみに出てくると。そういう、いわゆる考えていかなければならないのです。だから、今はリサイクルよりも使わないということです。

あとは、何といたってもごみを出される生活者の目線での、どこまで削減に協力してもらえるか、このことです。だから、大きく4つのキーワードをこれから情報発信していきたいと。そして、もうごみゼロのまちではなく、ゼロごみのまち矢巾ということでやってまいりたいなということで、今いろいろこれから、4月から。

そして、青空教室でも何でもいいから現場に出て、説明会を開催していると。それは、残飯収集するときに、私も当時やっておったのですが、そういうごみを出していただくというよりもリサイクル物を出してもらおうという意識の改革をお願いしていくということで、この4つのキーワードを大切にしていきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ごみを出さないためにどういうことを考えているのかということをお聞きしたかったのですけれども、今町長から4つのキーワードということで今お聞きしまして、またちょっと違うことで、レジ袋のことでちょっと用意しておりまして、ちょっと話がつじつまが合わなくて申し訳ないのですけれども、レジ袋の全面有料化が始まって、まだ1年半なのですけれども、もう買物にマイバッグ持参とか、忘れたらちょっと車に取りに行行って、マイバッグを取ってくるみたいなことが、もう自分たちの生活の中にすごく定着しているなということを私自身は感じておりまして、日本人はプラごみの排出量が世界で2番目に多いそうなのですけれども、その中でレジ袋はたった2%だということをお聞きしまして、そしてまた自分の身近なプラスチックごみというと、ペットボトルかなということで、ペットボトルは本当に回収率がよくて88.5%で、リサイクル率は96.7%と世界でもトップレベルの回収率で、また2020年では48万8,000トンのペットボトルがリサイクルされておりま

す。

それで、ペットボトルはペットボトルに再生されるだけではなくて、おっしゃっているアップサイクルの取組の一環でもあると思うのですが、衣類だったり、土木とか建築資材だったり、食品用トレイとか、文具とか、事務用品とか、多種多様な製品に生まれ変わっているということで、何か話、長々とあれなのですけれども、ペットボトル削減の一つとして、今度矢巾町の情報発信の拠点として、矢幅駅に多目的ホールができるのではないですか、そこにサーバーというのですか、給水用のマイボトルを持って行って、自分でちょっと矢巾町に寄ってくださった方がそこから給水できるみたいなことを今から、まだちょっともうレイアウトとか決まっているのかあれなのですけれども、そういうことができないのかなということをお考えしたので、お伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） いい提案をいただきましたので、ぜひ検討したいと思います。

今回の施設の計画の中には、カフェのような形を取ったり、あと軽食、コーヒーの提供だったりとか、そういった部分も検討しておりますので、そういった中にサーバーとかで提供できるような一角ができればいいかなと思っておりますので、ちょっと参考にさせて、ぜひ前向きに検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、最後の質問ということで、今町長から4つのキーワードということで、そういうことが本当に町民一人一人の共感を得たら、本当にごみが削減できると思います。そしてまた、ごみの削減によって赤ちゃん子育て応援給付金や進学の際のお祝い金等を給付したいというような構想を代表質問のときにお聞きしまして、本当に子育てに優しいまちづくりの取組として、ぜひともそういうふうになっていただきたい。また、自分自身もごみの削減を努力して、周りの皆さんと共有していきたいなということを感じております。

面倒な分別ではなくして、何か楽しくなるようなキャッチフレーズとかを広く募集して、PRをしたりして、のぼりを作ったりとかしまして、大々的にごみ削減のキャンペーンをぜひやっていただきたいなということをお考えまして、お考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。



○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

いずれごみの問題は、非常になかなか口では言うがやすしで、行うことがなかなか難しい。そこで、先ほどから申し上げているとおり、いかにして町民の皆さんの共感を得るか、そのためにはしっかり説明責任を果たさなければならない。そして、いつまでもごみ、ごみではなく、何か私横文字で言えばウェイストとか言うのですが、何か廃棄物と言うのも面白くない、ごみという、だってもう江戸時代は、もちろんプラスチックは、その当時はなかったらしいです。私、こんなことを言うと問題発言だと思うのですが、今マイクロプラスチック、ペットボトルで水飲んで本当に大丈夫なのかと。私は、今そういうことが、ウミガメが捨てたマスクをあれしたとか、だからやっぱりこれから共感を得るようなものをみんなで知恵を出し合って、そして昔は、私ら小さいときは、前の、分かりやすく言うと、茶屋こに行って一升瓶を持って、親父の酒、それもあれです、一升瓶ってお酒買えなかったから、量りで3合とか、5合とか、いつかひっくり返して大きく怒鳴られて、そういうこと。だから、今あまり利便性の追求、これを少しみんなで我慢したならば、解決できることがたくさんあると思うのです、身近に。だから、そういうことを。

そして、そういう情報をみんなで共有しながら、もう今小笠原佳子議員さん言うように、何かごみかという、みんなあれなのですが、みんな楽しく仲よくやれるような仕組みを考えていきたい。だから、そのために私は令和4年度、1年間しっかり情報の一元化に取り組んでいきたいなど、こう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。まず、質問の前に、コロナでお亡くなりになられた方へお悔やみを、入院されている方に心からお見舞いを申し上げます。また、対応に追われている医療関係者、各施設、保育を含めた学校関係者、行政関係者及び全ての関係者へ感謝申し上げます。私も先週の日曜日、さわやかハウスにて3回目のワ

クチンを接種しましたが、職員、アルバイトの方々の、本当に一生懸命対応していることに重ねて感謝いたしたいと思います。

4日の開会式、5日から競技が始まりましたパラリンピック北京冬季大会は、初日、早速村岡桃佳選手が金メダルと、幸先のよいスタートとなりましたが、本町の高橋幸平選手にもアクシデントに負けず奮闘を祈念したいと思っております。

一方で、平和の祭典、国連の五輪休戦決議をも無視し、なおかつ各国の説得もかなわずウクライナへ侵攻したロシア、プーチン大統領、原発の核施設まで攻撃し、さらに核攻撃までちらつかせ、世界中を敵に回しております。先の見えない戦争になっております。共に行動している隣国ベラルーシ共々断固抗議したいと思います。ただし、戦争反対行動を起こしているロシアの国民並びに世界中の人々の勇気に対し、改めて敬意を表したいと思います。また、お亡くなりになられた方へは弔意を、避難されている方々にはお見舞いを申し上げるとともに、早期の終結を祈るばかりです。この件に関しては、岩手県議会、盛岡市議会にて抗議の決意を表明しております。支援体制、避難民の受入れ等、町当局、当議会共々今後の対応についてご検討をお願いしたいと思います。

さて、本題に入りたいと思います。令和4年度施政方針より質問いたします。質問1、快適性と安全性を高めるまちづくりについて町長にお伺いします。

3.11東日本大震災から11年、8.9ゲリラ豪雨から8年になろうとしている中、年明け1月15日、午後1時頃トンガ沖にて1,000年に1度と言われる海底火山の大噴火が発生しました。当初、被害の心配はないと気象庁も発表しておりましたが、8,000キロ離れた日本の鹿児島にて、予想より2時間半も早い夜中12時頃津波が発生し、一転して津波警報、注意報に変更されました。国内で津波警報が出されたのは5年ぶり、本県の発令は2011年の東日本大震災以来になります。今回のような近くの地震を伴わない津波襲来で過去甚大な被害を出したのが、今でも語り継がれている1960年のチリ地震津波だったのです。津波には様々な形態があり、経験則が通用しない場合が多く、それを改めて肝に銘じ、地域防災を固め直す必要があると言われております。

宮古盛岡横断道路も全線開通、復興道路、三陸沿岸道路も全線開通となり、ハードの復興は99%が完成したと言われております。災害に強い安全なまちづくりの達成感77.5%となり、沿岸被災地に希望をもたらしております。安全、安心なまちづくりの観点から各種災害、防犯に対しての対応について以下お伺いいたします。

①、東日本大震災から11年になりますが、被災者及び被災地への今後の支援に対する考え

をお伺いします。

②、当町を流れる1級5河川（見前川を含む）は、順次改修されてきておりますが、北上川堤防が土橋地区の一部で未整備である。今後の改修計画をお伺いします。

③、令和元年に52名、令和2年に17名、令和3年に21名、計90名の防災士が誕生しております。知識もやる気もある防災士の活用をどのように考えているか。また、今後の育成計画をお伺いします。

④、減少傾向にある消防団確保のための待遇改善が来年度から行われますが、機能別団員、学生団員をどのように活用するか考えをお伺いします。

⑤、デジタルトランスフォーメーションの推進は重要であります。災害想定時のバックアップ機能及びサイバー攻撃の対応についてお伺いします。

⑥、特殊詐欺被害が各地で発生しており、当町でも令和3年度の詐欺被害は地域安全ニュースによれば31件発生していると、金額は9,200万円だったようです。防災意識を高めるのはもちろん大事ですが、特に高齢者世帯へはさらに具体的な対応が必要と思いますが、考えについてお伺いします。

⑦、交通安全対策としてゾーン30も大事だが、特に通学路の整備、歩行者対応への来年度の具体的計画をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、東日本大震災の被災者への支援について、介護保険料の全額を免除している方が1名いらっしゃいます。また、被災地支援についてですが、現在被災地への職員派遣は行っておりませんが、今後新たに災害が発生し、被災地から支援の要請があった場合には、岩手県や町村会等関係機関と連携を図りながら、今後も被災地に寄り添った人的支援を実施してまいります。

2点目についてですが、土橋地区における北上川の無堤防箇所の整備について、平成24年に策定された北上川水系河川整備計画に盛り込まれていないことから、毎年国等に要望を行っているところでありますが、次期整備計画の見直し等が行われる場合には土橋地区が計画に盛り込まれるよう、今後も粘り強く国に働きかけてまいります。

3点目についてですが、令和3年度までに育成した90名の防災士について、地区の防災リーダーとして積極的に活用を図り、住民の自助力及び地域の共助力の向上を図ってまいります。地区におけるワークショップや図上訓練などを通じ、地区の現状や防災士の課題の洗い出し、地区防災マップの作成や避難行動要支援者の避難支援の具体化並びに避難所の開設、運営など、地域における実効的な防災コミュニティを形成する主軸として活動していただくことを目標としております。

公助といたしましては、防災士や自主防災組織の活動を積極的に支援するとともに、活動に必要な最新の知識や情報を共有するため、育成講座を開催し、フォローアップを図ってまいります。

4点目についてですが、矢巾町消防団における新団員確保施策の一環として、令和4年度から学生消防団員の新規確保を図ってまいります。学生消防団に期待する役割につきましては、学校における火災予防広報や防火意識の高揚、各種イベントを通じた消防団の広報活動、普通救命講習受講後の応急手当や心肺蘇生法などの普及活動を予定しております。

学生消防団の活動が消防団への新たな息吹として組織の活性化につながるとともに、次世代の担い手育成、地域社会の一員としての人間形成にも結びつくものと考えております。

5点目についてですが、災害想定時のバックアップ機能への対応については、役場本庁舎に被害があった場合に備え、毎日県外にあるデータセンターにデータを送信し、バックアップを保管する仕組みを採用しております。

また、サイバー攻撃の対応については、本町を含む県内全ての自治体のインターネット通信は、岩手県の情報セキュリティクラウドを通しており、高い安全性を確保しております。

6点目についてですが、特殊詐欺被害防止策としては、主に高齢者世帯等を対象とした防犯講話や不審者対応訓練を実施するとともに、紫波警察署と連携した地域安全推進隊等の防犯関係団体、防犯ボランティアなどの積極的な情報提供や連携活動の実施並びに金融機関、スーパー、コンビニ、タクシー事業者及び宅配事業者等と連携した特殊詐欺被害防止策を進めてまいります。

7点目についてですが、令和4年度の交通安全対策に係る計画は、町道田中縦道線、南矢巾踏切、町道島線及び町道矢次線の歩道を整備するほか、町道谷地線の歩道整備工事に係る詳細設計を行う計画としております。

また、イメージランプやカーブミラー設置については道路管理者へ、横断歩道や信号機等については交通管理者や地域からの要望に基づき交通安全対策協議会において協議を進め

てまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、時間も1時間強経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時15分、14時15分とします。よろしく申し上げます。

午後 2時03分 休憩

-----  
午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、藤原梅昭議員の一般質問を続けます。再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 死者1万5,881人、行方不明者2,668人、避難者31万5,196人、11年たつ今でも行方不明者は全国で2,529人、岩手県でも1,112名の捜索がまだ続いております。支援職員の経験は、貴重な財産となって、今後さらに30年以内に予測されている南海トラフあるいは日本海溝、千島海溝地震への対応として、いろんなそれ以外の対応についても貴重な財産となると思います。日本海溝、千島海溝では、さらに大きな被害が予測されております。

いまだ片づかない福島原発、全国で30件起こされた集団訴訟で初めて最高裁判決が3,600人余に保証、14億円の支払いを先日確定しました。さらに、今後電力従事者の原発の安全対策費が5.7兆円もかかると。これは、当初の見込みの2倍を超えているそうです。いまだに北朝鮮がミサイルを、3月5日に今年9回目のミサイルを発射しました。ロシアのウクライナ攻撃で原発を攻撃し始めております。このように、原発というのは、非常にいろんな意味で危険性を伴うと。さっきごみの問題の話していましたが、核のごみの処理方法もいまだ決まっていないということで、稼働すれば稼働するほど、どんどんたまっていくと。そういうような状況の中で、この現象を忘れないように、毎年ここでお話ししているわけですが、初年度に、その原発、これはやはりなくする方向にいくべきではないかというお話をさせていただきました。これは、今でも町長としては、その考えにお変わりがないか確認しておきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、私は東日本大震災の福島での原発事故はもちろんこと、やっぱり何ととっても、日本は広島、長崎の被爆国、だからいわゆる原発はあつて

はならない、そして戦争は絶対やるべきではないのです。そこで今日、ご質問は快適性と安全性を高めるまちづくりの中で、原発事故のお話、今ロシアがウクライナに侵攻した。そこで私は、これから町として、また議会とも連携しながら、あともしのできるのであれば国際交流協会ともあれして、矢巾町でもアクションを起こしたいなど。それは何かというと、ウクライナに平和をとということで、今考えているのは矢幅駅前と田園ホールの照明を使って、ウクライナの国旗は青と黄色です。青は空、黄色は小麦の産地ですので、それをやりたいなど思って、今たまたまそういうお話が出たからあれですが、私個人の立場では、もう絶対戦争は反対。そして、原爆、今いろんな何かシェアリングとか何かの話もあるようですが、もう日本では被爆国と、これを忘れてはならないということ。

そして、この間の福島原発において、矢巾町でも原木シイタケの原木の確保ができない、作っても売ることができない、放射線量を測れば許容値を超えると。だから、そういう経験しておりますので、絶対そういうことは、私はもう反対だということの、これはもう終始一貫そういう思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ、町長のネクタイは今日は青のようですし、私はそれを意識して黄色にしましたので、そういう意味で、黄色のネクタイの方、吉岡課長もそうですか、ああ、そうですか、皆さん気持ちはそういうことで一つだと思っておりますので、ぜひそれに対するやっぱり反対意見あるいは早く収束してほしいと、そういう願いを込めながら、ぜひ原発そのものも、電源事情からいくと、では明日からなくしていいのかという話になりますと、非常に難しい問題はありますけれども、やっぱりなくする方向で、後にも出てきますけれども、ぜひ自然エネルギーの発電とか、あるいはバイオマスを含めた発電とか、そういうことに力を入れていかなければいけないだろうというふうに考えておりますので、ぜひ力を入れて進めていきたいなと思っております。

それで、話がどんどんエスカレートしてきましたので、ちょっと戻りまして、避難時の要支援者、これの今の対応状況というか、把握状況はどうなっているかひとつお聞きしておきたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

災害時の避難の名簿の提供のことに私どものほうからお答えさせていただきます。

令和3年5月時点で避難対象者、要介護認定、要介護3以上、それから障がい者の方、難病の患者の方、合わせて1,894名が避難行動要支援者名簿の登録の状況です。そのうちご同意をいただきまして、名簿の提供をしている方々は363名となっております。令和2年度から対象者の皆様にまだ登録なっていない方に郵送で、この制度のこと、そして平常時からの名簿の提供、このことについてご案内を申し上げております。今年度も12月、今行っております、大体今この363名からさらに名簿のご同意をいただける方々が増えております。今名簿の更新の作業をしております、令和4年度早々に名簿の提供、地域支援者、いわゆるコミュニティ会長さんだとか、防災のほうとか、様々の団体のほうに名簿のご提示をする予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 他地区でも随分名簿については整備されてきているというふうにお聞きしておりますので、いざとなったときの対応のためにぜひ必要だと思いますので、進めたいなど。これは進めるに当たって、何か登録者に防災ラジオを提供するとか、そんなことも併せてやっているのでしょうか、それをちょっと確認したいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 私からお答えいたしますが、登録者だから配布していると、こういうことではなく、65歳以上の方とか、独居の方に関しましては、無料で配布するというふうの方針は変えていましたので、そういった対応でやっておりますが、確かにおっしゃるとおり、名簿登録している方には、さらに優先的にしたほうがいいのかなどは、今ご提言いただいたような感じでございますので、考えていきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 防災ラジオについては、やっぱり利用されている方は、非常に好評を得ているというふうにお聞きしていますし、私も朝晩、同じことなのですけれども、聞き漏らしたりしたときに再度聞いていると。やっぱりいろんな情報が入っているのです。前にも話したとおり、昌造さんの部屋とか、そんなものもありますし、それ以外にもいろんな情報が入っているし、あるいは町内のいろんな事業者の紹介だとか、いろんな内容が盛りだくさんなので、できれば町民全員にただであげるぐらいの、そのぐらいの予算はないでしょうけ

れども、本当に聞いてみると、それなりの価値はあるなど。

あと進行も大分うまくなってきたのです。それこそプロに近いような進め方をしておりますので、そういう意味では、このラジオを餌にするわけではないですけれども、非常に有効に使いながら、いろんなところに普及していくということが、さっきいろんなPRも必要だという話も随所に出てきていますけれども、そういうのは書き物だけでは何となく面倒くさいのです。例えば矢巾の広報だとか、あるいは議会広報もそうですけれども、それを耳から聞くと。目で見られれば一番いいのですけれども、目で見るとはかなり時間も制約されますので、やっぱり聞きながら何かできると、何かしながら聞けると、これは非常に有効だと思いますので、ぜひこのところは力を入れてもいいのではないかなど。数を増やして安く作って、できるだけ全戸配布ではないですけれども、普及させると、そのような取組に力を入れてほしいのですが、そのところ今後の何かお考えなり、計画があれば聞いておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 梅昭議員さんおっしゃるとおり、全くごもつともだと、私も個人的には本当に賛同するところなのですけれども、いかんせん財政的な部分がどうしても課題になろうかと思っておりますので、政策として、今までのように有料で配布するところから全戸無料配布みたいな政策の転換というのは、ある時期が来たときには必要になることもあろうかとは思っています。ただ、最初全戸配布にしなかったのは、その経緯としては、実際に全戸配布にしたところの事例を聞いて、押し入れに入ったままになっているのが多々あったというふうなことも聞いたものですから、無料全戸配布はやめようということにした経緯があるというふうに聞いています。

ただ、最初からいわゆる防災のことだけであのラジオを捉えると、そういうふうになる嫌いがどうしてもあるのですけれども、梅昭議員さんからお褒めいただいているというふうに受け止めたんですが、番組もなかなかいいものがあるというふうになってくるのは、実は最初の頃から、やっぱりその中身、聞く気になるような番組があればこそ、その意味もちゃんと出てくるのだなというふうには、当時担当を私もしておりましたので、そういったところもあり、それがようやく少しずつ花開いてきたのかなと思いますので、今後財政と相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。



○11番（藤原梅昭議員） 確かに要らないところまで配布する必要はないので、その辺を勘察しながら、例えば移住してきたその世帯には差上げるとか、やっぱり情報がないのです、ぽっと矢巾町に来たときに、どこに何があるかも分からないで来る人もいますし、あるいはそういういろんな情報がどこで得たらいいのかというふうに考えている方たちもいますので、ぜひ移住者、Iターン、Uターン、Jターン、何でもいいですけども、には積極的に使っていただきたいなど、こういうふうに考えます。

ちょっと話は替わりますけれども、北上川の土橋堤防、これは距離500メートルくらいなのです、紫波町から土橋までの。私もいろいろ見てみましたが、最近であれば、平成19年の台風11号のときに、やっぱりあの辺の水田、冠水しているのです。近くには家が10戸ぐらいあるのですけれども、家まではちょっといかなかったようなのですけれども、水田はほとんど冠水して、道路も冠水していると。そんなような状況になっているのです。

最近、それこそ温暖化等々の影響で、ちょっと今までの水位の基準としていたところを見直そうという動きがあって、今少し高めの基準で見直しをかけています。防災マップもそうだと思うのですけれども、そういう見方をすれば、今でも四、五メートルの堤防と、ないところの差があるのです。だから、その分、結局そこに集中するということです。それがたまたま今のところは、田畑の冠水あるいは道路の冠水程度で済んでいるけれども、程度ということはない、大変なことなのですけれども、それが今の温暖化を含めた見直しの中では、もっと厳しい見方をした上で、やっぱり早期にここをそれこそ従来の、本来の堤の高さに、堤防の高さにしていかないと大きな事故になるなというふうに私は感じています。

皆さんご存じだと思うのですけれども、ここの北上川の堤防には、かなり歴史がありまして、明治43年に徳田村が大洪水になったと、皆さん生きていないから、多分分からないと思うのですけれども、その後昭和23年にアイオン台風という、このアイオン台風の名前は聞いたと思うのですけれども、このときも大洪水になっていると。そういうことがあって、徳田の堤防を造り始めた、という歴史らしいのです。昭和26年に堤防が完成したけれども、その後国の予算の都合もあるでしょうけれども、一関の問題だとか、北上の問題だとか、最近紫波も、そここのところに手をかけて赤石神社が移動しました。これから多分工事に入ると思うのですけれども、もうじわじわと近くに押し寄せているのです。そういう状況なものですから、やっぱりもう少し、真剣になってやっていただいていると思うのですけれども、プッシュしながら、やはり早期にここの堤防は、500メートルですから、予算的にもそれこそ岩崎川がこれだけ改修されたわけですから、そここのところを何とかもう一回プッシュして

いただきたいと思うのですけれども、そののところ、今のこれからの計画についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

我々もこの500メートルの区間の北上川堤防につきましては、国に強く要望しております。国土交通省はじめいろんな政治機関のほうにも事あるごとに要望しているところであります。ただ、やはり国土交通省の計画の中では、平成24年に計画が策定されて、平成29年に一度見直しをされていますので、もしかすると近々見直しの時期が来るのかなということで期待はしているところでありますが、その際にぜひ取り入れていただきたいなということで考えておりますが、やはり国土交通省のほうでは人的被害といいますか、床上、床下浸水、そういった家屋の浸水した箇所がまだ平成14年、平成19年の台風、大雨の際に浸水した家屋のある河川が今優先して、平成24年の計画に盛り込まれて進められているところです。それが紫波町の赤石神社のところの整備になっています。

たまたま土橋の堤防の箇所につきましては、そういった床上、床下浸水がまだない状況ですけれども、ただ先ほど藤原議員のほうからもあったように、今県のほうでもハザードマップといいますか、水位周知河川にすべきかどうかというようなところも含めて、今岩崎川、太田川、芋沢川、それぞれ計画を、ハザードマップを作成しているところになっていますので、そういったところからも、岩崎川、太田川からの水位が土橋地区に行くという可能性もないわけではないので、そういったところも含めて今度国のほうにもそういった情報も含めて要望していきたいなというふうに思っております。

先日も地元の方から新聞のほうに報道がありました。我々の地区はこういう箇所なのだ、ぜひ堤防を欲しいのだというような強い願いがありましたので、またその地区には社会福祉施設もありますので、そういった施設が万が一冠水というようなことになると、これも一大事になりますので、そういった部分も含めて今後も国のほうに強く要望していきたいと思っております。

いずれちょっと見直しとか、そういった情報も取り入れながら要望してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ハードなお話を今答弁させていただいたところですが、国に働きかけるとはいえ、実際事業着手、完成までは、では何もしないのか

というわけには当然いかないとは思っておりますので、現在土橋地区につきましては地域住民の方や施設への周知、それから連携した避難計画などを今やっておりますし、ワークショップ等も行っております、来年度、4年度は地区防災マップや地区防災計画を防災安全室のほうで地域と一緒に作成していく予定となっておりますので、できることはまずやっておくというふうな体制では進めておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ地元では冷や冷やしながら暮らしておりますので、ぜひ早めに進めていただきたいと思います。

それから、防災士の件なのですけれども、これは各行政区2名ずつということで、今年度まで進めて90名というところまで今来たと思います。90名の防災士がいるというのは、県内で2番目ぐらいかな、多分。すごいそれこそ育成だと思っております。それで、各行政区2名なのですけれども、行政区というのは、ご存じのとおり166名の行政区もあれば、1,745名の行政区もあるということで、非常に1桁違うぐらいの差になってきているのですけれども、そのところで1,700余名のところにも2名ぐらいで済むのかという、私危惧しているのですが、だから人数を10倍も増やせとは言わないのですけれども、その地域から要望があれば、2名にこだわらず、やっぱり3名、4名、5名欲しいということがあれば、どんどん増やしていただきたいと思いますと思うのですけれども、そこら辺の考えについてちょっと確認しておきたいと思いますが。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災士の養成につきましては、藤原議員おっしゃったとおり、各行政区2名というような話を、当面の目標としておって、そこまではいったという状況でございますが、では今どういう状況なのかと申しますと、女性がどうしても総体的に少ないということがございます。それから、2名としておりますけれども、当然地元からすると、年齢的なものもあり、世代交代みたいなことも考慮してほしいというふうな声もあります。そういったこともありましたので、こちらとしてもここであとは養成しないということではなく、継続的にする必要があるものだというふうには捉えております。

令和4年度につきましては、なお22名の予算を計上させていただいております。いずれ県が防災士養成のためにいろいろお金を出してくれていることもあり、当面、今お話があったように、人数の多い行政区についてもいろいろ話しかけをしながら、あと何名かどうですか

と。最終的には、その行政区からご推薦いただきながらやっていくみたいなどころがありますので、相談しながらではございますが、なお増やしていく必要があるものだというふうには捉えております。今後とも進めてまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ、去年声がかかるかなと思って待っていたけれども、来なかったという話を、聞いてみたら、そんな話が出てきたので、やっぱり1,700もいれば2人ではどこにも足りないだろうなという感じを受けますので、ぜひ対応のほどをお願いしたいなど。

それで、今女性の話が出ましたけれども、以前共同参画という観点からも、今の防災あるいは県の防災担当そのものも全国的に女性の比率が少ないというふうに言われております。それで、岩手県は多いほうなのです、県としては。だから、いろんな意味で、いざ避難したときに、あるいは避難することを考える上で、女性の考えというのを非常に重要視してきているのです。例えば子どもの問題だとか、あるいはいろんな問題を、やっぱり女性の観点から意見を吸い上げながら運営していく、あるいは計画を立てていくべきではないかというふうに言われておりますが、前回も聞いたと思うのですけれども、今女性は矢巾町としてはどのような形で防災計画なり、そういうものに携わっているのか、ちょっと確認しておきたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災士のところにつきましては、できれば3割以上としたいというふうには考えております。

それから、直接的に役場の対応の部分にもなりますが、役場職員にも防災士をどんどん育てたいなと思っているところもありますので、ぜひ女性になっていただきたいと思っています。

それから、防災安全室も防災安全室として女性が必ず必要だというふうに、みんなそういう認識をしておりましたので、組織体制なので人事も絡むので、すぐというわけにはいかないのですが、いろいろそういった部分は今後ぜひ実現してまいりたいなどと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 防災安全室にも女性を今検討しているということなので、ほっとしましたけれども、ぜひ何名、何%とは言いませんけれども、やっぱり一人でも二人でもそういう目で計画なり、あるいは対応なり考えていく必要があると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、学生消防団の件なのですけれども、これは非常に、来年度から採用するという話をしているわけなのですけれども、その学生の範囲というのはどこまでが学生の範囲としてお考えなのか、ちょっと確認しておきたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 具体的に学生の定義みたいなことまでは、正直今考えておりませんでした。今想定しているのは産業技術短期大学生を想定しています。これは、学校単位で依頼なり、お願いなりをするのが一番いいのかなと思っていましたので、想定しているのは産技短です。一応18歳以上は学生だろうということで、そういった年齢的にはそういうふうなことでありますけれども、高校生はさすがにちょっとまだ難しいということで、18歳以上で産技短の学生を今想定しているところです。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ産技短の学生たちは、産業関係も含めながら、いろいろ協力していただいていますので、積極的に参加してくれると期待しておりますが、それで消防団の団員の中に機能別団員というのがありますけれども、機能別団員の回答がなかったのを改めて聞きたいのですが、学生消防団についてはそのような形で確認したい。機能別消防団員を今どのような形になっているかも私もちょっとつかないのですけれども、ある自治体では機能別消防団も消防団ももう一くくりにして活動しているというところもあるようですので、どのように今後対応しようとしているのか、それをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 現時点で機能別消防団員は50名ほどおります。矢巾町の機能別消防団員につきましては、火災等、実際現場出動が必要な際のみにお手伝いいただく。なので、いわゆる消防演習とか、そういった訓練とか、そういった部分には参加しないという前提でお願いしているところでございます。

よそでは、区別なしにということはあるのかもしれませんが、現実はこの機能別団員にな

っていただいている方々、年齢的にもそれなりでございますので、あまり期待をし過ぎるのもちょっとどうなのかなというところもあります。ちょっと今後いろいろ考えていく際に、他の市町村の実情等も見ながら、それで問題なく運用されているというふうなことが背景が確認できれば、そういったことも矢巾町でも考えてもいいのかなと思っております。

それから、すみません、ラッパ隊も機能別で入っていただいている方もおります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いろいろ年齢的な制約とか、OBなのかな、ほとんどが。いろんなあれはあると思うのですけれども、やっぱり消防団員がこのとおり手薄になってきているという状況の中で、そういう消防団員ではないけれども、その機能の一部を任せられるところとか、あるいはさっきの防災士ではないのですけれども、防災士にも連携を取りながら、やっぱりそういう、要は目的は防災あるいは発災したときにどう対応するかと、そういうところがメインになると思うのですけれども、そのあまり線を引かないで、連携をよくして、できるだけ人数を増やしていくと、そういうことがいいのかなというふうに考えていますので、ぜひ枠を決めないで進めていただきたいなと、こういうふうに思います。

時間もあれですので、次に移りますと、サイバー攻撃についてなのですけれども、これについてはいろんなところで騒いでおります。それこそ病院が襲われて、いわゆる記録が全然役に立たなくなったとか、この前はトヨタ、1日だか2日もう全部休んでしまいました。そういうことで、今のデジタル、それこそDXの推進をどんどん、どんどん進めることによって、ますますこういう事故というか、問題が発生してくると思います。

これには、何か身代金を要求するとか、正常に戻したかったら金を出せと、ランサムウェアと呼んでいるらしいのですけれども、それから最近全世界的にエモテットという、要はメールを盗み取り、そこのところに適当なメールを送って、それで相手をいろいろ問題を起こすということで、どこから、今回の戦争もサイバー戦争みたいな形にもなってきています。

そういうことで、要は気をつけてほしいのは、これも実際私がやっているわけではないのですけれども、常にバックアップを取るところと常につながっていると、その確率が物すごく高くなると。バックアップ取る時間だけつなぐとか、いろんな方法があるみたいなのですけれども、そこのところの今後のそれに対する考え方というのは、ここに一部出てきていましたけれども、何かさらにそういう考え方があれば、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思  
います。

現在自治体情報セキュリティーの在り方につきましては、3層分離構造といたしまして、税金であるとか、社会情報であるとか、既存の住基など、マイナンバー利用事務系といたしま  
すけれども、まずその部分。あとはL G W A N系とインターネット接続系という、この3層  
に分かれています。議員ご指摘のところは、まさにインターネット接続系のところをおし  
ゃったのかなと思います。このマイナンバー利用系とL G W A N系は分離されておしま  
して、通常インターネット系には接続してなくて、答弁差し上げましたように、こちらイン  
ターネット系に接続するときは、町単独ではなくて、岩手県の情報セキュリティークラウドを  
通してという形になりますので、その点に関してはしっかりと運用していけば大丈夫なのか  
なというふうに思っているところでございます。

この自治体セキュリティーの対策について、国ではある程度指針を示しておまして、例  
えばマイナンバー利用系、分離されているけれども、情報が出ることはないのかといったよ  
うなところなのですが、例えば個人がU S Bを持って行って差して、そういったところは防  
ぎようがないので、そういったところに関して、まず対策をしっかりする。あるいは自治体  
における重大インシデント対策ということで、神奈川県で以前ハードディスクが流出してし  
まったという事件がございました。矢巾町では、そういう対策につきましては、破砕機をも  
って、職員が自ら壊してから業者に引き渡すというような対策を取っております。廃棄の方  
法の徹底、こういった部分で示されている内容については可能な限り対応してまいりたいな  
というふうに思っているところでございますし、メールの対策といたしましても抜き打ちで  
仮想のそういうメールを職員に流して、何人開封したかというようなところで、開封した者  
については研修会を実施するというような形で対応を取っておりますので、そういった流れ  
の中で対策を取らせていただきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれこれからどんどん、どんどん対策してきたのに対して、また  
攻撃してくるということが起きると思いますので、常に目を光らせながら、あるいはそれな  
りのプロ的な見方ができる職員をきちっと養成した上で対応してほしいなというふうに思

います。

それから、特殊詐欺の被害防止の件なのですけれども、これについてもいろんな対応をいろいろ取っていただいて、大変ご苦労さまと同時にありがたいなというふうに思っているわけなのですけれども、ある自治体で、ちょっと忘れましてけれども、電話にその機器をつないでおけば、そこからいわゆるロボットが、AIが判断して、この電話おかしいぞということで、それこそ役所のほうにそれが連絡が来ると。役所に連絡が来ると、すぐ警察との連携が取れて、そのときはその犯人を捕まえたのです。公園か何かに受渡しに行ったときに。そういうようなAI機器を危ない家庭と言うのはおかしいのですけれども、そういう特に高齢者等々に対応するような検討をしているのかどうかちょっとお伺いしたいのですが、その機器そのものはまだ市販されていないというか、一部でしか使われていないのではないかなという、研究も進んでいますので、そのところちょっと、もし検討のあれがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 結論から言いますと、今まではそこまでの検討はしておらなかったところですが、確かに録音をしていますとかというふうなアナウンスを流すような電話については、たしか既に市販もされていたと記憶しております。そういった部分につきましても、地域安全推進委員会等の防犯関係の団体等といろいろ協議しながら、やっぱりやらなければならないのではないかというふうなお声をいただきながら検討させていただきたいなと考えます。

今お話があったAIを使うというのも、すみません、初めてでした。確かにそれが有効であれば、いい、素晴らしいということで検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ検討していただきたいのですが、何かワードがあると思うのです。例えば通帳という言葉が出たり、カードという、これはおかしいぞと、そういうのをAI、ロボットが感知して、おかしいという情報を出してくれるのだと思うのです。ひとつ検討に値するなと思ってお聞きしましたので、ぜひお願いしたいなと。

それから、最後になりますが、交通安全の話は前にもいろいろ話をしたようなのですけれども、要は75歳以上の死亡事故、これが増えていると。これは74歳以下に比べれば、2倍を超えているそうなのです、2倍超と。ということで、やっぱりいろんな対応をしなければい



けないなど。ということは、これは共通の認識だと思うのですけれども、今サポカーの話も出ましたし、あるいは違反歴がある人に対しては安全運転の技能試験みたいなものをやるとか、いろいろありますけれども、最終的に高齢者が、自分で危ないなと思っているのは結構いると思うのです。だけれども、手放した後のことが結局心配だということで、危ないながらも冷や冷やししながら運転していると。私も時々、もう高齢者の部類に入ってきていますので、70歳を過ぎましたから、たまにあります。そのときに、自主返納をしやすいような環境づくりということになるわけです、一言で言えば。そういうことで、要は自主返納した方が毎年増えているということなのですけれども、その方々から何かアンケートか何か取った経緯はありますか、その意見聴取、どういうので困っているとか、どういう対応をしてほしいとか、そういうのがヒントになって、こういう状況であれば問題なく返納したいですよとかというのが出てくると思うのです。それをもしやっていないのであれば、ぜひアンケートを取って、70人も80人も出てきているわけですから、すぐ取れると思うのです。それを参考にしながら次の手を打っていただきたいと思うわけなのですけれども、何かお考えがあれば、ちょっと確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 返納について、具体的にどの方がというふうな情報まではこちらには流れてこないもので、全部警察のほうで把握していますので、そういった部分に協力をお願いというのは、なかなか、これまでは困難でございます。アンケートを渡してくれというぐらいは、もしかすると可能かもしれないのですが、いずれその辺につきましては紫波警察署と協議をしていきたいなと思いますが、そういったことではなく、全町民を対象に返納したかどうかとか、どういうことを望みますかとか、そういったことはアンケートは可能だと思いますので、そちらのほうが現実的かなと思いますけれども、正直申しまして総合政策的なお話かなと思います。自主返納を推奨するというふうな性格というよりは、おっしゃるとおりで返納した後の返納しやすいような生活環境づくりというふうなことは、1つ、2つの政策で対応できるものではないのではないかなと私思っています。その一環で買物支援だったり、デマンド交通だったり、いろいろあるわけでございますので、ここは役場の総務課の対応といいますか、どこが所管課でもいいのですけれども、総合的な政策として考えていくべき、そのまず入り口のところとしてのアンケート、それは大変貴重なご提言でありますので、そういった方向で進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 2問目に入ります。豊かな生活環境を守るまちづくりについてということでお伺いします。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因であるわけですがけれども、国も2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ表明をし、昨年岩手県もようやくいわて気候非常事態宣言を発しました。そこでお伺いします。

①、当町は、一昨年9月、県内3番目に矢巾町気候非常事態宣言を発しましたが、町民の理解と協力を得るためにも、数値を踏まえた分かりやすい具体的なスケジュールを示す必要は以前も質問しましたが、その後の取組について再度お伺いしておきます。

②、NGO報告によれば、海洋プラスチックごみは20年後には3倍の7億トンに達すると、そういう報告が出ております。環境悪化にブレーキをかけるため、さらなる推進が必要であります。ゼロごみ6Rの推進を強力に進めるためにも町民に分かりやすい説明が必要だと思うが、考えをお伺いします。

③、やはりSDGsプラットフォームの具体的な運用方法を伺います。

④、カーボンニュートラルには自然エネルギーの推進が重要であります。施政方針でのバイオマスエネルギーの具体的な推進方法及び太陽光等の推進状況をお伺いします。

⑤、地球温暖化の要因には、CO<sub>2</sub>はもちろんですが、メタンガスの影響もあります。今後の対応策についてお伺いしておきます。

⑥、子ども議会の代わりに実施された矢中生と町長と語る会の成果と、以前の子ども議会に発せられた子ども議会SDGs取組宣言について当町の対応をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 豊かな生活環境を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町気候非常事態宣言発出後、植樹や青空教室での温暖化対策の周知、小学校での環境教育などのほか、リサイクルモアや資源の個別回収による焼却ごみ削減など、できることから温暖化対策を進めてきたところであります。

数値目標に関しましては、令和4年度に脱炭素に向けた施策を展開する上で、必要となる地域の再生可能エネルギーの導入等について、情報の収集と分析を行い、将来の脱炭素化に向けた施策の展開を検討していくこととしており、その結果を踏まえて目標を数値化し、町民の皆様にお示ししながら温暖化対策を進めてまいります。

2点目についてですが、海洋プラスチックごみの問題に対して、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が今年4月から施行されることから、町が掲げるゼロごみ6Rを推進する中で、分別の方法の検討や資源化への周知を徹底してまいります。一人一人の心がけや小さな行動の積み重ねが重要であることを青空教室において、ごみ減量推進員や地域の皆さんに分かりやすく説明するとともに、事業者や関係団体にはゼロごみ宣言の呼びかけを行うなど、広く周知、啓発に取り組んでまいります。

3点目についてですが、やはりSDGsプラットフォームにつきましては、町が開設する電子メールを利用したコミュニケーションツール、いわゆるメーリングリストを主体とした運用を想定しております。SDGsに関心のある個人や団体の皆様に登録していただき、日常的にメールを通じた情報交換や意見交換を自由に行える場とすることで、それぞれの活動や学びに役立てていただくとともに、町の登録団体の一つとして対等な立場で意見交換を行いながら、SDGsに関する事業のレベルアップにつなげてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、バイオマスエネルギーの具体的な推進としては、バイオマス発電関連等の事業者の誘致のほか、食品残渣や農業から発生する有機性資源の活用なども視野に入れながら、今後の技術革新や先進事例などの調査、関係各機関から情報収集に努め、普及拡大につなげてまいります。

太陽光等の推進状況については、資源エネルギー庁のホームページで示されており、各年9月末時点の矢巾町における10キロワット未満の太陽光発電設備の新規認定件数について、令和元年は471件、令和2年は512件、令和3年は530件と年々増加しております。

5点目についてですが、メタンガスの発生要因は家畜や水田など農業に関連するものが多くあると言われており、国内では飼料の開発や水田の土壌改良の研究が進められております。メタンガスに関する対策について、これまでの町の取組は十分でなかったことから、今後におきましては農業関係団体と情報共有を図り、農業と環境を連携させながら、メタンガスの抑制に取り組んでまいります。

6点目についてですが、豊かな生活環境を守るまちづくりの分野において、子ども議会SDGs取組宣言には陸の豊かさへの取組の誓いが盛り込まれており、町では令和2年度から

専門の講師を招いて、地球温暖化に関する環境教育に取り組んでおり、今年度は小学5年生を対象に町内2つの小学校で実施しております。今後も引き続き、将来にわたる陸の豊かさを守る取組に向け、環境教育を充実させて誓いに応えてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、豊かな生活環境を守るまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、子ども議会での経験を各校の児童生徒にフィードバックする方法を学校とともに検討し、授業として取り組むことで多くの児童生徒が関わることを考え、矢巾中学校2年を対象として「新春、町長と語る会」を開催いたしました。実施に当たっては、令和元年度の子ども議会で主題としたSDGsの視点を通して、自分たちで課題を発見することができました。そして、町の問題点や夢の提言について町長と語ることを通して、政治や地域に対する関心を深めるとともに、まちづくりに参画する意識を高め、郷土を愛する心を育てることを目的としました。

開催に向けて、SDGsについての授業を2回実施することで理解を深めてから質問、提言を検討したところであります。代表の生徒3名からは、安心、安全なまちづくりや食料が十分に得られない人への支援、クリーンエネルギーの利用などの提言が行われました。

町の現状を踏まえた今後の施策の実現について、町長から提言者だけでなく、参加した全ての生徒が共有できたことは非常に有意義な機会となったと考えております。一人一人が自分でできることから今後のSDGsの取組に大切であることを生徒たちが身にしみて感じることができたよい機会になったとも思っております。

また、教育委員会といたしましても、来年度以降も順次、「新春、町長と語る会」を継続しながら、児童生徒が町の現状を知ることで自分たちの取組の大切さを感じる機会にしたいと考えております。子ども議会SDGs取組宣言を大切にしながら、さらなる取組につなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 急速な地球温暖化で世界の人口の33億から36億人が気候変動に対応

できないと、水害や高温などの影響を受けやすい状況になるということが国連の報告で出てきております。世界の人口は78億人ですから、約半分が対応できないと、あるいはいろんな被害を受けやすいという報告だと思えます。2050年までに世界各地で最大2億1,600万人が住居を追われると、国外避難を迫られると、そんな報告も出ております。これは、日米欧が50年、中国、ロシアは60年、インドは70年までにCO<sub>2</sub>実質ゼロを目指す。化石賞に選ばれた日本も2030年度温室効果ガス46%削減、2030年です。2050年、実質ゼロ目標を打ち出し、家庭にも2030年に13年度対比66%の削減を求めています、日本政府から。岩手県は、2030年度に13年度対比41%削減すると。ちょっとダウンしていますけれども、再生可能エネルギーによる電力自給率を65%に引き上げるということを目標にしました。いずれにしても2030年まであと8年です、8年しかありません。そういう中で目標値というのをきちっと立てないで、この岩手県あるいは国、世界が目標としている目標値に何をいつまでにすればいいか、これが見えないと。仕事をする上でいつも言われていると思うのですけれども、5W1Hというのは常にこここのところに必要になってくるわけです。その一つとして、その目標はいつまでに検討して示されるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） では、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、全く目標がなければ取り組みようもなく、誰彼集めてPRしているだけでは、全く世の中は変わらないということは、もう確かでございます。今こちらは、3月10日を期限としておりました国の調査のほうに手挙げをさせていただいておまして、そちらに採択されますと、来年度前半を中心にこちらのほうは可能性調査ということで実施したいなと思っております。そうした中で、数値を決定していればいいのかなど思っております。めどにつきましては、今後そのようなタイムスケジュールで行っていきたいと考えておりますが、いかんせんハードルの高い調査でございますので、採択されない場合も考えられます。そうならないように鋭意努力してまいりたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 戦争も大変な状況なのですけれども、環境問題というの、やっぱり地球を滅ぼすというような切迫感を持った形で取り組まないと、誰かがやるだろうという

だけでは全然進まないと思います。そういう意味できちっとした目標を立てていただきながら、次の対応を考えて取り組んでいきたいなというふうにと思いますが、その太陽光発電の新規認定が令和元年度471、令和2年度512、令和3年度530と、これは私の想定からかなり多いです。こんなに進んでいないだろうというふうに思っていました。このところで、今までの矢巾町の総件数あるいは発電量、こういうのが次の打つ手につながってくるわけでは、あと倍やればいいのか、3分の1で済むとか、そういうことがさっきの目標につながっていくと思うのですけれども、その辺の把握はできているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

この件数ですけれども、新規件数と書いていますけれども、総トータルの件数で現在このくらいというふうに訂正させていただきたいと思います。ここは、すみません、ちょっと書き方が間違ってしまうで大変申し訳ないのですけれども、それで今のところ私どものほうでも太陽光補助というのをやっているわけがございますけれども、こういったものも使いながら、毎年二十数件とか、30件とか増やしているわけですが、先ほど企画財政課長も答弁しましたとおり、今後いろいろエネルギーの可能性調査とかもしながら、最終ゴールに近づくためにはどのくらい増やしていけばいいのかということも含めまして、数字を組み立てて皆様にお示ししながら、目標を立てて太陽光発電のエネルギーを増やしてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 答弁にちょっと補足をさせていただきたいと思います。

まさに議員ご指摘のとおり、屋根に今どれだけ乗っかっていて、どれだけ発電しているのかというような把握というのは、世の中で俗に言われている屋根貸しというような形の中で、電力の活用をどのようにしていったらいいのかというのは、一つの有効な策でありますし、これからZEHとかと言われるように、様々高機能住宅の建設が恐らく進んでいくと思いますし、一般の住宅なんかでもかなりそれに近い仕様で建てられているような状況がもう社会を取り巻く状況でございますので、そういったものを把握し、総動員する形で行っていくことが今後必要なのかなと思います。

あくまで屋根貸しの場合は、例えば長崎市なんかはかなりやっているようなのですが、問題点もあるようです。そういう先行事例を研究しながら、どのような方法が一番町民の皆さんに浸透していくのかといったところの中で進めさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 随分多いと思ったら、総数ですか、これは。失礼しました。私が間違ったのかな。そういうことで、少しずつ増えてはいるのでしょうけれども、いずれ矢巾町の自然エネルギーを見ると、何も無いのです。だから、やっぱりバイオマスとか、太陽光とか、海もないし、風もそんなに毎日吹いているわけではないしということで、やっぱりあるものを最大限に利用するという事しかないと思いますので、先日今度新しくできる住宅街を全部太陽光発電にしたらどうかとか、そんな話もありましたけれども、今既存の建物についてもいろいろ問題があるのでしょうか、屋根をどうやって最大限活用するかということが大事になってくると思いますので、ひとつ検討のほどよろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、最後になりますが、「新春、町長と語る会」、非常に有意義だったようであります。我々年代は、町長と語るなんてとんでもない話でしたので、すごいことだなと思ってお聞きしています。この町の将来を背負って立つ子どもたちにとっては、すばらしい企画だったと思います。今後のSDGsの取組に大切であることを生徒たちが身にしみて感じることができるようですが、子ども議会SDGs取組宣言を尊重し、町としてもSDGsのまち宣言、この検討についてはいかがな進行状況なのか最後にお伺ひします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、実は矢巾中学校の生徒さんたちと、3人の方たちと新春の語る会ということで、しかし中学生ともなれば、やはり鋭い質問をなされる。私は、この生徒さんたちから将来真鍋淑郎さんみたいなノーベル賞をもらえるような人材が輩出するのではないかなというような、それで一応参考のために、私ちょっとたまたま持ってきているのですが、白澤隼空君は、安心、安全なまちをつくるためにと、それから次に、2点目には岩手県の住み続けたいまちのランキングについてと、こんなことは、私中学生から

こんな質問出るのかなと思うのです。それから、村松百々花さんからは、やはり今の時代を反映して、食料が十分に得られない人に対する支援をどのように考えているのか。このことについて、やはりいろんなことをもうやり取りをさせて。最後に、平野愛佳さんにはクリーンエネルギーの利用についてと、まさに今藤原梅昭議員がご質問なされているようなことを質問されました。

2点目には、矢巾町の施設に電気自動車の充電スポット、これを増やす考えはないのか。私、本当にこれでいろんなことを考えさせられました。だから、今後できれば矢巾中学校だけでなく、矢巾北中学校とか、不来方高校とか、何も四角四面のあれでなくてもいいから、そういう集いの場を通して、しっかりそういう若者の意見を集約していくことが非常に大事ではないのかなということ、そしてその子どもさんたち、児童生徒がいかにして2030年、今まさにSDGs、お一人お一人の行動変容なのです。それにつなげていくことができれば、矢巾町は大きく変わることができるのではないかという、もう本当に私にすれば、この間の新春の集い、非常に意義のある集いであったということを皆さんにもお話をさせていただいて、またご理解もいただきたいと思います。本当にご質問、ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですね。

（「SDGsのまち宣言はどうした、誰が回答するの」「SDGsのまち宣言の検討状況」「町長、わざと外したのかな」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 町としての、学校だけでなく。

（「そう、そう」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 町としての取組。

○町長（高橋昌造君） すみません。ちょっとぼおとしていて、まずSDGsのまち宣言は、藤原梅昭議員からは、機会があるたびにお話をされております。そこで、今私、今年の4月からは、何かやるときは、必ずSDGs、例えばゼロごみ6Rの推進とか、そういう冠をつけてやっていきたいと。だから、今のところ、そのことによってSDGsのまち宣言というような形にして、その冠を大事にしながらやっていきたいなど。それで、もし議会のほうで議員さんたちのほうから、いや、やっぱり別物だと、考えるべきだということであればあれですが、私はもう当初所信表明でもSDGsとフューチャーデザイン、これはもうセットでこの町のいわゆる魅力、それから人生100年時代、そういうふうなものを想定して考えた場合、もう当然考えていかなければならないことですので、今はそういう冠で進めていきたい



など考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を3時35分、15時35分とします。

午後 3時26分 休憩

-----  
午後 3時35分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

なお、15番、山崎道夫議員は、この時間帯から都合により退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 議席番号4番、令和やはば、谷上知子でございます。通告に従いまして質問に入らせていただきます。

質問1番、リカレント教育としての夜間中学の設置促進について。十分な学校生活を送れなかったのもう一度学び直したい。資格試験に挑戦したいが、基礎学力が必要だ。外国から移住してきたが、まだ不十分な会話で職場でも、生活の場でも困っている。日本語を習得して矢巾町になじみたい。小中学校と学校に通えない日があった。現在も一人で過ごす日が多い。夜間中学で友人や知人をつくりたい。学び直すこと、やり直すことは可能であり、価値の高い行為だと思います。

では、再度の挑戦を支援する地域社会はどうあるべきか。学び直す意欲の挑戦や要請に応える教育機関として夜間中学を設置し、学び直しができる町であることは、若者や非正規職員にある子育て世代の再就職の機会を捻出し、町の力になると考えます。高齢者や障がいのある方の学び直しも例外ではありません。社会経験を積んだよき先輩になれるでしょう。確かな学力で新しい資格や技術を習得することができ、職業選択の幅を広げ、経済的な自立とゆとりのある生活が送れるでしょう。孤独と孤立を解消できる手だてになることも考えられ

ます。生きることに喜びを見いだせる場として、リカレント教育の場として、若者の第三の居場所として多様なコミュニケーションが生まれ、自身の可能性を築ける夜間中学の創設について伺います。

1番、夜間中学で中学校の基礎学力等を学習するリカレント教育の必要性について伺います。

2番、国では各都道府県に1校の夜間中学を推奨しております。夜間中学の開設について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 4番、谷上知子議員のリカレント教育としての夜間中学の設置促進についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくリカレント教育の推進に国も取り組んでおり、今後ますます重要になると認識しております。また、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、病気や不登校など、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方等の教育を受ける機会を実質的に保障するための夜間中学が徐々に設置され始めていることもあり、その必要性は十分に感じております。

2点目についてですが、夜間中学は令和3年4月現在12都府県に36校が設置されており、本県ではまだ設置されていないところであります。議員ご指摘のとおり、国におきましては少なくとも各都道府県、政令指定都市に夜間中学1校の設置を促進しておりますことから、まずは本県で開設に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 私もこの質問を出すに当たり、微力ながら様々な資料を集めてみました。回答にありますように、現在行われている夜間中学は自治体の規模が大変大きくて、矢巾町の何倍のまちとか都市なのですけれども、私は岩手県でまだやっていないということは非常にチャンスだと思っています。不可能という言葉の前に置いてしまうと、可能性は見えてこないと思うのです。だから、今すぐでなくても、このチャンスを生かして、ぜひ矢巾

町に夜間中学、岩手県立矢巾町夜間中学、もう名前も考えています。南昌一番星、そういうものがあったらいいのではないかと思うのです。

それで、よく子どもの数は減るけれども、不登校やひきこもりはどんどん増えていくというこの実態で、ではどうしたらいいのだと、どこかで何かやっているかといったら、まずないのです。本当にかわいそうな一生を送らせていると思います。夜間中学を開くことで本人が学びたいと思ってきたのですから、もうそれは情熱の塊だと思います。そのことに対して私たちが手を差し伸べないということは、本当に残念なことだと思います。

それで、この回答の中に各都道府県、政令指定都市に夜間中学1校の設置を促進というふうにあるのですが、私の調べたところによりますと、平成30年度の文科省夜間中学の設置、充実の中に、また同じく今年度の文科省の夜間中学校の設置促進充実にも、委託先として市町村の項目があります。ただ、その前にかなり長い形容詞があつて点がついているので、どうやって読み取ったらいいのかなと思って、ちょっと自分でも不安ではあるのですが、規模の大きい自治体だけではなく、矢巾町も夜間中学校の可能性があるとありますが、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国の予算案の中で、この夜間中学のことに関して、都道府県、それから政令指定都市、それから一般の市町村というのが委託先として出ております。ですので、自治体の規模の大小に問わず可能性はあるかと思えます。議員おっしゃるとおり、必ずしも大きいところだけとは限りません。例えばたしか私前に見たニュースですと、隣の宮城県だったと思うのですが、宮城県ではたしか仙台市にはつくらないで、違う市町村につくりたいというふうなニュースを見た記憶がございますので、そういう意味では岩手県にそれを置き換えれば、一番大きい盛岡市以外のところも可能性としてはあるのかなと思っておりますので、ちょっと教育長の前でこういうことを言っているのか分かりませんが、ぜひそういうところも私研究してみたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 課長のほうから振られたような感じなので、私の中で夜間中学というと、多分谷上議員も同じだと思いますが、山田洋次監督の学校シリーズで取り上げられました。あの映画を見たときに、夜間中学というものの存在を知りましたし、それからそこで

の役割だったり、そういったものを感じました。さらに、自分自身が矢巾中学校で校長をしているときに、職員で神奈川で夜間学級の担任をしていた教員がおりました。そこから戻ってきたという教員がおりました。その話を聞いても、やはり向こうのほうのニーズは高いということもあります。

ただ、これを矢巾町に置き換えて、岩手に置き換えてといったときに、一つの例として長崎県で県から各市町村に対する調査、県での調査、どのぐらいニーズがあるのかというふうなことを調査をして、その中である程度のニーズがあるということで、その設置に向けたというふうな事例もあります。これも一つの方向だと思っています。まず、調査をしなければいけないと思います。

それから、外国籍の方が日本語を学びたいというときに、日本語学校というのを設置するという一つの考えもあります。それから、学び直し、自分が不登校だった、それから十分に学校に行けなかったという子どもたちのために、あるところで、関東の高校でしたけれども、そういう学級をつくった。要するに自分は不登校だった、自分は学び直したいというふうな子どもたちを優先的に試験、面接だけで入れると。そして、その子どもたちは何から始めるかという、コミュニケーション能力から始める、そしていろんな学力をそこでつけるというふうな学級を高校に設置したということもありました。

様々な形、形態があるのだなど、それを一つにまとめて一番星という何か命名もされたようですけれども、そういうふうな全部のニーズをそこに備えた学校をつくるということ、これはすごい発想だと思います。ただ、いろんなやり方があって、順番もあると思います。ただ、県に対して私たちも要望していきたいと思いますし、そのときに矢巾町にどういうふうな形でできるかということも含めて検討をしてまいりたいと思います。いいご提言、ありがとうございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 何か次に聞こうと思っていたことがみんな出てしまいまして、今ちょっと困っておりますけれども、ぜひ課長さんも、町長さんは横におられますから、前ではないですから、一生懸命やっていただきたいなと思いますし、教育長さんもぜひお願いしたいと思います。

それで、せっかくいろいろ私も微力ながら資料なども探してきましたので、それも紹介し

ながら質問を続けたいと思います。夜間中学のカリキュラムは、学力ばかりでなく、不登校経験者の支援や相談体制の整備、ICTの活用や、高齢者、外国人向けの内容も認定されています。福祉とのつながりも考えられますが、福祉関係の会議等で夜間中学の話題が出ることはございますかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

福祉の関係の部署の中で夜間中学ということではないのですが、私どものほうで様々なご相談を受けている中で、やはり不登校というか、生きづらさを抱えている方、生きにくさを抱えている方々のご相談を受けている場合もございます。また、私どものほうで精神保健相談を行っておりまして、そういう中でこの頃相談の案件が10代の方のご相談も受けております。その中には、なかなか学校との接点を取れなくて、私ども学校教育課、教育委員会のほうと連携しながら、何とか道筋を見つけられないかということでご相談を受けているところもございます。

国のほうでも生涯福祉のほうで、地域生活支援事業というものがありますが、教育と福祉の連携推進ということで、地域連携推進マネジャーを市町村に設置するというような案もあるのです。令和4年度予算の内容の中の項目の一つとしてありまして、県のほうにも私、ちょっとこの件に関しまして聞いたところ、まだ県のほうにも具体的な国からの内容が来ていないということですが、この頃私ども福祉課のほうでも、やはり本当に教育委員会サイドと連携しながら、様々な支援している事案もあることは事実でございますので、今後の状況を見ながら、どういう形がいいのか、本当に生きづらさを抱えている方々、様々な事情がございますので、寄り添いながら支援していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） こういった一見特殊なような小さな学級や学校というのが町を活性化させ、いい方向に人の心も循環していくという例として、北海道の旭川のちょっと南側にある東川町、人口およそ6,000人の町なのですが、全国で初めて公立日本語学校ができたそうです。生活や学費の補助があるようですが、8,000人の人口の町になり、外国の方々が来て学習しているようです。そして、そこで介護士とか、それから看護師さんとか、そこら辺の詳しいことは書いていなかったのですが、そして本国に帰り日本語を教え、日本語の教師

になり、そして国内に残っている人は介護士とか、そういったことで日本にも貢献していると。国際貢献にもなり、町も潤い、日本もそういった方々に対して補助をするということは大変素晴らしいことだと思います。たった6,000人の町でそういった施策をやり通すということに私は非常に感銘を受けております。小さい町だとか、大きい町だとかということではなく、情熱を持って突き進めば、不可能も可能になるのだなど。ただ一つの例ですけれども、そういうふうに感じました。

さらに、毎日新聞のコラムですけれども、たまたまこの一般質問を考えたときに、寒い日だったと思いますが、ちょっと日付を切ってしまったのですけれども、余録というコラムをご紹介します。米国の自動車王、ヘンリー・フォードによると、老人とは学ぶものをやめた者らしい。この定義に従えば、奈良県立大和中央高校2年、夜間学校です、米田豊光さんは73歳の今も青年だ。ちなみに私と同級生です。大阪府豊中市に生まれた。父が事業に失敗し、小学校2年で奈良県に移る。口では言えんほどの貧乏で、学校から教材費を持ってこいと言われるのがつらかった。6年生で母が他界、住み込みで働くしかなく、中学に通えなかった。同じ年頃の子が学生服を着て通学するのがうらやましかった。紳士服の仕立ての仕事を覚え、製靴の職人としてがむしゃらに働いた。ただ、他者との付き合いは苦手なままだった。小学校卒のコンプレックスが消えなかったからである。子育てが一段落し、経済的にも余裕ができた。2016年、思い切って奈良の夜間学級に編入した。学生さんは、クラスの中で、その米田さんは一番若かった。翌春から3年間、生徒会長を務め、20年に高校に入学、友人はどんどん増えた。授業は午後5時半から9時まで。飲みにも行けない、今週は後期の期末試験、発表は週明けだ。社会科は何とかなってしまいますが、問題は数学、素数とかなんとか、ややこしいですと米田さんは言う。2年後は、大学受験である。人権について学びたいのですが、フランス人、アナトール・フランスは言っている。「もし、私が神なら、青春を人生の終わりに置いたらろう」。小学生と中学生の孫娘が1人ずつ、おじいちゃんは今が青春であるというコラムを読んで、何か私のために書いてくれたのかなと思ったりして、いたく喜んだのですけれども、こういったふうに高齢化社会においても学ぶということは、大変気概を持って人をよくしますので、ぜひこういった施設をつくっていただきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、改めて谷上議員の思いの強さを感じましたし、それから学び続けるということ、そ

れから学びをやめない、そして学びを何とか取り戻したい。そして、学んでいる、そういうふうな人に憧れ、自分もそういうふうになっていきたい。そういったことを考えている方がたくさんいらっしゃると思います。日本人であれ、外国籍の方であれ、学びということについて、それは同じだと思います。それから、不登校だった子どもたち、病気で長期入院をして、しっかりと学校に行けなかった子どもたち、様々な子どもたち、そういった学びの場をどういった形でできるか、それは私たちの課題だと思っております。何とかいろんな形を考えながら取り組んでまいりたいと思いますので、頑張らせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 2問目、軽費老人ホームについて。

後期高齢者が増加すると予測される2025年も3年後になりました。老後の経済面に不安を持つ人は多くいます。在宅介護から施設への入所になることを想定し、予想される費用対策を行っている人もいます。しかし、十分な準備資金のある方は少数です。いざ施設で介護を受ける状態になった場合には、家族も対象者本人もできるだけ低額な入所料金の施設を望んでいる人が多いのです。また、町内や近隣の施設に入所できることを望んでいます。施設の種類は多様ですが、介護施設への入所の支援について伺います。

1番、2025年以降予想される介護施設への入所者数について伺います。

2番、現在特別養護老人ホームへの入所希望の待機者数について伺います。

3番、特別養護老人ホーム以外の町内にある軽費老人ホーム数と入所可能人数について伺います。

4番、軽費老人ホーム利用形態による現在の入所料金について伺います。

5番、親族からの支援を受けられない低収入の高齢者に対する入所料金の支援について伺います。

6番、軽費老人ホームの新規開設の予定について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 軽費老人ホームについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在の介護保険施設入所者は約240名で推移しておりますが、第8期介護保険事業計画において、2025年には約20名増加するものと見込んでおります。

2点目についてですが、令和3年7月に行った特別養護老人ホーム待機者に係る調査では50名となっておりますが、第8期介護保険事業計画の計画期間中に、新たに1か所の特別養護老人ホームが開設されることで、現在の待機者はある程度解消されるものと見込んでおります。

3点目についてですが、軽費老人ホームは町内に1か所ありますが、介護保険適用外の施設となっており、入所可能定員30名のところ、現在26名の方が入所されております。

4点目についてですが、町内の軽費老人ホームの利用料金は年金収入に応じた料金設定となっており、年収150万円以下の場合、月額8万2,490円となっております。

5点目についてですが、これまで本町への相談の実績はありませんが、相談があった際には、その方の生活や経済状況などを丁寧にお伺いしながら、福祉施策も含めて、最も適した支援につながるよう寄り添った対応に努めてまいります。

6点目についてですが、軽費老人ホームの新規開設に係る相談は、現在のところはないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 社会福祉計画と、それから介護計画の事業計画を基にして何点かご質問したいと思います。

2025年の高齢者人口は26.9%となるようですが、第8期介護保険事業計画によると26.5%の高齢者が経済的に苦しいと答えています。さらに、自分の生活は普通程度というふうな回答になっておりましたけれども、その方は65.2%となっております。普通の経済状態とは、月額で幾らぐらいと捉えていますでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

捉え方、それぞれいろいろな見解があるかと思いますが、やはり月大体20万円は必要だという方が多いというふうに私としては受け止めております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。



谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 私もメディアとかで月の生活費が21万円ぐらいあればいいというのはよく見たりするのですが、まず私達の団塊の世代という言葉を使わせていただきます。昭和22年から昭和24年生まれという何か規約みたいなものがあるようですが、昭和21年あたりから昭和25年あたりも入っていいのではないかなというふうに捉えています。その辺りの女性は、職業を持つってあまりなかったのです。それで、旦那さんの年金と自分の基礎年金、そうすると20万円になる方ってあまりないのです。それで、ああ、こんなに豊かな高齢者が多いのだなと思って、非常に驚きましたけれども、8万幾らの基礎年金、7万幾らか、いずれ非常に低いのです。それで、この方たちが、例えば自分の片割れといいますか、夫か妻かどちらかが介護老人ホームに入らなければならないとなると、本当に苦しいと。でも、やっぱり入れなければならないような状態になるわけです。入れるきっかけというのが非常に難しく、予測しないでやってくるのが認知とか、そういった有病なのです。まず入れなければならないからといったけれども、なかなか安いところがないし、何とか自分で対応はしているのですが、とても14万円なんて払えないよと。今ちょっと、すぐ入れるところとなると14万円ぐらいですから。そこで軽費の老人ホームがあるといいねというのが町の高齢者の意見なのです。できれば元気で自宅で過ごしたいと。だけれども、自分がそう思っても、いつ体がそういうふうに認知の方向にいったり、フレイル状態になったりするかと思うと、ちょっと大変だと。

大変失礼だけれども、貯金とか持っているかと聞くと、とんでもないよと、子どもを育てて、私たちの時代は、今の今度の75歳以上は大概同居していますから、核家族の方もいるのですけれども、子どもや家のことで地道に暮らしてきたけれども、自分の預貯金はないと。では、どうするかねということになっているのですけれども、ぜひそういった実態を踏まえて、軽費の老人ホームがもう少しあって、進んでいただけるとありがたいなと思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

老人福祉全般という考え方からいたしますと、例えば経済的あるいは家庭的な事情によりまして、施設に入所するというところで、例えば養護老人ホーム、県内にはそんなにはございませんけれども、そういうパターンもございますし、あと軽費老人ホームについても、幸い矢巾町内にある1か所の施設は、今のところ満床ではございませんけれども、いずれトータ

ルで見た場合、やはりいろいろな選択肢が高齢者の皆様の様々なライフスタイルによって選択できることが望ましいわけでございまして、どちらかという、第8期介護保険事業計画につきましても、在宅サービス、施設サービスということで、介護給付という形の中での部分でございますので、今後軽費老人ホームについてのニーズなり、動向も見極めながら、そういう法人等との協力体制も必要になってまいりますので、総合的にそれは、間もなく2025年問題もやってまいりますので、町といたしましては在宅でのそういう地域での活動の場も増やしつつ、トータルで考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 軽費の安い特別養護老人ホームの待機者になった場合、矢巾町の場合ですけれども、待機時間というのはその人によって多様なケースがあるかと思いますが、大体どのぐらい待つと入所できるのかということはお分かりになるでしょうか。また、入所費用というのはどのように決められるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

特別養護老人ホームについての待機期間でございますけれども、長い方であると2年以上という方もいらっしゃいます。というのも、様々入所施設には有料老人ホーム、先ほどのケアハウスもありますけれども、やはり特養が一番軽費の部分では、収入とかに応じて段階がございますので、そういう意味では一番入所しやすいというふうに言われております。平均すると7万6,000円というような統計もございますけれども、そういったことで、どうしても人気がありますし、あと空きが出るというのはその入所している方がお亡くなりになったときしかございませんので、そういう意味では非常になかなか全国的にも待機が多くなっているという、矢巾町は他の町村と比べると少ないのですけれども、いずれ需要は非常にあるということがございます。

この8期計画におきましては、令和5年度に新たな特養、60床の建設予定もございまして、その中で矢巾町民の方々大体20名ぐらいお世話になるだろうという計画を立ててございますが、それが成就した暁だとしても、今後も高齢者の特養入所待機者というのは、これからはなかなか減ってはいかないわけでございまして、その中でやはり入所するまでの間老人保健施設を利用する方もいらっしゃいますし、在宅での支援を受ける方もいらっしゃいますの

で、いずれ今後さらにニーズは高まっていくものと捉えております。いずれ待機期間、在宅の方は、特にもいろいろなサービスを組み合わせながら何とか乗り切っていただいていますので、そういう支援のほうも引き続き力を入れてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 年金とか、あと生活保護といった支援もあるというふうに聞いておりますけれども、私たち年代で親の介護を見ている方の話を聞くと、月々3万円ぐらいの年金で7万円ぐらいの入所費用を払わなければならないというのが、大変厳しい状態の人も結構あるのです。よくテレビで本当かなと思って、2,000万円老後には必要だよというふうなことを放送になったときに、本当にうそみたいな話だと思いましたがけれども、その近所の人たちから聞くと、何とかやりくりして退所させたけれども、やっぱり1,000万円以上はかかっていたという人はあるのです。これから比較的私たち団塊の世代は、職業も持っていたり、経済の豊かな時代だったので、年金もある程度企業年金、厚生年金、それから基礎年金みたいなものもあるのですけれども、これからの若い人たち、つまり私たちの子どもたちに在宅で介護してくれと、ちょっと言いづらい世の中になってきているのです。というのは、65歳まで働いて、70歳までに年金が来るかどうか分からないということが、必ずそこまでやってきているわけです。その人たちに家において自分を見てくれということは、とても言えないと。どうしたらいいのだろうというふうにもいつも相談されますけれども、まず元気でおしゃべりして元気であることだなんて、何だか解決にもならないようなことをいつも私言って歩いて、すごく暗い気持ちになっているのですが、そういった現状から、やっぱり入所とか、それからいろんな条件があって難しいのはよく分かるのですけれども、出入りの比較的簡単な軽費老人ホームの新設ということがこれからかなり必要になるだろうと。

それで、このことについて一体どこかで何かやっていないかなと思っていろいろな本を読んだり、調べてみたりしたら、また毎日新聞で私のためにぴったりの記事が出まして、東京都の世田谷区だと思うのですが、わざわざ高いところに入れなくて、地域の空き家を補助金で幾らか区を出して、それからそういうNPOのようなところでも補助金を出して、四、五人ほどの人を入れるようにして、そして地域で見守りをして、その家賃は空き家を貸してくれた人にNPOの人たちがお世話をし、滞りなく納めるというふうなことも盛んに行われているということなのです。ああ、これはいいなと思いました。家の近くにいると、もちろ

んコロナのときは行けないのですけれども、近所の人も行って様子も見られるし、本人も何か寂しくないだろうなど、そういった施設なんかについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 貴重なご提言ありがとうございます。まさしく通常の法定サービス以外の独自の新たなニーズに対する先進事例だと思います。以前にも私のほうで、たしか高橋安子議員さんから、例えば町の保養センターのような施設を冬期間だけでも高齢者の方々の生活の場として活用するような、そういう取組も今後は必要だと思いますよという貴重なご提言をいただいたこともございました。いずれそういう第8期の介護保険事業計画の枠とはまた別に、まさしく老人福祉計画の部分での今後のそういう対応策として非常に参考になりましたので、今後そういう考え方も視野に入れながら取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど谷上議員から団塊世代の方々と今後の高齢者のそういう経済的な能力の差の部分もお話ありまして、まさしくそれこそが2040年問題というふうに言われておりますので、この介護保険事業計画、老人保健福祉計画については、向こう3年間の計画ではございますが、そういう中長期的な視点からも町のいわゆる高齢者対策を総合的に今いただいた貴重なご提言も踏まえながら検討してまいりたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 私たちも町民も何も全て行政の方に頼るという気持ちは全くないと思います。割と皆さん、将来のことを考えて、これからの子どもたちは年金ももらえるか、もらえないか、本当に気の毒だと。例えばコロナの予防注射も私たちよりも先に、今働いている人たちに打ってもらいたいと、そういった声も聞かれるほど、大変賢い矢巾町民がいっぱいおりますので、ぜひ皆さんの知恵でこれからもよい矢巾づくりに、協働の精神で進めばいいのではないかなというふうに思っております。

それから、ちょっと話はズレるようなのですが、税務課の担当なのでしょうか、年金の関係は。今高校の家庭科だと思いますが、教科の中に、資産形成というカリキュラムがこれから出てくるという報道がありました。私は、やっぱりお金を大事にするという意味で、老後の例えばただもらったお金を全部使うのではなくて、将来に向けた資産形成を教えるというふうな意味合いがあるのではないかなと自分で勝手に思っているのですけれども、その点に

ついて、年金はどなたからお聞きすればいいか分かりませんが、例えば今だと2階建てになっていますけれども、60歳を過ぎたら、自分がある程度年金を積んでいて、その60歳を過ぎたとき、すぐもらえるか、それからしばらくたってからもらえるか、自分の自由で選択できるような年金が出てきたというふうなことも聞いているのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問は、年金の関係でということになりますと、一応国民年金だけになりますけれども、町民環境課のほうで対応していますので、国民年金のほうと関係づけながら回答したいと思いますけれども、今おっしゃったとおり年金の制度に関しては、国民年金に関しても厚生年金もだと思えるのですけれども、繰上げ請求とか繰下げ請求、予定よりも早くもらえば年金かなり減るけれども、もらう年よりも繰り下げて、もう少したってからもらえば年金が増えるというような制度もあります。そういったものも周知を図りながら、あとは若い世代のほうにもいろいろ年金についての問題を提起しながら、学習しながら、老後の生活といえますか、そういう部分、年金の面からも考えていただくような周知啓発に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 今答弁いただきましたが、通告とは全くちょっと離れた質問でしたが、他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 何か今日の最後だと、ちょっと大先輩たちが、鋭いSDGsの質問を繰り返したので、わあっと思って、がっくりきたのですが、私はSDGsのジェンダー（社会的・文化的性差）の平等に対する取組について特化してお伺いしたいと思います。

男女役割分担の観念は、男は仕事、女は家庭から、男は仕事、女は家庭と仕事、さらに男も女も家庭と仕事（ジェンダー平等）と変革しています。日本のジェンダー（社会的・文化的性差）の平等指数は、世界の120位となっています。特に政治、経済の分野の指数が低くなっています。女性は、政策や企画への参加とともに、少子高齢化が進む社会において働き手として社会参加が望まれています。男女ともに尊重し合い、個性と能力を発揮するためのSDGs、ジェンダー平等社会の実現に向けて伺います。

1 番、現在ジェンダー平等の考えを取り入れた施策について伺います。

2 番、女性のエンパワーメントへの取組について伺います。

3 番、町内の商工農林業関係者と連携した官民連携のポジティブアクションの活動について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） S D G s ジェンダー（社会的・文化的性差）平等に対する取組についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、ジェンダー平等の考えを取り入れた施策については、男女共同参画プランにおいて、基本目標の 4 番目で、多様性とあらゆる暴力根絶を掲げ、具体的な指標の 7 項目を実現させるため、そのための意識づけや行動を各組織において実践しております。ジェンダー平等は、基本的人権であるだけでなく、平和かつ豊かで持続可能な社会に必要な基本的な考え方であることから、本町においても今後も変わらずジェンダー平等を基本として、各種施策を推進してまいります。

なお、ジェンダー平等の理解には性的指向や性同一性等の多様性を包含し、互いに尊重し合える社会実現が求められておりますので、人権を尊重することの重要性や差別、偏見などの未然防止につなげるための学習機会を設けるなど、周知、啓発活動に一層取り組んでまいります。

2 点目についてですが、女性のエンパワーメントの取組については、男女共同参画プランの基本目標として、男女共同参画の理解促進、様々な分野における男女の参画拡大、安心、安全な暮らしの実現など 37 項目の指標を掲げ、取り組んでおります。また、男女が社会の対等な構成員として参画する機会を設けるため、女性の活躍や男女の連携等の様々な意見を自由に交換し合う場としての多世代による懇談会なども検討してはいたしましたが、コロナ禍において実施できずにおりましたので、今後のコロナ禍の収束状況を見ながら実施してまいります。

3 点目についてですが、町内商工農林業関係者等の官民連携として、町との自主的かつ積極的な活動、いわゆるポジティブアクションは現在のところ実施しておりませんが、岩手県においてはいわて女性活躍認定企業等認定制度を実施しており、県内の企業において女性の活躍推進に向けて積極的に取り組んでいる企業や団体の取組の状態により、2 段階で認証し、官民連携を推進しております。

町の企業団体では、ステップ 1 の企業等は 5 団体、さらに取組を進めているステップ 2 の

企業等は9団体認証されており、このような制度の推奨や連携を行うことや、今後町としてもこのような事業を参考として、女性活躍に取り組んでいる町内商工農林業関係者と連携したポジティブアクション活動などを検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 男女共同参画の矢巾町の計画を読ませていただきました。福祉事業もそうですし、介護事業計画もそうですが、大変内容もきめ細かく、矢巾町の実態に合った内容で、いろんな本よりも参考になるなどと思って取り組ませていただきました。その中の一つに、女性のエンパワーメントについてお尋ねします。

男女共同参画プラン中間改訂版にある町職員女性のキャリアアップ研修が令和2年12月現在でゼロ人となっています。これについては、ちょっと私も、あれ、こんなことでいいのかなと思ひ、赤線を引きました。キャリアアップ研修の内容、それから研修を受講した場合のメリットといたしますか、何かご褒美のようなと言えれば変ですけれども、そういうものがあるのか。それから、キャリアアップ研修がゼロ人だという値の捉え方についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 私からお答えさせていただきますが、これにつきましては、事実としてそのとおりであるということについてはそのとおりでございますので、なぜできなかったのかということの言い訳になってしまうのですが、確にかつてコロナ以前は女性職員自らが一つの研修グループを組織して、その中で自発的な研究、研修を行っていました。自分たちで講師を見つけてきて、そして職員に参加を呼びかけてやるというふうな、役場の組織としては、それは支援はするけれども、主催ではなかったといった流れの中でやっていたもの、そう私は捉えておりましたが、それが女性グループのほうも、いろいろ最近ある意味男女共同になってきたせいなのかもしれないのですが、結構女性の職員の方々もメインの仕事のほうで忙しくなっているという状況の中で、そういった研修が行えなくなって、研修グループは解散したというふうに私は捉えておりました。

本来は、役場の組織として、そういった研修を用意してやるべきだということとは全くそのとおりなのですが、女性たちの自発的なところに任せてしまって、そのとおりになった。そして、コロナの関係もあってというふうなところもあり、やはり本当に言い訳にしかならないのですが、コロナ禍におきまして、我々も本来やるべきことがいろいろあるにもかかわ

らず、やっぱりコロナのほうに時間、エネルギーを取られている。そして、そういうところ、どこから取られるかという、やっぱりどうしても、そういう今どうしてもしなければならぬというわけではないという部分をそちらに回すというふうな実態がございます。

ただ、今後町としても定年延長制度が出てまいります。その中で、そのキャリアアップも含め、それから女性も男性もなのですけども、特に女性の場合は産休、育休の部分、男性の育休も推進するという立場で事実進んできておりますが、そういったものを総合的に捉えて、計画として盛り込んだものを令和4年度に作成する見込みでございますので、そういったところの中で今後実践をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の答弁にちょっと補足させていただきますが、今町村会、19町村あるのですが、女性職員のキャリアアップ研修、令和4年度から、まず女性職員を対象にやりましょうということで、今町村会で取り組みます。

それから、私も言っているのですが、今アカデミーとかNOMAとか、いろんな講座があるのです。やはりそういうところにもありますので、このことについては女性職員も含めて職員にどんどん研修、今矢巾町でも、特に私今町村会でもいろいろお世話になっているので、研修協議会もありますので、できる限りそういった研修にぜひ参加するようにとっております。そういったことで、女性職員に限らず町職員、そういった研修、もうどんどん。そして、いろんな上部団体との人事交流、こういうふうなものをやっていくことが非常に大事なので、今のご質問については今後そのことをしっかり受け止めながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 日本の女性の政治、経済での参画の少なさがジェンダー平等指数の低さの原因になっていると言われております。前も男女共同参画のことを質問したときに、私も平成19年に男女共同参画養成講座に通わせていただいて、その内容を見ると、商業とか、農業とか、林業、漁業、そういう職業の人たちというのは、女性がすごく柱になってと言えれば変ですけども、全く物すごく働いているのです。企画も運営もしているし、ただ、それがなぜこういうふうに表示に出てこられないのかなというのが私も同じ女性として残念だなと思うところであるのです。



だから、例えば矢巾町の課長になると、議会に行って議員さんたちにやられるから嫌だなとかというようなことがないように、課長さんになったらいいことあるのだよと、矢巾町を引っ張っていくのだと、そういうふうな考え方をする女性を増やしていただきたいと思いません。どこの社会に行っても、ぼんぼん、ぼんぼん女性の回答が返ってきます。本当に私たちの時代と違っていいなと思っています。特に商工業なんかのおかみさんとか、いわゆる奥さんたちは、もうお父さんは商工会にやるけれども、私は家で一生懸命稼いでいるのだよなんていう感じで、ああ、この人がいなければもたないのかなという感じもありますので、ぜひ役場職員も、ちょっとぐらい言われて、つまりいたらやり直せばいいではないですか、次の機会もあるのですから、それぐらいみんな細かくきちぎち、ああ言ったからああ言ったみたいに言いませんので、ぜひお願いしたいと思いません。

2番目なのですが、女性の積極的な採用や登用、将来指導者的地位へ成長していく女性の育成などのポジティブアクションと言われているそうです。（積極的差別是正措置）について伺いたいと思いません。

このことについては、世界でも逆差別ではないかとか、何で女性ばかり優遇されるのだというのが実は大変多いのですが、それはアメリカとか割と進んでいるようなところにもそういうのがあるみたいなのですが、今までの歴史を見ると、やっぱり賃金格差にしても、それから社会的な地位にしても、女性はやっぱりまだまだ保護するような一面がないと、ジェンダー平等は成り立っていかないと思うのです。だから、そういうふうな捉え方をしないで、女性のポジティブアクション、そのことについてこれから矢巾町ではどのように取り組むかお伺いしたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 事業所の立場としての矢巾町役場のところで、まだ計画も具体的ではないので、私の考えということになってしまうのですが、以前からいろいろお話出ていますが、役場職員は実質的に4割が女性であると。今後さらにその傾向が、女性の割合が5対5に近づいていくのかなというふうにも思うところがございます、そうすると、管理職も含めてなのですが、大体人数構成も、それぞれのポジションで同じくらいいて当たり前なはずでございます。

では、何が今までそうならなかったのかという理由を我々としても考えているところですが、やはりあまり矢面に立たせないような、ハードな部分、対外交渉とか、そういったことがいろいろあるのですけれども、交渉だとか、調整だとか、そういったところにあまり立たせ

ないでくるといふ、そういう考え方が確かにかつてあって、それがいまだに尾を引いているのかなという部分もあります。

そういうところは、今後変えていかなければならないなというふうに、人事担当の総務、人材育成のほうの総務の考え方としてありますので、先ほど町長がちらっと、町長の発言の中でありましたけれども、外部組織との人事交流、これについては従来ほぼ男性ばかりだったのですが、最近は積極的に女性を出して、そういうところの経験を積ませて、将来のキャリアのことを考えて、そういうふうにしていくべきだという立場に立って今やっております。現実には女性が県庁や別なほうにも行ったりしております。そういったところは、ある種、そこに男性ではなく女性をあえて出すというのは、ある種のポジティブアクションになるのかなと思っております。これを次の計画書とかに入れ込む際に、どういう形で入れるのか、なかなか難しいところはあると、逆差別的に捉えられないようにという。

ただ、昨日だかおとといの新聞の女性活躍のこれ以上何をやればいいのかというような投書、私もあれ実を見て、女性の感性からすると、当然そうだよなと、全く私も同感だったと。だから、変わらなければならないのは、男のほうということですので、ぜひそういう方向でポジティブアクションもやっていけたらいいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ジェンダー平等って、なかなかかなり、例えば女性差別撤廃条約あたりからずっと進んできて、男女雇用機会均等法とか、男女共同参画の法律とか、様々な形で法律もあり、社会も変わってきているのですが、何か進まないなというふうな感じを私たちは持ちがちですが、実は身の回りに、既にそれがじわじわと来ているのだということが、例えば私は73歳になりますが、高校のときは家庭科というのには男子は入らなかったのです。何だか道具を使って、そっちのほうでやるのが男子で、女子は料理とか、裁縫とかというふうに、それがあるときからやっぱり男女一緒になりましたけれども、どういう形かそこはよく分からないのですけれども、そういうのもジェンダー平等の一環だと思います。約50年ほど前だと思いますけれども。

では、このジェンダー平等がSDGsの中でも特に私は大事だなと思うし、女性のやる気もばんばん出すためには給料も上げて、男女賃金格差がゼロになるようにして、働けば働くほど経済が豊かになって、家族も、それから自分も様々な可能性を試せるという社会になるために、ではどういうことをすればいいかというのを、私は簡単なことではないかなと思う

のの一つに、まず見える化があると思うのです。

例えば先ほどから先輩議員たちが女性の消防訓練とか、消防士とかも増えているけれども、それなんかもっと増やしたらいいのではないかと、学生もそうだ。学生を消防士に頼むというと、ぱっと頭に浮かぶのは、やっぱり男性のほうです。だから、そこもやっぱり女性の数も入れながら、それから何かのときには、必ず男女半々でなくてもいいですから、その中に、組織の中や活動の中に女性を入れていくということが、見える化ということがとても大事だと思うのです。

それであと、例えば小学校からそういうのが大事だよと言っても、今は進んでいると思いますが、並ぶときにも男子、女子とかという感じになっています。名簿もそうです。ただ、今名簿は男女混合のもあるそうですけれども、そういった家庭だったり、地域社会だったり、大きなことで男と女は一緒だなんて言うよりも、ふだんの生活の中に男女の役割というものをさりげなく取り入れて、それを見て育つということ、それから私たちも、例えば消防の消防演習、今年も見せていただきましたけれども、やっぱり女性が少ないなという感じもしますし、行進を見ていると、後ろのほうにとぼとぼと何だか女性の消防団員がついてきて、何かそれも気の毒だなという感じもしましたので、例えばああいうのだって、男子の隣に女子で一列でいいですから、同じ並列で行進するようなことがあれば、あれ、今年何だと言って、あれは矢巾町のジェンダー平等の政策なのだよと、そういうチラシを私まきますから、そういった、今例えば例、消防の人に何だか怒られそうで嫌ですが、例えばそういう見える化というのを常に意識して育てていたり、私たち自身も何かのときはお父さんと言わないで、自分が出ていくという、そういうふうなことがジェンダー平等を育てる一番の近道ではないかなというふうに思います。

これからも広域圏の農業団体、それから商工業団体の役員に女性の数を増やすといった働きかけを町のほうからもお願いして、ジェンダー平等の取組が日本で一番進んでいる矢巾町にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 私のほうからちょっと現状のほうをお話しさせていただきたいと思います。

今谷上議員からお話あったとおり、女性の活躍ということで、農業とかでも、あと商工業なんかでも、それぞれ今現在矢巾町内で活躍されている女性が結構おります。ただ、それが、では表に出ているかと言われると、やはりなかなかそこは女性なのでしょうか、なかなか表

に出るとというのが、出ないのですけれども、それでも私の目から見ると立派に活躍されているということで、ではそれを後押ししてあげて、PRする場もあればいいのかなというふうに思っております。なかなかそういったアピールする場が少ないから、女性が活躍して、私も負けないで、いっぱい仕事をするぞとか、そういった思いもこれから持ってくるのだらうというふうに思っておりますので、この間も中小企業同友会のほうに参加しましたならば、女性の方が司会進行して、講師先生を紹介しつつ、最後にはその感想まで述べられていたというふうなことで、それは町内の建設業関係の女性職員の方がやっておられたのですけれども、そういったことも私も気づかされて、ああ、こういう立派な女性の方がいたのだということに気づかされて、もっとアピールしなければならないのかなと、PRしなければならないのかなというふうに思いました。そういった事例が数多くありますので、皆さんの耳に届くように、産業観光課としても働きかけを行っていきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） SDGsの5番目にこのジェンダーが位置づけられておるのです。やっぱり私は非常に大事な項目だと思うのです。そこで、今矢巾町役場、もう先ほど総務課長が答弁したように、4割は女性職員だと。まず、これからもうだんだんに年齢構成で女性職員の占める割合が大きくなってきますので、当然そうすると管理職をはじめ補佐とか係長、そういうふうなものが必ず増えてきますので、だからそういう、本当は、私は町職員もこれからは男性だけでなく、女性職員も優秀な職員は抜てき制度、そしてやるような、やっぱり働きがいのある職場環境をつくっていかなければならないと思うので、そこで町村会でもそういうことをこれからしっかり考えていかなければならないということで、キャリアアップのそういった講習も研修を設けてやっていくと。

いい例は、学校の先生方です。小学校の校長先生なんていうのは女性です。今日は教育長がおるから、どのぐらいの割合かあれなのですが、本町でも女性の校長さんがいらっしゃるわけですから、やっぱりそういうこれから組織風土というか、女性が活躍しやすいような環境づくりをしっかりと構築していきたいなど。

今消防のお話とか、いろいろ出ましたけれども、これも今後どんどん組織の風土も変わっていくと思いますので、今日ご質問いただいた内容は、これから私ども、文化スポーツ課が担当課なのですが、そういったこともしっかり受け止めながらやっていきたいと。

そして、先ほど藤原梅昭議員からもあったのですが、例えば防災とか何かの関わっている女性の割合がどういうふうになっているのか。やっぱり今後そういうことをしっかり意識し

ながら町政の推進をしてやっていきたいなど、こう考えておりますので、ただ最後に、私事であれなのですが、同級会があって、同級生、女性たちがこんな物騒な発言をしているのです。「昌造君、俺たちはもう嫁たちに世話になりたくないから、親しい仲間、女性たちだけで一緒に生活していく」と。そういうことを言われて、どきっとしたのですが、うちの家内もそういうことにならなければいいなど、こう心配しておるのですが、実は今そういったお年寄りたちがそういう発想を持って、それを実現しようとしているのです。だから、私は、これから女性はますます強くなる時代が来るのではないかと。何だかナイロンだったか何だか忘れたけれども、ストッキングと女性は強くなると、これからやっぱりそういうまた時代が来ると思いますので、まず女性参画の門戸は私ら職場でも広げていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集お願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時52分 散会

令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

令和4年3月8日（火）午前10時開議

議事日程（第6号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君	税務課長	花立孝美	君
町民環境課長	吉田徹	君	福祉課長	浅沼圭美	君

健康長寿課長	村 松 徹 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	田 村 英 典 君
農業委員会 事務局長	高 橋 保 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 智 雄 君	教 育 長	和 田 修 君
学校教育課長	田中館 和 昭 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野 中 伸 悦 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。本日の一般質問に入る前に、一言申し述べたいと思います。昨日も藤原梅昭議員が発言をされましたけれども、ロシアによるウクライナへの侵略、大変悲惨な事態となっております。プーチン大統領に断固として抗議をしたいと思います。また、全世界の人々がウクライナへの支援とロシアへの抗議を示しています。この力は、必ずやロシア国民に届くと思います。

それでは、一般質問に入ります。1問目については、コロナ対策について町長にお伺いをいたします。オミクロン株の出現によりまして、第6波は感染者数、死亡者数ともに爆発的となっております。特に高齢者が重症化しやすく、亡くなる方が増えておりますことから、3回目のワクチン接種が急がれます。また、医療逼迫により救急搬送がままならず、助かる命が助けられない事態となっていることが報道されていますことから、以下お伺いをいたします。

1番、高齢者及び高齢者施設入所者へのワクチン接種状況を伺います。

2番、ワクチンの供給状況について伺います。



3番、医療従事者が不足していると報道されておりますけれども、本町の状況はどうか。

4番、一人世帯の自宅療養者への町が対応できることは何か伺います。

5番目、経済支援として住民税非課税世帯へ10万円の支給がありますけれども、課税世帯であっても、コロナ禍で生活が苦しくなった世帯も対象となることから、どのような方法で周知を図るのか伺います。

6番目、事業復活支援金は、手続きが電子申請のため、商工会の会員でない場合は、インターネット環境がなかったり、操作が難しい等の声があります。町として、申請のサポートができないか伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のコロナ対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、65歳以上の高齢者のうち、昨年8月末までに2回目の接種を終えた方は、3月中に3回目の接種を終える予定であり、高齢者施設の入居者は、2月末までに3回目の接種を終えております。

なお、昨年9月以降に2回目の接種を終えた方も、接種後6か月経過後から順次3回目の接種が可能となります。

2点目についてですが、モデルナワクチンとファイザーワクチンが半量ずつ供給される計画となっておりますが、モデルナワクチンのほうが先行して供給されております。ワクチンの種別に違いはありますが、本町ワクチン接種計画に沿って接種可能な供給となっております。

3点目についてですが、医療従事者を含めた社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮措置がなされており、郡医師会とも調整して対応しておりますので、本町においては、医療従事者の不足はないものと認識をしておるところであります。

また、ワクチン接種につきましては、郡医師会及び岩手医科大学附属病院からご協力をいただき、順調に接種が進められております。

4点目についてですが、自宅療養者の支援等については、保健所やいわて健康観察サポートセンターが対応しており、自宅療養者への周知も行われているところであります。岩手県

では、現在のところ自宅療養者に対する市町村からの支援等は考えていないとのことですが、今後さらに自宅療養者が増加した場合には、必要に応じて保健所等と連携し、対応してまいります。

5点目についてですが、本町において、現在実施しております令和3年度矢巾町子育て世帯等臨時特別支援事業における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度住民税非課税世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した住民税非課税世帯と同様の事情にあると思われる家計急変世帯を対象として実施しております。家計急変世帯の周知方法は、既に町のホームページに掲載しておりますが、今後広報やはばややはラヂ！等により広く周知してまいります。

また、町の社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、あらゆる場面での関わりの中において、生活費の相談やローン返済、家賃未払いなど、経済的な困り事の相談を受けた際は、相談を確実に受け止め、丁寧に事情をお伺いした上で、その方に最も適した支援につながるよう寄り添った対応に努めてまいります。

6点目についてですが、インターネットによる申請が難しい場合、盛岡駅西口の盛岡地域交流センターマリオスに設置されております申請サポート会場をご案内しております。申請サポート会場では、電子申請をサポートする補助員が常駐しておりますので、町の窓口に問合せがあった際には、予約コールセンターの電話番号をお伝えしております。

なお、事業復活支援金について、申請書類の事前確認等を登録確認機関が行うこととされており、町内の登録確認機関は、町商工会のほか、一部の金融機関、行政書士事務所等の5か所となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今回のオミクロン株は、感染力が大変強いということが特徴でございます。特に高齢者が重症化をするというふうに報道されております。厚生労働省の発表した統計でも、感染者数は2月に4,000人を超えて、最悪の事態となっております。また、1月5日から2月22日までに亡くなった人のうち、70歳以上の方が9割超に上っております。そして、それは高齢者施設のクラスターの増加と鑑定をしていることが発表されております。全国の高齢者施設で発生したクラスターは、2月20日までの1週間で437件、1月初旬の段階から25倍以上に感染しています。学校や医療機関など、全体のクラスター発生件数の中で、

やはり高齢者施設の発生が最も多く、4割に達しているということでございます。

このような中で、本町がいち早く高齢者施設のワクチン接種を終えることができ、そして高齢者についても3月いっぱいでもワクチンが終了するめどが立っているということは、大変迅速な対応をなされたということで、町の関係機関、そして医師会、岩手医大の諸先生たち、医療従事者に感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、やはり今回のオミクロン株は、そのワクチンを打っていてもブレークスルー感染がございますので、引き続き抗原検査を、これからは週に1度実施するという事も報告されましたけれども、だんだんに抗原検査キットがなくなってくるという事態もありますけれども、やはり可能な限り日常的な抗原検査が必要と思います。

また、私、町内の友人がやっぱりコロナに感染をいたしまして、その話を聞いたのですけれども、彼女は65歳、そして余病はなく、最初は風邪だと思って個人医院に行かれたそうです。その後風邪薬をもらってきたけれども、よく治らないということで、日赤の発熱外来に行って、そこでコロナと判定されたけれども、軽症でもあるということで自宅療養ということになったそうなのですけれども、家に帰ってきて急変したそうなのです。喉が腫れ上がって息ができなくなったということで救急車を呼んで、それこそ市立病院に搬送されて、ようやく呼吸ができるようになったというお話でございました。ですので、余病がない60代の方も、60代後半の方ですけれども、やはりこういうふうに急変するということがあるということをお話させていただきます。

そして、以前の場合は、肺そのものが真っ白くなって呼吸困難になりますけれども、オミクロン株は喉、器官を直撃しますので、喉が腫れ上がると、まず水分が取れない。このことがまず大変症状を悪化させてしまい、そして呼吸ができなくなる、そういう事態が誰でも生じるということでございますので、特にも自宅療養者の方には、このことをしっかりと認識をしていただいて、呼吸が苦しくなったら迷わず救急車を呼んでいただくということが重要かと思われまます。特にも救急車には酸素がございますので、酸素以外に手だてはないと思われまますので、ぜひこの情報をどこかで私も伝えたいと思われまして、今回この議会でお話しさせていただきます。そのように急変する前に、息が苦しくなってきたら、もう救急車を呼ぶと、そういうことが一番最良の方法と思われまます。

また、どうしていいかわからないで連絡が町に来る場合もあるかと思われまますので、特にもそのことについて相談があった場合、一人で療養している方なんかは、まず不安になるわけで、私の友人は旦那さんがいましたのでよかったですけれども、たった一人の場合はパニック

ってしまうと思いますので、役場に相談が来た場合には、ぜひ救急車ということを最優先にまずお話をなさっていただいたらいいのではないかと思います。そのことがまず私は、一番今回訴えたかったこととございます。このまま順調にワクチンが接種されることをまず見守りたいと思います。

そして、先ほどの継続事業復活支援金のことなのですが、町内で5か所ということでまず表明をされましたけれども、全部の、商工会の会員であれば商工会で対応はできますけれども、商工会の会員でない場合には、商工会での相談というのがまず難しいわけで、それで断られたという声もありますので、今はどうか分かりませんが、基本的に商工会の会員で手いっぱいなのだろうと思われま。行政書士さんも全ての町内の行政書士さんができるわけではなく、私の知人は盛岡市の永井にいます行政書士さんが、市外ではあるけれども、特別の配慮をもって対応していただいたという話もお聞きしておりますので、もう少し対応、申請に至る前の事前審査といいますか、事前のところでもう少し相談ができるところが、支援ができるのであれば、さらにせっかくの補助事業ですので、これが円滑にまず使えるのではないかなと考えているところであります。その点についてだけ、再質問、ではすみません。こんなにうまくいったのは、大変すばらしいことなのですが、教訓として、施設入所者へはお医者さんが出向いてワクチンを打ったのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

施設関係、福祉施設関係につきましては、それぞれの施設に嘱託医の先生がいらっしゃいます。例えば志和荘、悠和荘のような施設であれば、隣接する南昌病院さんに嘱託医の先生がいらっしゃいますので、先生が各施設に出向いて、入所者の方もそうですし、介護従事者の方々に対しても出向いての接種を行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの2番目のことですが、事業復活支援金について、申請書類の事前確認等を登録確認機関が行うこととなっております。町内の登録確認機関は、町商工会のほか、一部の金融機関、行政書士事務所等の5か所となっておりますということですが、この5か所について、町民への周知をどのようになさっているのか、お伺いをいた

します。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 周知につきましては、これは国の制度でございますので、町のホームページ等でも紹介はさせていただいておりますけれども、電話等があれば、当然そういう旨で申請機関があるということでお話をしておりますし、必要な場合は申請サポートセンター会場のほうにつないでいるところでございます。

5か所については、金融機関が3か所と、あとは行政書士と町商工会となっておりますけれども、町商工会の会員でない方が町商工会に来た場合に断ったという話は初耳でございます。どういう経緯でそうなったのかは、後ほど詳しくお聞きしますが、そういうことがあっては、やはり商工会としての義務がちょっとなされていないのかなというふうに思いますので、もしそういうことが事実であれば、商工会のほうに私のほうから指導していきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。2問目は、西部地区高区配水塔の廃止と矢巾温泉郷の水害対策について町長にお伺いをいたします。

高区配水塔がハザードマップ上の浸水区域に位置していることから、区域外への新たな建設計画が示されました。当施設は、昭和53年に建設され、50年の耐用年数まであと6年あることから、建設及び解体に要する経費への国の補助金はありません。全額町の負担となります。建設費は、概算で約6億円余であり、解体費はまだ調査中であるということでしたが、総額でおよそ10億円となると見込まれているということでございました。

また、令和4年度から令和7年度までの4年間に及ぶ事業になることが示されたことから、以下お伺いをいたします。

1番、施設の上には3基の治山ダムがございます。これは、平成25年の大雨被害で矢巾温泉郷が高区配水塔も含め土砂に埋まるなど、大きな被害を受けたために県が治山ダムを平成27年度に完成させたものでございます。私ども議員も完成したときには見学をしてまいりましたが、大変大きなダムが谷側にございまして、そして山際にそれぞれ2か所、合計3か所の治山ダムができておりました。これによって、今後はまず安全に矢巾温泉郷も維持

できるという説明を受けたところでございましたけれども、これは県の事業でございますので、この治山ダムの現況について県との協議が行われているのか、これについてお伺いをいたします。

2番目は、工事契約等を契約することになった場合、業者選定の方法は、どのように行うのかについてお伺いをいたします。

3番目は、施設が安全でないとすれば、矢巾温泉の水害対策は今後どうしていくのかについてお伺いをいたします。

4番目、解体費用を含めて約10億円となれば、大きな負担となることとなります。もう少し時間をかけて、耐用年数の残り6年間を施設維持できるように多方面からの安全対策を考えるべきではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地区高区配水塔の廃止と矢巾温泉郷の水害対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、高区配水塔と、その周辺地域の現況については、既に県と協議を進めており、来年度に県が行う予定の土砂災害の被害に遭うおそれのある区域の地形、土地利用状況などを調査する基礎調査の見直しの結果によっては、土砂災害警戒区域が変更となる可能性もあることから、今後も引き続き県と連携して情報収集に努めてまいります。

2点目についてですが、契約規則等の規定により、従来の工事発注と同様、一般競争入札もしくは指名競争入札にて工事発注を行ってまいります。

3点目についてですが、来年度県が実施する基礎調査の見直し結果を踏まえ、ハード対策として整備に係る県への要望や確実な避難の実施によるソフト対策等を検討し、安全確保を図ってまいります。

4点目についてですが、来年度県が実施する基礎調査の見直し結果を踏まえ、今後の整備スケジュール及び整備内容について柔軟に対応してまいります。あわせて、事業費の負担が短期間に集中することを回避するため、現在予定している事業の一部を後半に先送りするなど、事業費の平準化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　まず初めに、治山ダムと砂防ダムというのがございまして、私はその砂防ダムだと思っておりましたけれども、本町の上にてできている3つのダムは、治山ダムということでございます。治山ダムとは、川岸あるいは山等が浸食されて山崩れが発生しやすいところに設置するもので、これは森林法に基づいて県あるいは国の林野庁などが行う事業ということでございます。

　予算は示されたわけでございますけれども、令和4年度は基本設計、そして詳細設計で4,760万円が計上されておりますけれども、まず基本設計、詳細設計に入る前に、やはり県へのハード面での要望をまずやって、そして今ある施設を最大限長寿命化させていく、維持管理していくということがまず最初に必要なのではないかと思っております。この予算を先に今年度に組み込む前に、それをやるべきではないかと思うのですが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　ただいまのご質問にお答えします。

　まず、治山ダムと砂防ダム、それぞれの目的というのは、議員おっしゃるとおり、治山ダムは山林の保護、それに伴って山を守りましょうと。砂防ダムというのは、字のとおり、土石流から人命なり人家を守りましょうということで、それぞれ役割が違うということで考え方が違っております。今回設置されているところは、治山ダム、治山ダムというのは、先ほど言ったように、土砂から人命を守るということも確かに機能としてはありますが、山林を保護するために設置しているものということで、基礎調査の結果を見なければ何とも言えませんが、100%今の土砂災害警戒区域、これがなくなるかもしれないですし、残る可能性もあります。それについて、来年度については、県のほうで基礎調査、それを年度末までに報告できるということですので、その結果を待って施設整備をするのかどうかというのは、検討することは、確かに選択肢としてはあります。来年度委託については、基本設計と詳細設計ということで4,900万円ほど予定はしてございます。ですので、それを2つなりに分けて、基本設計のほうだけを先行させると。詳細設計については、確かに基礎調査の見直しをもって本当にどうするべきかというのを先送りと言えば、言葉はちょっと悪いですが、基礎調査の結果を待つというのも一つの選択肢かなとは考えております。

　いきなり来年度当初から土砂災害警戒区域があるものを想定として詳細設計までを発注するということは、そこは議員の全協のときのご提言もありましたので、その辺は先に基本的なことを先行させて、詳細設計については、もう少し遅らせてもいいのかなというのは考え

ております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それくらい柔軟なことができるのであれば、基本設計も、例えば今やるべきなのか、それから5年後、6年たった、いよいよ耐用年数が切れた段階でやれば、国の補助の対象になるわけです。今やれば町単独経費になるわけですから、そのことも踏まえて、もう少し柔軟に対応することが必要なのではないかと思います。

特にも本町は、水道事業はどうか分かりませんが、本町は大変財政的に厳しい状況になっておりますので、やはり国の補助がない段階で安全のためということが、否定をするものではないですけれども、やはり費用対効果、そして緊急性ということが重要な要件になってくると思います。他の施設であっても、耐用年数を超えてもまだまだ使っている町営住宅とか、それから国でも昨日の梅昭議員の土橋の500メートルの無堤防の地域等、人命に関わる場所もまだ整備がされていません。そういうこともありますので、やはり緊急性と重要性と、ほかに手だてがないのかという多方面からの検討をして、初めて予算化をしていくというような、そういう慎重さが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず小川文子議員も平成25年8月9日、大雨洪水、いわゆる保養センター周辺、甚大な被害、被災したわけです。私ども今そういう災害は待っておらないわけでございますので、ただ、今ご指摘のとおり、財政も非常に厳しいということで、今担当課長には、国、県にしっかり要望して、そしてそれから今県でも見直し作業を進めるということなので、その県の見直し作業と併せて私どもも国、県にしっかり要望していくと、私らの思いを。

そして、何よりも一番大事なのは、これから10億円、これ最終的にどのぐらい、どういうふうになるかあれなのですが、そこで令和4年度に高区配水塔の廃止のために、専任の担当を置いて、そしていろんな角度から総合的に評価しながら進めていきたいと。

だから、私どもといたしましては、小川文子議員もおっしゃっているとおり、一つ一つ精査しながら進めていきたいということで、予算をお認めになっていただいたから、すぐ執行するというのではなく、令和4年度に入ってから国、県に要望、それから何回も言うのですが、専任の担当を置いて、そしていろんな選択肢がないか、そしていろんな事業、合う



事業がないか、お願いしながら進めていくので、ただ私ども、皆さんもご存じのとおり、あそこの高区配水塔、やはりあれがこの間の平成25年8月9日、あれが流されたら、流出したら大変なことになっておったということは、私もひしひしそのことは感じております。

平成25年8月9日、私も保養センターに行って、保養センターの被災した惨状と、それからあそこの高区配水塔のところ、あそこが一番心配したところなのです。だから、今後防災上のことも含めて慎重に検討してまいりたいと。そのために専任の担当を置いて進めていきたいと思っておりますので、だからその辺のところをひとつご理解いただきながら、一つ一つ積み重ねてやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そのように進めていただきたいと思っております。

平成25年の大雨のときに、私たち議員も全部調査をして歩いたわけです。あそこに治山ダムができるという県の事業も受けながら、議会の中でも矢巾温泉をあそこにそのまま存続させていいののかも議論になりました。今後また起きるであろう事態に備えて移転をしたほうがいいのではないかと私は主張したところがございます。やはり地形上、どうしてもあそこに置いておくと、まず夜、宿泊なさっている人もいるわけで、人命に関わるのではないかとということを質問いたしましたけれども、この県の治山ダムというのが大変まず優れたものであって、矢巾温泉郷を守ることができるという判断の下で、あそこに再び同じ場所で改修をするということが決まった経緯がございますので、今後考えていく場合に、水道課だけで考えるのではなく、やっぱりこの矢巾温泉郷をどう守っていくのかという全体の視野の中で考えていくことが必要かと思われまます。

そこで、やはりそういう点では、県、国にしっかりと現況を常に監視をして報告をしていく。これは、町でもできることだと思うのです。どこかにひびが入っていないかどうかとか、どの程度土石流が埋まっているのかどうかとか、そういうチェックというのは、町でやっているのかどうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 配水塔の関係ですか。

○14番（小川文子議員） いや、私、矢巾温泉についても質問しておりますから。

○議長（藤原由巳議員） ここで入っていました。

○14番（小川文子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） では、浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、基本的な話の内容は、防災、安全に関わることで、議員さんおっしゃるように、上下水道課だけでやることではなくて、矢巾町全体として行うべき案件であります。その中で、まだ話としては進んでいないのですけれども、上下水道課の私のほうから概要だけでもお話ししてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

まず、治山ダムにどのぐらい土砂がたまっているのか。治山ダムの目的は、さっき言ったように、森林の保全、保護ということですので、治山ダムを造って、そこに土砂が堆積して、それで溪流の勾配が緩やかになる。それに伴って地表が削れなくなって、山林が倒れない。それで山林が守られるということですので、基本的に治山ダムの中は埋まるべきもの、埋まらないと治山ダムの目的が達せられないということであります。

それらの治山ダムとか、土砂災害警戒区域については、毎年県の砂防担当、町の砂防担当また消防等のほうで年1遍現地調査をして、それを県のほうに報告しているということになっております。それについては、先ほど言ったように毎年調査していますので、特に構造物にクラックとか入っているという話は、私のほうでは聞いていないですし、現地でも多分ないと思われま。

次に、では矢巾温泉のほうの移転というか、どのように守るか、それについては、これも矢巾町だけで決めるべきものではなくて、それこそ矢巾温泉の方々も含めてどうすべきなのか、それを意見をぶつけ合って、それで一つの考えに持っていくべきもの。当初から矢巾町のほうから、では移転しましょうとかというような考えではなくて、やっぱり意見を聞いて、それででは何がベストなのか、ハード施設で抑えるべきものなのか、ソフト対策を充実すべきものなのか、それを行うべきものと考えます。

それについては、やはり来年度の基礎調査の結果、それをもってどうなるのか。先ほど言ったように、今の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンがかなり下流まで広まっていますので、その治山ダムによって、それがどのぐらい減少するのか、またはなくなるのか、それを確認してから行うべきものだと思っております。

なお、現在日本で土砂警戒対策区域というのは、全国で67万か所ぐらい、そのうちの警戒区域、いわゆるレッドゾーンというのは58万か所あります。全部それをハードで抑えるというのは、矢巾町というか、日本としてかなり難しい話。一般的には、ソフト対策、ではどういふソフト対策があるのかということ、やはり避難の充実なり、情報提供なりというのが多くなっているのかなと思います。

では、矢巾温泉についてもそれで適用するかというと、それはさっき何回もお話しして申し訳ないのですが、意見を、考えを教えてください、そこで一つの考えに持っていくというふうにするべきものなのかなと考えております。来年の基礎調査を待つことにはなりますが、少々時間をいただければなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは3問目は、メディカルフィットネスについて町長にお伺いをいたします。

メディカルフィットネスは、地方創生事業として3年間町営で取り組まれましたけれども、来年からは町営としての役目を終えて、企業に移管され民営化となります。この事業は、国の半額助成を受け、総額2億6,530万円余で取り組まれたことから、以下伺います。

1番目、事業評価は、いつ頃、どのような形で示されるのか。

2番目、運動器具、機材は5,600万円で購入し、減価償却が3年間であったことから、無償譲渡されることになりました。町民の貴重な財産であり、全てを無償譲渡するのではなく、一部を町の体育館のトレーニングルームで利用できないか伺います。

3番目、施設の内装工事費は約5,700万円で、減価償却期間は50年となっております。契約は、今後どうなっていくのか。また、残存価格はどれくらいなのかについて伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） メディカルフィットネスについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、メディカルフィットネス事業に係る評価につきましては、実施前に策定している事業計画によって設定された指標などを考慮しながら、現在の運営状況などを基に評価を実施する予定としており、3年間の事業終了後において、これらの振り返りを行うこととしております。

また、本事業において、創出された付加価値などにつきましては、今後の民間における事業活動や行政側と様々な協力活動によって現れてくるものと考えており、この施策を実施することにより、多岐にわたって波及効果があるものと考えております。

2点目についてですが、当該施設に設置しておりますトレーニング用の運動機器の取扱いにつきましては、地方創生事業を活用して事業の立ち上げを行っており、3年間の事業運営によって得られた施策効果が持続することを期待していることから、事業者に対して無償にて貸与することで今後さらに民間事業者の創意工夫などによって、本施策の実施効果が様々な部分に波及するものと考えております。

また、本事業の目的である医療と連携した健康増進の趣旨に鑑みますと、地方創生事業によって形成された事業基盤の一部を構成するトレーニング用の運動機器などについては、全て一括して事業継承することにより、円滑な事業運営が実施されるものと考えており、他の施設及び事業などへの移行は考慮していないところであります。

3点目についてですが、当該施設に係る内装工事費用については、転貸借対象施設に付随するものであることから、交付金相当額を控除した町単費分を対象として、その金額を減価償却期間にて除した金額に見合った負担金を契約にて納入していただく取扱いを予定しております。また、残存価格につきましては、備忘価格と思われまので、相当する金額は1円と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このメディカルフィットネスは、3年間取り組まれたわけですが、私もつい最近になって、ようやくその施設を見学をしてみました。コロナ禍の影響もありましたけれども、数人の方がトレーニングをなさっておりました。指導員の方が常に付き添ってございまして、良好な環境であるという認識をしてきたところでございます。利用者は、大体380名ということで、そのうちの8割が町民であるという報告は受けておりますけれども、いろんなタイプの会員があつて、メディカルフィットネスでは、パーソナル、個人的な指導と、それからカウンセリングがついているということで、一般の方は月8,000円、健康チャレンジに参加している人は7,000円、それから普通のウェルネスのほうは、普通の方は6,000円、健康チャレンジの方は5,000円と、1,000円安くなっているということでございますけれども、それぞれの傾向として、どの程度の方がこれを選んだのか。そしてまた、法人会員としては、町内は12万円ということで100回の券がありますけれども、法人会員はあったかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 事業が終了するに当たってのご質問かなと思うのですが、まずチャレンジ会員は全体の41%ほどでございます。こちらは健康チャレンジのタニタヘルスリンクさんと従来進めておりました内容を一緒に取り組むという方をもって取り組んでいる方、これが41%。ウェルネス会員というのが、大体18%という形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 企業。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 法人会員につきましては、コロナ禍ということもあり、企業の方でありますと、企業に例えば回数券を配って自由に入ってこられるという形になっております。今のコロナ禍の環境では、個人特定して入っていただくことによって安全を担保するという考えで運営しておりましたので、法人会員につきましては、募集は行ってないところでございます。

したがって、今後事業が移管されまして、コロナが収束した暁には、そういった活動を進めていくものと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3年間でこの2億6,500万円の内訳というのは、施設、器具機材の購入費と、それから内装費、そして光熱水費、人件費にまで、まず全部含めてのお話でございました。それで、この施設の中で中心的な役割を果たされた新田様、この方は町の地域おこし協力隊であったわけでありまして、この方の尽力によって大変皆さんがその方を募って参加していたというお話もお聞きしております。人件費の場合は、この予算の中にも人件費がございますけれども、地域おこし協力隊の場合は、また別のところから出るのではないかと思います。この人件費の総額がどれくらいで、そして何人くらいでなされているのか。それから、地域おこし協力隊の人件費はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず、地域おこし協力隊の人件費につきましては、町の会計年度任用職員という位置づけになっておりますので、そちらのほうから払われております。また、人件費につきましては、手元に詳細はございませんけれども、専属のスタッフのほかに、例えばジムの中のヨガの教室であるとか、そういうところをパートとし

て持っている方が委託として持っているような形で契約をしております。私の認識としては、3人ほどの正社員が採用されているというふうに認識しております、その企業の費用体系に基づいてお支払いされているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 出元は税金ですけれども、企業がどの程度人件費を払ったかについては、町に請求が来るわけだと思うのですけれども、3年間で、あるいは人件費が足りたのか、足りなかったのか。足りない場合には、会社で工面するかもしれませんが、あるいは余った場合とか、いろいろな3年間のつじつまの中でそういう変動があるのではないかと思いますけれども、そういう扱いはどうなるのかについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

委託料の中で運営していただいております。そうした中でやっておりますので、例えば決まったお金だから、このまま、はい、どうぞというわけではございませんし、そこはきちんと事業の内容を基に精査させていただいているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） では、それはいずれ今度の評価の中でまたお伺いをしたいと思っております。

今回のメディカルフィットネス事業は、パンフレットを私も頂いてきましたけれども、初めてこのパンフレットを見て分かったこともありまして、日本初の産学官がコラボしたメディカルフィットネスであったということがございます。岩手医科大学、それから世界を代表するマシンメーカーのテクノジム・ジャパン、健康サービス事業を展開するタニタヘルスリンク、調剤薬局大手日本調剤、コンサルティングの（株）ドリームゲートといった専門的な分野の民間組織と矢巾町がつながり、矢巾町の健康のために誕生した健康発信基地、医療と連携した安心、安全、効果的な運動やトレーニングを楽しく続けられるというメディカルフィットネスですというようなことがうたわれてございます。岩手医科大学、それからマシンメーカー、それらがなければ成り立たないことは確かではございますけれども、マシンメー

カーというのは、ある意味お客様ではないかと思うのです、買っただけだから。

それから、日本調剤については、その建物の所有者ではありますが、本町はそこを借りるに当たって、全て内装をし、そして月60万円の賃貸料を払ってきたわけですから、むしろ調剤にしてみれば、矢巾町はお客様ではないかと思うのですが、それらを連携の相手と考えた根拠はどこにあるのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 事業をやめるときの質問として承るのですが、まず日本調剤さん、ここの記録は残りますし、日本調剤さんもこの議事録は見ておりますので、全体を把握して発言をしていただきたいなというのが本当に願うところなのですが、日本調剤さんといたしましては、この事業の中で、同じ中で管理栄養士さんがいらっしゃいます。健康運動指導士と管理栄養士に基づいてフレイル予防、要は食べるということが非常に重要だということですから、運動することと食べることを定期的にセミナーを開いていただいております。協力関係の下に開いていただいております。お客様とか、そういうことではございません。

また、テクノジム・ジャパン、こちらにつきましては、様々な機器があるのは、議員ご承知のとおりだと思います。安く全国展開しているようなところのマシンですと、様々なデータの連携ができないであるとか、個人ごとのパーソナル化した運動メニューを構築することができないだとかといったところが不足、そういったものが結構多いのです。ただ、テクノジム・ジャパンさん自体は、ドリームゲートさん、タニタさんと連携して、そういうデータを共有しながら町民の皆様に最適なメニューを提供し、ここにいるスタッフがそれを見て指導するという形になっております。ですので、お客さんだからとか、そういう形での関係ではなくて、官民が連携してできること、それがこの事業として効果が発揮していくというのが狙いでございますので、そういったところをご理解していただきたいと思います。

本当に各企業の方々が、私はこれ貸す側だからどうのこうのとかではなくて、町民の皆様のことを考えていただいて、包括連携協定を結び、その中で活動させていただいておりますので、その点だけはぜひご理解していただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） その点について、では私の認識不足でございましたので、おわび申し上げます。

それでは、初めて私もちょっと分かったこともございまして、ドリームゲートさんが実際はこの運営をしているわけだと思えるのですけれども、本社は山形県でございました。それで、このドリームゲートさんが今後維持管理をされていく、運営をしていくということになるかと思われましても、器具機材を一式ドリームゲートさんがまず譲り受けて、そこでやっていくということでもございますけれども、施設の大きさからいきまして、大変器具機材がたくさんございまして、歩くマシンが5台ぐらいありましたけれども、そのマシンの配置も大変窮屈な感じを受けた記憶がございます。

一方、町体のトレーニングルームを見てみますと、やはり器具機材が老朽化しているものが多くて、なかなか予算がなくて買えない状況の器具もあるというふうにお伺いいたしました。こちらの場合は、町のトレーニングルームの場合は、2時間で100円程度です。常時そこに指導員の人がいられるわけではないので、最初の器械の使い方だけ教えて、あとはご自分でやっていただくようなシステムになっていると聞きましたけれども、やはり私の知人も高齢者の方ですけれども、数人で仲間を組んで週1回行って、フィットネスではなくてトレーニングをやっているということもお聞きしました。やはり町のトレーニングルームもそれなりのニーズがあります。これは、一回こっきりで行けるというニーズもあります。このフィットネスの場合には、一回こっきりの場合には2,000円ぐらいかかるというお話を聞きましたけれども、そういう点では、トレーニングルームは気軽に行ける、月会員でなくても行けるというメリットもあるかと思われまします。さらにやっぱりここも筋肉をつけていくという点では、メディカルフィットネスと同様の効果が今後期待される場所であり、特にこちらは町営でもありますので、メディカルに行けない人々もこちらには来られるかもしれない。そういう点では、安価で行けるという利点がございまして、全てを、これがなければどうしてもやっていけないということであれば、それはまた変わるかもしれませんが、大変手狭に器具機材が置かれている現実を見まして、その一部を町民のためにトレーニングルームに移転できないか、これについて再度お聞きをしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 筋肉をつけるという話がありましたが、メディカルフィットネス事業につきましては、厚生労働省の健康増進施設認定制度に基づく特殊な事業でございまして、簡単に運動するからといって、議員の言葉をお借りすれば、一回こっ



きりというような形のものではなくて、そうした趣旨に基づいているのが事業目的となっております。それに基づいて健康増進を進めていくという内容で国庫補助の指定を受けているものでございまして、大変、議員ご承知のとおりだと思っておりますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ということで、目的外に利用する場合、国庫補助金をお返ししなければなりません。こういったこと、この法律があるからではなくて、今後ともメディカルフィットネス推進事業は続けていきます。その目的のために必要な台数をそろえて事業をしたわけですので、手狭だからとかではなくて、手狭でも、あそこの配置は、実は岩手医科大学と岩手大学の先生方にご指導いただいて、窓の位置、空調の位置を考えたりして配置しているものです。手狭というふうにお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、お考えになったようではありますが、ほかのジムを見れば、もっと窮屈なのではないかなと思うのです。そういったものの議論とは全く別の土壌の中で国庫補助がなされておりますので、その点だけご理解いただければと思います。

確認しましたけれども、議員がご主張なさっているとおり、この補助事業の対象事業以外にやれば、当然国庫補助金は相当額お返ししなければなりませんので、その点だけご留意いただき、なおかつぜひともご理解いただきたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、最後の質問になりますけれども、この事業が進められるに当たりましたの、いずれ評価も出てきますけれども、全員協議会で説明を受けて、補正予算で2億6,000万円をまず計上されたわけでございます。そして、その説明の中で、内閣府からもう既に内諾を受けている事業であって、もう既に事業者を公募している。もし、議会の承認が得られなければ、この公募は中止しますというような説明でございまして、政府、内閣府がせっかく予算化したものを町がそれを却下すれば、次の補助金をいただくのに、ちょっと支障が来るのではないかなどということも私もちらっと頭をよぎりましたけれども、こういう形で大変選択肢のないような状況でこれが示されたという過去の経緯がございます。今後は、2億6,000万円もするような大型事業については、やはり年度の当初予算の中にしっかり組み込んで説明をし、意義についても説明し、拙速な判断を求めるようなことは、ぜひ避けていただきたいと思いますのでございます。

そして、そのときに、もしこの事業が途中で頓挫した場合に、そのお金を国に返さなければ

ばいけないのかということがございましたけれども、今回の地方創生では、例えば二、三年やっては駄目だったという場合であっても、国に返す必要はないということを受けているということでしたけれども、それは今でもそういうことをございますか。それについてお伺いをいたします。

事業が途中で中止した、中断した場合であっても、その場合は、普通であれば、補助金をいただいて事業をやって、町で3年やったと。そして、民間のほうで例えば5年やったけれども、その5年やった段階で、減価償却がまだ済まない段階で事業継続が不可能になった。その場合に、国に対する補助金の扱いはどうなるのかという質問のときに、それを国の分については返す必要がないということの内諾、承諾を受けているという説明でしたけれども、それについて再確認をしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 申し訳ございません。ちょっと私、なかなか質問の趣旨をうまく把握することができませんでしたが、まず減価償却ということに関して、特にこだわりをお持ちのようなのですけれども、この制度の中で減価償却が残っているから、残っていないからということではありません。まず、あくまでこの事業は3年間のものとして受けています。先ほどこの目的外に使うのであれば、お金を返しますというお話をしたのは、要はこの事業の目的で取得した財産の処分にあたるということなので、国にお返しする必要があるということをお願いした次第です。

ですから、この事業を3年間、まずこれがありますので、例えば頓挫してしまった。頓挫という言葉は、事業運営会社が倒産してしまったというようなことがあれば、当然お金を返す必要はございません。しかしながら、メディカルフィットネス推進事業という形で健康増進の取組は引き続きやっていたらなりませんので、そういった意味で矢巾町は、そういう事業は、その事業会社が例えば頓挫したとしても、ずっと続けていかなければいけないというふうに考えているところがございます。医療扶助費の抑制という意味におきまして、ここは避けて通れないことなのかなと思っております。そういう意味で、この事業全体として返す必要はもうないと思うのですが、財産の処分という形、取得したものについて処分するときは、お返ししなければならぬということをお願いしたので、その点だけ区別していただければと思います。

私は、そのように質問の趣旨を受け止めましたけれども、もし答弁になっていなければ、再度させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そういう詳しい説明もなく、まずある意味不明、こちら側の責任もございますけれども、やはり一番危惧したのは、大変町民の方のニーズに合うのか。そして、結構高額な金額の中で、そしてまた施設の管理費月60万円という部屋代を払っていけるのか。そして、それに見合うだけの、今は補助金があるから維持できているけれども、3年後に補助金がなくなったときに、その会社がそれをやっていたらどうかという不安は当時議員の中にはあったと思います。しかし、例えばそうした場合でも補助金の返還は求められないというところで、ちょっと安心して参加に表明した方もいらっしゃるのではないかとと思われるところなのです。

結局そこが頓挫した場合にも、さらに別の会社に事業継続をしていくことができるのか、あるいはしていかなければならないのか、そこら辺の義務規定、必要だからやりたいというのと、やはり補助金をもらった以上やっていかなければならないのだという義務的なところとはちょっとニュアンスが違うと思うのですけれども、それについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

全て仮定、仮定の中ですので、何とお答えしたらいいのか分からないのですけれども、いづれにつきましても、先ほど申し上げましたように、健康増進、特定の方だというふうなご指摘をいただきますけれども、例えばこの388人の会員のうち、私も実は会員になりたかったのですけれども、担当課長が事業期間中に行くのはどうかなと思って、実はまだ会員になっていないのですが、これ終わったら、私すぐ会員になりたいと思います。医大の先生なんかから言われているのは、私、ボタンをするのも大変なのですけれども、ちょっとこのおなか、軽い高血圧と軽い高脂血症の合わせ技一本で倒れて、そして無理が利くときはいいのですけれども、無理が利かなくなってしまって、倒れて、糖尿病になって、最後人工透析をするようになった人たちを、少数をターゲットに捉えただけでもこの事業の効果というものは、物すごく大きいのです。

なおかつこの事業のほかには、町の健康増進施設支援業務という形の中で、通いの場、要はコロナの関係でエン（縁）ジョイのほうにはなかなか行けなかったのですけれども、協力隊が中心になって、この事業の中で20の自治会を回ってヨガ教室を開催しまして、約180名

の方に参加していただいております、そういう地道な形で意識を高めていくということが非常に効果があるわけです。

そういう意味で、この事業は義務ではなくて、地方自治体の責務として進めていかなければならないと思っておりますので、例えば事業がこけたら、ではもうやめますかではなくて、もうやっていかなければいけないことだと思っております。

全国から注目されているのは、まさにそういう手だてがない。何かみんな集めて1か所で体操させてという、それも効果はあるでしょう。ただ、一つ一番大切なのは、行動変容を起こすための意識づけというものが非常に重要だということと言われております、そういう人たちを一人でも多くしていく事業ということで続けていきたいと思っております。その点について、ご理解していただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時11分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

小川文子議員の一般質問の最中ではございますけれども、ここで先ほどの答弁の訂正ということで、佐藤産業観光課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど事業復活支援金に係る再質問があったわけでございますけれども、ちょっと私の認識不足の部分がありましたので、訂正をしておわびしたいと思います。

事業復活支援金につきましては、事前確認が必要ということで、先ほど商工会のほうには商工会員しか対応できないというようなことで、私のほうから指導していくというふうな話をしたわけでございますけれども、今回の国の事業復活支援金は、これまでの持続化給付金もしくは事業継続支援金というものは、それぞれ今まであったわけでございますが、それと

は異なっている部分が、今回の事前確認というところでございます。

なぜ事前確認が必要になったかという、全国でも今問題になってはいますが、不正受給がかなり出てきていると。あと申請の誤り、そういったものを未然に防ぐために、今回事前確認ということが新たに出てきたようでございます。それで、継続して事業を営んでいる方については商工会、もしくは融資を受けている金融機関、そういったところでしか受付はできないというふうになってございます。それで、それ以外の方々は、ではどうするかということで、それ以外の方々は、司法書士、先ほど小川議員からも司法書士のほうをご紹介したようでございますけれども、そういったことになっているようでございます。

商工会のほうでも、そういった商工会員でない方がご相談に来た場合には、そういったことで司法書士の方を、行政書士の方をご案内しているというふうに伺ってございます。

実際は、今金融機関の受付のほうは、相談はあったのですけれども、金融機関は実際の申請はなかったということですし、商工会員の方は商工会、あとは行政書士の方も矢巾町以外にも盛岡市の方もいらっしゃるし、そちらもご利用いただけるのかなというふうに思っております。

以上、訂正しておわび申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　　ということでよろしいですね。

それでは、小川文子議員の4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、4問目は、スーパーシティ型国家戦略特区及びスマートタウンについて町長にお伺いをいたします。

本町は、昨年4月にスーパーシティ型国家戦略特区に応募いたしました。応募した全国31自治体の全てが再提案を求められまして、再応募の締切りは10月15日でありました。その後、国から2月9日に矢巾町を含めた3自治体が再応募しなかったことが示されました。また、町長の令和4年度施政方針演述でスマートタウン構想の具現化に取り組むということが示されたことから、以下お伺いをいたします。

1番、スーパーシティ型国家戦略特区へ再応募しなかった経緯を伺います。

2番目、再応募しなかった経緯を町民への説明は、いつ頃、どのような方法で示す考えか伺います。

3番、目指すスマートタウン構想の概略を伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） スーパーシティ型国家戦略特区及びスマートタウンについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、スーパーシティ型国家戦略特区への再提案の要件である複数分野における大胆な規制改革について、参画予定の企業や関係団体と検討してまいりましたが、最終的に規制改革に当たる内容について合意に至らなかったことから、応募を見送らせていただいたところでもあります。

2点目についてですが、町民の皆様への説明については、国家戦略特別区域基本方針の規定に基づき、区域指定の応募に当たって行うものであることから、改めて説明をする機会は予定をしていないところでもあります。

3点目についてですが、自治体DX推進計画に基づき、求められているスマート化について、人に優しいデジタル化を念頭に進めてまいります。また、本町の独自性を生かしたスマート化については、有識者を含めた検討会を組織し、その具現化を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） スーパーシティ国家戦略特区については、私も議会で随分と議論をしてまいりました。結果的に再応募を断念したといいますか、見送ったということが、私は大変歓迎をするものでございます。

法律を守るべき自治体が、いわゆる法律をいかに変えて便利にするかというようなことを考えること自体が、まず不合理な話だなと思っておりますので、そういう点で断念をしたということは、私はよかったと思っているところでございますが、やはりこれだけ2年間にわたって議論をして、そして町においても企業を選び、企業と一緒に、また公募の提案も考え、国に応募してきたという、この長い時間の経緯があるわけで、やはりこれを町民にお知らせする必要があるだろうと思います。

もう一つは、私の1年前の3月の一般質問の中で答弁として、この応募した内容についても、応募したということについても、議会には3月の末に説明をする、4月の上旬には町民に説明するという答弁がございました。その後、コロナ禍の影響で説明ができないという状況になっているという答弁でございまして、その時点では、まず説明をする考えがあったのだと思われまます。そして、今年の11月に全員協議会で説明がございまして、応募を見送った

と。しかし、5つの自治体が選ばれるまでは、まず町民への公表は差し控えていただきたいということで、私もそれを受けて公表しないでもいったところでございますけれども、町は5つの公募が決まった時点で公表する気であったのか。もうこの回答を見る点では、そもそも区域指定の応募に当たって行うものであって、今改めて説明するものではないというような書き方ですので、これは私たち議員が町民に説明してくれということなののでしょうか、それについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 何点かお話の中であったと思いますので、まず法律を守る自治体が法律を変えていくような取組はちょっとおかしいのではないかとというようなご指摘がございました。常にこの間、小川議員とはいろいろ様々のご意見をいただき、やり取りをしまして、私も本当によくこの件については勉強させていただきました。内容が個人情報の関係というような形の中で議員は懸念なさっていたのだろうなど、今振り返れば、そう思っているところがございますが、例えば矢巾町のスーパーシティの規制改革の提案がどのような内容だったのかといった内容については、今となってみれば、もっと深い議論をしたかったなというふうに思っています。

例えばこの議会をするに当たっても抗原検査キット、皆さんにお配りして、検査をして私どもも参加してまいりますけれども、これは実は法律で認められた行為ではございません。矢巾町の提案は、例えばそういうことをできるようにしましょうという提案でした。あるいは在宅介護なんかを行う上で、薬剤師さんがもっと活躍できる、要は居宅介護支援指導のほうに向くことができるというような提案もさせていただいております。

要は、今望ましいと言われる社会を今なってしまうていますけれども、それ認められていなかったのです。そういうことが、私どもの提案した内容が、もう既にされているということであったこと。

あともう一つは、各企業といろいろやり取りをして、議員ご指摘のとおり2年間時間を費やしてまいりました。その中で、大きく国の規制緩和というのが進んでおります。例えばある企業は、ポイントを使って生命保険を安くしましょうというような提案を考えていました。ところが、健康活動をすると、保険料がそもそも安くなるといったような、従来許されなかったようなものが、今許されるようになってきています。私ども当初考えていた内容が、もう既に先行実現されているという中で、各団体や関係の企業とやってきましたけれども、そこをさらに踏み込んで、新たに矢巾町の課題を解決するといったところを見いだせなかった

ために提案を見送ったという経緯がございますので、まずスーパーシティになりたいからとか、なりたくないからではなくて、法律を先取りして変えてでもやるべきことがある場合は、やはり挑戦すべき、制度としてあるものとしては、挑戦するべきなのだと思っております。まず、これが第1点目、おかしいのではないかといったところについてでございます。

また、当然これは私、小川議員、これも夕べ振り返って見ました。9月議会だったのでけれども、今までのご指摘って多分2点あると思うのです。議事録を振り返りさせていただきましたけれども、やはり小川議員は、立法の趣旨をきちんと守ってということをご主張なさってまして、説明責任については、その議事録そのまま申し上げますと、やはり基本方針の中にしっかりと説明するよというところが前提条件というのが事実ですと議員がおっしゃっていました。ご指摘のとおりだと思っています。矢巾町の側がどのように答弁するかというのは、あくまで基本方針に沿った形で、提案をする場合はそういう形でやる、やらないという話で答弁をさせていただいております。

もう一方、小川議員のご指摘としては、制度としてはなくて、小川議員の独自の考え方で説明責任の必要性を述べられているという点がございます。この点に関しては、あくまで矢巾町の立場としましては、基本方針のルールに沿ってやっていくので、今回はそのような答弁をさせていただいておりますけれども、小川議員が主張されている内容、これについては、私も全く同感です。これから議論していく上で、説明責任を町民の皆さんに十分果たしていくということは必要なことだと思いますので、私あと8年くらいですか、60歳まで、役場生活、お世話になる中で、そういう議員がご懸念なさっているようなことについては、肝に銘じて勉強してまいりたいと思っておりますので、役所としては、あくまでも制度、提案するものがなくなったので、町民の皆さんに説明できないという事実、これがあるので、今回は説明はできないのですが、先ほど地方創生のお話のときもありました。議論を尽くして、できるだけそういう立案の際は、町民の皆さんに説明を徹底してまいりたいと思っておりますので、その点だけご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 議員の中からも出ました。例えば5つの自治体に仮に選ばれなかったとしても、やはり町民にはお知らせするべきだと。これは、重要課題として取り扱ってきた以上、結果について報告しなければ、町民は、それどうなったのだろうということで結局



うやむやに終わってしまうことになると思うのです。そして、それが本当に説明責任を果たしてきたのかという当局への疑問につながると思うのです。これで、多くを説明、今さら内容について説明する必要はもろくないのです。応募をしなかったと、今日の答弁にあるようなことで、やはり最終報告を町として果たすことが必要だと考えます。そのことを少なくとも広報なりで説明するべきだと思います。そのことについて再度お聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 今日の岩手日報の記事でスーパーシティ矢巾町再提案せずという記事が出ていまして、この小川議員の質問の、365日ある中で1日に重なるという、ちょっとすごいなと思ったのですがけれども、こういった新聞記事が出ておりますし、取組について、議員ご指摘のこともあろうかと思えます。

一般質問の最後の点でございましたけれども、スマートシティを具現化していくというお話がありました。町民の皆さんに実は聞いてみたのです、私も。これどんな形でみんなに説明したらいいかなという、各コミュニティの役員さんなんかにはアドバイスをいただきましたけれども、その中で、町民の皆さん、唐突にそれだけぼんと出されても、混乱してしまうのではないかという話がありました。ですので、例えば今後新しいスマートタウンとしての考え方を示していく中で、こういう経緯があったので、今こうなっていますというようなことは、触れながら説明をしてみたいと思います。要は町民の皆さんが混乱しない形での説明責任を果たしたいと思います。その中では、小川議員さんが今おっしゃったように、その経緯、今回提案を見送ったのは、こういうことだったよというようなものを前書きなどにきちんと入れ込んだ形で説明責任を果たしてみたいと思いますので、その点につきまして、ぜひご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、そのようにお願いいたします。

スマートタウン構想ですけれども、このスマートタウンは、一般的なデジタル化を推進してスマート化していくという考えなのか、あるいは国の第5期科学技術基本計画に示された社会像、2020年までに検討される都市計画、いわゆるデジタル技術を活用して都市インフラ施設や運営事業等を最適化し、企業や生活者の利便性や快適性向上を目指す都市というような、例えば浜松市とか会津若松市等が取り組んでいるようなスマートタウン宣言をするのか、

それとも具体的なスマート化を図るのかの区別がよく分からないのですが、その点についてだけお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、有識者なんかの意見を聞きながら矢巾町、先ほど議員おっしゃっているとおおり、拙速などというお話ありましたけれども、そこら辺、きちんとそういう考える会を立ち上げまして、その中で具現化していきたいと思います。単なるデジタル化ではなくて、まさにデジタルトランスフォーメーションというのは、もはや社会的要請と大きな流れになっておりますので、それらを入れ込み、そしてなおかつ自治体の業務標準化というものも今示されておりました、そうした中で、どんなことができるのかというのは、実は今のところまだ手探り状態です。国のほうでも常に出す情報は進化し続けるみたいな形で、どこかの時点で切り取って、今これやりますという形では、今の段階では申し上げることはできませんが、いずれにしましても、その具現化につきましては、有識者や、あとは町民の皆さんの声をたくさん取り入れながら具現化してまいりたいと思いますので、その点だけ、まだそういう段階からスタートしますということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で14番、小川文子議員の一般質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

今日は、3月8日、国際女性デーです。平和、暮らし、女性の権利を掲げて、世界で女性が行動する日となっています。これは、私は、ロシアによるウクライナ侵略によって多くの人命が奪われ、そして戦火に迫られ、多くの女性や子どもたちが国を離れざるを得ない、そういう緊迫した情勢の中で、この矢巾町議会で、それも最終日に私の一般質問があるということで、今日の服装にもこだわってきました。平和なくして平等はありません。女性の声を結集して、ロシアの侵略に強く抗議し、撤退を求め、行動を起こしていきたいと考えており

ます。

さて、コロナ危機の長期化で女性たちの暮らしも、特にも失業、虐待、生活保護など、自己責任を押しつける冷たい社会の中で、理解ある女性たちのささやかな温かい連帯と協同により、生理の貧困など、多くの女性の方たちの積み重ねにより、今後もその前向きな女性たちと一緒に歩んでいきたい。そして、女性デーへの伝統を受け継いで、平和と人権が真に尊重される平等な社会実現へ声を上げていきたいと考えています。

さて、1問目の質問に入ります。町長、教育長にお伺いします。コロナ感染対策について。

2年前からのコロナ感染流行は、約3か月から4か月の間隔で感染拡大を繰り返しております。特にもこの第6波、オミクロン株という変異株の発生など予想もされないことが起き、子どもから高齢者まで、マスクから始まる自粛生活が長期化しております。感染拡大状況は、世界規模で流行し、深刻な状況になっております。以下、お伺いします。

1点目、保育施設、学校のクラスター発生等防止策は、何を重点に行っておりますか。

2点目、PCR検査は、陽性者を発見する大事な検査です。今後検査数を大幅に増やし、陽性者を早期に発見し、隔離することを求めています。町内のPCR検査数をどう把握しておりますか。

3点目、小規模事業者の中には、新型コロナウイルス感染症による小学校休校等対応助成金の手続を行っていない事業者もあると思われれます。この制度を周知しているかどうか、お伺いします。

4点目、長期のコロナ感染拡大により、失業や長期休業による収入が途絶えた世帯への相談窓口は、どのように行われているのか。特にもひとり親世帯の相談体制は、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員のコロナ感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、岩手県が示すPCR検査の流れとして、発熱等の症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医に電話で相談することとなっており、相談する医療機関に迷う場合は、受診相談センターに相談、または公表されております診療検査医療機関を受診し、医師が必要とした場合において、PCR検査を実施することとなっております。

また、岩手県では、感染の不安がある方を対象に、無料でPCR検査や抗原検査を実施し

ており、町内には4か所の検査所が設置されておりますが、検査数等については県の所管となっておりますので、町では把握していないところであります。

なお、陽性者の隔離等につきましても、県及び保健所の所管となっております。

3点目についてですが、小学校休業等対応助成金は、小学校等の休校や休園に伴い、お子さんの世話をを行うために有給の休暇を取得させた事業者に対する支援金であり、制度が開始された当初から町ホームページで周知を図っております。また、同様の理由で契約していた仕事ができなくなった個人事業所や事業主、フリーランスの方を対象とした小学校休業等対応支援金についても、町ホームページで周知をしております。

4点目についてですが、本町では、令和2年5月、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧のチラシを全世帯に配布し、収入が途絶え、生活費に困っている場合は、福祉課の生活相談窓口において、関係機関と連携し、必要な支援につなげることができる体制を構築しております。

また、生活相談窓口のほか、税金や公共料金の納付に関する相談など、あらゆる場面での関わりの中で、収入が途絶えた世帯を把握した場合は、ご本人やご家族のお困り事を丁寧にお伺いし、どのようなニーズをお持ちなのかを見極め、適切な支援に結びつくよう努めております。

ひとり親世帯の相談についても、関係課と連携し、各種窓口手続の際などに相談があった場合には、福祉課における生活相談や町の社会福祉協議会等において、個別に応じた寄り添った相談支援を行うように努めております。

また、個別の状況に応じて、岩手県ひとり親家庭等応援サポートセンターの相談窓口を案内し、必要な支援につなげることができるよう体制を構築してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、コロナ感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内保育施設においては、小まめな手洗いや手指消毒及び施設の消毒等を行い、基本的な感染症対策を徹底して実施しております。園活動では、異なる年齢の児童の交流を可能な限り避けたクラスごとの活動を行い、クラスターの発生につながらないように配慮しております。学校では、文部科学省の衛生管理マニュアル等を基本とした感染症対策を徹底して実施しておりますが、盛岡広域管内の感染状況を踏まえ、本町独自の取組

として、部活動の停止や施設貸出の停止などの対応により、クラスターが発生しないように対策を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問は何点かありますので、1つずつ質問させていただきます。

まず1点目は、コロナ感染症についての質問が同僚議員からたくさんありましたので、大まかな町の対応のことについては、少しずつ分かってまいりました。そして、庁舎内で働く女性の職員の方々の、特にも若い方々の苦勞も少しずつ分かってまいりました。それで、まず1点目のことなのですけれども、町内の保育所、小学校等に子どもを通わせている親の役場職員の方々は何名おり、そして休暇をどのくらい取っているのか、それをお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） コロナ対策として。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 大変申し訳ないのですが、数としての把握はしてございません。

○議長（藤原由巳議員） 通告で出していただければ。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと身近なところの保育所でも、クラスターではないのですけれども、陽性者が出たということで保育園が休園になって、また学校も休校になったということで、職員に声をかけてみました。そうしたら、特別休暇になりましたと、あら、よかったということで、そういう事例があります。また、私も2人の娘が医療機関で働いておりまして声をかけました。そうしたら、自分たちは特別休暇になったけれども、夫のほう、婿のほうは特別休暇ではない、年休になったという話を聞きました。2人で共働きをして子どもを育てるということは、どういうことなのかなと思いながら、いろいろ今回の質問をさせていただきました。

それで、矢巾町でも感染者が、他の議員の質問の中に町長の答弁がありましたけれども、3月1日時点で155名の感染者がいるけれども、その中で35%の方々が10代というお話がありましたけれども、今現在はどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今川村議員からお話のあった感染者数の捉え方につきましては、1月以降の感染者ということでお話しされたかと思えます。昨日までの状況でございます。感染者182名でございます。内訳といたしまして、10歳未満が38名、10代が29名、合わせますと67名ということで、10歳未満、10代の感染者は、全体の36.8%という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 第6波の波が岩手県内にも発生して、先月の26日、27日付だったと思いますけれども、岩手県の達増知事がメッセージを載せました。そして、その後に、ああ、こういうことがあったということで、私も先ほど述べましたけれども、身近なところに声をかけました。そうしたら、ある母子家庭の方が、私はインターネットをやるから、厚生労働省の状況等をつかむことができるのだけれども、手続が大変だ。インターネット環境がなければ、そういうことができない、泣き寝入りしている生活が苦しくなった方々が多いのではないかという声をいただきました。それで、質問させていただきます。

答弁の中に、インターネットで公表しているということなのですが、町内に事業所が100以上ありますけれども、そういうことはどのように、インターネットを見ればいいのか、そういうことでやっているのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今個人の方のお話かと思えますけれども、これは今手続のお話の中で、質問の中で、小学校休業等対応助成金のお話があったものですから、その件も含めてお話ししたいと思います。事業所が国に対して申請を出すものでございますので、あくまでも個人で申請を出すものではありませんので、またインターネットとか、そういったネット環境がない場合でも、窓口のほうにご相談に来ていただければ、そういったご紹介、こういった手続が必要なのかというようなご紹介もできるので、もしそういった方がいらっしゃれば、議員のほうから産業観光課なり、必要な部署のほうにご紹介いただければというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 昨日の国会の中では、インターネットのことがすごく問題になって討論されていたのですけれども、矢巾町内では、コロナ感染症の休校等に対応した相談というのは、どのくらいあるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 休校等についての相談。

○13番（川村よし子議員） はい。矢巾町の休業等についての相談はどのくらいあるのか。休業等の、すみません。まず、今の質問は後でやりますので、すみません。いいですか。

○議長（藤原由巳議員） はい、簡単明瞭に。

○13番（川村よし子議員） すみません。では、検査のことをお伺いします。検査についてなのですけれども、検査は、PCR検査、答弁では保健所というか、県の管轄になっているということなのですけれども、町内では4か所の薬局で検査ができているということなのですけれども、町内の抗原検査の数も分からないのでしょうか、お伺いします。そういう情報はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内4か所ございます無料PCR等検査所でございますが、こちらはそれぞれ4か所あるうちPCR検査、抗原検査、両方やっておところが3か所でございます。うち1か所は、抗原検査のみということになってございまして、こちらにつきましては、県の事業として、県内の主に薬局さんのほうに手挙げをさせていただいて、いずれ県のほうで把握していると。それで、把握の仕方につきましては、通常の行政検査でやるのは、保健所のほうで医療機関にお願いしてやっているわけですが、こちらの無料PCR等検査所については、陽性だった場合、情報共有をして、保健所のほうでの責務として、感染者がいた場合は、感染症法に基づいた隔離が必要になりますので、そういう対応をしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） PCR検査、それから抗原検査、私もここの議会に来るのに3日には抗原検査をしてきました。簡単にできるということを身をもって知りました。そして、その抗原検査のキット、高いということで2,500円ぐらいするということなので、やはりこの抗原検査を普及させることも必要だと思っております。この抗原検査を福祉施設で働いている労働者中心に週に1回、また学校の教員もそうだと思いますけれども、これをやはり福

祉施設、特に高齢者対象の施設には、週2回とかする必要もあるのではないかとことを思っているのですけれども、そういう対応は考えているかどうか。キットを買えばできると思うのですけれども、福祉施設の財政力とかもあると思うのですけれども、町としての考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

抗原検査につきましては、町内福祉施設、さらには小中学校、さらには役場の福祉とか、主に窓口の関係の職員は週1回ということで行っておるところでございますけれども、ご案内のとおり、この抗原検査キットにつきましては、全国的な品薄が非常に顕著だというふうに言われてございまして、町の今申し上げた分を確保するのも福祉課のほうで窓口になって、いろいろ鋭意対応していただいているわけでございますけれども、国の大まかな流れといたしましては、全国的な感染拡大と、こういった検査キットの品薄状態に伴って、やっぱりもう自前で買ってやるというような環境ではなく、医療機関等、いわゆる行政検査のほうも非常に逼迫しているということで、そちらに優先的に配分するような国としての流れになっていきますので、そういったことから総合的に勘案しますと、週1回で行うのも今やっとならば福祉課のほうで頑張って入手してもらってましたので、それを週2回にするというのは、非常に厳しいものがあるものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次に、小学校休業等対応助成金についてお伺いします。

町ホームページで周知しているということなのですからけれども、先ほど述べましたように、ひとり親の方から、自分はできるというか、そうですけれども、できない人もいないのかということで、窓口があるという答弁ですけれども、何件ぐらい寄せられているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） これは事業主の方が国に対して申請するものということは、先ほどお話ししましたけれども、個人的にそういった申請、どうすればいいのかというようなことは、多分うちのほうでは聞き及んでおりません。

以上です。



○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 事業主、矢巾町は事業所が多いですけれども、事業所からはどのような問合せがありましたか、なかったですか。ホームページには掲載ということなのですが、判断が難しい、そういうふうなことも言われておりますけれども、どのような件数なのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） そういったご相談があった場合には、厚労省のそういった相談窓口がありますので、そちらのほうにご案内しております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、1問目の質問は以上でございます。それで、2問目以降もございましたけれども、ここで12時を回りましたので、昼食のための休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたします。よろしくお願ひいたします。

午後 0時05分 休憩

-----  
午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして、川村よし子議員の一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問をいたします。

保育、介護、医療従事者等に対する処遇改善手当について、町長、教育長に質問いたします。

コロナ感染症の拡大により、医療、介護施設、保育施設等のケア労働者の労働条件と処遇改善を具体的に進めないと、人員確保が困難になりかねない状況と考えています。以下、3点についてお伺いします。

1点目、2月から9月まで処遇改善としての賃上げ予算が計上されています。民間事業所での10月以降も保育士等の給料の3%、約9,000円の処遇改善保障を行うべきと考えますが、事業所の状況はどうか、お伺いします。

2点目、医療、介護労働者についての処遇改善手当については、どのように考えているの

か、お伺いします。

3点目、町長の施政方針演述に介護保険事業者の人材育成、確保施策に取り組むとありますが、今後の具体的な施策は何か、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 保育、介護、医療従事者等に対する処遇改善手当についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、医療、介護従事者につきましては、岩手県が事務窓口となり、処遇改善事業が実施されることになっており、医療従事者である看護職員は、収入を1%、月額で4,000円程度、また福祉介護職員は収入を3%、月額で9,000円程度を、それぞれ引き上げることを目的としておりますので、その動向を注視してまいります。

3点目についてですが、今後の超高齢社会において、介護保険事業者の人材育成確保施策は、大きな課題であると認識しております。現在実施しております認知症サポーター養成講座など、様々な機会を捉えて、介護の仕事の魅力を発信していくとともに、ICT化やロボット導入による介護業務の負担軽減につながる取組について、町内の介護保険事業者と検討を進め、本町の介護現場における実態に即した施策を推進してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、保育、介護、医療従事者等に対する処遇改善手当についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、新型コロナウイルス感染症と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年度2月から9月までの収入を3%、月額で9,000円程度引き上げることを目的としており、本町におきましても、令和3年度及び令和4年度について予算を計上しております。

本事業については、町内全ての民間の保育所等で実施される予定であり、令和4年10月以降においても、引き上げられた賃金改善の水準を維持することが条件となっていることから、10月以降についても賃金改善が継続されるものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点か質問がありますので、順次質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、矢巾町の保育所は、煙山、不動、徳田とありますけれども、この歴史を見ますと、昭和40年代頃からやっております。そういう方々が、まだ元気でうちで過ごしている保育士さんたちもいらっしゃいます。そういう方々からちょっといろいろ聞くと、その頃は先代の町長が力を入れて保育所建設に力を注いできたということですが、もう十二、三年前から民間になってきました。そして、今現在は町立は煙山保育園だけになりました。ちょっと私が資料請求しても、ここ10年ぐらいから給料表が提出されません。民間の給料表がどうなっているのかよく分からないなと思っております。町立の保育士さんの給料表はネットでも見ることはできるのですが、その点で、今度の処遇改善の手当が2月から9月までということで、その事業所に任せているわけです。その10月以降もどうなのかなという、私は疑うわけではないのですが、そういうことは町としては、どういう管理のシステムになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

答弁書にもあるとおり、賃金を上げたその水準を10月以降も維持していくということが前提になっておりますので、そのようになるものと認識しております。もし、そうしないのであれば、そうできなかったのであれば、補助金を返還していただくというふうなことでありますので、そういうふうなことをやる事業所はないものというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、そういう事業所はないということで理解させていただきました。

ということは、事業所の裁量でもっと高くなるかもしれないし、低くなる場所もあるわけではないかなと思って、平均ですので。町内には、子育て支援として保育所のほかにこども園、そして民間の託児所というような形の場所もあるわけですが、そのところも念頭に置いての予算案なのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

今回対象にしているのは、保育園、認定こども園、あと小規模保育事業所、矢巾町に4か所あるわけですけれども、保育所が3か所、認定こども園が5か所、小規模保育所が4か所の12施設になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、すみませんけれども、障がい者を受け入れている障がい者施設のところは、対象にはならないのですねということをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 障がい者施設も対象になるわけですけれども、なるというか、私どもは担当しているのは、保育所、幼稚園等処遇改善臨時特例事業になりますので、この事業としては、障がい者施設は対象にならないところでございます。ほかの事業で対象になると思われます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この「等」というところがちょっとよく分からなかったのですけれども、障がい者施設の中でも、就学前の子どもさんが通っているところもあるように思うのですけれども、それはどういうふうな形の助成になる、職員の助成を、待遇改善はされるのでしょうか、教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

障がい者施設という、障がい福祉施設ということでお答えさせていただきますが、福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金ということで、障がい者福祉施設の事業者に関しましては、県のほうに事業所が届けることになっております。事業所のほうが、届出提出期限、2月28日までというようなことで、県が窓口になって、この臨時特例交付金の対応ということになっております。これは、障がい福祉施設だけではなく、介護保険施設も同様でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育所、認定こども園、小規模保育所等は、児童福祉法の24条の何とかという条例で決まっていて、市町村の担当、そういうのも関係しているのですねということでお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 保育所の関係、もう一回お願いします。

○13番（川村よし子議員） 保育所、認定こども園、小規模保育所というのの町での処遇改善というのは、児童福祉法の24条の1項だったと思うのですけれども、それに関わって処遇改善手当というのも出たのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） この経緯は、たしか11月19日だったと思いますけれども、コロナ対策としての国の補正があったわけですからけれども、閣議決定があったわけですからけれども、そこから始まったというか、そこで表明されたものでして、町がやるというか、10分の10の国家予算で町の一般会計をトンネルとして事業所にお届けするというふうなイメージを持っていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） ということで、質問にあった法律には関係ないようです。

他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町内では、保育所が12か所あるわけですからけれども、その中では、処遇改善を受けない管理職の方もいると思うのですけれども、その子どもの人数によって金額は決まってくると思いますけれども、それ以外にも事務職とかの方々も対象になると聞いておりますけれども、そうなのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 議員のおっしゃるとおりです。全ての職員を対象としております。ただし、除かれるのは、運営法人の役職員が、もし例えば施設長を兼務しておるとか、そういった場合は除かれます。具体的に言えば、社会福祉法人であれば理事を務めている方とか、株式会社法人であれば取締役とか、経営判断をするような役職に就いている施設長兼務職員は除かれるというふうなことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 民間の保育所が多いので、民間で働く労働者の認識等も高揚する

必要もあると思うのですけれども、この処遇改善のことについては、どのように町民にお知らせしていくつもりか、お伺いします。

そしてもう一つは、町立の保育園があるわけですけれども、町立の保育所の方々の処遇改善は、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 答弁書であるのではないですか。

田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） この事業の周知ですけれども、ちょっと今言われて、町民にまでは周知しなくていいのではないかなというふうに思っております。事業所の職員に対しては、施設長のほうから説明をさせていただいておるところでございます。

あと公立の保育園の話がありましたけれども、今回は公立保育園の賃金改善は見送りとさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） このコロナのまだまだ、私は早くコロナが収束してほしいと思っているのですけれども、今までの2年間、今後も2年間は、ここがピークだとしても2年間はかかると思います。そういう中で、やはり公立で働く保育士に対しても処遇改善が必要だと思います。

この間の前回の議会の中で、賃下げの議案が可決されましたけれども、やはり今必死で頑張っているのは、公立の保育所でもあります。そして、民間ではもちろんありますけれども、そういうところに処遇改善をすることが今求められていると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 公立のことについては、私のほうからお答えさせていただきます。

この処遇改善事業につきましては、公立も対象にできるということで国からは来ておったところでございますので、矢巾町としても検討はいたしました。その結果として、そもそも、特に民間の場合に、その処遇を改善すべき要素が多いということが主としてのこの事業であろうという捉え方をいたしまして、町の保育所については、一般職と同じ給料表を適用し、処遇をあえて改善する必要はないという判断をいたしました。

なお、これは矢巾町だけではなく、近隣市町村も確認しましたところ、上げないところが多かったというところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは教育長にお伺いするのですけれども、保育士の待遇改善、今特にも民間の保育所では給料が安い、勤続年数大体10年ぐらいうると、給料が頭打ちのような状況であるというような、そういう報道もありますので、そういうところでまた辞めて、違うところに移る、そういう保育士さんもいるようです。そういうことも聞いています。

ですので、教育の中で福祉施設の労働者も不足しているように聞くのですけれども、前の同僚議員の質問の中で、無償貸与の奨学金制度を活用するような対策とか、そういうのは考えたことがあるでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、議員のお話にあった保育所等に従事されている方々の賃金というのが低いと、そういうふうな職場が多いということ、それについては、現状としてはそのとおりだと思います。そのための今回の措置だと思いますし、そういうふうな働く方々に対するいろんな形の奨学金制度、そういったことも含めて矢巾町としてどういうふうに捉えられるか。

それから、今回の私たちのやっている貸与型ではなくて給付型のものについては、将来ということやっておりますので、例えば将来自分は矢巾町で、あるいはどこそこでこういったことをしたい、そのためにお金が必要なのだという、そういうふうなことを含めて貸与ではなくて給付型ということを紹介をしているわけですので、その議員がお話しされていること限定ではないので、ちょっとそこところは違うと思いますけれども、今様々な対応の仕方があると思いますので、アイデアを出しながらと、そういうふう考えております。

いずれ今回のことは、一つの方法だと思っておりますので、ご理解願いたいと、そう思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保税引下げについて町長にお伺いします。

厚生労働省は、国民健康保険税の子育て世帯の負担軽減を進めてきております。子どもの数の多いほど国保税が引き上がる均等割部分の5割を未就学児に限って公費で軽減することを決めました。公費の財源は、国が2分の1、県と町はそれぞれ4分の1負担する予算案が進んでおりますので、以下2点をお伺いします。

1点目、小規模の企業で働いている世帯主や非正規で働く世帯主にとっては、経済的に大変なことが多いと考えられます。このことから、財政調整基金を活用して子どもの均等割を廃止する考えはないか、お伺いします。

2点目、国民健康保険制度は、国民の命を守る最後のとりでと考えております。矢巾町は、令和2年度には、年間24世帯ほどの短期保険証を発行しておりますが、短期保険証の発行により、収納率に影響はあるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 国保税引下げについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国民健康保険税に係る子どもの均等割額を全額補助することは、保険者独自の軽減措置となり、法定外繰入れに該当することとなります。法定外繰入れを行った場合、赤字解消計画の策定や保険者努力支援制度のマイナス評価などによりペナルティーが発生し、国や県からの支出金が減額されることとなります。

また、国の国保制度改革や県の国保運営方針において、法定外繰入れの解消を求められているところであり、ペナルティーの影響を考慮し、町独自の減免措置の実施は考えていないところでもあります。

2点目についてですが、短期保険証を発行することで、税務課窓口で本人に直接お会いして納税相談することにより、個々の対応が可能となります。収納率への影響についてですが、納税相談の結果、分割納付による完納の実現により、収納額が増加いたします。

また、生活困窮など、納付ができない理由がある場合においても、ご事情をお伺いしながら執行停止や不納欠損の制度を適用し、調定額を減額することに伴い、収納率が向上いたします。

仮に短期保険証の発行をせずに、納税相談の機会が得られなかった場合、財産調査等の結果、差押えの執行を行うことがあります。差押えにより収納率は向上するものの、納税者の事情が考慮されない結果となるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。



川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 法定外の繰入れをすると、保険者努力支援制度のマイナス評価となってペナルティーが発生するということですが、法定外繰入れというのは、一般会計からの繰入れが法定外の繰入れと私は認識しておりました。今私が質問したことは、財政調整基金、矢巾町は令和2年度は基金保有率は、給付費の大体5%くらいが望ましいという基準があるのですけれども、5%には満たないですけれども、3.8%くらいの7,907万円ほどの基金があるような数字になっていますけれども、この基金を使うことが法定外の繰入れになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

一般会計からの繰入れにつきましては、当然賦課徴収費とか保険事業費とかもありますし、そういった部分は法定内繰入れで、どこの市町村でも運営をしておるところでございまして、そのルールを逸脱して、例えば赤字を補填するために一般会計から繰入れをしたりとか、そういったことはルール上認められておりませんので、そうした場合、国のほうからは、保険者努力支援制度のペナルティーで減額されるということになりますので、矢巾町におきましては、令和2年度決算だと、保険者努力支援分が1,845万2,000円ということで、令和元年度は1,076万6,000円なのですけれども、いずれにせよ特別会計保険を運営していく上で、著しい障害になりますので、矢巾町といたしましては、ルールどおり法定外繰入れは行わない対応とさせていただいているところがございますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そのペナルティーのことをお伺いします。

ペナルティーは、もし繰入れをした場合、年間幾らぐらいになると思いますか、お伺いします。

そしてもう一つ、国保に加入する未満児の子どもさんは何人いて、もしその方の均等割を全部免除したら、どのくらい経費がかかるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ペナルティーの額につきましては、保険者努力支援分がどの程度減額されるか、いわゆる

法定外繰入れをした状況によることとなりますので、町といたしましては、最悪の場合1,000万円以上の不利益に当たるということで、いずれそういったことのないよう、健全な保険財政の運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと2点目につきましては、未満児というものの何歳なのか、よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 未満児は何歳未満児かということです。

○13番（川村よし子議員） 就学前、国の制度として就学前の子どもさんたちの5割を助成することに4月からなるわけですがけれども、もしそこを全額免除した場合は、矢巾町として、どのくらいの支出になるのか、予測をお願いいたしますということです。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、人数ですけれども、以前試算したものによりますが、87名ほどというふうに捉えております。こちらのほう、国、県、町と、それぞれの負担がございまして、国は2分の1、県は4分の1、町は4分の1の負担なのですけれども、これで町のほうの負担は29万円ほどというふうに試算しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの基金のことも七千幾らあるのですけれども、その基金を、私は答弁のところがよく分からなかったのですけれども、基金をどういうふうに今後活用しようと思って、こういうコロナの危機の中で活用するのが基金ではないのでしょうか。基金が7,000万円ぐらい令和2年度はあるのですけれども、その活用を今やるべきではないかなと思います。

非正規で働く人、国保に加入している方々です。そういう方々に活用するのが今ではないかと思って、今回質問するわけですがけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

基金の取崩しにつきましては、全く取り崩さないで運用しているわけではなくて、これは保険給付費のやはり波がありますので、その状況に応じて基金を活用しながら赤字の決算にならないような運営をしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 岩手県内から裕福な町のように思われているのですけれども、財政危機というようなことを言われて、国保の80人ほどの、金額にすれば25万円の金額を出せない、その矢巾町が本当に弱い者いじめだなど、つくづく思います。何とかして、このペナルティーが1,000万円ぐらにかかるといようなことはありますけれども、29万円ですか、そこを一般会計から、また基金から繰入れをして、大変な親御さんたち、そういう応援ができないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

9月議会においても、まずほぼ同じご質問をいただいて、その際に答弁させていただいた内容と同じになるかと思っておりますけれども、いずれ子育てに優しい政策の一環といたしまして、やはり均等割が半額になる前から、矢巾町としては国のほうに働きかけをしてきたところでございます。これは矢巾町だけの問題ではなくて、やはり国民的な課題だと思っておりますので、今後も均等割が全額廃止されるようになる日が、いつになるのか分かりませんが、町としては、毎年要望させていただいておりますので、今後もそういう活動、取組を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そういうペナルティーがある中でも、宮古市、大船渡市、一関市、釜石市、雫石町、葛巻町、岩泉町、田野畑村、九戸村、普代村、令和2年度は10市町村が一般会計から繰入れを行ってきております。第2期の県と国保運営方針の問題点は、ずっと問題なのですけれども、市町村の独自の取組ができなくなる国保の構造的問題の解決に背を向ける矢巾町と私はいつも思っております。何としてでも解決できるまで頑張ってまいりたいと思っております。そのことについては、町長は市町村会とか、そういうところで、県議会とか、そういうところには請願されていると思っておりますけれども、見解をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、3問目の冒頭に川村よし子議員がおっしゃっているとおりなのです。国民皆保険の最後のとりでなのです、国民健康保険は。それ

で、この国民健康保険が頓挫すると、もう最後の、本当にセーフティーネット構築、もう最後の、それで国民健康保険法を今日一応目的のところを読ませていただきますが、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的にするということは、本当に私ら、やっておあげしたいことはあるのです。だから、いわゆる子どもさんたちの均等割についても、先ほど健康長寿課長が答弁したように、町村会を通して国、県に要望も出しているのです。だから、みんなこんなことを負担することとか、そういうようなものをみんなそういうふうなことになったならば、保険制度は成立しないわけです。そこだけは分かってもらいたい。

だから、私ども今、都道府県が保険者になっておるので、市町村はあくまでも都道府県で決められた運営協議会の基本方針というのがあるわけです。それにのっとって私どもは運営をしておる。その中で、市町村は国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たせと言われておるわけです。

だから、川村よし子議員が言うような、例えば子どもさんたちの均等割、矢巾町でも、まずできるところ、例えば短期保険証で子どもさんたちがいるところは、保険証を出しておあげしると、資格証明は絶対出すなど。私、お世話になっているときも、そういう資格証明とか発行するなど、短期保険証もお子さんたちのいるところには出しておあげしろということなのです。

そして、いわゆる納税相談でおいでになられる方は、まだいいのです。おいでになれない悪質な方々もいらっしゃるわけです。だから、私はいつもお話しするのですが、川村よし子議員さん、できるのであれば、おたくが所属している政党なんかは、国保については非常に前向きに取り組んでいらっしゃる。あるときは、国庫補助金減額したことが駄目だと。そして、1兆円規模の市町村国保にそういう助成も考えるべきだと。

だから、私ら末端の市町村でできることではないのです。だから、できるのであれば、そういう国会の論戦とか何かで、もうどんどんやっていただきたいということで、私どもは決められた決め事の中で進めていかなければならない。だから、そのことは、いつも、もう今回も川村よし子議員さんから国保税のことが質問出たなど。昨日から私も非常に、この対応をどうしたらいいかとどぎまぎしておったのです。だから、今後、ここのところ、これから私どもも町村会なりを通して国、県に要望していきますから、そしてお互いにどういう効率的な健全運営ができる事業の在り方、国保事業の、一緒に考えていきませんか。そして、その中で解決策を見いだしていくことが私は一番正しい方法ではないのかなと。

だから、今日川村よし子議員からご質問いただいた内容については、しっかり真摯に受け止めて、そして国、県にこのことを要望してまいる覚悟でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後になりますが、このコロナの感染状況の中で、医療機関にかかることを控えた方々が国保加入者の中にもいると思えます。そういう中で、やはり29万円の就学未満児の方々の支援が、給付費が少なくなったところから出す方向とかも考えていく必要があるのではないかと、それもペナルティーに該当するのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、保険給付費は、これはもうちゃんとルールがあって、そして今川村よし子議員がおっしゃっているのは、私、受診抑制、そういう心配をなされているのかあれなのですが、今いろんな医療機関の方々からお聞きすると、やっぱりコロナ禍によって、例えば重症でない手術は、もう先送りしてくださいと言われていたそうです。だから、今コロナ禍による受診抑制という、何か抑制というと、私ら保険者が抑制したと思われるのですが、今そういうとコロナ禍の環境の中では、本当に私どもそこが一番心配しておるところなのです。

そして、このコロナ禍が収束した後に、保険給付費が必ず増えると思うのです。だから、さっきも基金はいいのではないかと、使って。ところが、基金は何のためにためているかということは、保険給付費を賄い切れなくなったときのためのお金なのです。だから、私ども本当は、今こそコロナ禍の中で、基金をしっかり積立てをして、収束した後に必ず大きな波が、受診の機会が増えるわけですから、それをしっかり支えていかなければならない国保の使命があるのです。

だから、そういうことで、これが健保であれば、各都道府県の健保、そして全国の保険の協会があるのですが、国保の場合は、都道府県の中に、さらに岩手県の場合は33市町村あるわけです。だから、そういうことの制度の仕組みを川村よし子議員は分かって質問をされていると思うのです。分かって質問されているから、答えるほうもどぎまぎするのです。

だから、どうか受診抑制とか、基金の積立て、そこのところは、必ずそういうそれこそ一気に増える可能性があるんで、基金は、私も担当課には、今の金額で足りるのかと、大丈夫かという、今は都道府県が保険者でお金を借りることのあれもできるのですが、ただ私ども

の市町村としては、なるべく避けたいので。

そして、あとは努力支援、さっき課長が1,000万円を超えたときもある、1,800万円の時きもあると。これは、努力した市町村に、いわゆる表彰制度みたいなものです、よくやったと。そういうふうなのをもらえなくなったら、ますます大変になるわけです。それが保険税に跳ね返っていくと、誰にも跳ね返らないわけです。

そして、今国保の最高限度額103万円、保険税の最高限度額、今度たしか3万円上がったのかな、そこでもう100万の大台を超えています。最高限度額を超える人たち。だから、そういうことを考えたときに、もう少し、冒頭にお話があった国民皆保険の最後のとりで、ここをしっかりとご理解していただきたい。

そして、その中で議論することは、私は大いにいいことだと思うので、だから保険給付費の中身とか、特定保健事業とか、保健指導がどうなっているのか、そういう議論だったら、私ら大いに結構なこと。そして、いわゆる予防に力を入れて、なるべく医療費をかけないようにならざるを得ないとか、そういう議論をやっていきたいということで、ちょっと長くなりましたが、私も国保にかける思い入れは非常に強いものですから、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご苦労さまでございました。以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日9日は、予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますよう、お知らせします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 1時47分 散会



令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第7号）

令和4年3月17日（木）午前10時30分開議

議事日程（第7号）

第 1 請願・陳情の審査報告

3 請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願

4 請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について

4 請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

第 2 議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について

第 3 議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第 4 議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第 5 議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第 6 議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について

第 7 議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について

第 8 議案第22号 副町長の選任について

第 9 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

第10 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

第12 議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

第13 議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について

第14 議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第15 議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第16 議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

第17 議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について



- 第18 議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について  
 第19 発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出について  
 第20 発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について  
 第21 発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について  
 第22 発議案第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について  
 第23 発議案第7号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

### 欠席議員（1名）

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	総務課長 兼防災安全長	藤原道明	君
企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君	税務課長	花立孝美	君

町民環境課長	吉田	徹君	福祉課長	浅沼	圭美君
健康長寿課長	村松	徹君	産業観光課長	佐藤	健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木	芳満君	文化スポーツ 課長	田村	英典君
農業委員会 事務局長	高橋	保君	上下水道課長	浅沼	亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木	智雄君	教育長	和田	修君
学校教育課長	田中館	和昭君	子ども課長	田村	昭弘君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野中	伸悦君	議会事務局長 補佐	川村	清一君
書記	千葉	欣江君			



---

午前10時30分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 請願・陳情の審査報告

3 請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願

4 請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について

4 請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

4 請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました3請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 報告書を読み上げまして、審査報告とさせていただきます。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。本委員会が令和3年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願の審査が終了したため、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次の

とおり報告する。

記。1、付議事件名。3請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願。請願者、矢巾町大字岩清水————、岩清水コミュニティ会長、細川清孝。紹介議員、吉田喜博。

2、委員会開催年月日。①、令和3年12月13日月曜日。②、令和4年2月15日火曜日。

3、出席委員。高橋安子、昆秀一、廣田清実、小笠原佳子、小川文子。

4、審査経過。令和3年12月13日月曜日午後12時30分から委員出席の下、3請願第3号について、担当課である町民環境課吉田課長、佐々木補佐より、現火葬場の状況について現地において施設の利用状況等の説明を受けた。現地調査後、請願者である岩清水コミュニティ会長及び役員2名から趣旨説明を受け協議したが、委員から時間をかけて検討の必要があるとの意見もあり、継続審査とした。令和4年2月15日火曜日に2回目の委員会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。3請願第3号については、全員一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。矢巾町斎苑は、昭和61年6月に供用を開始し、建築から35年経過し、耐用年数については10年ほど残ってはいるものの、当時に比較して人口が大幅に増加したことや、岩手医科大学付属病院の移転により献体等での利用や町外の利用者も多くなっており、会葬者の待合室不足や炉の劣化が進み、交換や修理が必要な状況である。第7次矢巾町総合計画後期基本計画では、火葬炉の改修を進めていき、今後の火葬場の在り方について移転も含めた検討を進めることになっていることから、本請願の趣旨は理解できるものであり、採択すべきものと決定した。

なお、今後の墓地の在り方を考慮した場合、火葬場（斎苑）の移転に際しては、施設整備のみならず、永代供養を含めた公営墓地公園として施設周辺の環境整備も検討すること、移転先を検討する場合は要望のあった岩清水地区を移転候補地として検討を進めることとの意見をつけて採択するものである。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。3請願第3号 矢巾町営火葬場(斎苑)の誘致に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。3請願第3号 矢巾町営火葬場(斎苑)の誘致に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、3請願第3号は採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○産業建設常任委員長(山崎道夫議員) それでは、読み上げまして審査報告をいたします。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、山崎道夫。

請願審査報告書。本委員会が令和4年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について。請願者、矢巾町大字西徳田————、徳丹城周辺活性化推進協議会代表、徳田地区商工振興会会長、川村文洋。紹介議員、廣田清実。

2、委員会開催年月日。令和4年3月2日水曜日、令和4年3月10日木曜日。

3、出席委員。山崎道夫、藤原梅昭、吉田喜博、川村よし子、長谷川和男、高橋七郎。

4、審査経過。令和4年3月2日午後1時25分から委員全員出席の下、4請願第1号を審査するに当たり、説明員として文化スポーツ課及び産業観光課の出席を求めて現状等について調査を行った。令和4年3月10日午前10時から、参考人として徳丹城周辺活性化推進協議会代表、川村文洋氏及び幹事、水本孝氏の出席を求めて、紹介議員立会いの下趣旨説明を受

け、協議、検討を行い慎重審議した。

5、審査結果。4請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。徳丹城跡周辺は、昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため関係者は移転し、当時の活気とにぎわいが失われています。

平成31年3月に史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本計画（改訂版）が策定され、令和2年度から5か年計画で史跡公園としての整備が進められています。駐車場等も含め、史跡の整備は進んできているものの、関係者や地域住民が望む地域の活性化にはまだ至っていないところであります。

同計画では、まちづくりの一環として、「民間企業とまちづくり組織と連携して企画実施運営を図る」となっていることから、早期の協議の下、地域資源である徳丹城跡を活用し、観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備が実現し、周辺地域活性化を求める本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきとしました。

以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、4請願第1号は採択することに決定しました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について審査が終了した旨の報告があ

りましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇)

○教育民生常任委員長(赤丸秀雄議員) 読み上げまして報告といたします。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。本委員会が令和4年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願。請願者、盛岡市本町通2丁目1番36号、岩手県医療労働組合連合会執行委員長、中野るみ子。矢巾町医大通1-1-1、岩手医科大学教職員組合執行委員長、柴田勇樹。紹介議員、川村よし子。

2、委員会開催年月日。令和4年3月8日火曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、藤原信悦、谷上知子、村松信一、水本淳一、廣田光男。

4、審査経過。令和4年3月8日午後2時から委員出席の下、4請願第2号について協議、検討を行い、慎重審議した。なお、審査前には岩手県医療労働組合連合会の書記長及び書記次長2名の趣旨説明を受けております。

5、審査結果。4請願第2号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。新型コロナウイルスの感染拡大は、経済活動や国民の生活に深刻な影響を及ぼしています。特に医療をはじめとした介護や福祉関係者など、国民の命と健康を守る方々には苛酷な環境下の中で、その使命を全うしていただいております。

このコロナ禍で問題になっているのは、医師、看護師、介護職員などの人員不足であり、長引く新型コロナウイルス感染症が拡大している状況では、コロナに感染したときや濃厚接触者となったときに交代する職員が不足していることです。感染拡大の収束が見えないことから、国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルスや大規模災害などに備え、医療・介護・福祉に関わる職員の増員と、保健所など公的行政組織の拡充は必要不可欠な課題であります。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきものとした。皆様の賛同を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑  
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと  
健康を守るための請願について起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健  
康を守るための請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、4請願第2号は採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました4請願第4号 令和4年度の水田活用の  
直接支払交付金の見直しに関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、  
これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○産業建設常任委員長（山崎道夫議員） それでは、読み上げまして審査報告書の提案に代え  
ます。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、  
山崎道夫。

請願審査報告書。本委員会が令和4年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請  
願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次の  
とおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに  
関する請願。請願者、紫波町土館字沖田98—20、岩手中央農業協同組合代表理事組合長、浅

沼清一。紹介議員、水本淳一。

2、委員会開催年月日。令和4年3月10日木曜日。

3、出席委員。山崎道夫、藤原梅昭、吉田喜博、川村よし子、長谷川和男、高橋七郎。

4、審査経過。令和4年3月10日午前10時55分から委員全員出席の下、4請願第4号について、参考人として岩手中央農業協同組合代表理事専務、佐々木雅博氏及び営農販売部営農企画課課長、猿舘徹氏の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い慎重審議した。

5、審査結果。4請願第4号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。令和3年11月30日、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に交付対象水田の扱いについて、生産現場では農地の集積、集約に取り組みながら産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることで、農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加につながる懸念があります。また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在海外からの輸入乾燥牧草も高騰が続いている中で、令和4年度からの運用はあまりにも急であり、現場に混乱を来しています。生産農家が営農意欲を持って作付し、将来にわたって安定的な営農、農地の維持が展望できるよう、慎重な対応を求める本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきといたしました。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、審査報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。4請願第4号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、4請願第4号は採択することに決定しました。

---

日程第2 議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について

日程第3 議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第5 議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第7 議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第2、議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第7、議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算についての6議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

廣田清実予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 審査報告をさせていただきます。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算について、議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議

案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和4年2月17日付で付託されました上記の6議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第16号から議案第21号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、各種事業の委託料・使用料などについては、内容を検証し適正化に努められたい。

2、防災ラジオのさらなる普及を図られたい。

3、自動車免許返納者を含む交通弱者への支援体制の充実を図られたい。

4、交通事故防止のため、標識や信号機等の設置について関係機関に働きかけられたい。

5、通学路の防犯灯設置について、郊外農村部が暗く危険であることから、設置補助・電気料補助等についても配慮されたい。

6、アウトリーチ事業は、早期発見早期支援に努められたい。

7、生活支援コーディネーターの役割を可視化し、事業の検証に努められたい。

8、えんじょいセンターの運営については、利便性を高めながらさらなる利用の促進を図られたい。

9、コロナ対応は、引き続き医療・経済両面で町民への支援に努められたい。

10、ゼロごみ6Rの推進を、各行政区にきめ細かい指導を徹底しごみ減量に取り組まれたい。

11、田んぼダムの取組については、対象地域にさらにきめ細かい説明を実施し、補償制度を定められたい。

12、地区計画制度の活用により業務用地の創設に努め、企業誘致を積極的に進められたい。

13、雪害による町道等の補修に取り組むとともに、住民要望の多い生活道路の整備を着実に進められたい。

14、災害対策として個別支援計画にのっとり訓練に努められたい。

15、自然災害への備えとして、土橋地区の北上川堤防工事の早期整備を国に要望されたい。

16、ヤングケアラーの相談環境の整備を進め、孤立化を防ぐ支援体制を構築されたい。

17、奨学金制度は定住化促進のためにも検討を図られたい。

18、水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、下水道の有収率を高める取組に努められたい。

以上、18項目を付して報告といたします。議員各位の賛同を得られますようによろしくお

願いたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

まず、反対討論に先立ちまして、昨日の深夜の地震に際しまして、町職員の皆さん、町長はじめ大変ご苦労されたことに敬意を表したいと思えます。また、福島、宮城、そして岩手も含めてお亡くなりになった方、そしてけがをされた方にお見舞いを申し上げたいと思えます。今後またさらに続くと思われる地震に対しては、私どもも注意をするとともに、一層当局と一緒に取り組んでいかなければならない課題であると痛感をするものでございます。

そして、次にです。反対討論に先立ちまして、一昨日の総括質疑で私が質問いたしました政務活動費についても一言述べさせていただきます。町長から監査要求を受けて、私は6月、7月とそれに対応してまいりましたけれども、その結果報告をまだ受けていないということをお知らせしました。そして、その旨を予算委員長は、議会運営委員会に申し出てくれということで、その場は終わりましたけれども、昨日要望を議運の委員長に出したところでございます。そして、議会事務局から、昨年8月に監査結果が出ているということで、その資料を頂きました。その結果によりますと、代表監査委員は政務活動費として認めるという内容でございました。一言で言います、長く書いてございますけれども、そういう審査結果をいただいたものでございます。

私はこの中で、この取組の中で、私たち党派の出したチラシを町長がうそ偽りのチラシに税金を使わせるわけにいかない、こういうふうな発言をされたことに対して、私はパワハラ

的だという発言をいたしました。それは、今も変わりません。—————

- 議長（藤原由巳議員） 小川議員、これは予算に関する討論……
- 14番（小川文子議員） 冒頭発言でございます。
- 議長（藤原由巳議員） 冒頭でもこの場での発言は、今の部分は取り消してください。
- 14番（小川文子議員） いえ、私は取り消しません。
- 議長（藤原由巳議員） それは、何かで確認した事案ですか。町職員云々の関係は。
- 14番（小川文子議員） 町職員が、それは私が確認したわけではございませんが……
- 議長（藤原由巳議員） では、発言は取り消してください。
- 14番（小川文子議員） 聞き及んでおります。
- 議長（藤原由巳議員） それを第三者も含めて確認しましたか。個人のプライバシーに関わる問題です。
- 14番（小川文子議員） そうですけども、それは……
- 議長（藤原由巳議員） そうですけども、そうでしょう。どなたに確認しましたか。
- 14番（小川文子議員） 分かりました。では、その点については削除をいたします。今の部分については削除をいたします。それで終わります。

そして、本題に入らせていただきます。この予算案の基本は、フューチャーデザインによるものでございます。7次総をまとめるときに、7次総はフューチャーデザインでやっていくという方針が示されました。しかし、フューチャーデザインなるものは町長と一部職員が専門的に理解していることでありまして、議員をはじめ多くの町民はフューチャーデザインの考え方そのものの理解が進んでおりませんでした。そういう中で、7次総は進められました。

私は、7次総のフューチャーデザインには3つの問題があると思います。1つは、突如と現れたフューチャーデザイン、これによって6次総の検証なしに7次総が進められたという点でございます。

もう一つは、フューチャーデザインを一つの学問として学者さんが自由に考えることは、これは否定するものではございません。学問の自由は保障されるものであります。しかし、これを行政運営の軸に据えることには問題があると思います。というのは、これは先ほど申し述べましたように、多くの町民の理解を得ていないということでもあります。

もう一つは、昨年出てきましたスーパーシティ、これがフューチャーデザインに大きく依

存する内容であったことをごさいます。そして、このフューチャーデザインは、これからもいろんな段階に及んでくるのでごさいます。昨年の矢巾中学校跡地の問題についても、フューチャーデザインの考え方から売却するのが当然とごさいますか、最良の策であるという意見も出されました。

それから、メディカルフィットネスに対しても、これはフューチャーデザインあるいはスーパーシティの中で重要な位置を占めるものでごさいました。これは、財政に瀕している本町にとって多大な経費のかかるものでごさいました。私は、財政の健全化、そして必要最小限の経費で最大の効果を求める原則に反するものから、反対をするものでごさいます。

以上で終わります。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、賛成討論に入ります。

1番、藤原信悦議員。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦です。定例会3月会議で付託を受け、予算決算常任委員会で質疑されました議案第16号から第21号、令和4年度矢巾町一般会計予算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の特別会計予算並びに水道事業、下水道事業の企業会計予算の6つの議案について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度は、第7次総合計画後期基本計画の3年目に当たります。これまでの2年間は、かつてない新型コロナウイルス感染症の蔓延により、予防接種や感染対策、あるいは低迷する経済対策支援に関係各位も追われ、当初の計画の進捗も思うようにならない部分があったものと拝察いたします。

また、そのような状況の中で、残り2年で後期計画の完了を目指すべく、町長並びに教育長の施政方針や教育行政方針に基づき、職員各位は令和4年度の予算編成に取り組まれたものと思います。そして、その中には新年度早々具体的な取組として動き出すものが幾つかあります。この点を評価すべきものがあると考えております。

一般会計について申し上げますと、1つ目は観光産業の活性化の中で、岩手県立産業技術短期大学校との協働による南昌山展望台の整備や、徳丹城跡の西側に令和3年に取得した用地の利活用をてこにする活性化の取組は、今後観光振興の起爆剤になるものと思います。また、今後東西2つのエリアがうまくつながれば、さらに活性化は図られるものと思います。

なお、徳丹城史跡周辺活性化については、推進協議会からも請願が出ており、昭和44年、国指定史跡となった以来、地域住民にとっては約半世紀来の願いが一步前進することになり

ます。

2つ目は、令和4年度から始まる町立煙山保育園における医療的ケア児受入れ支援や、赤ちゃん子育て応援給付金の支給です。これらは後期計画の重点施策の一つである子育てにやさしいまちづくりを具現化するものの一つでもあり、かつ移住、定住促進につながるものとして評価いたします。

3つ目は、新たなコミュニティの構築に向け、自治会公民館運営費補助金の新設やコミュニティ活動促進事業費補助金を増額し、コミュニティ組織育成を図れることは評価すべきものと考えます。コミュニティ組織育成事業、前年度よりも予算も増額となっております。

4つ目は、財政の健全化であり、令和4年度一般会計予算の自主財源比率は、前年度予算より約2.2ポイント増の44.3%となっています。この数字は、決してよい数字といえるものではありませんが、予算編成の中で健全化を意識して取り組まれた成果として評価いたします。今後の課題としましては、自主財源の69.6%を占めている町税をいかに確保するか、そのためにも農業、商工業の迅速かつ効果的な振興施策の推進もその一つと考えております。

続いて、企業会計予算について申し上げます。水道事業並びに公共下水、農業集落排水事業において、施設整備が計画的かつ平準的に実施され、有収率や耐震化率の向上並びに不明水の改善が進められていることは、評価すべきものと考えます。

他にもいろいろと評価すべき点、あるいは検討すべき点はあるとは思いますが、全体的に見れば付託されました令和4年度一般会計予算、特別会計並びに企業会計予算については、重点施策実現に向けた編成がなされていると評価し、賛成するものであります。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 次に、反対討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。私は、議案第16号から21号まで、まとめて反対討論とさせていただきます。

討論の前に、先月の24日からロシアのプーチン政権がウクライナへ武器を使っただけの攻撃、これには断固として抗議いたします。そして、日本政府に対しては、防弾チョッキやヘルメットなど防衛装備品の提供ではなく、非軍事の食料や医療支援、難民支援などの人道支援に全力を挙げるべきだと考えています。いずれにしても、国と国が武器を使う、これは明るい未来はどちらにもありません。何としてでも食い止める抗議をしていきたいと考えています。



それでは、反対討論とさせていただきます。1点目は、デジタル庁スタートによるデジタル改革の危険性ということで反対します。昨年10月、デジタル改革関連法、行政のデジタル化で国や自治体が持つ個人情報や企業に開放し、もうけの種として企業の利益につながる、これが狙いと私は考えています。国と自治体が持っているデータは、公権力を行使する中で取得して、申請や届出に伴い義務として住民が提供した個人情報、それを一つの企業が保有する顧客情報と比べては、多量になります。多岐にわたる膨大な資料を企業に提供しているのがデジタル庁発足のことと考えています。

特にも国の補助金の中には、医療とか福祉、教育といった民間事業者に対しても口を挟むことができるようになってきています。デジタル庁は、民間出身者が多いということです。特にもデジタル庁の職員600人のうち、民間企業から給与補填をされている方が200人もおります。デジタル庁は、強力な権限で官邸と財界の意向を政府全体ではなく、自治体にもスピーディに、ストレートに反映させるための組織です。

日本共産党の国会議員がいろいろ質問する中で明らかになったことがあります。フラット35を扱って、住宅金融支援機構からSBIネット銀行へ住宅ローンのAI、人工知能審査モデルの構築に利用するために180万人の情報提供をされていました。そして、情報は性別、年齢、郵便番号、家族構成、勤続年数、住宅ローン返済以外の借入残金など、膨大な個人情報を収集しています。また、政府や自治体の行政サービスでもラインが利用されていて、行政独自であるはずの個人情報もライン社に集積していきます。ライン利用は、本人同意が簡単にできます。本人の知らないところでやり取りされ、AI分析、点数化、プロファイリング、スコアリングされ、これが本人にとって不利益となる形で利用される可能性が問題として明らかになりました。

予算書から見ますと、デジタル関連予算は各課に及びます。特別定額給付金支給をきっかけにマイナンバーカードのオンライン申請が普及していますが、システム任せではなく、アナログ派も多いことを念頭に置いて、特にもこのことが必要です。そして、デジタル化に任せるのではなく、人員配置、正職員で対応し、人を育てる、職員を育てることが求められています。

2点目は、少子高齢化の中での子育て支援をどう進めるかということです。結婚新生活支援、子育て応援給付金制度、移住支援金に反対するわけではありません。しかし、命を守り、発展させるためには、人間対人間に携わる人づくり、これも大切です。その1番として、命を守るために子どもの医療費、18歳まで無料にすることを求めます。矢巾町は、18歳までの

医療費助成をしておりますが、岩手県内の市町村を比較しますと、17の市町村が18歳まで現物給付で対応しようとしております。これと一緒にやろうとする姿勢が必要です。

2番目は、国民健康保険税の保険料引下げの件です。子どもの均等割を廃止することです。地方交付税100万円クリアすることを今考えるべきです。

3点目は、学校給食費の無料化に姿勢を変えることです。

○議長（藤原由巳議員） 時間です。

○13番（川村よし子議員） 以上で反対討論を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 次に、賛成討論はありますか。

12番、長谷川和男議員。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 議席番号12番、長谷川和男でございます。

賛成討論の前に一言述べさせていただきます。北京オリンピックが終わりましたけれども、さらに北京パラリンピックが終了し、本県7つの星、県人7人の選手の快挙に県民として、活躍された選手に、また北京パラリンピックに出場した我が町のホープ、高橋幸平選手には、苦難にも負けず、勇気を町民に与えてくれましたことに感謝いたします。選手の皆さん、ありがとうございました。

だが、全世界の注目を浴びる平和の祭典のさなかに、やってはならぬ、起こしてはならぬ一方的なへ理屈のためにロシアという大国が起こした非道、残忍な指導者を議会人としても絶対に許すことはできないのであります。申し上げておきたいと思えます。

それでは、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計が本議会に提案された4年度予算に対して、予算常任委員会で4日間の日程をもって十分なる慎重審議したので、私は全6会計に対し、賛成討論といたします。

まず、一般会計においては、令和4年度の大きな柱として取り組むレインボー大作戦と、何か映画で聞いた名で夢を描くようなことですが、7項目の第7次総合計画をまとめる次なる第8次総合計画へのステップになるのではないかと確信しておりますので、以下討論とさせていただきます。

本予算は、町長が施政方針演述でレインボー大作戦と上げた重点的に取り組む7項目について、実現に向けたバランスの取れた予算となっております。具体的には、観光産業の活性化について、南昌山展望台改修の自然公園保守管理、徳丹城跡地の整備の史跡公園整備事業が挙げられます。観光資源の開発は、本町の課題であり、整備から活用の点でも期待するも

のでございます。

次に、子育てにやさしいまちづくりは、子どもの医療費助成、産後家事支援、医療的ケア児の支援のための煙山保育園運営事業、そして赤ちゃん子育て応援給付金が挙げられます。特に子育てにやさしいまちづくりが実現すれば、これからの移住、定住に大きな魅力となるものであり、今後の取組に期待する。また、ゼロごみ6Rの推進や町民との対話を通じ、まちづくりは少ない予算ながらも工夫がなされており、財政健全化に取り組み、限られた財源の中で選択と集中をし、そして政策実現のため改善が随所に見られることも高く評価するものであります。なお、この財政健全化の取組については、今後も努力を重ね、全てにおいて持続可能なまちづくりに努めていただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症対策についても、適切な予算措置がなされており、町民が日常生活を安心して生活できるよう適切に対処できる内容となっており、コロナ関連職務に従事されている職員の皆さんに感謝申し上げますとともに、完全なる終息までは気を緩めず頑張っていたきたいと思います。

次に、施策の大綱に基づき、まちづくりに関する点は、交通安全対策事業として南矢巾踏切の拡張工事の推進、矢幅駅多目的広場に情報発信するスポットを整備することにより、中心市街地活性化、交流人口の増加などに期待するものであります。また、国土交通省で計画している盛岡南道路は、現在国で事務手続を進めており、事業化までいよいよ大詰めの段階となっていること、そして県事業である矢幅駅から国道4号までの県道矢巾停車場線の電信柱無線化、歩道融雪装置、自転車走行帯の整備などに、国、県においても矢巾町のまちづくりに取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

また、水道事業予算では、アセットマネジメントに取り組み、中期的視点から安定的な水道事業を経営する内容となっており、高く評価できるものであります。水道事業、下水道事業は、県民生活を支えるライフラインであり、目先にとらわれることなく、持続可能な経営が行われるよう願う。

また、築川ダムの水源の活用なども効率的な事業推進をされるよう……

○議長（藤原由巳議員） 時間です。

他に討論ありますか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第16号 令和4年

度矢巾町一般会計予算について反対し、討論いたします。

まず初めに、令和4年度の本町の一般会計予算は、総花的にほとんどを盛り込んだ予算になっていると感じます。ということは、何を重点的に取り組んでいるのかがあまり見えてこない予算となっているのだと感じます。現在は、何より新型コロナウイルス感染症の波の中にいるということを決して忘れてはならないということです。それを念頭に置いて、果たして予算編成がなされているのか。

本町の財政健全化判断比率は、基準を下回ってはいますが、財政の硬直化は経常的経費の増加に伴い年々深刻さを増す状況にあり、新型コロナウイルス感染症もその影響は大きく、そのことによる歳入の影響も少なくないと考えられます。けれども、令和4年度の本町の一般会計予算については、このコロナ禍を見込んだ予算配分と果たしてなっているのかどうか。私は、この予算を俯瞰して見た場合に、いささか楽観的に見ているのではないかと感じてしまいました。

予算を決めることの基本は、入りを量りていずるをなす、つまり歳入を甘く見たり辛く見たりすることなく、適正に見込むことによって、初めて歳出の計画を立てることができるのです。しかも、義務的経費は膨らむ一方で、町として自由な裁量で使える予算はほとんどなくなっている上に、歳出に不要不急でない予算を入れてしまうことで、コロナ禍における非常時の予算として何がどう不要不急で、何が不要不急でないかの区別がついていないと、今回の予算のように思います。しかも、実効性が明らかでないものが、具体的に何が町民にとってメリットになるかも示されていないと感じられます。

その中で、町職員の働く職場の中でも非常に風通しのよい環境のように思われず、町長の前年度の町長交際費について私が尋ねたところ、言い訳の答弁にしかならず、反省の弁はなく、自分を常に正当化しようとしているように思われ、このような町長の下で編成された予算については、コロナ禍であることの考慮が薄く、ここは町を挙げて締めるところは締めて、支援するところは手厚い支援をしていく予算であるならいざ知らず、町長の交際費においては、令和2、3年度においては半額しか使われていないにもかかわらず、毎年毎年同じ額を予算に計上していることは、この令和4年度の予算の象徴のように私には感じられるのです。

それから、環境美化整備業務委託料においては、これは毎年毎年予算が膨らみ続けており、本年度はボランティアや職員などの人件費を換算して含めると、1,000万円近くの予算を計上していることとなります。これは、花を見ていっときでも心が休まればということだとは思

いますが、コロナ禍においては不要不急の外出は控えろと言われていた中で、1,000万円近くの花よりも、できればもっともっとコロナ禍で実効性のある支援などに回せなかったものか。しかも、この花のことで交流人口を増やすという意味もあり、一定数町外から花を楽しむために人が来町しているということも言われていましたが、そのような交流人口を今増やす意味がどの程度あるのか。そして、それが町民にとってメリットがどれだけあるのか、私には大いに疑問に感じられます。

何に対しても一定数の賛成があるのは当たり前だと思います。しかしながら、そのような花を楽しみにしている人よりも、私は困っている町民に対してのもっともっと手厚い実のある支援をすべきではないのかと思います。肥えている人はより肥え、痩せ細っているものがお瘦せ細って骨と皮ばかりになっていいわけがありません。

今ウクライナでは、戦争となっております。理不尽に子どもなどの民間人が犠牲となっております。同じ地球上でこのようなことが起こっている中、私たちは偶然にこんな平和な国で、町で生活しています。いま一度平和のありがたみと、その意味を考えるべきときではないでしょうか。プーチンは、自分が正義であると確信しているのだと思います。しかし、それはほとんどの国からの反感を買っています。このことは、ほかの国の話ではないのです。地球という一つの個体には、小さな矢巾町という町も含まれています。だからこそ、今SDGsが言われているのでしょう。そして、この小さな矢巾町の予算だからこそ大事に考えていくべきだと思いますし、町長のリーダーとしての資格が重要であります。予算の最終段階には、町長査定というものがあると思いますが、町長はどのように感じながら、この予算を査定したのでしょうか。ある人は町長に対して、もっと人の話に耳を傾けてほしいと、そう言っていました。私もそう思います。町長は、自分の主張は懇々としますが、ほとんど人の言うことを聞いていないという印象があります。それが今回の予算で顕著に表れています。

話は変わりますが、昨年就任したプロ野球日本ハムの新庄剛志監督、新庄ビッグボス、彼のことを好きな人もいますし、嫌いな人もいます。それは、必ずあることですが、いずれ人気があることに変わりはありません。その人気は抜群です。それは、持って生まれた資質もあるかもしれませんが、私は彼のサービス精神の旺盛さにその人気の秘密があるのだと思っています。自分の損得勘定抜きで、人々を楽しませようとする気持ちが彼の人気の原因ではないかと私は思っています。

そして最後に、町長の施政方針の最後のほうで述べられていますが、7項目が7色の虹のように次世代に続く希望の架け橋となるよう、令和4年度レインボー大作戦と名づけられて

いますが、春の虹は淡くはかないものとしてのたとえであります。レインボー作戦、淡くはかなく消えてしまいませんようにご祈念いたします。

そして最後に、以上のことから本町第16号、令和4年度矢巾町一般会計予算について反対するものであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第16号 令和4年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第22号 副町長の選任について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第8、議案第22号 副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第22号 副町長の選任に関し同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本年1月15日から不在となっております副町長について、矢巾町大字

——、岩渕和弘さんを新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

岩渕和弘さんは、昭和52年に岩手県庁に入庁され、平成31年に退職されるまで、県土整備

部河川課総括課長や農林水産部漁港担当技監などを歴任され、土木行政に精通しており、行政経験が大変豊富な方です。

現在本町においては、命の道である盛岡南道路を基軸とした新たなまちづくりに関する町政課題が山積しており、その課題解決に向けて岩渕さんの県で培った経験を生かし、県とのパイプ役を担い、実務者として大きく期待されるものであります。

以上のことから、共に本町の行政を担っていく副町長として適任であると存じますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期につきましては、令和4年、今年の4月1日から令和8年3月31日までの4年間となるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

議案第22号 副町長の選任についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

それではここで、時間も大分経過してございますし、正午にも近づいておりますので、昼食を兼ねた休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたします。よろしくお祈りします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、続けてまいります。



---

日程第9 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町長部局における福祉部門や道路部門の体制強化を図るため、職員定数に関して所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。福祉に関する業務が多様化、複雑化してきているほか、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症への対応、さらには盛岡南道路に関する業務の増大が見込まれることから、町長部局の職員の定数を増員するものであります。なお、教育委員会所属の職員の定数を減員として、本町職員の定数の総数に変更はないものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 町長部局のほうが増えてというのは理解できたのですが、教育委員会の職員を減らすというのは、これは何か減った業務があるということでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたします。

この定数条例は、いわゆる最終的な総数を定めるための定数条例ということですので、実際の職員数と必ずしもイコールではないというところをまずご理解いただきたいのですが、その上で現在182名ということになっておりまして、内訳がこのように町長部局と教育委員会部局ということで分かれているような定数条例になっている関係もあって、総数的には問題ないし、これまでと同じなのですが、内訳として変更が必要になったということでございま

す。教育委員会につきましては、41名を下回る人数ということになってございまして、今回の条例改正につきましては、これまでも総数を増やさない中で、内部で調整を図りながらということで、比較的頻繁に改正を行ってきた内容でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第23号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国家公務員の非常勤職員の育児休業取得要件緩和等の取扱いに準じ、本町職員の取扱いに関して所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。非常勤職員における育児休業取得要件の引き続き在職した期

間が1年以上であるという要件を廃止し、当該要件を緩和するとともに、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置として、当該職員の育児休業制度等の周知及び育児休業取得の意向確認に係る面談等を義務づけるほか、勤務環境の整備に関する措置として、職員に対する育児休業に係る研修や相談体制の整備を講ずることを定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

まず1点目は、令和2年、3年の育児休暇はどのくらい取っているのか、そして男女比とかで分かればお願いしたいのですけれども、正職員の方。

それから、非正規で働いている方で育児休暇を取りたいという方はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それではまず、1点目についてお答えいたします。

正職員につきまして、育児休暇の取得状況ですが、おおむね1年に1人ぐらいつつはあります。年によって2人だったりします。最近ちょっと多くなって、4年度はもうちょっと多くなりそうです。

なお、これまではほぼ女性ばかりだったのですけれども、男性も第1号が今年度ありまして、今後も子どもさんができるというふうな男性職員については、直接こういう制度をぜひ利用してくれというふうな話をしていますし、管理職員にもその話を通しておりますので、今後も男性のほうも取得される状況になっていくのかなと考えております。

それから、会計年度任用職員につきましては、これまでは主に保育園にお勤めの方々がやはり時々、年に1人とかというふうな状況で取得をされているという、それにつきましては、これまでは1年以上勤めていないと取れなかったのですけれども、今回の改正によって1年という制限がなくなりますので、より取得しやすくなる状況になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁いただいて、2点目についての会計年度任用職員についてのことなのですが、コロナ感染拡大、オミクロン株の感染拡大によって、特にも小学校、保育園等……

○議長（藤原由巳議員） 育児休暇の条例ですよ。

○13番（川村よし子議員） 条例ですけれども、それで改正になるのでしょうか、どうなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 今回の改正につきましては、育児休業に関しては、国の法律、地方公務員の育児休業等に関する法律というものが基にあった上で、その細かい部分だとか、足りない部分をそれぞれの自治体の条例でもって補完するというふうなつくりになっております。

なお、規則もありますが、規則は具体的な様式だとか、そういうものを定めているような内容ですので、国の大本の法律が改正になっておりますので、それに合わせて4月1日施行に間に合わせるように条例も改正する必要があるということで、提案しているものでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。何回もお話ししていますが、質疑は現に議題になっているものに対して質問することになっておりますので、よろしくお願ひします。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正において、マイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例が規定されることに伴い、矢巾町手数料条例に定める犬の登録手数料に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。所有者や識別番号などの情報を登録したマイクロチップを装着した犬について、環境省の指定登録機関に登録された後、犬の所在する市町村へ通知されることにより、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録申請等とみなされるとともに、マイクロチップが同条第2項に基づく犬の鑑札とみなされることから、この場合における犬の登録手数料を徴収しないことと改正するものであります。

なお、マイクロチップを装着した犬の登録手数料について、マイクロチップの装着時及び情報の登録時において、犬の所有者が費用を負担していることを勘案し無料とするものであり、盛岡市狂犬病予防注射指定獣医師協議会の管内市町において、同様の取扱いとすることとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第25号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共  
下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、下赤林地区の農業集落排水処理施設を公共下水道に接続することに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。第1条において矢巾町下赤林地区農業集落排水処理施設を農業集落排水事業区域から除外するものであります。また、第2条において公共下水道処理施設へ接続される排水設備について、既に矢巾町農業集落排水処理施設条例に規定する検査に合格していることから、矢巾町公共下水道条例に規定する検査に合格しているものとみなすものであります。

なお、施行日までの使用料については、矢巾町農業集落排水処理施設条例を適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第26号 矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）  
について

日程第14 議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第3号）について

日程第15 議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について

日程第16 議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第3号）について

日程第17 議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）  
について

日程第18 議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4  
号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第13、議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について、日程第14、  
議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日  
程第15、議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、  
日程第16、議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につ  
いて、日程第17、議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、

日程第18、議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第27号から日程第18、議案第32号までの補正予算6議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和3年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、1款町税の法人町民税及び固定資産税、10款地方交付税、16款財産収入の土地売却収入、17款寄附金の一般寄附金を増額補正し、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、15款県支出金の多面的機能支払交付金、21款町債の臨時財政対策債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の自治体オンライン手続推進事業を新設補正し、2款総務費の公共施設等総合管理基金積立事業及び財政調整基金積立事業、3款民生費の障害者自立支援事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、6款農林水産業費の農地等整備事業、9款消防費の常備消防事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,543万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,666万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、4款県支出金の普通交付金、6款繰入金の一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を増額補正し、1款国民健康保険税を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の一般被保険者療養給付事業及び一般被保険者高額療養費給付事業、7款諸支出金の償還金を増額補正し、4款保健事業費の特定健康診査特定保健指導事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万



5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,410万5,000円とするものがあります。

続きまして、議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、4款国庫支出金の調整交付金を増額補正し、5款支払基金交付金の介護給付費交付金、6款県支出金の介護給付費負担金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業を増額補正し、2款保険給付費の地域密着型介護サービス費給付事業、高額介護サービス費給付事業及び特定入居者介護サービス費給付事業、3款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,315万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,682万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料を増額補正し、歳出につきましては2款広域連合納付金を増額補正するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,751万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を80万5,000円減額補正して、総額を8億8,997万6,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を533万5,000円減額補正して、総額を6億6,715万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の企業債及び負担金を1億684万1,000円減額補正して、総額を2,294万8,000円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を1億578万8,000円減額補正して、総額を6億2,480万円とするものであります。

続きまして、議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を81万5,000円増額補正して、総額を8億5,063万4,000円とし、第2款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を2万4,000円増額補正して、総額を3億6,440万6,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用を609万円増額補正して、総額を7億4,995万9,000円とし、第2款農

業集落排水事業費用の営業費用及び営業外費用を2,446万3,000円減額補正して、総額を3億3,925万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債、国庫補助金及び負担金を1,390万3,000円減額補正して、総額を2億7,305万7,000円とし、第2款農業集落排水資本的収入の企業債、負担金及び基金繰入金を1,891万9,000円減額補正して、総額を5,507万9,000円として、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を3,692万7,000円減額補正して、総額を5億5,221万6,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費及び基金積立金を1,334万4,000円減額補正して、総額を2億2,284万9,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

一括上程しました議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職の元に提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、予算決算常任委員会において審査を行い、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

---

日程第19 発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の

提出について

- 議長（藤原由巳議員） それでは次に、日程第19、発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

7番、高橋安子議員。

（7番 高橋安子議員 登壇）

- 7番（高橋安子議員） 発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、3請願第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する請願について総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、矢巾町に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、今回請願のあった矢巾町営火葬場（斎苑）について、昭和61年6月に供用が開始され35年が経過しております。建築当時と比べて人口が大幅に増加し、岩手医科大学附属病院の移転等により町外の利用者も多くなっており、待合スペースの不足や火葬炉の劣化が進んでおります。第7次矢巾町総合計画後期基本計画では、火葬炉の改修を行いながら、今後の火葬場の在り方について、移転を含めた検討を進めることとなっております。このことから、火葬場の整備と併せて今後の社会情勢を踏まえた墓地の在り方を考慮し、施設周辺の環境整備も含めた公営墓地公園として検討を進めることを強く要請するものであります。また、移転を検討する場合は、岩清水地区を候補地とすることを求めます。

なお、意見書の提出先については矢巾町となります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 矢巾町営火葬場（斎苑）の誘致に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第20、発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、山崎道夫議員。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4請願第1号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願について産業建設常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、町当局に対して意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、国指定史跡徳丹城跡を活用し、観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備を実現させ、徳丹城史跡周辺の活性化につながる対策を推進することを求めるものであります。史跡徳丹城跡第2次史跡整備基本計画（改訂版）では、まちづくりの一環で民間企業やまちづくり組織等と連携して企画実施、運営を図ると示されており、速やかに官民協働の検討委員会等の協議の場を設置し、地域活性化に向けた取組を加速させることを強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 徳丹城史跡周辺の活性化に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第21、発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番(赤丸秀雄議員) 発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4請願第2号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、新型コロナウイルス感染症拡大により医療・介護・福祉に従事する職員が不足していることが明らかとなり、新たなウイルス感染症や大規模災害の事態に備え、安

心して暮らすためには職員の増員と処遇改善が必要不可欠であります。また、感染症対策について中心的に最前線で対応している保健所の体制拡充を強く要請するものであります。

意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆参議員議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 発議案第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

- 議長（藤原由巳議員） 次に、日程第22、発議案第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、山崎道夫議員。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

- 15番（山崎道夫議員） 発議案第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、4 請願第 4 号 令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について産業建設常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第 99 条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、令和 3 年 11 月 30 日、国から水田活用の直接支払交付金の見直しが示されましたが、見直しにより交付金の対象水田から除外されることで、農地の維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地や離農者の増加等が懸念されることから、水田活用交付金の見直しに関して生産者の意見を聴取した上で、一旦白紙とすること。また、生産者が営農意欲を失わず生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を構築すること。多年生作物の扱いについては、畜産農家の営農意欲の減退や営農断念が生じないよう適正かつ慎重な対応を行うよう求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第 6 号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 3 発議案第 7 号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議

について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第23、発議案第7号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 発議案第7号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、ロシアが一方的にウクライナへ侵攻し、主権及び領土を侵略する行為は、明らかに国際法違反であることへの抗議を矢巾町議会として決議するものであります。

決議の概要は、ロシア軍による攻撃とウクライナへの主権侵害、武力行使の即時停止、ウクライナ領土から全ての軍隊を撤退させることを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で議事日程は終了しました。

直ちに議案第27号から議案第32号について、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに



報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 1時55分 休憩

令和4年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第8号）

令和4年3月17日（木）午後4時15分開議

議事日程（第8号）

- 第 1 議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について  
第 2 議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
第 3 議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
第 4 議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  
第 5 議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について  
第 6 議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

16番	廣田光男	議員
-----	------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	総務課長 兼防災安全長	藤原道明君
企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司君	税務課長	花立孝美君
町民環境課長	吉田徹君	福祉課長	浅沼圭美君
健康長寿課長	村松徹君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室	佐々木芳満君	文化スポーツ 課長	田村英典君
農業委員会 事務局長	高橋保君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君	教育長	和田修君
学校教育課長	田中館和昭君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
書記	千葉欣江君		

---

午後 4時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

ただいまから本日の会議を再開します。

---

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 追加の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について

日程第2 議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第5 議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について、日程第2、議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第3、議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第5、議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第6、議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。この補正予算議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありました。これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 報告をいたします。

令和4年3月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)について、議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について。

本常任委員会は、令和4年3月17日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議員各位のご理解をいただき、賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(藤原由巳議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第27号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第12号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

---

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、3月会議の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

藤原議長さんをはじめ議員各位におかれましては、先月の17日から今日まで29日間にわたりまして、町議会定例会3月会議におきまして代表質問、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案等につきまして、原案どおりご可決賜りましたことに心から改めて感謝を申し上げる次第であります。

そして、代表質問につきましては、町民の会の藤原信悦議員、そして一心会の山崎道夫議員、矢巾明進会の長谷川和男議員、お三方から大きく14項目にわたるご質問をいただき、また一般質問におきましては、昆秀一議員、村松信一議員、赤丸秀雄議員、水本淳一議員、小笠原佳子議員、藤原梅昭議員、そして谷上知子議員、小川文子議員、そして川村よし子議員の9名の皆さんから大きく29項目にわたる、多岐にわたってご質問をいただいたわけですが、その内容と答弁を私らなりにもう一度精査をし、今後しっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

また、各議案におきましては、私どもから1件の報告、1件の諮問、30件の議案をご提案させていただきましたが、全てご可決を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。そして、今会議はいわゆる予算議会と言われておるわけですが、それぞれの議案の中の一般会計、特別会計は3会計に当たるわけですが、そして、企業会計の2つの会計を合わせて6会計の当初予算につきましては、町の将来像の実現を目指し、課題解決に向けたことをしっかり、スピード感を持って、確実に施策を推進してまいりたいと思います。

それから、先ほど予算決算常任委員会の廣田清実委員長からの審査報告、当初予算につきましても、附帯決議をいただいたわけですが、このことにつきましては、職員が一

丸となって取り組んでまいり覚悟でございますので、今後とも藤原議長さんをはじめ議員各位の皆様方におかれましては、どうか大所高所の立場から私ども職員に対しましてご指導、ご助言を賜りますことを改めて心からお願いを申し上げるとともに、今日もう一つ皆さん方にご報告をさせていただきたいと思っております。実は、昨日の地震によりまして、今日早速応援給水の要請が入りました。今のところ、早ければ明日出発しますが、応援給水、宮城県の涌谷町ということで、今調整をさせていただいております。このことにつきましては、お互いさまでございますので、上下水道課の職員が中心になりまして、私ども所有している給水車は2トン車でございます。ただ、小回りも利くわけでございますので、そのことも含めて、しっかり対応してまいりたいと。

あともう一つは、実は去年ハンドボール、矢巾中学校と矢巾北中学校は富谷市の成田中学校と交流しておるのですが、成田中学校も被災されたと、体育館が。だから、そういうことの情報をしっかり把握しながら、私らでお手伝いできることがあれば、しっかりご支援をしてみたいと。今後そういったこともあると思っておりますので、町としてそういうサポートをやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、この4月からは新年度、令和4年度がスタートするわけでございますが、皆さん方からもいろいろご質問なり、ご指導いただいたこと、しっかり真摯に受け止めて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

長丁場の予算議会、藤原議長さんをはじめ議員の皆さん方、本当にありがとうございました。今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして、3月会議に付託されました議案の審議は全部終了しました。

---

○議長（藤原由巳議員） ここで矢巾町民歌の斉唱を行っておりましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞き願いたいと思っております。

（町民歌演奏）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これをもちまして令和4年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時31分 散会





地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員